

349
1121



始





大日本神名辭書

文學博士 本居 豐穎 監
文學博士 井上 賴因
文學博士 物集 高見 修

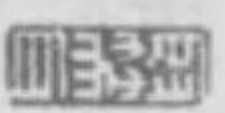
梶杜吉次 著

東京 巖松堂書店發兌

大正
15. 10. 21
內交

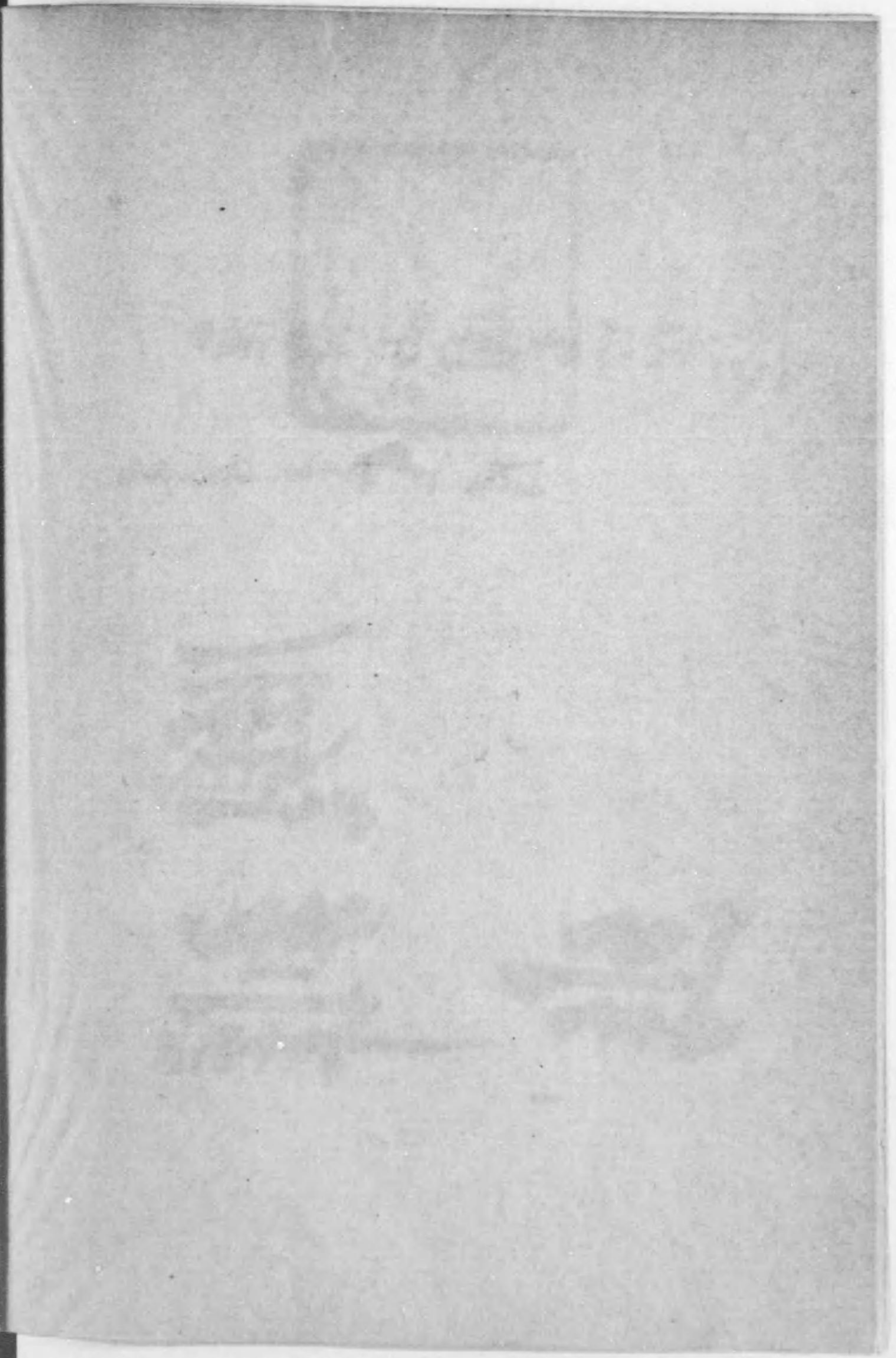


國朝雜記



三子書二月

廣壽西園方公理題



○凡例

- 一 神名の解釋は極めて偏倚せざらん事を期したり、例へば、古事記所載の神名は古事記傳を主とし、古史傳、神名考等を參酌按排せるの類なり。
- 一 神名にして古事記、日本書紀所載の共通なるは、古事記を主として書紀を後にし、其下に(記)又は(紀)と註せり。日本書紀、舊事紀に共通なるは書紀を主としたり。尙、姓氏錄、國造本紀等必ず其の出所を闡明せり。
- 一 文章は古典そのまゝに隨はず、努めて平易ならん事を期せり、是れ讀者をして了解に苦まざらしめんが爲なり。
- 一 神の御事蹟傳記を誌すに、精粗必ずしも古典と一致せしめず、其の極めて普通なるは努めて之を略記し、其の餘りに普通ならざるは之を詳説す、是れ讀者をして煩雜を避けしめむが爲なり。
- 一 本書蒐録する所の神名、上は神宮より下は無格社に祭る所の祭神に及び、又、現に神社には祀られ居らざるも古書舊記に見えたるは遍く網羅せんことを期せり、而して偉人傑士にして奉祀せらるるものの内知名のものをも新たに加へたり。
- 一 歴代の天皇は、神社の祭神として悉く奉祀せられたるには非ざれども、凡て宮中皇靈殿には鎮祭せられたるが故に本書は之を載録せり、是れ編者の特に意を用ゐたる所なり。
- 一 神名の排列は五十音の順序に隨へり。

- 一 神名中漢字音をもて稱ふるものあり、其の假名は、例へば「クワウ」(皇)、「コウ」(后)の如く、勉めて正音に従つて記載したれども、「チウ」「チュウ」「リウ」「リュウ」の類は普通漢字典などの例に倣ひ、「チウ」「リウ」等の簡なる方に收めたるもあり。
- 一 同一神にして數多の御稱號あるものは、主たる稱號の下に詳傳を掲げ、他は各部に稱號のみを載せて本傳を参照せしむ、但し、同一神にても、記紀等の書によりて、稱號事蹟共に異なるものは、兩者各別に傳記を載せたるもあり。
- 一 本書附録として神代系圖、歷代天皇并皇族系譜を掲げたり。元來神の系統は記紀等其の傳を異にせるもの往々ありて、之が統一確定には編者の頗る苦心せし所なりと雖も、多くの中には、尙ほ考證の至らざりしものなきを保せず、冀くは識者の是正を賜はらんことを。

大正十五年十月上浣

著者識

◎增補大日本神名辭書

○ア之部

アカシヒコ 明石彦 神魂命十世の孫なり崇神天皇の朝勅によりて吉備中縣國造となる(國造本紀)

アガタイヌカヒノタチバナノスケネミチヨノオホイラツメ 縣天養橋宿禰三千代大夫人 東人の女なり美努王に嫁して橘諸兄等四子を生む(姓氏錄)

アカツチノミコト 赤土命 中筒男命と同神也アカとナカとの音相通じ筒は借字にしてツチの意にて男男しきことをいふ 住吉の神なり(日本書紀)

アカツナミコト 吾勝尊 「マサカアカツカチハヤビアメノミ」ミミノミコトを見よ。

アガツヒメノミコト 吾娥津比賣命 亦名伊賀津比賣命と申し大土御祖神(猿田毘古大神の別名の御子なり此命伊賀を領し給ふ故に名あり(古史傳))

アガヒコノカミ 英賀彦神 伊和大神の御子也御事蹟詳ならず播磨國飾磨郡英賀保村に英賀神社あり

アカシアカマ

りて此神を祀る(播磨風土記、神社明細帳)。

アカヒメノイラツメ 赤比賣郎女 名義詳にし難し繼體天皇の皇女にして御母は倭比賣なり御事蹟詳ならず(古事記)。

アガヒメノカミ 英賀姫神 伊和大神の御子なり御事蹟明ならず播磨國飾磨郡英賀里に住せり故に今同國同郡英賀保村に英賀神社ありて此神を祀る元慶五年正六位上に敍せらる(播磨風土記、神社明細帳)。

アカブスマオホスミヒコサワケノミコト 赤彥意保須美比古佐和氣能命 國引坐意美豆努命の御子なり御事蹟明ならず(出雲風土記)。

アカマノモノノベ 赤間物部 天神なり饒速日命天降の時其屬神の一として兵仗を帯びて從ひ給ふ(舊事紀)。

アカマロ 赤麻呂 豐城入彦の三世の裔孫なり其人尋來津に家す依て廣來津公といふ(姓氏錄)。

アカヤマダイミヤウジン 赤山大明神 震丹の山神なり弘法守護の誓ありて慈覺大師に従つて跡を叡山の西に垂る(赤山雲神縁起)。

アカルヒメノミコト 阿加留姫命 新羅國王の子天之日矛の妻なり昔者新羅に一沼あり號して阿貝奴摩といふ一日賤女あり其沼邊に午睡す輝日其上を指して宛も虹の如し一賤夫異みて之を候ふに其女其時より妊みて赤玉を生みぬ賤夫其の玉を美とし請ひて恒に裏みて之を携ふ其人の作田山間に在り田夫の食を運ぶに牛を以てし自ら之を牽きて山谷に入る時に國王の子天之日矛に逢ひぬ日矛其人に問ふて曰く汝何爲れぞ牛を牽きて山中に入る是必ずや其牛を殺さんが爲ならんと即ち其人を捕へて獄に投せんとする其人百方辯疏すれども許さず乃ち其玉を解きて之を王子に贈る日矛喜びて歸て之を床邊に置くに其玉化して少女となる容色艶麗窈窕玉の如し日矛之を喜び遂に納れて嫡妻となす少女爲に恒に美食を設けて夫に進む然るに日矛動もすれば慢を發して時に妻を罵る其妻怒りて曰く吾は汝の妻となすべきものにあらず吾は吾が祖國に歸らんとて小

船に乗じて逃げて難波に來る此れ即ち阿加留姫命にして今は攝津東成郡及び豊後國東郡比賣許會社に祀られ給ふ名義は夫の玉によれるものなるべし(古事記)。

アキグヒノカミ 開嚙神 アキは口の開きたる様をいふクヒは角杖等と同じきか平田翁の説によればクヒは口の轉れるかといへり伊弉諾尊御視の時投げ給ふ御冠になりませる神開嚙之宇斯能神とある同神なり御事蹟詳ならず(日本書紀)。

アキクヒノウシノカミ 飽咋之宇斯能神 アキは開なりクヒはクミと同じく物の成始まる意の詞ならんか平田翁の説によれば咋は口の轉れるか又口に見なして咋ともいへるかといへり伊那岐神橋之小門にて御視の時投棄て給ふ御冠になりませる神なり冠が口を開きたる様をなしたる故の御名なるべし御事蹟傳はらず(古事記)。

アキノキミ 安貴公 魏文帝の後胤なり雄略天皇の朝四衆を率ゐて歸化す(姓氏錄)。
アキハヤタマノミコト 飽速玉命 飽は借字にて明の義速は映にて飽速玉即ち明映玉なるべし共

に玉の美はしき意なり天湯津彦命の五世の孫なり成務天皇の朝勅によりて阿岐國造となる阿岐は安藝なり(國造本紀、姓氏錄)詳細は「ハヤタマノヲ」を見よ。

アキビメノカミ 秋毘賣神 御名義詳ならず羽山戸神の御子にして御母は大氣都比賣神なり御事蹟詳ならず(古事記)奈良縣大和國宇陀郡上戸村大字追間式内縣社阿紀神社其他に祀らる。

アキヤマノシタビヲトコ 秋山之下氷壯夫 下

氷は秋山の木々の紅葉して美はしきをいふ應神天皇の御代美人あり伊豆志遠登賣といふ天之日矛の女なり萬人之を得んと欲すれども得る能はずこゝに秋山之下氷壯夫弟春山之霞壯夫に謂ひて曰く汝彼の伊豆志遠登賣を得べきかと弟曰く吾易く之を得んと兄の曰く若し然らば吾汝に數多の品を與へんと弟之を母に謀る母新衣を縫ふて之を弟に著せ少女の許に行かしむ弟少女の家に至れば其衣變じて藤花となる其色甚美なり乃ち之を廁中に掛く少女見て怪み之を取りて來る弟之に従ひ入りて之と婚し一子を生むやがて歸りて之を兄に告ぐ兄大に怪み約を行はず弟仍て母に訴ふ母兄を疎んじ詛して之を苦しむ是に於て

兄悔いて母に愁訴す母復遂に許して事なきを得たり(古事記)。

アクタ 阿久太 努理使臣の孫なりその事蹟明ならず(姓氏錄)。

アクトヒメ 阿久斗比賣 名義詳ならずれど恐らく地名にもあるべし河俣毘賣の兄縣主波延の女なり召されて安寧天皇の后となり三皇子を生み給ふ(古事記)「ユナソコナカツヒメ」の條を見るべし。

アケタツノミコ 曙立王 名義詳ならずと雖も思ふに此王宇氣比て鷺又は熊白櫛の木を自在に活し又枯し給へるに依る御名か開化帝の曾孫にして大保王の御子垂仁天皇の朝皇子譽津別命に隨ふて出雲に到れることあり(古事記)。

アケノミコ 阿居之王 應神天皇三世の孫なり御事蹟明ならず其末葉に息長竹原公あり(姓氏錄)。

アケヒナドノカミ 明日名門神 「アメノイハトワケノミコト」の別名なり其の條を見るべし(古史傳)。

アコタツノミコト 阿居太都命 神魂命八世の孫なり事蹟詳ならず其の後に縣犬養大椋置始連

あり(姓氏録)天石門別命の別名なりともいふ(古史傳)。

アサカゴラウ 安積五郎 武藏の人江戸淺草に住みて賣トを業とす勤王の志深く文久三年八月吉村寅太郎等中山忠光を奉じて兵を大和に擧ぐるやその軍に加はり後捕へられて京都の獄中に殺さる時に齡三十七明治三十五年十一月特旨を以て從四位を贈らる京都市靈山官祭招魂社に祀らる。

アザミノイリヒメノミコト 阿邪美能伊理毘賣命 名義詳ならず沼羽田之入日賣命の御妹なり垂仁天皇に召されて二子を生み給ふ(古事記)。

アザミツヒメノミコト 阿邪美都比賣命 御母後の御名に依れる名なるべし垂仁天皇の皇女にて御母は阿邪美能伊理毘賣命なり御事蹟明ならず(古事記)。

アサリ 阿佐利 伊賀迦色男命四世の裔孫なり應神天皇の朝勅を以て風速國造となる風速は伊豫國風早郡なり(姓氏録、國造本紀)。

アサキヒメノミコト 淺井比賣命 夷服岡神の姪にして淺井岳に在り時に夷服岳と其高さを競ふ淺

井岳一夜に高さを増す夷服岳怒りて刀劍を抜きて淺井比賣の首を切る首湖中に落ちて島となる之を竹生島といふ(帝王編年記)近江國東淺井郡竹生村式内郷社都久夫須麻神社に祀らる。

アシカガミワケノミコ 足鏡別王 名義詳ならず倭建命の御子にして御母は山代之玖玖麻毛理比賣なり鎌倉別等が祖となり給へり(古事記)。

アシダノスクネ 葦田宿禰 葦田は地名に依れる名なるべし葛城會都比古の子なりその事蹟を詳にせず(古事記)。

アシナダカノカミ 葦那陀迦神 那陀は海邊の波打際をいふ迦は處の義なり此神葦の生ひたる那陀の處に住み給へるを以て負ひ給へる御名なるべし國忍富神に嫁して速襲之多氣佐波夜遲奴美神を生み給ふ(古事記) 備中國都窪郡大高村に縣社足高神社あり考ふべし。

アシナツチ 足名稚(記)脚摩乳(記) 足は字の如しナツチはナデツチの約にてナデは其妻手名稚と共し其女稻田媛を撫で愛みたるより負へる名ツチは美しき性を讃めたる名稱なり、國つ神大山津見神の

子にて出雲の鉢の川上に居り越の八頭の大蛇の爲に已に其七女を奪はれ今又末女稻田媛を奪はれんとして甚く悲嘆せる所に素戔鳴尊天より降り來て之を救ひ大蛇を退治て後稻田媛を娶り須賀宮作りて住み給ひし時に足名稚を其宮の司長として稻田宮主須賀之八耳神の名を給ふ(古事記、日本書紀)。

アシハラシコヲノカミ 葦原色許男神(記)葦原醜男神(紀)「オホクニヌシノカミ」を見よ。

アスキノカミ 阿須岐神 備中國後月郡井原町字大明神に足次神社ありて此神を祀る阿須岐神社は阿須岐神を祀る事諸説皆一致す足次は和名抄安須岐と訓ず(神祇寶典、神祇志料、神社叢錄、神社明細帳)。

アスナドノミコト 明日名門命 御系統御事蹟詳ならず其の胤に山城額田部宿禰あり(姓氏録)。

アスハノカミ 姓須波神 古事記傳に強て言はば阿須波は足場の意にや人の足踏み立つる所を足場といふ場は庭の略にて(中略)此神は人の他所へ行くとても萬の事業をなすとても足踏み立つる所を守り給ふ神なれば家毎に祭りしにやとあり一説神名考には此神は庭の神にて唯遍波といふ言也と又阿須の須

は佐に通ひて阿須は朝なり阿須波は即ち朝廷なり云ともいへり大年神の御子御母は天知迦流美豆比賣にして御事蹟詳ならず(古事記)。

アソジフニシヤ 阿蘇十二社 肥後國阿蘇神宮は其祠十二あり第一健甞龍命社にして第二阿蘇比咩神社は健甞龍命の夫人にして草部吉見命の女なり第三國龍明神南宮と稱し草部吉見命なり是を權宮司家の祖となす第四を比咩御子明神といふ又北宮とも稱し健甞龍命の女なり第五を彦御子明神といひ國造速瓶玉命の子惟人にして即ち大宮司家の祖なり第六を若比咩明神といふ第七は若彦明神草部吉見命の弟なり第八新比咩明神は若彦の嫡女なり第九新彦明神は若彦の嫡子にして北宮は祝山部氏の祖なり第十彌比咩明神といふ第十一國造明神は別殿にして三宮といふ是れ速瓶玉命なり第十二金凝明神は綏靖天皇を祀る健甞龍命の御叔父に當り給ふ故なり(一宮記)。

アツツヒコノミコト 阿蘇津彦命 肥後國阿蘇郡に健甞龍神社あり古事記傳には阿蘇津彦は健甞龍命の神靈なるべしと説かれたり、景行天皇十八年六月天皇巡狩して肥後國阿蘇郡に至り給ふや其國曠原

遠く連り絶えて人跡なし天皇宣く是國に人ありやと
時に二神あり阿蘇都彦阿蘇都姫といふ忽ち人となり
て天皇の許に詣りて曰く吾等二人の在るあり何ぞ
人なしと宣ふやと依て其國を阿蘇と號す阿蘇は何ぞ
なり阿と奈とは通ずる例多し何ぞ人なしと宣ふやと
いひ給ひしによりて負へる名なり(日本書紀)

アツツヒメノミコト 阿蘇津姫命 「アツツヒ
ノミコト」の條を參見よ。

アソノミヤ 阿蘇宮 「カネナガシンワウ」の條
を見よ。

アソノムラジ 阿曾連 天火明命二十七世の裔
孫なり事蹟明ならず其の胤に尾張宿禰あり(姓氏錄)

アタガタスノミコト 阿田賀田須命(舊事紀・姓氏
錄)吾田片隅命(神名帳考證・神名帳集説)大國主命
六世の裔孫なり一説八世の孫ともあり事蹟詳ならず

和邇君等は實に其の末葉なり(姓氏錄・舊事記)

アタカヤヌシタキキヒメノミコト 阿陀加夜努志
多伎吉比賣命 大己貴命の御子なり事蹟明ならず
古史傳には下照姫命の一名と云へり(出雲風土記)

アタツクシネノミコト 阿田都久志尼命 天日

カクシカミノミコト 方奇月方命の別名なり其の條を見よ(舊事記)

アタネノミコト 阿多根命 天目一箇命の後裔
なり神武天皇の朝命によりて山背國造となる(姓氏
錄國造本紀)

アチスキタカヒコネノカミ 阿遲鉏高日子根神(記)
味相高彥根神(紀)阿遲は厚集にて重り嵩む義阿遲
鉏とは重り嵩むまで耕きて上ぐる意にて高といふべ
き枕詞なり高日子は高彥にて男子の尊稱根は親みて
云ふ語共に稱讚の御名なり大國主命の御子にて御母
は多紀理毘賣命なり此神天若日子と友としよく天若
日が天之迦久矢に當りて死せる時來り坐して喪を弔
ひ給ふ若日子が父と妻此神の容貌天若日子とよく似
たりければ思誤りて若日子未だ死せずとなし此神の
手足に取りつきて泣く高日子根神大に怒りて曰く吾
友失せられたればこそ吾は弔ひ來つれ何ぞ吾を穢き死人
に比するやとて佩劍を抜きて喪屋を切り伏せて飛び
去り給ふ時に光儀花艶二丘三谷の間に映れりといふ
(古事記・日本書紀)

アチノオミ 阿知使臣 漢靈帝の四世の裔孫也
應神天皇の二十年其族十七人と來て本朝に歸化す後

勅を蒙りて高麗及吳に涉り織工縫工を伴ふてかへ
り後外國使臣のことを掌る倭漢直等の祖なり(日本
書紀)

アチワウ 阿智王 「アチノオミ」と同人なり。

アツサネシムワウ 敦實親王 は宇多天皇第八
の皇子に坐し御母は皇太后胤子と申し内大臣藤原高
藤の女なり一品式部卿たりしが康保四年二月(或は
云ふ三年二月)薨す御年七十五法名覺信(又覺眞に
作る)仁和寺宮と稱し奉る(紹運錄)近江國蒲生郡安土
村式内郷社砂砂貴神社其他に祀らる。

アツサワケノミコト 阿豆佐和氣命 大山祇
命の御裔神なるべし御事蹟詳ならず(神社叢書)東京
府伊豆國加茂郡利島式内郷社阿豆佐和氣命神社その
他に祀らる。

アツノミコ 阿豆王 御名義詳ならず繼體天皇
の御子にして御母は阿倍之波延比賣と申す御事蹟明
ならず(古事記)

アツマヒトノアタヘ 東人直 都賀直四世の孫
なり其の末葉内藏宿禰佐太宿禰等あり(姓氏錄)

アトリノミコ 足取王 御名義詳ならず欽明天

皇の皇子御母は岐多斯比賣なり御事蹟分明ならず
(古事記)

アナトタケヒメノミコト 穴戸武姫命 古事記

には大吉備建比賣とあり吉備武彥命の女にして納り
て日本武尊の妃となり武敏王十城別王の二王子を生
む(日本書紀)岡山縣吉備郡吳妹村郷社穴門山神社其
他に祀らる。

アナトノカミ 穴門神 穴門は長門の舊名なり

之は長門と豊前との間に住みし邪神なり景行天皇の
御宇倭建命に平定せられ終んぬ(古事記)

アナハトリノオホカミ 穴織大神 穴は漢と音

相通ふハトリは服織の約なり漢服の義にして吳國よ
り貢せし工女なり應神天皇三十七年二月阿知使主等
を吳に遣し工女を求めしめ給ふ阿知使主等先づ高麗
に至るに案内を知らず乃ち先導を高麗王に乞ふ高麗
王人をして嚮導をなさしむ阿知使臣乃ち吳國に至り

工女吳織、穴織、兄姫、弟媛の四婦を伴ふて歸る途に
胸形大神の求により兄姫を奉り三女を將てかへりぬ
穴織等之より吳服を作るに殊功あり即ち神として祀
らる(日本書紀)

アハホノミコト 穴穗命記穴穗天皇紀穴穗は地名なり帝王編年記に山邊郡石上左左臣家の西南古川の南地なりといひ大和志には山邊郡田村に在りといへり此命早くより此地に住み給ひし故に此御名を負ひ給へるなり安康天皇の御諱名也天皇は允恭天皇の御子御母は忍坂之大中津比賣命允恭天皇の崩じ給ふや位を承けて石上穴穗宮に在りて天下を治め給ふ天皇皇弟大長谷皇子の爲めに根臣を大日下王の許に遣して宜く汝の妹若日下王女を大長谷王子の爲めに妻らんと欲す宜しく奉るべしと大日下王恐惶措かず四拜して然諾の旨を述べ玉冠を奉りて其の證とす根臣之を盗みて大日下王を天皇に讒して曰く大日下王刀を按じて勅命を拒み給ひきと天皇忿悲して王を殺し其御妻長田大郎女を納れて皇后となし給ふ其後天皇床に御して皇后に語りて宜く汝思ふ所あるかと答へて曰く天皇の恩澤殊に深し何ぞ思ふ所あらんやと時に皇后の先子目弱王殺下に嬉戲す年甫めて七才なり天皇之を知らずして宜く朕常に憂思あり目弱王成人の後朕を仇とする事なからんかと目弱王之を聞きて天皇の眠り給へるを窺ひて傍の太刀を取りて天皇

を弑す御位に坐す四十二年(古事記、日本書紀)。
アハホベハシビト 穴穗部間人 「ハシヒトノアハホベノミコト」を見るべし。
アハヤマトコノミコト 穴倭古命 兄多毛比命の子なり成務天皇の朝郡縣の制定まるの時命を以て大島國造となる大島は周防國大島郡なり(國造本紀)。
アハノカミ 安仁神 岡山縣備前國邑久郡大宮村に安仁神社あり祭神詳ならず一説五瀬命を祀るといふ延喜式名神大社に列り今國幣中社に列す(延喜式)。
アヌヒメ 阿野姫 日下部馬津久流久美が女なり彦湯伎命に嫁して一男を生む(舊事記)。
アハチノミハラノイツメ 阿貝知能三腹郎女アハチは淡路にしてミハラは三原郡なり淡路に居り給へる故の名なるべし應神天皇の御子御母は弟日賣にして御事蹟明ならず(古事記)。
アハノカミ 阿波神 アハノメノミコトの別名なり(古史傳)。
アハノミコ 粟御子 「ミチヌシノミコト」を見よ。
アハノメノミコト 阿波咩命 天石門別命の女

なり此命召されて事代主命の後神となり給ふ(古史傳)。
アハノカミ 阿波々能神 アハノメノミコトの別名なり(古史傳)。
アハヤリヤウノスケ 粟屋良之助 近江國膳所藩士なり文久三年夏攘夷の詔下るや同志と心を協せ横濱なる異人館を焼かんとせしが藩の執政に阻まれて果さずその後長藩の士と交り京都にありて尊王の事に従ひ元治元年七月九門の戦に加りて戦死す時に齡二十四明治三十一年七月特旨を以て正五位を贈らる滋賀縣滋賀郡膳所官祭招魂社に祀らる。
アハヤウケノミコト 淡屋別命 弟彦命の子なり事蹟明ならず(舊事紀)。
アハラハノミコト 阿波羅波命 安康天命の朝皇大神宮の大神主たりし人なり事蹟未詳(御鎮座次第記傍註)。

アヒラヒメ 阿比良比賣 阿比良は地名にして大隅國の郡名にあり此人阿多小椅君の妹なるが神武天皇に召されて皇子多藝志美命と岐須須美命とを生み給ふ(古事記)。

アフミノカハカレヒメ 淡海川枯姫 系統明ならず彦湯伎命に嫁して一子を生む(舊事紀)滋賀縣甲賀郡式内川枯神社に祀られたるも今は其社廢滅し同郡油日村縣社油日神社相殿として祀らる。
アヘシコノミコト 阿閉色命 饒速日命の後胤忍凝見命の孫なり成務天皇の朝勅によりて筑波國造となる筑波は常陸國筑波郡なり(國造本紀、姓氏錄)。
アヘノクニツカミ 敢國津神 三重縣伊賀國阿山郡府中村に敢國神社あり祭神詳ならず一説大彦命を祀るといひ又伊賀風土記によれば少彦名命なりと延喜式大社に定められ今國幣中社なり(延喜式)。
アベノハエヒメ 阿倍之波延比賣 阿倍は地名なるべし波延は光映の義にや系統詳ならず繼體天皇に召されて三皇子を生み給ふ(古事記)。
アホノオホカミ 阿菩大神 太古の世天神天御量を以て天香山を下し給ふ是れ大和の香山なり時に畝火山容姿甚だ秀麗なり香山即ち之を妻らんとして耳梨山と相争ふ時に出雲の阿菩大神其の争鬪を聞き之を諫止せんと欲し上り來る時に播磨國にて争鬪止みぬと聞きて其處に止まる(古史傳、萬葉集)。

アマアヒノミコト 天相命 名義未詳津速産靈神の御子なり又興台産靈神の父神にて別名市千魂命ともいふ魂はムスビとも訓むべくもあれど今はタマに従ふ(古史傳)

アマタラシヒコクニオシビトノミコト 天足彦國押人命「アメオシタラシヒコノミコト」の條を見よ。

アマツアカウラ 天赤占 天神なり饒速日命の天降る時五部神の一として従ひ下りし神なり其の後胤に爲奈部氏あり(舊事紀)

アマツアカホシ 天赤星 天神なり饒速日命の天降り給ふや五部神の一として従ひ降りし神なり筑紫菟田物部は其の後裔とす(舊事紀)

アマツアカマラ 天都赤麻良 天神なり饒速日命天降の時従ひ給ふ曾曾登等は其の後なり(舊事紀)

アマツカミ 天津神 高天原にまします神例へば天御中主神、高皇靈神等の諸神を申す。

アマツキチカミタカヒコノミコト 天津積値可美高日子命 名義未詳神皇産靈神の御子なり(古史傳)尙「コモマクラシツヌチノミコト」を見よ。

アマツクニタマノカミ 天津國玉神 名義詳ならず此神往時中國に降り居て國土の經營に功ありし故に國玉といひ又天上の神にして國主なれば天津といふにや天若日子が親神なり御事蹟傳はらず(古事記、日本書紀)

アマツクメノミコト 天津久米命 クメは組にて軍隊をいふ也兵軍に將たりし意の御名なり此神天孫降臨の時天忍日命と共に軍卒を率ゐる武器を執りて先驅をなし給ふ後世々近衛の兵職にあり久米直等は此神の末胤なり(古事記)

アマツコヤネノミコト 天津兒屋根命 「アメノコヤネノミコト」を見よ。

アマツツツ 天會蘇 天神なり饒速日命の天降の時五部神の一として従ひし神なり(舊事紀)

アマツハハノミコト 天津羽羽命 天石戸別命の御子なり御事蹟明ならず別名を阿波咩命阿波波神阿波神とも稱す八重事代主命の后神なり(古史傳、土佐風土記)

アマツハハラ 天津羽原 天神なり饒速日命天降の時船長として従ひし神なり其の後胤に跡部首あり

り(舊事紀)

アマツヒコネノミコト 天津日子根命(記)天津彦根命(紀) 日子は男子讚美の稱へ名根は尊稱天照大神素戔嗚命と御誓約の時素戔嗚尊大御神の御誓の珠を受け取りて噛み碎きて吹き出で給ふ御息の中に生れませる神なり事蹟傳らず(古事記、日本書紀)犬上縣主蒲生稻置、菅田首、桑名首、額田部連、額田部湯坐連、三枝部造、高市縣主、奄智造、凡河内國造、凡河内直津國造、山背國造、山背直、磐城國造、磐瀨國造、菊多國造、周淮國造、馬來田國造、師長國造、茨城國造、周防國造等の祖也(古史傳)

アマツヒタカヒコナキサタケウカヤフキアヘズノミコト 天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命 波限は波の寄する際なり此命の生れ給ふ時海濱に産屋を營み給ひしを以てなり建は武勇の稱鵜葺草は鵜の羽を以て産屋の葺草とせしに未だ造り了へざるに先ちて生れ給へる故の御名なり日子穗穗出見命の御子御母は豊玉比賣命と申す此命父命の後を繼ぎて西邊に都し御姨玉依毘賣命を娶りて四皇子を擧げ給ふ實に神武天皇の御父に座す御名義は「アマツヒタカヒ

コホホデミノミコト」を参考せよ(古事記、日本書紀)アマツヒタカヒコホホデミノミコト 天津日高日子穗穗手見命(記)彦火火出見尊(紀) 天津日高は御父尊の御名を取負ひ給へるものならんといふ日子穗穗出見命の穂穗は稻穂にて重ねいへるか又大穂にてもあるべし手見の手は根に通ふものにて見は耳と同じくして之も讚美の稱也古事記傳にいへり神名考には手見は出満の意なるべしとあり一に火遠理命と申し奉る瓊杵命の第三の御子なり、此御子山の幸を有し給ふ御兄火照命は海の幸を有す然るに火遠理命御兄火照命と互に幸を換へ用ゐ給ふに共に其利を得給はず御兄之を悔いて弟命の弓矢をかへして己が釣を乞ひ給ふ時に火遠理命は既に御兄の釣を海中に失ひ給へり故に御佩刀を研りて一千釣を作りて償ひたまふと雖兄命肯はずして曰く我が舊の釣にあらずば多しと雖受けずと責めはたり給ふ事甚だ急なり火遠理命太憂ひて海邊を彷徨し給ふ時に鹽土老翁其何の故に憂ひますを問ふ命即ち答ふるに詳細を以てし給へば老翁慰めて曰く復憂ひ給ふ事勿れ吾君の爲に良計を奉らんと乃ち無目籠を作りて命をして

之に入らしめ教へて曰く我此船を流さば良久して幸し給へ良き道あらん乃ち其道を進み給はば魚鱗の如き宮あり其宮は海神の宮なり其宮に到り給はば必ずや爲に謀るものあらんと命やがて老翁の言に隨ひて行き給へば一構の宮殿あり門廡整正臺宇玲瓏正に目を奪はんとす門前に一香樹立てり枝葉甚だ繁し命乃ち之に上りて待ち給ふに須臾ありて一婢あり閤を開いて出でて玉鏡を以て水を汲まんとするに井水に光あり仰いで樹上を見れば婉然たる美少年あり顔玉の如し婢見て驚く時に火遠理命之に謂て曰く吾に水を與へよと婢乃ち玉鏡に汲みて奉る命御頭の球を取りて口に含みて之に吐き入れ給へば其玉玉鏡に凝りつく婢そを持ちて海神の女豊玉姫に奉る姫怪みて門に人あるやと問ふ婢答ふるに云云を以てす姫乃ち出でて命を見恍惚として父海神に申す海神自ら出でて見其火遠理命なるを知り八重疊を敷き延いて内に入れ奉り珍を盡して饗したまた女豊玉姫を奉りて婚を結ぶ命乃ち居ます事三年也一日往事を追懐して長大息し給ふ豊玉姫之を聞き憂ひて父に謀る海神乃ち命に問ひ奉れば命答へて委細を盡し給ふ是に於て海神悉

く魚族を集めて若し釣を食ひたるものやあると問ふ衆魚答へて曰く頃者赤鯛咽に鯁ありとて物を食ふ能はず是れ必ず釣を食ひたるならんと海神赤鯛の咽を搜れば果して釣あり即ち取りて洗滌して之を命に奉る且つ教へて曰く此釣を御兄に返し給はん時に此釣は淤煩釣須須釣貧釣宇流釣といひて後手に返し給へ又御兄高田を作らば命は下田を作り給へ然らば我は水を司れば三年の間に御兄必ず食しくなり給はん御兄若し恨みて攻め來らば潮盈珠を出して溺らし給へ若し又愁請せば潮干珠を出して救ひ給ふべしと詳にいひて兩珠を奉り悉く大小の鰐魚を集めて問うて曰く今虚空津日高(猶大子と謂は)上國に歸り給はんとす誰か幾日にして送りて歸り來らんと仍りて各其身長によりて日數を限る中に一尋の鰐魚あり吾は一日にして送りてかへり來るべしといふ海神乃ち鰐魚の首に命を乗せ奉りて送らしむ戒めて曰く海中にて恐れしめ奉る勿れと鰐魚然諾して出で乃ち正に一日にして送り奉る其歸らんとする時命佩き給へりし小刀を解きて鰐魚の首にかけ其功を賞し給ふかくて海神の言に従ひて御兄を懲し給へば御兄頓首して哀を

請ふかくて其後命は海神の女豊玉姫を后として君臨年あり御年五百八十歳高千穂宮(宮跡は大隅國西端於郡西鹿兒島神宮の所に當ると云ふ)に崩じ給ふ御陵は宮の西方に在り(古事記、日本書紀)。

アマツマウラ 天津麻羅 御名義詳ならず古事

記傳には鍛冶の總名ならんといへり天照大御神岩屋にかくれ給ひし時石凝姥命に隸屬して鏡を作りし神なり後饒速日命の御供神として天降りぬ(古事記、舊事記)。

アマツマウラ 天津眞浦 天神より饒速日命天

降の時船子として従ひ給ふ其裔に阿部造あり(舊事紀)。

アマツマウラ 天津麻占 天神なり饒速日命天

降の時従ひ降り給ふ其裔に笠縫氏等あり(舊事紀)。

アマツマラ 天麻良 天神なり、饒速日命天降

の時棍取として従ひ給へる神なり(舊事紀)。

アマツミオヤアメユヅルヒアメノサギリクニユツ

ルツキクニノサギリノミコト 天祖天讓日天狹霧國

禪月國狹霧尊 天地剖判の初め高天原になりませ

る神とす御事蹟詳ならず(舊事紀)。

アマツミカホシ 天津彗星 名義詳ならず天に在りし惡神にして折々怪光を現して高天原の諸神を惑すと云ふ經津主命武甕槌命と天神の命を受けて中國平定の途に就き給ふに先ち此神を誅し給ふといふ(日本書紀)。

アマツミツコリ 天津水凝 繼體天皇の朝の人

なり時に新羅人筑紫國造磐井と謀を通じて叛く水凝勅により之を伐ちて殊功あり伊吉島造となる伊吉は壹岐なり(國造本紀、日本書紀)。

アマツムネタカツグノスメラミコト 天宗高紹天

皇 天皇諱は白壁王天智帝の御孫施基皇子の第六の王子なり聖武稱徳二帝に仕へ官大納言に至り給ふ稱徳天皇崩じ第四十九代の位に即き平城に都し給ふ天皇在位十二年改元するもの二曰く寶龜曰く天應御位を太子山部皇子に譲り次で崩じ給ふ廣岡山陵に葬り上る諡を光仁天皇と申す(續日本紀)。

アマテラスオホミカミ 天照大御神(記) 天照大

神(紀) テラスはテルの意にしてルの延音ラスを用ゐて敬意を含めたり猶照り給ふといふが如し天に坐して八紘に照り渡り給ふ意の御名なり伊邪那岐神橋

之小門にて御禊の時左の御目を洗ひます時になりませる神なり(記)一説伊弉諾伊弉册二神既に大八洲を産みまして後相計りて争てか天下の主を生まざらんやとて此神を生み給ふ(紀)大御神光華明彩六合を照し給ふ父大神仍りて就て高天原を治めしめ給ふ御弟須佐之男神行爲甚横暴にして屢々大御神を苦しめ給ふも雖も大御神見許し給ふ其天斑駒を逆剗に剗ぎて織殿に投じ給ふに及びて大御神赫怒し給ひ即ち天岩屋に隠れ給ふ是に於て六合暗黒晝夜を辨せず妖異國內に滿ち邪神横行す八百萬神愁ひて天安河原に會し大御神を招ぎ奉るの策を講ず高御産巢日神主となり思兼神專畫策の事に當る仍て箒を設け樂を奏して諸神大に興樂歡笑す大御神怪しみて戸を細目に開きて伺給ふ時手力男命御手を取りて引き出し奉る仍て天下復明かなり後皇孫天津日古番能邇邇杵命を下して此國を治めしめ給ふされば皇室の御祖神として永く伊勢大神宮に齋祀り給ふなり別名を天照大日靈尊、又大日靈貴尊、大日靈尊、又日神と申し奉る(古事記、日本書紀)。

アマテラスタカヒメノカミ 天照高比賣神 下

光姫の一名を高比賣とも申す此の神の御事なるべし。
アマテルクニテルヒコホアカリノミコト 天照國照彦火明命 天照國照は天鏡石國鏡石と同じく稱讚の語を重ね添へたるなり「アメノホアカリノミコト」を見よ今兵庫縣播磨國揖保郡龍野町大字日山式内縣社坐天照神社其他に祀らる。
アマテルタマノミコト 天照玉命 「アメノホアカリノミコト」の條を見よ丹波國天田郡下豊富村大字今安村式内郷社天照玉命神社其他に祀らる。
アマトミノミコト 阿麻刀彌命 火明命四世の孫也御事蹟明ならず其末に大炊刑部造あり(姓氏錄)。

アマトヨツヒメノミコト 天豐津姫命(日本書紀)
「フトマツカヒメ」を見るべし。
アマノカガセヲ 天香香背男 香香は焔背はサエにて光り明なる意の詞にて天津瓊星の一名なり(日本書紀)。
アマノクシミミノミコト 天櫛耳命 天神玉命の子なり事蹟明ならず(古史傳)。

アマノサグメ 天佐具賣(記)天探女(紀)佐具女は探女の意にて人の心を猜し探りて邪思多き謂也といふ天若日子が婢にて姓名鳴女天上より下り若日子が門の楓樹に止りて天神の命を傳へし時佐具女若日子に勸めて之を射せしむ(古事記、日本書紀)。

アマノタネコノミコト 天種子命 「アメノタネコノミコト」を見よ。

アマノトメノミコト 天戸目命 天忍人命の御子なり此命葛木遊姫を娶りて建斗米命妙斗米命の二子を生む(舊事紀)。

アマノヌナカハラオキノマヒトノスメラミコト 天淳中原瀛真人天皇 天武天皇の御諱なり御名義美稱なる事素よりなれども細かに別けていはば御幼名大海人皇子と申しきさて後に瀛真人皇子とも申ししは大海人に縁ある御名なりかくて御即位後に其御名の上に冠らせ奉りて天淳中原とは稱へ奉りしなるべし淳中原は海原と通じさては海原の瀛と言ひ續けしものならん舒明天皇の御子御母は皇極天皇に坐ます此天皇天友皇子の既に即位し(弘文天皇)給ひしを逐ひ奉り給ひて自ら位に即き給ひ壬申の變飛鳥淨御

原宮にて天下を治め給ふ此御代制度の改革甚だ多しそは國史を見て知るべし(日本書紀)。
アマノヒリトメノミコト 天比理刀咩命 天神玉命の後神なり(古史傳)。
アマノヤウツツヒコノミコト 天之八現津彦命 事代主神八尋熊鬚となり溝咋比賣と婚して生み給へる御子なり長公我孫及土佐國造等の祖なり(古史傳)。

アマノユカハタナノミコト 天湯河衍命 古事記に山邊之大賴とあるは此神のこと也名義詳ならず垂仁天皇の朝の人なり天皇の皇子譽津別王壯年に及ぶまで泣き給ふ事嬰兒の如く未だ曾て物言ひ給はず天皇大に愁慮あり二十三年冬天皇大殿の前に立ち給ひ皇子之に侍し給ふ時に鳴鶴ありて飛んで大空を渡る皇子仰で之を觀て曰く是れ何物ぞやと天皇其の初めて言ひしを聞き喜び給ふ事甚し依て左右に詔して宣く誰か能く是鳥を捕へて奉らんやと天湯河衍奏して曰く臣必ず捕へて之を獻らんと天皇勅して之を捕へしめ給ふ時に湯河衍遠く鶴の飛び行く處を見進み尋ぎて越の國より丹波出雲に逐至りて遂に但馬

に之を捕獲し十一月朔之を獻す皇子此鵠を弄して以て能く言ひ給ふに至る天皇賞して湯河桁に姓を賜ひて鳥取の造といふ(古事記、日本書紀)。

アメオシタラシヒコノミコト 天押帶日子命(記) 天足彦國押人命(紀) 押はオホシなり帯は足にて共に讚美の稱言なり孝昭天皇の皇子にして御母は余曾多本民賣命御事蹟の著きものなし春日臣、大宅臣、粟田臣、小野臣、柿本臣、壹比遠臣、伊勢飯高君、壹師君、近江國造は其の末葉なり(古事記、日本書紀)。

アメカカスノカミ 天懸神 番之邇邇藝命の將に中州に降らんとし給ふや天照大神護齋の料として鏡を授け給ふ即ち天照大神の御靈代の一にして之を天懸神といふ今紀伊國に國懸神宮(官幣大社)あり之と對比すれば伊勢神宮を指して申す御名か尙考證の餘地あるべし(古史傳、史學叢說)。

アメカハタナノミコト 天川田奈命 角凝魂神 四世の孫なり事蹟詳ならず河内國の美努連は其後胤なり(姓氏錄)。

アメクニオシハルキヒロニハノミコト 天國押波流岐廣庭命(記) 天國排開廣庭天皇(紀) 波流岐は

書紀の開の義なり此名既に御即位後の稱へ名なるべし繼體天皇の皇子にして御母は手白香姫なり宣化天皇の後を承けて御位に即き師木島大宮に天下を治め給ふ師木島大宮は大和磯城郡金屋村の西南に當る御諡を欽明天皇と申し奉る(古事記、日本書紀)。

アメクマノウシ 天熊人(紀) 天熊大人(舊事紀) 熊は借字にてクマとは神に獻る稻の古言にやありけん和名抄に石見國邑智郡神稻を久滿之呂と訓せり神稻は義を以て書けるにて謂は稻宮なり此神かく名を負ひたる故は其事蹟にて知るべし月夜見命初め天照大神の御使として此國に降り保食神に請ふ處あり後に到り怒りて遂に保食神を斬りてかへり給ふや大神太く憐ませ給ひて天熊大人をして斬られたる保食神を訪はしめ給ひぬ天熊大人命を承けて到れば保食神既に死して其身に牛馬蠶及五穀生じたりければ之を取りて歸りて大神に奉るといふ(日本書紀、舊事紀)。

アメシルカルミツヒメ 天知迦流美豆比賣 舊説に天知は稱へていへるならむ迦流は地名なり美豆はみづみづしき意にて比賣神の美を稱へていへるなり

どあり又神名考には天知は下の美豆にかかる詞か其美豆は水にて天知水は所謂天水をいふ迦流は迦流流の略かれたるか其カカルは懸るにて天よりかかる水といふ意にはあらずか其由は此神姫神ながら天水のかかりて農業に助ある事をなし給ひし故にはあざざるかといへり此神大年神に嫁して御子十神を生み給ふ(古事記、舊事紀)。

アメシルシクニオシヒラキトヨサクラヒコノスメラミコト 天璽國押開豐櫻彦天皇 天皇は文武天皇の皇子にして御母は藤原夫人贈大政大臣不比等の女なり養老七年元正天皇の讓を受けて第四十五代の御位に即き給ふ先帝の後を承けて平城宮に都し給ふ在位二十五年天平勝寶元年七月二日位を孝謙天皇に譲り給ふ諡號を聖武天皇と申し奉る(續日本紀)。

アメタカシルヒノコヒメノミコト 天高知日之子 姫尊 尊諱は新笠と申し贈正一位乙繼の女御母は贈正一位大枝朝臣眞の女なり其先は百濟の武寧王の子純陀太子より出づ人となり容徳假茂夙に聲譽あり光仁天皇潛龍の日納れて夫人となし給ふ尊三子を生

み給ひ桓武天皇の延暦八年十二月崩す天高知日之子 姫尊はその諡號なり(續日本紀)。

アメツカタヒメノミコト 阿米都加多比咩命 大山祇命の御裔神なるべし御事蹟明ならず伊豆國加茂郡に阿米都加多比賣命神社あり(神社叢書)。

アメツセケタチノミコト 阿米都瀬氣多知命 大山祇命の御裔神なるべし御事蹟詳ならず(神社叢書)。

アメツツクサノミコト 天筒草命 神魂命七世の孫なり事蹟を詳にせず末裔に若倭部連あり(姓氏錄)。

アメツツケノミコト 阿米都和氣命 大山祇神の御裔神なりと覺へし御事蹟詳ならず(神社叢書)。

アメトヨタカライカシヒタラシヒメノスメラミコト 天豐財重日足姫天皇 天豐は美稱財は天皇の御名重日足皆後世よりの尊稱、皇極天皇の御諱なり天皇は敏達天皇の御曾孫押坂彦人大兄皇子の孫茅渟王の御女なり御母は吉備姫初め立ちて舒明天皇の皇后となり天皇崩するに及て第四十四代の帝位に即き給ひ飛鳥の板蓋宮に天下を治め給ふ御在位四年位を

皇太子に譲り給ふ(日本書紀)

アメトヨツヒメノミコト 天豊津姬命 天豊は

美稱なり「フトマワカヒメノミコト」の條を見よ。

アメニギシクニニギシアマツヒダカヒコホノニ

ギノミコト 天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇

邇藝命(記)天饒石國饒石天津彦火瓊瓊杵尊(紀)

邇岐志は賑しにて稱讚の名にして天津日高は大祓の

詞に大倭日高見之國とある日高にて縣居翁曰く倭國

は四方の秀でたるをほめて天津日の空に高く秀でた

るにたとへたりと此御名も天の秀でたる如く望み見

奉る由の稱へ名なり日子のヒはクシビのヒにて靈妙

なる意コは男子の稱號番は穂にて稻穂也邇邇藝の邇

は丹にて穂の赤らみ色づくをいふ藝は男子の稱にて

稻穂によりて稱へ奉れる也一説藝はカヒの約にて饒

穎にもあるべしといふ正勝吾勝勝速日天忍穗耳命

の御子也御母は萬幡豊秋津師比賣命にます此神御父

忍穗耳命の將に天降らんとし給ふ時に生れ給ふによ

りて忍穗耳命此神をして代り降らしめんと請ひ給へ

ば請に隨ひて許し給ふ是に於て天照大御神の詔によ

りて數多の從神を率る給ひて天之石座を離れ天八重

雲をかきわけて日向之高千穂之久士布流峯に天降り

ます久士布流峯は今の霧島山なりかくて齋肉韓國

(大隅縣阿蘇郡)より笠狹之御崎(薩摩國阿蘇)に幸して地形

を稱して宜はく此地は朝日夕日の照す國なりとて仍

て宮殿を營みて皇居と定め給ひ乃ち木花乃開耶姫

命を召して后とし三子を擧げて遂に其地に崩じ給ふ

因て日向の可愛の山陵に葬り奉る御一名を天津彦火

瓊瓊杵尊とも申し又天津彦根彦火瓊瓊杵尊とも又彦

火瓊瓊杵尊とも又火瓊瓊杵尊とも瓊瓊杵尊とも申し

又單に天孫とも申し奉る(古事記、日本書紀)

アメノアカルタマノミコト 天明玉命 明玉は

字の如く美はしき珠玉なり素戔鳴尊根國に行かんと

し給ふや先づ天照大神に訣別せんとて高天原に上り

給ふ時天明玉命は八尺瓊之曲玉をこの尊に奉りき尊

之を大神に奉り給ふ後天照大神天岩屋にかくれ給ひ

し時高皇產靈尊の命によりて玉を作り給ふ又降りて

大國主命の宮を建て給ひし時は玉造として仕へ奉り

給へり御系統詳ならず亦名天櫛明玉命、天豊玉命、天

羽明玉命と云ふ出雲國忌部、忌玉作、玉祖連等の祖な

り(日本書紀、古語拾遺、古史傳)

アメノイカツチノカミ 天雷神 イカツチ共に

男々し、讚辭系統事蹟明ならず御孫に天押人命あり

(姓氏錄)

アメノイキシニホノミコト 天伊岐志邇保命

天神なり御系統詳ならず此神天饒速日命の降り給

ふ時從ひ給ふ山代國造等は其の末葉なり(舊事紀)

アメノイクタマノミコト 天活玉命 天神なり

御系統明ならず活玉は活魂にてもあるべし天饒速

日命に從ひ天降りし三十二神の一なり此神新田部直

等の祖神たり(舊事紀)

アメノイサナヒコノミコト 天伊佐奈彦命 氣

比大神の御子なり御事蹟詳ならず(續日本後紀)

アメノイサヒトノミコト 阿目夷沙比止命 阿

目加伎表命の御子なり御事蹟明ならずその末葉に御

枯首あり(姓氏錄)

アメノイサフルタマノミコト 天伊佐布留魂命

天神なり御系統詳ならず饒速日命の三十二從神の一

なり倭文連等は其の末裔なり(舊事紀)

アメノイハトワケノカミ 天石門別神 一に天

石戸別神に作る「クシイハマドノカミ」を見よ。

アメノイハトワケノミコト 天石部倭居命 天石

門別神 神魂命の子なり事蹟詳ならず多米連は

實に其の末裔なり(姓氏錄)

アメノイハトワケヤクラヒメノミコト 天石門別

八倉比賣命 天石門別神に同じかるべし(神名帳

考證)

アメノイハトワケヤスクニタマシノミコト 天

石門別安國玉主命 「タマシノミコト」を見よ。

アメノイハホワケノミコト 天石帆別命 天石

門別神の御子なり事蹟知るべからず(土佐風土記)

アメノイハラノミコト 天五百原命 天火明

命の孫なり御事蹟明ならず後に瓊壬部首あり(姓氏

錄)

アメノウスメノミコト 天白女命 白女は鉦女

なり「アメノウズメノミコト」の條を見よ。

アメノウズメノミコト 天宇受賣命 御名義古

語拾遺に天鉦女命古語天乃於須女其神強悍猛固故に

以て名となすとあるにて知るべし、天照大神の天岩

屋に隠れ給ふや此神異様の装をなして岩屋の前に舞

ひ給ひ大神岩屋より出で給ふや御前に侍して御心を

慰め給ふ後天孫降臨の時従ひて降り給ふ時に天八衢に慄悍猛健の神あり乃ち宇受賣命を受けて逆へ問ふ其神答へて曰く我は國神猿田彦神なり天孫降臨と聞き出でて迎へ奉ると宇受賣命又問ひて曰く汝先行すべきか我先行すべきか其神答ふらく我先づ啓行せん宇受賣命曰く汝は何處に到り天孫は何處に到りますべきかと曰く天孫は日向高千穂穗觸峯に到り給へ吾は伊勢の狭長田の五十鈴川上に至るべしと天孫既に天降りつき給ひて宇受賣命をして猿田彦神を伊勢に送らしめ給ふ乃ち猿田彦神を送りてかへり悉く河海の魚類を集めて謂て曰く汝等天孫に仕へ奉るや否やと衆魚皆仕へ奉らんと答ふ中に海鼠のみ申さず宇受賣命仍て謂て曰く此口は答へせぬ口と小刀を採りて其口を拆き給ふといふ命一名を大宮賣神と申す(古事記、日本書紀、古語拾遺、丹波國水上郡佐治村式内郷社佐地神社其他に祀らる。
アメノウハヒノミコト 天表春命 天神八意思兼命の御子なり饒速日命の從神として降り給ふ武藏秩父國造等が祖神なり(舊事紀)。
アメノウハヒノミコト 天表日命 系統事蹟明

ならず其の後裔に伯太首あり(姓氏錄)。
アメノウエダノミコト 天枝命 御系統詳ならず天神なり其の末葉に太田祝山直あり(姓氏錄)。
アメノウシアマノミコト 天忍海人命 「アメノウシヒトノミコト」を見よ。
アメノウシクマネノカミ 天忍熊根神 「アメノウシクモネノミコト」を見よ。
アメノウシクモノミコト 天押雲命 天兒屋根命の御子なり御子に天種子命あり詳細は「アメノウシクモネノカミ」を見よ(尊卑分脈、釋日本紀)。
アメノウシクモネノミコト 天忍雲根命 天忍熊根神天押雲命皆別名なりオシは勇健の稱クモネ御事蹟による名なるべし天神にして皇孫邇邇藝命に従ひて天降り給ひ御父神天兒屋根命に隸屬す兒屋根命後此命に命じて天二上に入りて天津神に伏奏せしめて曰く皇孫に奉らん水は中國の水と天國の水とを混じて奉らんかと命乃ち天浮雲に乗じて二上に入りて之を奏す天神高皇產靈神、神產靈神教へて曰く今汝に天玉串を授く此を以て朝より暮に至るまで天津詔戸之太詔戸言を奏せ然せば則ち若葦の燃ゆるらん如く

箕生ひて其下に井水湧かん此を天津水として皇孫に奉れと命乃ち降りかくして水を獻る(古史傳)。
アメノウシヒトノミコト 天忍人命 忍はオホシにて稱言なり人は臣といふ義ならんか海神の子振魂命四世の裔孫なり彦火々出見命豐玉姬命を召して鵜葺草葺不合尊を生み室を海邊に立てて育し給ふ時蟹あり壘壘として上り來る天忍人命供奉陪侍して箒を以て之を掃ふ此事遂にその世職となり號して蟹守といふ後世掃部と云ふは之より出づ(古語拾遺)。
アメノウシヒノミコト 天忍日命 忍日はオホシヒにて勇壯の稱へ詞なり天孫降臨の時天津久米命と共に兵杖を持し前驅して降れる神なり(古事記)。
アメノウシホナガネノミコト 天忍穗長根命 系統事蹟詳ならず(山城風土記)。
アメノウシホネノミコト 天忍穗根尊 天忍骨命ネはミミと同じく賞美の稱辭なり「マサカアカツカチハヤビ」アメノウシホミミノミコト」の御一名なり(日本書紀)。
アメノウシホミミノミコト 天忍穗耳尊 「マサカアカツカチハヤビ」アメノウシホミミノミコト」の

條を見よ。
アメノウシホワケノミコト 天忍穗別命 「アメノウシホミミノミコト」の別名なり(古史傳)。
アメノウシヲノミコト 天忍男神 天火明命三世の孫なり其の末葉に丹比須加布あり(姓氏錄)京都府久世郡寺田村府社水主神社其他に祀らる。
アメノウオモヒカネノカミ 天思兼神 「オモヒカネノカミ」の條を見よ。
アメノカガミノミコト 天鏡尊 鏡は借字なるべしカガは嚴なる意か明かならず國常立尊の御子なり御事蹟傳らず(日本書紀)。
アメノカキホノミコト 阿目加伎表命 天神なり御事蹟明ならず御子に阿目夷佐比命あり(姓氏錄)。
アメノカクノカミ 天迦久神 名義詳ならず天照大御神の御使として天尾羽張神の許に詔命を齎しし神なり(古事記)。
アメノカゴヤマノミコト 天香山命 天香山は天上にある山名なり此神此山の名を負ひ給ひし由は詳ならず天火明命の御子なり一名を高倉下命とも申す、饒速日命に従ひて紀伊國熊野邑に降る既に

して神日本磐余彦尊西海より起り舟師を率ゐて東を征し給ふや往往命に逆くものあり蜂起して未だ悉く伏せず中州の豪族長髓彦兵を勅して相拒ぐ磐余彦尊連戦し給へども截つこと能はず迂回して路を南に取リ紀伊熊野邑に到り給ひし時惡神毒を吐きて人馬皆瘞えぬ尊之を患ひ給へどもせん方なし爰に高倉下命此の邑に在住す夜夢みけらく天照大神武甕槌神に謂て曰く葦原瑞穗國は猶喧擾の聲あり汝更に行きて之を討て武甕槌神答へ奉らく予れ行かずと雖吾が國土を平定せし時の劍を下さば國自ら平がんと乃ち高倉下命に謂て曰く予劍師靈を今汝が庫裏に置くべし宜しく取りて天孫に奉るべしと高倉下唯々と答へ寤めて見れば庫中果して劍あり逆に立てり因りて取りて獻る時に天孫寤ませり忽ち覺めて宜く朕何ぞ長眠せしやと尋いで毒に中りし諸士悉く蘇起軍容振ふ皇軍中州に赴くに迨び天孫劍を得給ひしより日に威稜を振興し給ひ遂に中州平定の功を擧げ給ふ仍りて勅して高倉下を褒めて侍臣となし給ひぬ高倉下命の異母妹穗屋姫命を納れて妃となし一男を生み給ふ(古事記、日本書紀、舊事紀)

アメノカベタチノミコト 天壁立命 天常立神
此別名なり(姓氏錄)アメノトコタチノカミを見よ。
アメノカミタマノミコト 天神玉命 神皇産靈
神の御子なり後天饒速日命の從神として天降り給ふ
三島縣主等は實に其の末葉なり(舊事紀)丹後國熊野
郡久美濱町郷社神谷神社其他に祀らる。
アメノカムタテノミコト 天神立命 高皇産靈
神の御子なり後饒速日命の從神として天降り給ふ山
背久我直等は其の末葉なり(舊事紀)
アメノカムタマノミコト 天神魂命 天神なり
御系統詳ならず饒速日命に從ひ天降りし一神なり葛
野鴨縣主等は實に其の末葉なり(舊事紀)京都府丹後
國熊野郡久美濱町郷社神谷神社其他に祀らる。
アメノカラソノミコト 天韓襲命 系統詳なら
ず崇神天皇の朝勅を奉じて波多國造となる是れ神教
によりてなりといふ波多は今の土佐國幡多郡なり
(國造本紀)
アメノキセノミコト 天杵瀨命 杵瀨は置瀨と
同義にて瓊瓊杵尊と同神に坐ます(日本書紀)
アメノキホオキセノミコト 天之杵火火置瀨尊

瓊瓊杵尊の又の御名なり御名義杵火は饒穗か置瀨は置瀨なるべし(日本書紀)

アメノクシアカルタマノミコト 天櫛明玉命

櫛明玉命、天明玉命とも云ふ「アメノアカルタマミコト」を見よ。

アメノクシタマノミコト 天櫛玉命 御系統を

詳にせず饒速日命の天降り給ふ時其屬神として從ひ給ふ此の神は鴨縣主等が祖なり(舊事紀)

アメノクシヒノミコト 天久之比乃命 天津彦

根命の御子にして「アメノマヒトツノミコト」の別名なり(古史傳、姓氏錄)

アメノクシマヒクツノミコト 天久斯麻比丘都命

系統事蹟詳ならず菅田首は其の末裔なり(姓氏錄)

アメノクシミミノミコト 天櫛耳命 名義は櫛

は奇にて美稱ミミは忍穗耳の耳の如し天太玉命の御子にて小山連、白堤首、日置部等の祖なりといふ(古史傳)近江國高島郡川上村式内郷社日向神社其他に祀らる。

アメノクニツヒコノミコト 天國津彦命 系統

事蹟詳ならず延喜式神名帳越前國敦賀郡天國津彦神

社あり(延喜式)

アメノクニツヒメノミコト 天國津比女命 系

統事蹟詳ならず越前國敦賀郡に天國津比女神社あり(延喜式)

アメノクニフル 天國古 吳人なり其の末裔本

朝に歸化して額田村主となる(姓氏錄)

アメノクヌノミコト 天榎野命 天神なり御系

統知り難し饒速日命の降り給ふ時屬神の一として從ひ給ふ中跡直等は此神の末葉なり(舊事紀)

アメノクヒザモチノカミ 天之久比耆母智神

クヒザモチは汲籠持なりミヒを約めてヒといひサゴのゴを省けりその省けるゴの濁りのサに移りてザとなれるは自然の勢なり其由は鎮火祭の祝詞に伊邪那美神火神を生み給ひて我夫君の治め給へる上國に惡しき子を生み置きぬと宣ひてかへりて水神、菟川菜

埴山姫を生み給ひて此惡心の子荒びなば水神は菟をもち又埴山姫は川菜を以て鎮め奉れと宣ひし由見えたり是れ一の傳なり此神はそれのみならず水分神と

同じく萬物に水を施し給ふ功德ます意の御名ならん速秋津日子速秋津日女二神の御子なり御事蹟傳らず

(古事記)

アメノクラドノカミ 天之闇戸神 クラは谷にて戸は處の意なりされば此神は谷谷を知し召す意の御名なりと知らる。古事記にあり一説神名考には霧となれる水氣と冷却して谷に降る事を司ります神なりともいへり大山津見野槌二神の御子なり御事蹟傳はらず(古事記)。

アメノコトシロノミコト 天之辭代命 興台産

靈神の別名なり(古史傳)。

アメノコトユヒコノミコト 天事湯彦命 天神

なり御系統明ならず饒速日命に隨ひて天降り給ひし從神の一なり取尾連等は其の後なりとす(舊事紀)。

アメノコヤネノミコト 天兒屋根命 兒屋根は

招祖根ならんといふは尊敬の稱なり此神布刀詔戸言申して大御神を招ぎ奉りし故に負ひ給へる御名ならむ(記傳)平田翁は兒屋は心彌にて思(オホヒトシノカミ)金神と同神なり心彌は八意といへるに同じき由いはれたり又兒屋の兒はミヤツコのコなるべしといふミヤツコは宮之子にて大宮に仕へ奉る諸神の司長の意ならんと神名考にいへり天照大御神天岩屋に隠れ給ふや此神布

刀玉命とト筈をなし布刀詔戸言奏して大神を招ぎ出し給ふ後天孫降臨の際に隨從して降り給ひ祭祀の事を司り給ふ即ち中臣民の祖神なり(古事記、日本書紀、古語拾遺)。

アメノサギリノカミ 天之狹霧神 古事記傳に

サは狹立のアと同じく坂なり霧は假字にて限りの意なりサギリは境に同じく境は坂合にて此方の坂と彼方の坂と相合ふ處をいふ即ち坂の限界なり此神は坂限を司り給ふ意の御名なるべしとあり一説神名考には水蒸氣の霧となる事を知らしめます神といへり大山津見神野槌神二神の御子なり御事蹟傳らず(古事記)。

アメノサツチノカミ 天之狹土神 古事記傳に

サはシナの約りたるにて級なり級は所謂坂なりサカといふは級處なりさてサカをサとのみいひし例は明宮段の大御歌に凡適坂とあるにて知るべし土のツはノに通ふ助辭チは例の尊稱此神坂を司り給ふ意の御名なるべしといふ一説神名考には狹は兆なり兆の本

式帳。

アメノセヲノミコト 天背男命 天石門別命の

一名とす(古史傳)。

アメノセヲノミコト 天背男命 天神なり御系

統分明ならず天饒速日命に従つて此國に天降り給ふ

尾張中島海部直等は其の末葉なり(舊事紀)。

アメノソコタチノカミ 天底立神 天常立神の

御一名なり又天之壁立神と申し一に天角靈魂神角

魂神とも申す(古史傳)。

アメノタチカラヲノカミ 天手力男神 手力は

字の如し此神脊力秀でたりし爲に負ひ給へる御名な

り天照大御神天岩屋に隠りましし時岩戸を引き開け

て出し奉りき後天孫降臨に従ひて永く皇統の御守衛

の任に當り給ひ今信濃戸隠の山に祀られ給ふ(古事

記、日本書紀、國幣小社たり)。

アメノタナバタヒメノカミ 天棚機姫神 棚機

とは機の棚の如くなれるよりの名なり天照大神天岩屋に隠れ給ひし時高皇產靈神の命によりて大神に奉るべき神衣を織りたる神なり倭文氏は其の末裔となす(古語拾遺)。

原は佐にして早苗早蕨等も兆苗兆蕨なり狹土は北之靈にて地中越氣の作用にて水分を上昇せしむる事を司ります神なりといへり大山津見神と野槌神の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)。

アメノシタハルノミコト 天下春命 八意思

兼命の御子なり天饒速日命の從神として降り給ふ

壹岐縣主等は其の末葉なり(舊事紀)。

アメノシラハノカミ 天白羽神 「ナガシラハノ

カミ」の條を見よ。

アメノスクナヒコネノミコト 天少彦根命 天

神なり御系統分明ならず饒速日命の從神の一として

降り給ふ鳥取連等は其の後胤なり(舊事紀)。

アメノスズノミコト 天鈴命 系統事蹟明なら

ず越前國敦賀郡天鈴神社あり(延喜式)。

アメノスズホコノミコト 天鈴梓命 天御梓命

の御事なり力強く梓につきて特に功績ありしにや即

ち鈴を附けたる銚の義なり服部連の祖にして御父は

天手力雄神天日鷲命と兄弟なり(古史傳)。

アメノスバルメノミコト 天須婆留女命 系統

事蹟詳ならず伊勢國に住みし土人なるべし(延暦儀

アメノタネノミコト 天多禰伎命 天種子命
の別名なり「アメノタネノミコト」を見よ。

アメノタネノミコト 天種子命 名義詳ならず
天押雲命の御子にして神武天皇に侍従し其東征
に従ひ給ふ天皇薨狹に至り給ふや菟狹津彦菟狹津
姫あり恭順の意を表し宮殿を作り宴を設けて皇軍を
饗す天皇之を賞して菟狹津姫をして天種子命に娶合
さしめ給ふ中國既に平定し天皇御位に即き給ふ時天
種子命をして天罪國罪を解除せしめ給ふ是れ中臣
連、藤原朝臣、大中臣朝臣、津島直、壹岐直、四國卜部
等の始祖たり(日本書紀、古語拾遺)。

アメノタマクシヒコノミコト 天玉櫛彦命 天
神なり御系統詳ならず天饒速日命の降り給ふ時の從
神の一なり間人連等は其の後裔なり(舊事紀)。

アメノタマタネノミコト 天玉田根命 天香語
山命の御子なり御母は熱穗屋姫命御事蹟詳ならず
(越後案内)。

アメノチハヤヒノミコト 天乳速日命 天神な
り御系統明ならず饒速日命に從つて降りし神の一な
り廣瑞神麻績連等は其の末胤とす(舊事紀)。

アメノツキタノミコト 天槻田命 系統詳なら
ず越後國蒲原郡に槻田神社ありて此神を祀る(延喜
式神社叢錄)。

アメノツキミタマノミコト 天月神命 天神な
り御系統詳ならず天饒速日命の從神として天降り給
ふ壹岐縣主等は實に其の末葉なり(舊事紀)。

アメノツドヘチネノカミ 天之都度閉知泥神
ツドへは集へにてチは市泥は例の美稱なり此神市商
の事を司り給へる意の御名なるべし深淵之水夜禮花
神に嫁して淤美豆怒神を生み給ふ(古事紀)。

アメノツヌゴリタマノカミ 天角靈魂神 「アメ
ノトコタチノカミ」を見よ。

アメノツヌゴリノミコト 天角靈命 天常立神
の亦の名なり「アメノトコタチノカミ」を見よ。

アメノトコタチノカミ 天之常立神(記)天常立尊
(紀) 常は底と通ひてツコは上にまれ下にまれ横
にまれ至り極る所をいへる例古記に多し立はツチと
通ひて同じ意なり書紀に國狹槌尊亦曰國狹立尊と
あるにて知るべし此のツチはノに通ふ助辭チは
尊崇の意ある稱なり久々迺智山雷野椎等此稱甚多し

則此神は天と地との極所にまして天と地との軸の如
く天地を保ち給ふ意の御名なりと覺ゆ國雅く浮脂の
如く海月に似て漂ひたりし時に葦の芽のもゆるが如
くなりませる神なり獨化にして身を隠し給ふ御別名
多し(古事紀、日本書紀)。

アメノツルギノミコト 天利劍命 氣比大神
の御子神なり御事蹟分明ならず(續日本後紀)。

アメノトマミノミコト 天斗麻美命 天神なり
御系統明ならず饒速日命の從神の一として隨ひ降
り給ふ額田部湯坐連等は其の末裔なり(舊事紀)。

アメノトマミノミコト 天戸間見命 天津彦根
命の子なり事蹟詳ならず(姓氏錄)。

アメノトミノミコト 天富命 富は積と通ひて
物の豊なるをいふ稱語なり天太玉命の御孫にして神
武天皇既に中國を平定し給ふや此神手置帆負彦狹知

二神の孫を率ゐて初めて山の材を伐り宮殿を營み又
其部下なる齋部諸氏を率ゐて神寶、鏡、玉、矛、楯、木綿麻
等をも作り給ふ即ち造營奉行の御神なり(古語拾遺)。

アメノトメノミコト 天礪目命 火明命五世
の裔孫なり御事蹟知るべからず(姓氏錄)。

アメノトヨタマノミコト 天豐玉命 「クシアカ
ルタマノミコト」の別名なり(古史傳)。

アメノトリフネカミ 天之鳥船神 「トリノイハ
クスブネノカミ」を見よ。

アメノニキノミコト 天仁木命 多久豆玉命の
三世の裔孫なり事蹟明ならず其の後胤に瓜工連あ
り(姓氏錄)。

アメノニキノミコト 天爾支命 天枝命の御
子なり御事蹟詳ならず(姓氏錄)。

アメノニギハヤヒノミコト 天饒速日命 御名
義饒は字の如く物の豊饒なる意速日は勝速日の速日

に同じく勇勁の讚辭なり別名を天照國照彦天火明
櫛王饒速日命と申す天忍穗耳命の御子にて御母は萬
幡豐秋津師比賣也御父天神の命によりて天孫降臨に
先ち中國の假平定をなさん爲め將に天降らんとし給
ふ時此神生れ給ひしかば忍穗耳命請ひて此神をして
代り降らしめ給ふ時に天神詔して天璽十種を授け給
ひ依て教へて曰く若し痛む處あらば此十種の寶を以
て一二三四五六七八九十と言ひて打ち振ふべし然か
せば死人も甦りなむと又勅して宜く葦原中國若し逆

戦する者あらば方便を策して謀りて平定すべしと依りて三十二從神並に部人を率ゐて天磐船に乗りて河内國河上の峰峯に降り給ふ行装太だ旺盛なりやがて遷りて大倭國鳥見白庭山に住み土豪長髓彦が妹御炊屋姫を娶りて妃とし宇摩志麻治命を生み給ふ其の後神武天皇の東征して河内より大和に入らんとし給ふ時長髓彦之を防ぎ皇兄五瀬命爲に命を殞し給ふ天皇大に憤悲し坐す然るに長髓彦思ふ處あり使を發して天皇に奏して曰く嘗て天神の御子あり天磐船に乗りて天降り給ふ櫛玉饒速日命と申す故に吾之を奉じて君となす天神の子豈兩流あらんやと天皇答へて宣く天神の御子亦多し汝が君とする所若し天神の御子ならば必天璽あらん何ぞ之を示さざると長髓彦即ち饒速日命の天羽羽矢及天歩鞞を示し奉る天皇之を覽給ひて事虚ならずとて返し給ひ依て其の躬づから帯び給へる天羽羽矢及天歩鞞を彼に示し給ふ是に於て長髓彦恐怖の色ありと雖も俄に制するを屑とせずして兵を構へて猶降らす饒速日命長髓彦の遂に教誨すべからざるを知りて之を殺し衆を率ゐて皇軍に恭順す天皇之を賞して深く寵し給ふ是れ物部氏の祖なり

(古事記、日本書紀、舊事紀) 一説に曰く御炊屋姫命胎妊して將に産まんとする時饒速日命既に薨す高皇産靈神其の復命せざるを怪み速瀨神をして行いて状を見せしめ給ふ依りて速瀨神下降して命の薨去の状を臨見し復上天して之を天神に奏す高皇産靈神哀憫して即ち速瀨神を遣し其死屍を天上に齎らさしめ七日七夜遊樂をなし哀泣して天上に葬り給ふといふ(舊事紀)。
 アメノヌカド 天抜戸(紀) 天糠戸命(古語拾遺)。
 ヌカは額にて戸は外なり此神の額は頭の外に向出でたる由の御名ならんかといへり石凝姥命の御親神なり御事蹟傳らず(日本書紀、古語拾遺)。
 アメノヌボコノミコト 天葦原命 饒速日命の後裔なり御事蹟明ならず(國造本紀、姓氏錄)。
 アメノハアカルタマノミコト 天羽明玉命 「クシアカルタマノミコト」の條を見よ。
 アメノハツチヲノカミ 天羽槌雄神 羽は布帛の義槌は借字にてツはノに通ふ助辭チは例の尊稱なり天照大神の天岩屋に隠れ給ひし時高皇産靈神の命によりて文布を織り作れる神なり倭文氏は其の後

胤とす(古語拾遺)。

アメノハヤタマヒメノミコト 天速玉姬命 御系統事蹟詳ならず延喜式神名帳に常陸國久慈郡に天速玉姬命神社あり(延喜式)。
 アメノハヨノミコト 天波與命 名義詳かならず大神宮例文に天村雲命の御子とありて天日別命の父神なり(古史傳)。

アメノヒオキノミコト 天日起命 天神なり止由氣之大神崇神天皇の朝幽契により天降り給ふや此神從ひて降り給ひ奉侍して世世傳へ給ふ(御鎮座本紀)。
 アメノヒカゲヒメノミコト 天日陰日咩命 御系統事蹟明ならず能登國能登郡に天日陰日咩神社あり(延喜式)。

アメノヒカタクシヒカタノミコト 天日方奇比方命 「アメヒガタクシヒカタノミコト」を見よ。
 アメノヒコソノコロノミコト 天日古曾乃己呂命 天穗日命十七世の孫裔なり御事蹟明ならず(姓氏錄)。
 アメノヒバラオホシナドミノカミ 天日腹大科度美神 日腹は地名なるべきか科は假字にあらずか

度美は富にて例の稱名なるべし布忍富鳥鳴海神の御子なり御母は若晝女神御事蹟傳はらず(古事記)。

アメノヒボコ 天之日矛(記) 天日槍(紀) 新羅國王の子也其妻阿加流比咩を慕ひ陶人等を隨へて來朝歸化す先づ播磨より入りて諸國を巡遊し但馬に到り地を出石に相して住し士族俣尾の女を娶る其胤既に垂仁天皇の御宇に繁榮せり初め齋す所羽太玉、足高玉、赤石玉、出石小刀、出石梓、日鏡、熊神籬及び膽狹狹太刀の八種の什器あり今但馬國幣中社出石神社に其靈と共に祀らる風土記に日槍と大國主神と國土争ひの事を載するも恐らく訛傳なるべし(古事記、日本書紀、播磨風土記) 尙「アカルヒメノミコト」参照
 アメノヒミタマノミコト 天日神命 天神なり御系統詳にすべからず天饒速日命に從ひ降りし神の一にて對馬縣主等は其の末葉なり(舊事紀)。
 アメノヒメワカミコノミコト 天比女若御子命 氣比大神の御子神なり御事蹟分明ならず(續日本後紀)。
 アメノヒリノメノミコト 天比理乃咩命 天太

玉命の御妃神也御事蹟詳ならず(神名帳考證、神社殿

録。
アメノヒワケノミコト 天日別命 天底立命の御孫にして天波與命の御子なり又の名天日起命とも申し伊勢度會氏の祖なり(姓氏録)。

アメノヒワシカケルヤノミコト 天日鷲翔矢命 高魂命の御孫なり其の後胤に弓削宿禰あり天日鷲命の別名とす(姓氏録)。

アメノヒワシノミコト 天日鷲命 日はクシビのヒなり鷲は禽鳥中最も猛き鳥也さて此鳥の羽は古來矢を作るに用ゐらる此神思ふに弓矢を作り始めやし給ひけん又御行の猛くやましましけん天太玉命に隸屬せる神にして天孫降臨の時木綿作りとして従ひ降り給ふ天手力男命の御子にして亦の名天日鷲翔矢命また天加奈止美命とも申し粟國忌部、多米連、天語連、弓削連等の祖也(古語拾遺、日本書紀、古史傳)。

アメノフキネノカミ 天耆根神 天冬衣神と同神なりフキは振にて劍を振る由の御名なり古はフルをフキといひしは古事記の本文にも後手に布伎都都とあるにて知るべし伎根は君主也といふ素戔嗚尊五世の裔孫にて後素戔嗚尊の御命によりて高天原に至

り天叢雲劍は天照大神に奉り給ふ(日本書紀)。
アメノフキノミコト 天富貴命 御系統事蹟詳ならず其の末胤に穴師神主あり(姓氏録)。

アメノフキメノミコト 天乃夫支賣命 天耆根神と同神なりメとネとは相通ず(比保古)一説夫支賣といへば女神なるが如く聞ゆるを以て考へ見れば是は天吹男神の配神にてもあるべしと社説録の説なり山城國相樂郡に和伎坐天夫支賣命神社あり又同國相樂郡棚倉村の田彥比咩命神社にも此命を合せ祀れり。

アメノフキノカミ 天之吹男神 古事記傳には氣吹戸主神に當ると謂はれたり一説神名考は吹は蒼なり然れば此神は屋上を知りますなるべしともいふ伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)。

アメノフトタマノミコト 天太玉命 「フトタマノミコト」を見よ。
アメノフヒノミコト 天夫比命(出雲風土記)
アメノホヒノミコト「を見よ」
アメノフユキノカミ 天冬衣神 古事記傳に

いふ此神は書紀に須佐之男命五世の孫天之耆根神を遣はして草薙劍を天照大神に奉り給ふとあり此神と同神なるべしといへり此説然るべしフユはフとつまりヌはネに通ふ音なればなり尙同書に名義は書紀に依るに劍にぞ由りけむ云々とあり此説まことに然るべしさてフユといへるはヒユと同じ言にて劍の身にしみて刺徹るを覺ゆるばかりさやかなるを讃めていへるなり、淤美豆怒神の御子御母は布帝耳神なり此神草薙劍を持ちて天上に到り天照大神に奉り給ふ(古事記、日本書紀)。

アメノホアカリノミコト 天火明命 ホアカリは穂赤熟なり稻穂による尊稱の御名なり天忍穗耳命の御子にて御母は萬幡豊秋津師比賣命と申す御事蹟の明なるものなし別名は天照國照彥火明命とも申し奉る(古事記、日本書紀)。

アメノホヒノミコト 天之菩毘命(天穗日命紀) 菩は大毘はミに通ふ尊稱なり此神天祖忍穗耳尊の御弟にまし千家北島兩家其他の始祖なり天照大神素戔嗚神と誓約の時素戔嗚神大神の左の御髻の玉を受け取りて嚙み碎きて吹き出し給ふ時其御息の中に

現れませる神なり後忍穗耳尊此國に下り給はんとするや此國いたく騒擾せるを憂ひて先づ此菩毘命を下して平定の功を遂げしめ給ふ然るに此神國神大國主神に隨ひ八年に追ふまで復命せず(古事記、日本書紀)。

アメノホミミノミコト 天穗耳命 詳ならず天照大神の御子に天忍穗耳命あり忍穗耳命の御弟に天穗日命あり蓋し此の二神の内なるべし此命が天穗日命と同社に祀られたるを見れば忍穗耳命の御事か尾張國愛知郡笠寺村大字前濱に七所神社ありて此の命を祀る(神社明細帳)。

アメノマガツヒノカミ 天之麻我都比神 「オホマガツヒノカミ」の別名なり(古史傳)。
アメノマヒツツネノミコト 天麻比止都禰命 一に天目一箇命「アメノマヒツツノミコト」を見よ。

アメノマヒツツノミコト 天目一箇命 目一箇とは目の一箇ましまししによりて負せまつりし御名なり太玉命に屬隸せる神にて天孫降臨の時金工とて従ひ給ふ筑紫伊勢兩國の忌部倭鍛冶等の祖なり(日本書紀、古語拾遺)。

アメノマムネトヨオホチノスメラミコト 天之眞宗祖父天皇 天武天皇の御孫にて日並知皇子の第二子なり御母は元明天皇となす天皇寛仁大量慈を色に見さず持統天皇の譲を受けて位に即き藤原宮に天下を治め給ふ第三十二代の帝なり御在位十年にして崩す諡して文武天皇と申し奉る(續日本紀)

アメノミカゲノミコト 天御陰命 天神なり天饒速日命の從神として降り給ふ凡河内直等は其の末葉なり(舊事紀)

アメノミカツヒメノミコト 天彌加都姫命 御系統事蹟明ならず(尾張風土記)

アメノミカヌシノカミ 天之神主神 御名すべて稱へ言なり此神前玉比賣の御父に當り給ふ御事蹟傳らず(古事記)

アメノミクダリノミコト 天三降命 高皇產靈神の御子なるべし饒速日命の降り給ふ時從ひ給ふ豐國宇佐國造は其の末裔なり(舊事紀)

アメノミクマリノカミ 天水分神 クマリは分配なり書紀に分を久婆留とも讀めり此神は水を施し配り與へ給ふ御功德ある由の御名にて速秋津日子

速秋津日女二神の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)

アメノミクモノミコト 天御雲命 天鈴梓命の御子なり(古史傳)

アメノミケモチノミコト 天御食持命 神皇產靈神の御子なり御事蹟詳ならず(舊事紀)

アメノミチネノミコト 天道根命 神皇產靈尊の五世の裔孫なり後天饒速日命の天神の命を承けて降り給ふや從神三十二人の一として隸屬して降り饒速日命恭順の後出でて神武天皇の勅命により紀伊國造となる(國造本紀、姓氏錄)

アメノミチヒメノミコト 天道日女命 御系統詳ならず天饒速日命に嫁して天香語山命を生み給ふ(舊事紀)

アメノミトホシノミコト 天見通命 中臣大鹿島命の孫なり垂仁天皇の朝選まれて伊勢神宮の禰宜となる(延曆儀式帳)

アメノミトリノミコト 天御鳥命 神魂命の御子なり御父神魂命勅して宜く汝宜しく五十足天日栖宮之縱横御量の千尋繩を奉齋し天降りて天下を經營ませる神等の宮殿を造營せよと命依りて命を奉じ天

降り給ふ(出雲風土記)

アメノミナカヌシノカミ 天之御中主神(記)天御中主尊(紀) 天は虚空といはんが如し御中は真中也主は大人と同言宇斯波久といふ詞は其所の主として領知する意なりされば此神は天の真中に坐して世の中に宇斯たる神と申す意の尊稱の御名也天地初發の時高天原になりませる神なり此神獨化にして身を隠し給ふ高御產巢日神產巢日神と並び稱して造花の首神となし奉る(古事記、日本書紀)

アメノミハシラクニノミハシラノミコト 天御柱國御柱命 龍田の社に祀られ給ふ風神をかく申す(龍田祭祝詞)

アメノミホコノミコト 天御梓命 天鈴梓神の別名にして壯勁なる御神也御兄天日鷲神と共に天照大御神大岩屋にこもり給ふとき其司となりて機を織らしめ給ふ天御中主命十一世の孫にして大和神別服部連は其の末葉なり(古史傳、姓氏錄)

アメノミホノミコト 天三穗命 天神なり御事蹟詳ならずその末裔に鹽部大炊あり(姓氏錄)

アメノミヤツコヒメノミコト 天造日女命 天

神なり御系統詳ならず天饒速日命の遠征に従屬せし三十二神の一なり阿曇連等は其の末胤なり(舊事紀)

アメノミユキノミコト 天御行命 神魂命十一世の裔孫なり御事蹟知るべからず(姓氏錄)

アメノミヲノミコト 天御鳥命 名義未詳彦狹知命なるべきか產巢日神大國主神の言に従ひ出雲多藝志小濱に御舍を作らしむるの時此命をして楯部となして天降らしむ(古史傳)

アメノムラクモノミコト 天牟良雲命 天神なり御系統を明にせず饒速日命の天降り給ひし時從ひし神の一にて度會神主等は其の末葉なり(舊事紀)豐受大神宮禰宜補任次第によれば瓊瓊杵尊天降り坐しし時天牟羅雲をして天神に水を乞はしめ給ひ之を得て降り給ひきといふ依りて天二上命後小碕命の名を賜はりきごあり又一説古史傳に云く此神は太玉串を捧持ちて皇孫に扈從して降る、諸神議して曰く葦原中國は水未だ純ならず之を如何にせん時皇孫天牟羅雲命を召して宜く食國の水甚荒し宜しく皇祖の御許に上りて此の由を申すべしと命乃ち皇祖の許に詣りて旨を奏する事太だ詳なり神魯岐命神魯美命勅

して宜く諸種の政務は我既に之を教へぬ未だ取水の政を教へず是を以て何人かを遣して之を告げんと欲せし所なりきとて天忍石之長井之水を八盛にして玉鏡に入れて告げて詔り給はく此水を齎して食國に下り八盛を皇大神の御饌料とし八盛を皇孫の御飯の料とし残れるを祝して天の忍石水と言ひて食國の水の上に注入し混和して朝夕の御膳の料とせよ又扈從の諸神に之を飲ましめよと神寶の玉鏡を授け給ふ牟羅雲命誨を承けて下り之を獻す皇孫問ひて宜く汝何れの道より上れると命答へて曰く大橋は是れ皇孫の降り給ふ所恐懼何ぞ上り得んや臣は即ち後部の小橋を上りぬ畏敬してなす所ただ可也記して以て天二登命及後小橋命の兩別名を賜ふ(豊受大神宮禰宜補任次第)

アメノモノシリノミコト 天物知命 「ナガシラハノミコト」の別名なり(古史傳)

アメノモノノベヤマトノミヤツコ 天物部岨度造 天神にて饒速日命の天降ります時隨ひて降り陪侍せる神なり(姓氏錄)

アメノモロノミコト 天師命 韓人なり其の末

裔本朝に歸化して長倉造となる(姓氏錄)
アメノモロハノミコト 天諸羽命 御系統事蹟詳ならず對馬國上縣郡に天諸羽命神社あり(延喜式)
アメノヤキツヒコノミコト 天八規津彦命 大己貴命の孫なり御事蹟明ならずその末葉に我孫氏あり(姓氏錄)

アメノヤゴコロノカミ 天八意神 「オモヒカネノカミ」の別名なり其の條を見よ(古史傳)

アメノヤサカヒコノミコト 天八坂彦命 天神なり御系統明ならず天饒速日命に從ひ降りし屬神の一なり伊勢神麻績連等は其の末胤なり長白羽命の別名なりと云ふ(古史傳、舊事紀)

アメノヤブリンノミコト 天破命 天神なり山城葛城猪石岡に天降給ふ末胤に神宮部造あり(姓氏錄)

アメノヤホヨロツヒメノミコト 天八百萬姫命 御系統事蹟詳ならず延喜式神名帳に越前國敦賀郡天八百萬比咩命神社あり(延喜式)松原村にあり縣社常宮神社之れなり

アメノヤスノカハラノイホツイハムラ 天安河原之五百箇石村 此は書紀に伊弉諾命十握劍を抜き

て火神軻具突智を斬り云々劍の乃より垂る血是天安河邊に在る五百箇石村とあるこれにてここに生れませる八神(古事記)は即ち火神の血の成れるにして石村又火神の血の凝れるなり天安河又た八湍河ともいふ五百箇を約めて湯津とも云ひ數多き意なり火神の血のなれるなり(日本書紀、古事記)

アメノヤチチヒメノミコト 天八千千比賣命 「アメノタナバタヒメノミコト」の別名にして即ち天照大神岩戸隱の時和服を作りませる神なり(古史傳)

アメノユカハタナノミコト 天湯河棚命 「アマノユカハタラノミコト」の條を見よ

アメノユクトミノミコト 天由久富命 明日名門命六世の裔孫なり事蹟明ならずその末葉に額田部宿禰あり(姓氏錄)

アメノユツヒコノミコト 天湯津彦命 湯津は五百箇にて國の五百箇とある意の稱名なるべしそは五世の孫に飽速玉命なる人あるに依りてなり天神にして天饒速日命の從神として降りし三十二神の一にしてまづ河内國河上嗟峰に下りそれより命の鳥見の白庭山に遷り給へるに從ひてうつり到る處に功を

立つといふ安藝國造は其の末葉なり(舊事紀)

アメノヨサツラ 天吉葛 伊弉册尊火産靈迦具土神を生み爲めに神退り給はんとする時罔象神地山姫命と共に生みませる神なり(日本書紀)

アメノヨテノミコト 天世手命 天神なり饒速日命が天神の命によりて天降り給ふ時從神の一として屬隸し給ふ久我直等は實にその末胤なり(舊事紀)

アメノヨロツノミコト 天萬尊 御名義詳ならず天鏡尊の御子なり御事蹟傳らず(日本書紀)

アメノヲハバリノカミ 天尾羽張神 伊邪那岐神御子迦具土神を斬り給へる劍の靈神なり其劍の名を天尾羽張とも伊都尾羽張ともいふ一説に劍の總名を尾張といふ劍は諸及にて鋒の方張りたれば也天孫降臨に先ちて葦原中國平定に向ひし天若日子年ありて復命せず遂に天神の矢に中りて斃るるや天照大神命じて復遣はすべき神を選ばしめ給ふ思金神及諸神各天尾羽張神を之に擬す此神勇武慍悍にして天安河の河上の天岩屋に居て安河の水を堰きて道を塞ぎて給ふされば特に天迦久神を遣して大御神の命

を傳へしむ尾羽張神然諾の旨を申して其子建雷神を代り遣はして天神の命を奉せしむ(古事記)

アメヒコノミコト 天日方奇日方命

一に阿田都久志尼命又櫛御方命と申す事代主神の御子なり神武天皇の朝食國政申大夫となりて仕へ奉り給ふ(食國政申大夫は猶大) (舊事紀) 滋賀縣近江國愛知郡愛知川町式内郷社石部神社其他に祀らる。

アメヒコノミコト 天彥命 御系統事蹟明ならず其の末裔に大伊連あり(姓氏錄)

アメヒコノミコト 天彥麻須命 御系統事蹟明ならずその末葉に池後臣あり(姓氏錄)

アメヒコノミコト ヒラカスワケノスメラミコト 天命開別天皇 天皇初め葛城皇子と申し奉り又中大兄皇子とも開別皇子とも申ししなりさて素よりの御名は開にて別は讚美の稱なり又天命は位に即き給ひて後の御名と知らる集解による時は此天皇恭遜時を待ちて天位に上る命あり開くる所の如しといへり以て其御名義を辨ふべし天智天皇の御諱なり天皇は舒明天皇の太子御母は皇極天皇にます皇極天皇の四年位を孝德天皇に譲り此開別皇子を立てて皇太子とし給

ふ孝德天皇幾もなく崩せしかば皇極天皇重祚して齊明天皇と申し奉る時に三韓大に亂る皇太子天皇を奉じて筑紫に出でて三軍を督し給ふ會、天皇西海に崩す皇太子喪服して制を稱し給ひ事定りて京に歸り第三十八代の御位に即き近江に都して天下を治め給ふ御政績大に擧り後世聖皇の稱あり(日本書紀)

アメミヤノカミ 雨宮神 大和國吉野郡丹生川上神社には罔象女神を祭る一に雨所神といふ是なるべし(神社叢書、神名帳考證)

アメミヤヒメノカミ 雨宮媛神 「アメミヤノカミ」に同じ。

アメモノシリノミコト 天物知命 天神なり御系統詳ならず平田翁の説に長白羽神の別名なる由いへり其の後裔に神麻績連あり(姓氏錄)

アメヨロツタクハタチヒメ 天萬栲幡千千姫 ヨロツは宜しなり足りて充備はれるをいふ栲はタへともいひて古へ布帛を賞美してかく稱す多く穀の木皮にて織れる木綿の布をいふ幡は繒にて織物なり千千は縮なり此神綾織を能くし給へるによりて稱へ奉れる名なりといふ或は容貌の艶に座ましし事を繒

にたごへまつりしなりともいふ「ヨロツハタトヨアキツシヒメノミコト」の御一名なり(日本書紀)

アメヨロツトヨヒノスメラミコト 天萬豐日天皇

天皇は皇極天皇の同母弟なり皇極天皇位を中大兄皇子に傳へんと欲し旨を皇子に諭し給ふ皇子之を中臣鎌子に議す鎌子乃ち策を獻じて曰く輕皇子は大王の舅なり宜しく之を推して天皇となし給ふべしと因て皇子に譲り給へば皇子亦古人大兄皇子に譲り給ふ古人大兄皇子乃ち避けて吉野に入り佛に歸し給ふ天皇因て第三十七代の天位に即き給ふ在位九年難波長柄豊崎宮に崩す諡を孝德天皇と申し奉る(日本書紀)

アメワカヒコ 天若日子(記)天稚彥(紀) 若は美

はしき意の稱へ名か天津國玉神の子なり天菩毘命の此中國に使用してかへらざりし時此神還まれて其狀を見んとて武器として弓矢を賜はり下りぬ若日子此國に下り着くや大國主命の女下照比賣を娶りて此國を奪取らんと志し遂に八年に及ふまでかへらす是に於て雉名鳴女神の命を受けて下り若日子が門の楓樹の上に止りて具に天神の命を傳ふ若日子侍女天探女の言を信じ賜はりし弓矢を以て之を射れば其矢

飛んで天神の許に至る其矢に血つきたり高御産巢日神之を見給ひ怪みて詔く若日子若し惡神を射たるものならば若日子には中らざれ又若し若日子邪心を生じたらんには此矢に中りて死せよとてこの矢を取りて投げかへし給へば則ち若日子が胸上に中り貫きて死しぬ(古事記、日本書紀)攝津國川邊郡小濱村式内郷社賣布神社其他に祀らる。

アメワケトヨヒメノミコト 天別豐姬命 御系統事蹟明ならず備後國安那郡に天別豐姬神社あり(延喜式) 現時深安郡川北村にあり郷格社たり社傳は祭神豐玉姬命となれり考ふべし。

アヤカシキノミコト 吾屋櫃城尊(紀) 「アヤカシコネノミコト」を見よ。

アヤカシコネノミコト 吾屋惶根尊 「イモアヤカシコネノカミ」の御一名なり御名義其の條に説きたり別名を青櫃城根尊、吾屋櫃城尊とも申す(日本書紀)

アヤトヒメノミコト 綾門日女命 名義詳かならず神皇產靈高皇產靈神の御子にして大國主神の御魂ませる神なりといふ(古史傳)

アユカシキノカミ 吾忌櫃城神 「アヤカシコネノカミ」を見よ。

アライソヒコノミコト 荒石比古命 御系統事蹟詳ならず能登國登能郡荒石比古神社あり(延喜式)。

アラカシノオホカミ 荒檜大神 「アラカシヒコノミコト」を見よ。

アラカシヒコノミコト 阿良加志比古命 御系統事蹟明ならず能登國能登郡に阿良加志比古神社あり(延喜式)。

アラカハトベ 荒川刀辨 荒川は地名なり紀伊國那賀郡に此郷あり系統詳ならず本國造なり(古事記)。

アラキダノソツヒコ 荒木田襲津彦 系統事蹟詳ならず(惣國風土記殘缺)。

アラコノオビト 阿浪古首 王仁の孫にて事蹟明ならず其の後胤に文宿禰武生宿禰あり(姓氏錄)。

アラサキヒメノミコト 荒前比賣命 伊勢に住みし士族なり倭姫命大御神を奉じ巡りて宮地を求め給ふや此人參來す因て國名を問ひ給へば皇大神の御前荒崎と答へ奉るといふ(倭姫世紀)。

アラタノヒメミコ 荒田皇女 「キノアラタノイラツメ」を見よ。

アラツノミコト 阿良都命 御諸命の御子なり

應神天皇に仕ふ天皇國境を定めんが爲に菴賀巡幸して針間國神崎郡瓦村の東岡上に到り給ふ時に青菜の葉河上より流れ下る天皇依りて河上に人住むを覺り給ひ阿良都命を遣して往いて問はしめ給ふ土人答へて曰く臣等は日本武尊東征の際俘囚となりし蝦夷の末なりと阿良都命依て其狀を奏す天皇勅して宜く汝宜しく君となりて之を治むべしと即ち氏を針間別姓を佐伯直と賜ふ(姓氏錄)。

アラヒトガミ 荒人神 荒人は現人の義なるべし菅原道真公神になり給ひきこの口碑によりて此公を現人神とも申す又現人神は一言主神の名告給へる中にも見えたり此神を申すにや(大鏡、日本書紀)。

アラヒトノミコト 荒人命 巨勢雄柄宿禰の後胤なり皇極天皇の御宇勅を以て佃葛に至り機智を以て始めて長城を造り川水を引いて田に注ぐ天皇大に之を賞し給ふ(姓氏錄)。

アリマノキミ 阿利真公 賀表真稚命六世の

氏錄。

裔孫なり孝德天皇の朝天下大に旱し河水涸決し憂愁の色あり時に阿利真公高樋を作りて垂水岡本の水を以て宮中に通じ以て御膳供に供す天皇之を賞美し給ひて垂水公の姓を賜ふ(姓氏錄)。

アリマノキミ 阿利真公 豊城入彦命六世の裔孫なり事蹟を明にせず(姓氏錄)。

アリヨシクマヅラウ 有吉熊次郎 長藩の士なり安政五年吉田松陰の門に入り高杉晋作其他の志士と交を結ぶ松陰の野山の獄に押籠めらるゝや百方救護に盡したれど其甲斐なく反て自らも幽閉せらるる後藩命に依り航海術を學び攘夷の詔下るや直に藩に歸りて久阪義助と共に八幡隊を組織して元治元年七月京都九門の戦には鷹司邸にありしが長軍終に敗北するに及び自及す時に齡二十二歳明治二十四年特旨を以て正五位を贈らる山口縣周防國吉敷郡秋穂官祭招魂社に祀らる。

アルソ 阿留素 漢人姓は木といふ西令貴の末葉なり(姓氏錄)。

アレシノミコト 荒礪命 佐白米命の子なり允恭天皇の朝勅を受けて若狹國造となる(國造本紀、姓

阿禮比賣命 御系統詳ならず幼より聰慧性太だ強記なり天武天皇に仕ふ天皇嘗て慮ひ給はく方今天下大に治まり復風塵なし然るに我國未だ史記あらず諸家の費る所の帝紀及本辭今既に正實に違へり今の時に當りて其の失を改めずは期年を経ずして其旨滅びん史記は斯れ邦家の經緯王化の鴻基なりと故に天皇阿禮に勅して帝皇の日繼及先代の舊辭を誦み習はしめ給ふ後和銅四年に至り太安麻呂をして阿禮が誦する所の勅語の舊辭を撰錄せしめ給ふ是を古事記三卷となす本名稱田阿禮といふ。

(古事記序文)兵庫縣播磨國揖保郡斑鳩村大字鳩郷社稗田神社其他に祀らる。

アロノフビト 阿漏史 百濟人なり其の末葉本朝に歸して吳服造となる(姓氏錄)。

アワナギノカミ 沫那藝神(記)沫蕩尊紀) 沫は字の如く水の沫なり那藝は平和にて水上のナギて靜穩なる意なるべし速秋津彦速秋津姫二神の御子なり御事蹟詳ならず一説天 萬尊の御子なりともいふ(古事記、日本書紀)。

アワナミノカミ 沫那美神 那美は水上の騒くをいふ言にて波といふ語も之より出たるなり沫那美神の御妹也速秋津日子速秋津日女二神の御子なり御事蹟傳らず(古事記)

アヲカシキネノミコト 青檀城根尊(紀) 「イモアヤカシコネノミコト」を見よ。

アヲタマヒメノミコト 青玉比賣命 大山津見命の御裔神なるべし御事蹟の著きものなし(神社叢書)

アヲヌマヌオシヒメ 青沼馬沼押比賣 青沼馬は地名なり沼押は主忍にて例の稱へ名なるべし敷山主神の御女なり此神美呂波神に嫁して布忍鳥鳴海神を生ひ給ふ(古事記)

アヲハタサクサヒコノミコト 青幡佐草日古命 須佐男神の御子なり此の命高麻山の上に初めて麻を蒔種し給ひて其の山地に鎮り給ふ(古史傳、出雲風土記)

アヲミノイラツメ 青海郎女 名義地名によれるなるべし履中天皇の皇女なり御母は黒比賣と申す御事蹟明ならず(古事記)

アンカウテンワウ 安康天皇 「アナホノミコト」の條を見よ。

アンガクチャウワウ 安岳上王 高麗人なり其の末葉本朝に歸化して狼首となる(姓氏錄)

アンカンテンワウ 安閑天皇 「ヒロクニオシタケカナヒノミコト」の條を見よ。

アンシキン晏子欽 唐人なり事蹟未詳(姓氏錄)

アンドウナホツグ 安藤直次 世世徳川氏の家臣なり直次は家康に仕へて屢戦功あり家康天下を一統するの後徳川頼宣の傳となり機務に參す元和五年頼宣封を紀州に移さるるや隨ひて赴き同州田邊城を賜はり采邑三萬八千八百石を領す今和歌山縣紀伊國西牟婁郡湊村無格社藤殿神社に祀らる。

アントクテンワウ 安徳天皇 第八十二代の天皇なり御諱は言仁高倉天皇の太子にて御母は建禮門院平徳子三歳にして即位し給ふ時に清盛專權都を福原に遷し上下怨望す後復舊都にかへる源頼朝鎌倉に起るや平宗盛帝を奉じて西海に走る義經討て之を滅し天皇亦海に没して崩す時に御年八歳(大日本史)

アンリウワウ 安劉王 高麗人なり事蹟明ならず

す本朝に歸化して後胤に河内民史あり(姓氏錄)

アンネイテンワウ 安寧天皇 「シキツヒコタマデミノミコト」を見よ。

イ之部

イイハタツノミコト 伊勢龍命 詳ならずも健磐龍命とありしを健字を寫し誤りしものにはあらずか此に記して後考を待つ。

イカガシコメノミコト 伊賀迦色許女命(記) 伊香色謎命(紀) イは發語なるか賀迦は赫なるべし色許女は葦原色許男神の色許と同じく建く強き意の稱へ名なり内色許男命の御女なり此命召されて孝元天皇の妃となり比古布都押之信命を生み後また開化天皇の皇后となり崇神天皇及御眞津比賣を生み給ひき(古事記) 一説に此命は大綜麻杵命の御女なり(日本書紀、舊事紀)

イカガシコメノミコト 伊賀迦色許男命 御名義伊賀迦色許賣命に同じ此命饒速日命六世の裔孫に當り崇神天皇の朝勅命を以て天神地祇の社を定め幣を奉りて諸神を祭り給ふ(古事記)

イカコヤヒメノミコト 伊可古夜比賣命 丹波の國神なり賀茂建角身命に嫁して玉依日女玉依日子を生み給ふ(山城風土記)

イカタラシヒコノミコ 五十日帯日子王(記)五十日足彦命(紀) 五十日は殿の義なるべし垂仁天皇の皇子なり此皇子越の國の君となり給ひ初めて今の歌城に下り臣を従へて穀物農具を持たしめ給ひ庶民を率ゐて開墾に従事し民に業を授け後今の魚沼郡に移りて開拓の業を興へ又漁獵を教へ國造の大功を奏し給ふ(古事記、日本書紀、五十嵐神社考)。

イカタラシヒコワケノミコト 五十日足彦別命「イカタラシヒコノミコ」を見よ。

イカタラシヒメノミコト 膽香足姫命 膽香は殿の義なるべし垂仁天皇の皇女なり御事蹟の詳なるものなし(日本書紀)。

イカツオミノミコト 伊香津臣命 「ナカトミノイカツオミ」を見よ。

イガツヒメノミコト 伊賀津比賣命 「アガツヒメノミコト」を見よ。

イガツノキミ 伊賀郡君 新羅國阿羅の國主の弟なり其の苗裔の歸化せるものに竹原連あり(姓氏錄)。

イカツルヒコノミコト 五十日鶴彦命 御名義

詳ならず五十日或は伊賀國によれるものか崇神天皇の皇子にて御母を御間城姫と申す御事蹟詳ならず(日本書紀)。

イガノオホイナコシノミコト 伊賀大稻與命

御系統事蹟明ならず(姓氏錄)。

イガムヒメノミコト 伊賀牟比賣命 大山祇神

の裔孫なるべし一に云ふ木花開耶姫命の御別名なり(神社叢書)。

イカリヒメノミコト 伊加利比女命 大歳神の

御子なり御事蹟傳はらず(延暦儀式帳)。

イキシニキホノミコト 膽杵磯丹杵穗命 饒速

日命の御一名をかく申す(舊事紀)。

イキミノミコト 印岐美命 伊迦賀色男命の孫

なり成務天命の朝郡國の制定せらるるの時勅を奉

じて遠淡海の國造となる(國造本紀)。

イクグヒノミコト 活櫛尊(紀)活杵神(記)と同神

なり「イモイクグヒノカミ」を見よ。

イクシマノカミ 生島神 生は生き活く義にて

進取的なる讚美の稱生國神とも申して大八洲の神靈

なり神武天皇元年始めて之を祀り給ふ(舊事紀、古語

拾遺等。

イクタマサキタマヒメノカミ 活玉前玉比賣神
イクタマは生御靈の意か前玉は幸玉ならん比羅木
之其花麻豆美神の御女なり多比理岐志麻流美神に嫁
して美呂浪神を生み給ふ(古事記)。

イクタマヨリヒメ 活玉依毘賣 陶都耳命の御

女なり國色頗る秀づ一壯夫ありて夜毎に來り通ず幾

もなくして孕めるに父母甚怪しみて故を問ふ答へて

曰く一壯士容貌清秀實に比なし夕毎に來りて偕住す

と雖も我未だ其姓名を知らず是に於て其の父母之

を知らんと欲し女に誨へて曰く赤土を床上に散し麻

糸を針に貫きて其衣の帯に刺せ然らば其人を知るを

得んと斯くて明旦に至り麻糸の戸の鉤穴より出づる

に従ひ行きて美和山の社を得たりといふ御子に櫛御

方命あり(古事記)。

イクツヒコネノミコト 活津日子根命 (記)活

津彦根命(紀)イクは活き動く意にて賀語なるを此處

には稱言とせしなるべし天照大神と素戔鳴尊と御誓

約の時尊大御神の左の御手の珠を乞ひ取りて嚙み碎

きて吹き出す御息の中になりませる神なり御事蹟詳

ならず(古事記)。

イクヒノスクネ 伊久比足尻 饒速日命九世の

孫なり事蹟傳はらず末葉に中臣葛野連めり(姓氏錄)。

イクムスビノミコト 伊久魂命 伊久は生き活

く意にて精神の容なり魂は高皇產靈のムスビに同じ

く凡て物を生成することの靈異なる美稱なり高皇產

靈命の御子にして御事蹟明ならずその末胤に恩智神

主あり(姓氏錄)。

イクメイリヒコイサチノミコト 伊玖米伊理毘古

伊沙知命(記)活目入彦五十狹茅尊(紀) 伊玖米の

義詳ならず恐らく地名なるべし伊里は伊呂と同じく

親み愛む稱なり伊沙は勇知は例の尊稱垂仁天皇の御

諱なり崇神天皇の御子にて御母は御間城日賣に坐す

此天皇父天皇の後を承けて第十一代の御位に即き師

木玉垣宮にして天下を治め給ふ師木玉垣宮の地は大

和國式上郡穴穗村の西なり(古事記、日本書紀)。

イクキノカミ 生井神 坐摩五神の一なり坐摩

は名義居處知りにて住地を司り給ふ神なり(古語拾

遺)。

イケルキミ 伊居留君 百濟人なり其の末孫の

本朝に歸化せしもの新木首あり(姓氏錄)

イコジワケノミコト 伊許自別命 稻背入彦命の御子御諸別命の御子なり成務天皇の朝針間國造なる針間は播磨なり(國造本紀)

イコトノスクネノミコト 伊己止足尼命 饒速日命十世の裔孫なり事蹟詳ならずその末葉に高屋連あり(姓氏錄)

イコナヒメノミコト 伊古奈比咩命 伊古地名

にして奈は助辭か大山津見神の子孫なるべし事代主神の後神にます御事蹟明かならず(神社叢錄、古史傳)今靜岡縣伊豆國賀茂郡白濱村式内縣社伊古奈比咩命神社其他に祀らる。

イコノハヤミタマヒメノミコト 伊古乃速御玉比賣命 伊古は地名なり速御玉比賣とは天比理乃咩神の異名なるべし然らば天太玉命の妃神なり(神社叢錄)

イコハヤワケノミコト 伊許嬰夜和氣命(記)池速別命(紀) 御名義詳ならず或は地名によれる御名なるべきか垂仁天皇の皇子にして御母は丹波道主命の御女阿邪美瓊入姫なり此命伊賀國阿保村に出て住

み給ひ阿保朝臣等の祖となり給ふ(古事記、日本書紀續日本紀)陸奥國牡鹿郡に伊去波夜和氣命神社あり。イコホトノミコト 伊許保止命 御系統事蹟詳ならず御孫に伊許侶止直あり(國造本紀)

イコマツヒメノカミ 伊古麻都比古神 伊古麻都比古神とは伊許諸尊の御ことなり(神名帳考證)一説系統詳ならねど伊古麻都比古と申す神ましませしなり(神社叢錄)奈良縣大和國生駒郡南生駒村大字壹分式内郷社往馬坐伊古麻都比古神社其他に祀らる。

イコマツヒメノカミ 伊古麻都比賣神 御系統事蹟明ならず大和國生駒郡南生駒村に往馬坐伊古麻都比古神社ありて此神を祀る聖武天皇の時平群郡の内神戸より稻歳に一百三十餘束を納め大同元年本國封三戸を寄せ給ふ(社傳東大寺正倉院文書新抄勅格符、大日本史、神祇志料神社叢錄)一説伊古麻都比賣命は伊許册神を申すともいふ(神名帳考證)

イコロトノアタヘ 伊己侶止直 伊許保止命の御孫なり成務天皇の朝勅を奉じて伊甚國造となる伊甚は上總國伊志美郷なり(國造本紀) イコロヒノミコト 伊己呂比命 景行天皇十五

年天照皇大神宮正遷宮の時正體を頂き奉りて仕へし人なり(寶基本紀)

イサキイリヒコノミコト 五十狹城入彦命 景行天皇の皇子なり御母は八坂入姫と申す應神帝の勅により御室難使大玉生等を參河に逐うて獲へ來る其の苗裔に三河長谷部直等あり(舊事紀、姓氏錄)攝津國川邊郡上坂部村式内郷社伊佐具神社に祀らる。

イザクイリヒコノミコト 不知來入彦命 景行天皇の皇子なる五十狹城入彦命の御別名なり(日本書紀、舊事紀)

イザサワケノカミ 伊奢沙和氣神 御名義詳ならざれど氣比大神の御別名なり神功皇后の十三年皇太子(應神天皇)御禊の爲め越前の角鹿の浦に遊び給ふ時に此神夢に現はれて申し給はく吾名を以て太子の御名に賜へんことを欲す如何と太子直に然諾し給ふ大神曰く明旦宜しく海濱に幸し給ふべし易名之幣を獻せんと太子翌旦濱に出で給へば入鹿魚大に集り浦に充ちたり太子大神に謝して曰く我に食魚を賜ふと依て此神を御食津大神とも申す(古事記)越前國敦賀町官幣大社氣比神宮其他に祀らる。

イサチノアタヘ 伊狹知直 兄多毛比命の御子なり此人成務帝の時勅を以て胸刺國造となる胸刺は武藏なり(國造本紀)

イザナキノカミ 伊邪那岐神(記)伊許諸尊紀平田翁は伊許は誘ふことにして伊邪那美神と互に天の御柱を行巡り相誘ひて國土を經營し給へる意味なりといひ縣居翁は伊邪那比君といふ事といはれき寔に此神伊邪那美神と相婚して國土を生みなさんとて互に相誘ひ給ひしなればさもあるべし君をキとのみいへるは應神帝の詔に佐邪岐阿藝(大雀命を指す)又忍熊王の歌に伊奢阿藝(いざ吾君よと誘ふ意などあるは吾君の意なり此神伊邪那美神と二柱天津神の詔命を受け相計りて國土を修理固成せむと婚を結びて大八洲國及び六の小島を生み成し又神を生み給ふ事三十五神最後に火之夜藝速男神を儲け給ふ此神火氣猛健女神爲に炎れて病み給ひ須臾にして遂に崩じ給ふ伊邪那岐神悲歎やらん方なく女神の死屍を廻りて泣き給ひやがて憤を發し佩刀を抜きて夜藝速男神を斬り給ふさて今一度女神と相見んと欲して黄泉國に追ひ行き給ひしかば伊許再神殿の騰戸より出で迎へ給

ふ伊弉諾神即ち語らひて宜く愛き吾妹尊吾れ汝ご作りたる國未だ作り竟へずあれば宜しく復た還り給ふべしと女神答へ給へらく口惜しきかも疾く來給はずして吾今既に黄泉つ國の食を食ひて穢れたりされど遙と吾が夫の尊の來給へるはいと尊し直に黄泉神と論ひて事を決し然る後歸還すべし須臾我を見給ふなとて殿内に入り給ひて久しくなりぬ、男神待ちわび給ひて左の髪にさし給へる櫛の男柱を引き闕きて一つ火燭して入りて見給へば女神の全身蛆蟲湧き形容も專に潰崩せんとする狀にて八の雷神其上にあり居り男神之を見て恐れて逃れ歸り給ふ女神は男神の約を違へ給ひし事を憤りて黄泉津醜女をして追はしめ給ふ男神御覺を取りて投げ給ふに即ち蒲生子生ず醜女之を取りて食ふ間に逃れ給ふを又追ひ來しかば左の髪を投げ給ふに笄生ず醜女又之を取り食ふ間に走り給ふを女神もごかしや思しけん遂に八の雷神をして千五百の兵を率ゐて追はしめ給ふ、男神因却して佩劍を抜きて後手に打振りつつ走りて黄泉平坂の下に來り給へば一桃樹あり美果墨壘として枝爲に撓めり乃ち之を取りて投げ打ち給ふに

衆軍逃れ散す時に女神自ら追ひ來まして即ち磐石を坂路に引き塞ぎて向ひ立ち給ひかくて夫婦の契を絶ち絶縁辭を渡し給ひて後黄泉の汚れを雪がんとて日向之橋小門之阿波岐原に至りて御禊祓し給ふ時に數多の神現はれ給ひ其最後に天照大神月夜見命・建速須佐之男命の三貴子生れ給ふ、伊弉那岐神觀喜び給ふ事限りなく即ち御頸の珠を取りて天照大神に授け給ひ玉緒ゆらくと取りゆらかし詔して宜く汝は高天原を治めよと次に月夜見命に夜の食國を治めしめ須佐之男命には海原を治めしめ給ふされど須佐之男命號泣して止まず依つて根國に追放し給ふかくて伊弉諾神は淡路の國又近江の多賀の宮に鎮り給ふ又日之若宮に還り給ふと云ふ(古事記、日本書紀)

イザナミノミコト 伊弉冉尊(書紀) 「イモイザナミノカミ」及び「イザナギノカミ」を見よ。

イサノキミ 射狹君 豊城入彦命八世の裔孫なり雄略天皇の朝乘輿を供進して功あり仍て車持公の姓を賜ふ(姓氏錄)。

イサハトミノミコト 伊射波止美命 津彥命の御子又の名を伊勢津彦神とも櫛玉神とも出雲速子神

ともいふ(神名帳考證)。

イサヒノスケネ 伊佐比宿禰 忍熊王の臣にして神功皇后征韓凱旋の途を要し兵に將として應神天皇に抗し奉る然れども軍既に敗れ王と共に海に入りて死す(古事記)。

イサフタマノミコト 伊佐布魂命 角凝魂命の御子なり事蹟明ならずその末葉に委文連、竹原連、額田部宿禰等あり(姓氏錄)。

イザホワケノミコト 伊邪本和氣命(記) 去來穗別尊(紀) 伊邪の義詳ならず本はオホにて稱へ言なり古事記には御名の上に大江之三字を冠したり大江は大元の意にて之も稱へ名なり履中天皇の御諱とす此天皇仁德天皇の第一の皇子に坐し御母は岩之姫命なり父天皇の後を受けて第十七代の御位に即き伊波禮之若櫻宮にまして天下を治め給ふ若櫻宮は大和郡櫻井の邊なり(古事記、日本書紀)。

イサヲシノカミ 有功之神 五十猛神の御一名にして素戔鳴尊の御子此神天降ります時樹種を齋して筑紫より大八洲に種を給ふ之によりて國中往く處として青山ならざるはなし其功を稱へて有功之神と

申すなり(日本書紀)。

イサヲヒコノミコト 五十功彦命 景行天皇の皇子なり御事蹟詳ならず其の末裔に伊勢刑部君等あり(舊事記)。

イシカハアサノスケ 石川厚狹之助 名は正臣長藩の土文久三年公命を奉して上京攘夷運動の爲に盡す所あり攘夷の令下ると共に久阪氏等と共に國に歸りて赤間關を成る爾來俗論黨を討ち振武隊を編成し四境の戦鳥羽伏見の役に戦功を立て淀城攻撃に振武隊中隊司令として尤も力を致し終に戦死す明治三十五年十一月正五位を贈らる山口縣長門國阿武郡萩町土原萩官祭招魂社に祀らる。

イシカハヨシトキ 石川義時 龜山城主石川氏の始祖なり伊勢國鈴鹿郡龜山町郷社龜山神社に祀らる。

イシコリドメノミコト 伊斯許理度賣命(記) 石凝姥命(紀) イシコリは鑄重の義ならん度賣は老女をいふと見えて書紀に姥と書けりと古事記傳に在り又神名考には鑄凝にやと覺ゆ鑄凝らする意にて鑄固ると云はんが如しとあり天拔戸神の御子なり天照大

御神天岩屋に隠れ給ひし時高皇產巢日神の御命によりて天津麻羅等の部人を督して鏡を作りし神なり(古事記、日本書紀、古語拾遺)。イシユコイタケ 石己呂居 大水上命の兒なり事蹟明ならず(延暦儀式帳)。

イシヒメノミコト 石比賣命(石姫皇女紀) 御名義明ならず御妹にも小石比賣命ありされば御姉妹共に石に由縁ありしにや宣化天皇の皇女にして御母は橘之中比賣なり此女王後欽明天皇の皇后となりて八田王、沼名倉太玉敷命及び笠縫玉を生み給へり(古事記、日本書紀)。

イスクムチノオミ 伊須久牟治使主 漢高祖の苗裔なり其の子孫の本朝に歸化せしものに豊岡連あり(姓氏録)。

イスケヨリヒメ 伊須氣余理比賣 「ヒメダタラ イスケヨリヒメ」の條を見るべし。

イスズヨリヒメ 五十鈴媛 綏靖天皇の皇后なり事代主命の御女にして神武天皇の皇后媛踏躰五十鈴姫の御妹なり御母を勢夜陀良姫と云ふ綏靖天皇の二年立つて皇后となりやがて安寧天皇を生み給へり

(日本書紀、大日本史、古事記には御名を河俣毘女に作り師木縣主の祖とせり「カハマタヒメ」の條参照) イズムスビノミコト 移受牟受比命 天神なり 御事蹟明ならずその末葉に浮穴連あり(姓氏録)。

イスルキウシキノミコト 伊須流岐大人杵命 「イスルキウシキノミコト」に同じかるべし。

イスルキヒコノミコト 伊須流伎比古命 御系統事蹟詳ならず能登國能登郡に伊須流伎比古神社あり(延喜式)。

イセノミコト 伊勢命 天照皇太神か島根縣穩地郡五箇村久見延喜式内郷社伊勢命神社に祀らる(神名帳考證)。

イタキノカミ 伊太祁曾神 「イタケルノカミ」の御別名なり(古史傳)。

イタクラシゲマサ 板倉重昌 字は宇右衛門後ち内膳正と稱す勝重の第三子にて重宗の弟也寛永十四年島原の亂起るや選れて追討使となり西國の諸軍勢を率ゐて力戦したれども利あらず將軍家光更に松平信綱戸田氏鐵の二將を遣はし總軍の將として下す重昌之を聞き自ら軍功の擧らざるを耻ぢ二人未だ來

著せざるに先ち十五年正月元旦諸軍を督して苦戦し遂に銃丸に當て斃る人皆其志を憐むといふ今其子重矩と共に福島縣信夫郡福島市縣社板倉神社に祀らる(徳川實紀)。

イタケルノカミ 五十猛神 五十は八十と同じく數をいへるにあらすして豊饒なるを讃したる美稱にして猛は鼻帥の字を訓じたる例多きが如く武勇の猛く坐す由の御名にて素戔嗚神の御子なり天降ります時に木種を持ちて來給ふ父大神に率ゐられて韓國に渡り遍く巡遊して到處之を播植を給ひしが更に我國にかへりて筑紫より全國に亘りて植を廣め給ふ此故に此神を稱して有功神とも申す(日本書紀)一説此五十猛神は大屋比古神の又の名なり(舊事紀)今佐渡國羽茂本郷村國幣小社度津神社に祀らる。

イタテワケノミコト 伊太氏別命 大山津見神の裔神なるべし御事蹟明ならず(神社叢書)東京府伊豆國大島御藏島郷社稻根神社其他に祀らる。

イタテノカミ 射楯神 播磨國飾磨郡に式社射楯兵主神社あり今姫路市に屬す射楯神は五十猛神の御ことなり(大日本史、神祇志料、度會延經神名帳考

證、神社明細帳。

イタラシビコノミコト 五十足彦命 「イカタラシビコノミコト」を見よ。

イチイリノミコト 市入命 屋主男命三世の裔孫なり成務天皇の朝命を以て高志國造となる高志は越なり(國造本紀)。

イチオホイナヒノミコト 市大稻日命 御系統事蹟詳ならず越中國新川郡に櫛原神社ありて此神を祭る(神社明細帳)。

イチカハノオミ 市川臣 木事命の御子なり仁徳天皇の朝布都努斯神を倭の石上の郷に齋ぎ祀り市川臣を神主となし給ふ(姓氏録)。

イチキシマヒメノミコト 市寸島姫命 イチキシマヒメノミコトはイツクシナリといふイツクシは嚴なる義と儼なる義とあり此處にては儼なる意にてもあるべきか

一説イチキはイツキにて此等の神を齋ぎ祀りし故島をイツキ島と稱せりしが之を神の御名に及ぼしたるなりと然れど恐らく島名は神の御名をかりしなるべし天照大神と須佐之男命と御誓約の時なりませる神なり御事蹟傳はらず別名を狹依毘賣命と申す(古

事記)式に安藝國佐伯郡伊都伎島神社ありて祀る現今官幣中社たり。

イチチタマノミコト 市千魂命 アマアヒノミコトの御別名なり(古史傳)。

イチデウテンワウ 一條天皇 天皇御諱は懷仁圓融天皇の太子御母は東三條院詳子と申す藤原氏絶代の榮華に傲れるの時代なり天皇御在位二十五年病を得て皇太子居貞に位を譲り遂に一條院に崩す天皇在位中改元するもの六也曰く永延、曰く永祚、曰く正曆、曰く長徳、曰く長保、曰く寛弘(大日本史)。

イチデウノリフサ 一條教房 は大政大臣兼良の子なり永享十一年參議となり後累進して左近衛大將内大臣に進み長祿二年遂に關白に上り寛正四年之を辭す應仁二年亂を避けて土佐に赴き文明十二年十月薨す年五十八也房家、房冬、房基、兼定、内政相繼いで土佐に居りしが内政に至りて亡びぬ今高知縣幡多郡中村町、縣社一條神社に祀らる。

イチノベノオシハノミコト 市邊之忍齒王 市邊は地名山城國綴喜郡に市野邊村あり忍齒はオホシ齒にて此王の齒甚美しかりし由の御名とす履仲天皇

の皇子なり御母は黒比賣御事蹟明ならず(古事記)。

イチヒメノカミ 市姫神 三女神を祀る(市姫神社縁起)一説大市姫を祀るといへり(山城名跡志)。

イチヒメノミコト 市姫命 大市比賣の事なるべし。

イチロヒマロ 壹呂比麻呂 新羅人なり事蹟詳ならず其の末裔の來朝歸化せしものに豊原連あり(姓氏錄)。

イツキノオミ 齋臣 市川臣の四世の孫なり事蹟明ならず父祖の業を繼ぎて石上の神主たりしが如し(姓氏錄)。

イツコリノミコト 伊都許理命 神八井耳命八世の裔孫なり應神天皇の朝勅によりて印幡國造となる印幡は下總國印旛郷なり(國造本紀)。

イツシゴコロオホミノミコト 出石心大臣命 彦湯伎命の子なり事蹟明ならず(舊事紀)。

イツシノヤマヘノオホカミ 伊豆志之八前大神 往昔天日矛八種の寶物を持ちて來朝す日矛と共に之れを併せ齋き祀れるもの即ち此神なり伊豆志は但馬國出石郷と和名抄に在る是なり(古事記)アミノヒ

ボコを參照せよ。

イツシフクキワウ 溢土福貴王 高麗國王なり事蹟詳ならず其の末胤の來朝歸化せしものに大狛連あり(姓氏錄)。

イツシヲトメノカミ 伊豆志遠登賣神 伊豆志之八前大神の御女なり春山之霞壯夫に嫁して一子を生む(古事記)。

イツセノミコト 五瀬命 彦五瀬命とも申す御名義嚴稻なり稻をシネといひたるは古言なりそのシネを約めてセといひしは早稻等の如し嚴を五と書きし例は垂仁紀の嚴櫃之本を萬葉に五可新何本と書きるなどあり鶉菴草葺不合命の御子神武天皇の御兄に當らせ給ふ御母は玉依姬命此神武天皇の東征に従ひて出でて登美毘古と久舍衛阪に戦ひ給ふ時に流矢御手に中る是に於て悔いて曰く吾れ日神の御子として而も日に向つて戦ふ不祥なり今より日を背負ひて戦はんと天皇と共に南に廻りて血沼海に至り御手の血を洗ひ給ひ更に紀國男水門竈山に至り男健びして薨じ給ふ(古事記、日本書記)和歌山縣海草郡三田村官幣大社竈山神社は此命を祀る。

イツナヒメノミコト 伊豆奈比咩命 大山津見神の裔神なるべし御事蹟詳にすべからず(神社叢書)。

イツノウカノメ 嚴稻魂女 ウカはウケにて食物の義にて凡て食物を司ります神を嚴稻魂女とも又和加字加賣命とも申す(日本書紀)。

イツノメノカミ 伊豆能賣神 伊邪那岐神橋之小門にて御禊の時生りませる神なり御名義古事記傳に伊豆は既に汚垢を滌ぎ祓ひて清まりたる意にて明津の約りたる言なりとあり神名考には伊豆のイは齋庭、由麻波利、齋忌等のイにて本より清き意なりといへり此神の御事蹟詳ならず(古事記)。

イツノヲバシリノカミ 稜威雄走神 御名義雄走は雄及疾なるべし及疾は利と同じく走ると同義なり俗に口利く物言を口の走るともいふが如し「イツノヲハバリノカミ」の御一名なり(日本書紀)。

イツノヲハバリノカミ 伊都之尾羽張神(記)稜威雄走神(紀) 伊都は書紀に書ける稜威の意なり「アミノヲハバリノカミ」を見よ。

イツミヒメ 泉姬 懿德天皇の皇后也と書紀の一説にあり磯城縣主葉江男弟猪手の御女也(日本書

紀。

イツモカサノミコト 出雲笠夜命 出雲臣の祖佐比爾足尼の孫なり成務天皇の朝勅を奉じて島津國造となる島津は志摩なり(國造本紀)。

イツモシコオホオミノミコト 出雲醜大臣命

彦湯支命の御子なり懿德天皇の朝に中國政大夫となり次に大臣となりて神宮を齋き奉る(舊事紀)。

イツモシコヲノミコト 出雲色男命 饒速日命三世の後也事蹟明ならず其の末に若櫻部造あり(姓氏錄)。

イツモノクニヒノカハヤマタヲロチノシンレイ 出雲國鏡川八俣大蛇神靈 八俣大蛇は字の如く八頭八尾の大蛇なり此大蛇鏡川上来りて年々人を殺害しき須佐之男命足名椎手名椎の状を聞きそを哀みて其害を除き給ひその腹尾に草薙劍を得給へることは「スサノヲノミコト」の條に詳し(古事記、日本書紀)近江國坂田郡伊吹村式内郷社伊夫岐神社、野洲郡篠原村郷社大篠原神社其他に祀らる。

イツモノシコタリヒメ 出雲色多利姫 御系統詳ならず宇麻志麻治命の御子彦湯支命に嫁して一男

を生む(舊事紀)。
イツモミチサチノカミ 出雲路幸神 京都府愛宕郡に出雲井於神社あり又滋賀縣近江國神崎郡五箇庄村郷社大城神社相殿に祀らる。
イツノヤマツミノミコト 伊豆山津見命 伊豆三島神社には大山津見命を祀る故に大山津見命一に伊豆山津見命と申す(神社叢書、神名帳考證、神名記)。
イデハノカミ 伊氏波神 山形縣羽前國東田川郡手向村に出羽神社あり祭神詳ならず一説國花萬葉記、和漢三才圖會によれば倉稻魂神を祀るといふ延喜式小社に列し今國幣小社たり(延喜式)。
イトウヒロブミ 伊藤博文 家は遠く田公に出て中古は越智氏近古は河野氏なり伊豫國の名族たり其裔周防に涉り住みて林氏を稱し關ヶ原役以後里に歸して代々熊毛郡東荷村の里庄たり父は十藏長門萩城下に出で、伊藤彌右衛門の養子となる明治維新の大功臣世界の政治家たり明治四十三年十月愛國の至誠を懷て滿洲視察の途に上り同月二十六日哈爾濱驛頭に於て朝鮮兇徒の狙撃する所となり劍を被りて起たす天皇宸悼し給ひ大勳位公爵の上に從一位

に叙し勅して國葬を行はしめらる齡正に六十九大正八年舊邸附近山口縣周防國熊毛郡東荷村茶白山に祀る。

イトクテンワウ 懿德天皇 「オホヤマトヒコス キトモノミコト」を見よ。

イトシワケノミコ 伊登志別王(記)膽武別命(紀)

書紀の武は歳の誤か伊は接頭語にして次なるトシを強めいへるなり登志は疾しなるべく此命起居總てを健く敏捷に坐しけむと思はる垂仁天皇の皇子にして御母は荊羽田戸辨と申す御事蹟の明なるものし(古事記、日本書紀)。

イトキヒメ 糸井比賣 糸井は地名なり大和國城木郡に糸井神社あり又但馬糸井郷あり島垂根の御女にて應神天皇に召されて速總別命を生む(古事記)。

イナイヒノミコト 稻飯命(紀)稻氷命(記) 御名義書紀の字の如し稻飯を以て稱美し奉りし御名なり天津日高日子波限建鷦茅草葺不合命の第二の御子なり此命東征の時御母の國として海原に入り給ふ(古事記)「イナヒノミコト」をも参照せよ。

イナセイリヒコノミコト 稻背入彦命 景行天皇の皇子也御母は五十河姫御事蹟明ならず(日本書紀)。
イナセハギ 稻背脛 イナセは否諾にて事代主神の諾否を向ひ問へる故に負へる名なり經津主神と武甕槌神と共に天神の命を受けて出雲に降り大己貴命に使せし時事代主神適遊獵に出たり仍て稻背脛を遣して熊野の諸手船に乗じて行いて其旨を尋ね問はしめ給ふ事「コトシロヌシノカミ」の條に詳説す(日本書紀)鳥取縣東伯郡中上山村郷社中山神社其他に祀らる。

イナダノミヤヌシスガノヤツミノカミ 稻田宮主須賀之八耳神 稻田宮主は宮の主長の意にして足名椎夫妻にて鏡の川上須賀の稻田宮に専ら仕へ奉りたる故の名なり須賀は地名八耳は稱美の言なり「アンナツチ」を見よ此神一に稻田宮主須賀八耳神又は稻田宮主神ともいふ(日本書紀)。
イナダノミヤヌシスガノヤツミノミコト 稻田宮主須賀之八耳命 「イナダノミヤヌシスガノヤツミノカミ」を見よ。

イナダノミヤ又シノカミ 稲田宮主神 イナタノミヤスシスガノヤツミニノカミを見よ。
イナダヒメノミコト 稲田姫命 「クシナダヒメノミコト」を見よ。

イナヌニマスオホカミ 猪名野坐大神 詳ならず攝津國川邊郡伊丹町に猪名野神社あり此の神を記る蓋し祭神明ならざりしを以て社名を取りて祭神名とせしものなるべし(神社明細帳)。

イナノメノミコト 稻乃賣命 御系統事蹟詳ならず武藏國男衾郡大埴に稻乃賣命神社あり(延喜式)。
イナバノスクネ 印幡足尼 伊香色男命四世の裔孫にして仲哀天皇の朝命せられて久努國造となる久努は遠江國久努郷をいふ(國造本紀)。

イナバノヤカミヒメ 稻羽之八上比賣 稻羽は因幡國なり八上は和名抄因幡國に八上郡あり此の地名より出でたる御名なり此神因幡國に在りて當代の美人たりき其頃大國主命の兄弟八十神ありしに之を聞き皆此美人と婚せんと欲して相攜へて姫を訪ひしに八上比賣は兄弟の言を聽允せずして大國主命に嫁し給ふ後嫡妻須勢理姫の嫉みを畏れて其生める兒を

木の俣に挟みて逃げ歸り給ふといふ(古事記)因幡國八頭郡曳田村式内郷社賣沼神社其他に祀らる。
イナバマサナリ 稻葉正成 重通の義子にして美濃の人なり豊臣秀吉に仕へ永祿元年小早川秀秋に屬し佐渡守たり征韓の役に従ひ戦功あり邑四萬石を與へらる關ヶ原役に際し秀秋を勸めて家康に應じ佐和山の城を抜く後糸魚川の城主となり食邑一萬石たりしが元和九年致仕す後子孫移封せられて享保八年遂に山城淀に移され二萬石を領す京都府久世郡淀町字本丸無格社稻葉神社に祀らる。

イナヒノミコト 稻氷命(記)稻飯命(紀) 御名義書紀の字稻飯の意なり稻による稱讚辭なり鶉茅草葺不合命の御子にして御母は玉依姫命此神神武天皇の皇兄に坐し共に東征の師に在り久舍衙坂その他に戦ひ南下して紀伊に航するの時海浪烈しく渡海沮む命自ら妣國に行かんと宣ひて海原に入り給ふ(古事記、日本書紀)。

イナビノワキイラツヒメ 伊那毘能若郎女(記)稻日稚郎姫(紀) 景行天皇の朝播磨に住みし美女なり天皇其名を聞召して之を召納れんと欲し給ひ其地

に幸す此姫この由を聞いて即ち度件島に逃れて隠れ居る(播磨風土記)依りて思ふに伊那毘は否みの意なりといへど恐らく印南郡に住めるにて地名より來れるなるべし一説天皇此人を召して妃となし眞若王及び日子人之大兄王を生み給ふ(古事記)又一説此人一に稻日大郎女ともいひ天皇に召されて后妃となり大確命及小確命を生む(日本書紀)。

イナミヤノミコト 稻宮命 大山津見神の裔神なるべし事蹟明ならず(神社叢錄)。
イナメノスクネ 稻目宿禰 蘇我石川宿禰四世の裔孫にて蘇我高麗の子なり欽明天皇の朝百濟の聖明王使を遣して佛像を獻じ別に表して其功德を稱す天皇聞て之を喜び諸臣に詔して禮祭すべきや否やを問ひ給ふ稻目宿禰禮すべきを奏す中臣物部二氏は國神の悲怒を發せんとを奏して之を廢せんと請ふ天皇乃ち佛像を稻目に賜うて之を其邸に拜せしめ給ふ稻目欣びて拜受し私邸を寺として之に安置し慇懃に出世の業を修む後國內疫病の流行甚だ烈し中臣鎌子物部尾與等奏して崇佛を止めん事を請ふ天皇乃ち有司に命じて佛像を難派の堀江に投せしめ給ふ爾後中臣

氏物部氏と快からず兩家の軋轢絶えず遂に克ちて寵せらる稻目高麗人の美女を以て妻としたり(日本書紀)。

イナモノオミ 稻茂臣 巨勢雄柄宿禰四世の裔孫なり事蹟明ならず子に荒人あり(姓氏錄)。
イナヨリヒメノミコト 稻依日女命 大歳神の御子なり御事蹟知るべからず(儀式帳、古史傳)。

イナヨリワケノミコト 稻依別王 御名義稻は字の如く依は宜なるべし日本武尊の御子にして御母は兩道入姫命と申す此王の御事蹟詳かにし難し犬上君、建部君等は實に其の末胤なりとす(古事記、日本書紀)。
イナリノオホカミ 稻荷大神 稻荷神社には宇迦之御魂神を祈る故に此神を稻荷大神とも申す(神社叢錄)。
イナキノミコト 否井命 天之明命九世の裔孫なりといふ事蹟明ならず川内漢人は其の末葉なれど中絶せり(姓氏錄)。
イニシキノイリヒコノミコト 印色之入日子命(記)五十瓊敷入彦命(紀) 印の義明ならずされど

書紀の字にて美稱か色は磯城なるべし垂仁天皇の皇子にして御母は皇后日葉酢姫也此命の御事蹟明ならず(古事記、日本書紀)鹿兒島縣薩摩國下鹿兒島郡下伊敷村大字戸越縣社伊邇色神社其他に祀らる。

イヌオホスミヒコサワケノミコト 伊努意保須美比古佐倭氣命 御系統事蹟明ならず(出雲風土記)。

イヌノカシラノミタマガミ 犬頭靈神 土人傳

へ云ふ三河國上和田城主宇都宮左近將監泰藤といふものあり性甚だ狩を好む文和二年五月出でて鷹を磐海郡糟目神社の域内に放つ社の坤に大樹あり枝葉繁茂す泰藤其蔭に憩ひしに急に睡を催し叩頭數回方に睡に入らんとす率ゐる所の白犬吠えて泰藤に躍りかかり之を噛まんとするもの如し泰藤驚き覺めて犬を叱すれば忽ち靜肅泰藤復眠れば犬忽吠えて泰藤の上に躍る斯の如くすること數回泰藤怒つて劍を抜いて犬の頭を斬るに其の頭乃ち飛んで樹梢に上るよと見れば一頭の怪物竊として落つ即ち見れば蛇太さ巻席の如く大なるものなり犬頭其咽を噛み鮮血泉の如く流れたり始めてさきに泰藤に向つて跳躍せしは其呑まんとするを警めしなるを知りぬ泰藤見て

大に犬の義心を感じ輕輕しく之を斬りしを悔い且つ悲み爲に此社に合祀せしを犬頭靈神となす時に同年九月十五日なり(三才圖會、諸國里人談)。

イヌヒメ 伊怒比賣 出雲風土記に出雲郡伊努郷あり之に由れる御名ならん神活須毘命の御女なり大國主神に嫁して五子を擧げ給ふ(古事記)。

イネフリノカミ 稻降神 御系統事蹟明ならず

イハオシワケノコ 磐排別之子 神武天皇の朝の人なり天皇吉野を巡狩し給ふ時有尾の人磐石を披排して出づ天皇問うて宜く汝を誰とかなすと其人對へて曰く臣は是れ磐排別之子なりといへり吉野の國樞部は實に此人の末葉なり(日本書紀)。

イハガカリノミコト 伊波我加利命 大彦命

の孫なり御事蹟明ならず若櫻部朝臣阿倍朝臣等の祖なり(姓氏錄)。

イハカムツカリノミコト 磐鹿六馬命 大彦命の孫にして景行天皇に仕ふ天皇巡狩して東國に向ひて發し上總國に至り給ひて海路淡水門を渡り海中に

白蛤を得給ふ是に於て六馬命膽に爲りて獻る天皇之を賞し給ひて膳夫伴部の姓を給ふ安房國朝夷郡に高家神社ありて此命を祀る(姓氏錄、地名記)。

イハキワケノミコ 石城別王 石衛別命の御子なり雄略天皇の朝命を以て羽咋國造となる羽咋は能登國羽咋郡是なり(國造本紀)。

イハクマノヒメミコ 磐隈皇女 磐隈は地名なるべし欽明天皇の皇女なり御母は堅鹽媛此皇女初め伊勢の齋宮となり後皇子茨城王の奸に坐して職を解かれ給ふ御別名を夢皇女と申す(日本書紀)。

イハクラノミコト 石倉命 大山津見命の裔神なるべし事蹟詳ならず(神社叢錄)兵庫縣播磨國赤穂郡矢野村郷社磐座神社其他に祀らる。

イハクラヒコノミコト 石倉比古命 御系統事蹟詳ならず能登國鳳至郡に石倉比古神社あり恐らく石倉命と同神か(延喜式)。

イハクラワケノミコト 伊波久良和氣命 大山津見命の裔なるべし御事蹟明ならず(神社叢錄)。

イハサカヒコノミコト 磐坂日子命 須佐之男命の御子なり御事蹟の著きものなし(出雲風土記)。

イハサクノカミ 石柁神(記) 磐裂神(紀) 伊邪那岐神迦具土神を斬り給へる時御佩刀の尖に著きたる血の湯津石郡に洩りて生れませる神なり古事記傳に式の祝詞に磐根木根展佐久彌氏とあるは岩の凹凸ある上を通行することをいふ是も此意とあり神名考に此柁は書紀に磐裂之をば以籬邊と云ふとある如く其勢の岩柁くばかり猛くますます意の御名なりとあり御事蹟詳ならず(古事記、日本書紀)。

イハスヒメノカミ 石巢比賣神 神名考に此神砂を司り給ふ神なるべし砂を巢といひし例は海邊の砂地の所を國に依ては須加といふ名多し即この須加は砂處の意なる由いへり伊邪那岐、伊邪那美二神の御子なり御事蹟傳はらず(古事記)古史傳には石土毘古神と共に上筒男神の別名なりといへり。

イハセヒコノミコト 石瀬比古命 御系統事蹟明ならず能登國鳳至郡に石瀬比古神社あり(延喜式)。

イハタツノカミ 石立神 詳ならず備前國和氣郡伊里村大字麻宇那村字池田に石立神社ありて此の神を祀る神殿の下大磐石あり傳へ云ふ天より降下せるものなりと時人之を神石として上に社殿を建つ

因て以て石立神と稱すもこの名を春日岩倉宮又春日宮ともいふとあるより思ふに此は春日神を祀れるにはあらざるか(吉備温故録、備陽國志、石立神社傳、備前式社考、神社明細帳)

イハツクワケノミコト 石撞別命(記)磐衝別命(紀) 石は健きことの稱へ名なるべし撞の義明ならず垂仁天皇の皇子御母は苜羽田戸辨と申す御事蹟の著きものなし三尾君の始祖なり(古事記、日本書紀)

イハツチビコノカミ 石土毘古神 名義古事記傳の説に此神上筒男神に當るとありウハとイハと相通ひツツとツチとは相通へばなり神名考には此神土を司る神なるべしといへり伊邪那岐、伊邪那美二神の御子なり御事蹟詳ならず古事記古史傳に云く石はウハの轉せるなり石巢比賣神と共に上筒男神の別名なり。

イハツツノミコト 盤土命 イハはウハに通ひて「ウハツツノヲノミコト」に同じ(日本書紀)

イハツツノメノミコト 磐筒女命 一説に伊邪那岐神迦具土神を斬り給ひし時磐筒男命と同時になりませる神なりとあり(日本書紀)

イハツツノヲノカミ 石筒之男神(記)磐筒男神(紀) ツはツチに通ひそのツはノに通ふ助辭チは男の尊稱なり伊邪那岐神御子迦具土を斬り給ひし時佩刀の尖につける血石群に洩りつきて生りませる神なり御事蹟詳ならず(古事記、日本書紀)

イハトコノミコト 石徳高命 御系統事蹟明ならず伊豆國田方郡に式社石徳高神社あり一説大日本史によれば大山祇神木華開耶姫命を祀るといふ然らば石徳高命は二座なり今伊豆國田方郡江間村大字北江間豆塚神社に此の命を祀る。

イハナガヒメ 石長比賣(記)磐長姫(紀) 名義常磐石に長き由なりと古事記傳にいへり大山祇神の御女なり瓊瓊杵命木花開耶姫を娶り給ひし時大山祇神其の姉なり石長比賣をも副へて奉り給ふ瓊瓊杵命この姫の醜貌なるを厭ひて遂に送りかへし給ふといふ(古事記、日本書紀)

イハノヒメ 磐之媛 「カツラギイハノヒメ」の條を見るべし。

イハノヒメノミコト 伊波乃比咩命 石長比賣命の御事なるべしナガをナといひたる例は級長津彦

級長戸邊にて知るべしさてナを同行の音なればノとは通はしたるならん(神名帳考證)

イハヒヌシノカミ 齋主神 名義齋は清潔にして神を祀る事と物を鎮め平ぐる意を兼ねたり經津主命、武甕槌命と共に天神の命を受け降りて此國土を平定し給ふ時經津主命自ら齋主神となりて神祇を祀り給ふ之によりて後世戰陣の門出には經津主命を祀るの例となれり(日本書紀)

イハヒメノミコト 伊波比咩命 伊波乃比咩命と同神なるべし(神社叢錄)

イハヨノミコト 意波與命 大山津見神の裔神なるべし御事蹟詳ならず延喜式神名帳には伊豆國賀茂郡に意波與命神社あり(神社叢錄等)

イハレ 石村 稚淳毛二侯王の後裔信正の子なり母は槻本公轉戸が女事蹟明ならず(姓氏錄)

イハレノミコト 伊波例命 大山津見神の裔神なるべし御事蹟知るべからず(神社叢錄)

イハキヌシノミコト 石井主命 御系統事蹟明ならず越後國沼垂郡に石井神社ありて此神を祀る(延喜式、風土記節解)

イハキヒコノミコト 石井彦命 御系統事蹟詳ならず石井主と同神なるべし越後國三島郡に石井神社ありて此神及石井比賣命を祀る(風土記節解)

イビシツヘノミコト 伊毘志都幣命 天神なり太古出雲國飯石郷に天降り給ふといふ(出雲風土記) イヒトヨノイラツメ 飯豊郎女 飯豊は島名より來れるなり履仲天皇の皇女にして御母は黒比賣なり御事蹟明ならず(古事記)

イヒトヨノミコ 飯豊王 飯豊郎女の同母兄に坐す(古事記)

イヒヌノマクロヒメ 飯野眞黒比賣 飯野は地名伊勢國飯野郡あり代侯長日子王の御子にて御事蹟明ならず(古事記)

イビヒメノミコト 飯日比賣命 「フトマワカヒメ」の條を見るべし又「アマトヨツヒメノミコト」ども云ふ。

イブキドヌシノカミ 伊吹戸主神 之れ豊受大神の荒魂なり(御鎮座次第記)

イブキノタケノカミ 夷服岳神 「タタミヒコノミコト」を見よ。

イブキヲノカミ 氣吹男神 「タタミヒコノミコト」を見よ。

イホキノイリヒコノミコト 五百木入日子命(記) 五百城入彦皇子(紀) 五百木は尾張國の地名なり

此命此地に生れ給ひて此名を負ひ給へるものなるべし景行天皇の皇子に坐して御母は八坂入姫と申す御事蹟の著きものなし(古事記、日本書紀)。

イホツクノミコト 伊富都久命 彦姥津命の御子なり事蹟明ならず其の末葉に九部氏あり(姓氏錄)。

イマキノカミ 今木神 大和國に今來郡あり之は戎人の歸化せるものを居るおかれし所にて今來の義なるべし今木神は和邇氏の祖百濟より歸化せるもの始め社を創祀して今木神と崇め祀りしものなるべしされば今木神は百濟國王なる事明かなり(欽明天皇紀、神社叢錄)。

イマヲノスクネ 今雄宿禰 小槻氏の中祖にして文德天皇の御宇大史官の職に任せられ子孫相傳へて官中に政務を行ふ仁壽元年今雄宿禰の勳功を賞し雄琴の庄を賜ひ醍醐天皇の延長四年之を祀る滋賀縣近江國滋賀郡雄琴村郷社雄琴神社なり(近江國輿地

志略)

イミガコノミコ 伊美賀古王 御名義不詳欽明天皇の皇子なり御母に岐多斯比賣と申す御事蹟明ならず(古事記)。

イメサキノオホカミ 射目崎大神 詳ならず播磨國飾磨郡余部時に稻岡神社ありて此神を祀る一説あり射目崎川といふ中世洪水ありし時四殿漂うて稻岡山に至る因て稻岡神社に合祀し貞觀十六年從五位下を授け給ふ蓋祭神明ならざるを以て社名を以て祭神名としたるものなるべし(大日本史、神祇志料、神社叢錄、神社明細帳)。

イメノヒメミコ 夢皇女 「イハクマノヒメミコト」を見よ。

イモアヤカシコネノカミ 妹阿夜訶志古泥神(記) 吾屋惶根尊(紀) アヤは驚嘆の意に發する詞カシ

コは古書に恐可畏等の字を當てて恐るる意なりネは男をも女をも尊びいふ辭此御名は神の面の成り整ひ給へたるにて之を見れば畏み敬はるる意の御名なるべし淤母陀琉神と並び生れませる女神なり御事蹟詳

ならず(古事記)一に青檳城尊、吾屋檳城尊とも申し奉る(日本書紀)。

イモイクグヒノカミ 妹活代神(記)活機尊(紀)

イモは男に對したる女の稱呼活は字の如く生き動く意なりクヒは合に同じく物の生り始まるをいふ語芽ぐむ涙ぐむ等のクムに同じ即ち此神角代神と共に國土を成し給ふ義に由る御名なり角代神と並びて生れませる女神にして御事蹟詳ならず(古事記)。

イモイザナミノカミ 妹伊邪那美神(記) 伊弉册尊(紀)

伊邪那は伊邪那岐神の伊邪那と同じく相誘ふ意なり美は女君の約なり岐と美と相對せる例甚多し神漏岐神漏美、沫那藝沫那美、類那藝類那美此等なり伊邪那岐神と並び生れませる女神にして遂に伊邪那岐神と相婚して中國諸島諸神を生み給ふ事伊邪那岐神の條に詳く説きたり男神黃泉國より逃れて黃泉

平坂に到りて磐石を引き塞ぎて向ひ立ち給ふ時伊邪那美神白し給はく愛しき我夫の命かくし給はば汝の國の蒼生一日に千人を絞殺さんと男神應へて詔く愛くしき我妹の命かくしたまはば我は一日に千五百人を生むべしと夫婦の契を絶ち給ひぬ伊邪那美

神は永く黃泉國に止り給へば黃泉大神とも申し又男神に追ひ及き給へるを以て道及大神とも申す(古事記、日本書紀)イザナギノカミをも併せ見よ。

イモオホトノベノカミ 妹意富斗乃辨神(記)大苦邊尊(紀) 大は字の如くにて稱へ言なり斗は處なり處をトといふ例甚だ多し立處伏處祓處等なり辨は女をいふ美稱の言此神國土の稍や大きく擴張せられて整ひ來れる時に生れませる意の御名なるべきか意富斗能遲神と並びて生れませる女神なり御事蹟詳ならず(古事記)一名を大戸摩姫尊、大富邊尊とも申す(日本書紀)。

イモカシコネノカミ 妹訶志古泥神 「イモアヤカシコネノカミ」を見よ。

イモスヒチニノカミ 妹須比知邇神(記) 沙土煮尊(紀) 妹は男に對して女をいふ語須比知は書紀に沙土此をば須毘尼といふと註せられしにて知るべし平田翁の曰くスヒチとは沙泥の義にて初めの泥の中に又沙泥の形も交り成れるより負ひたまへる御名なるべしと天地開闢の時宇比地邇神と並び生れませる神なり御事蹟詳ならず(古事記、日本書紀)。

イヤヒコノミコト 伊夜比古命 越後國蒲原郡
伊夜比古神社には天香山命を祭るされば香山命を
一に伊夜比古命とも申すなるべし(神名帳考證、神社
叢書)。

イヤヒメノミコト 伊夜比咩命 天香山命を伊
夜比古命ともいへば此神は香山命の妃神にもや(神
名帳考證、神社叢書)。

イヨシムワウ 伊豫親王 桓武天皇の皇子なり
御母は夫人藤原吉子といふ親王管絃をよくし給ひ帝
頗る之を寵賞し給ふ一日帝親王の山莊に幸し宴を群
臣に賜ふ日暮鹿鳴を聞かんと欲して歌を詠ず偶鹿
鳴あり帝欣然として群臣をして和せしめ給ふ大同二
年十二月藤原宗成親王に勸めて密かに不軌を圖る
親王從はず時に親王の舅藤原雄友之を右大臣藤原内
麻呂に告ぐ親王大に恐れ遽に宗成が叛を勸むるの由
を奏す即ち宗成を左衛門府に繋いで按檢せしむ宗成
却て親王の首謀たる旨を告ぐ帝之を信じ親王の號を
削り之を河原に幽し飲食を給せず親王遂に毒を仰い
て薨す時人甚之を哀む弘仁元年嵯峨帝御疾あるに及
び親王の祟となし僧三十人を度して其冥福を祈り後

親王の號を復し贈らる(大日本史京都府紀伊郡深草
村郷社藤森神社相殿其他に祀らる)。

イヨツヒコノミコト 伊豫豆比古命 伊豫國伊
豫郡に縣社伊豫豆彦神社あり此命を祀りされど豫
章記には本社は彦狹島命を祀るといひ又國造本紀に
は國造の祖速後上命を祀るにはあらざるかど。

イヨツヒメノミコト 伊豫豆比女命 伊豫豆比
古命の配偶の神なるべし。

イヨヌシノミコト 伊與主命 神魂命十三世の
裔孫なり應神天皇の朝久味國造となる久味は伊豫國
久米郡なるべし(國造本紀)。

イヨノシマアメノサヌキノミコト 伊豫洲天狹貫
命 大新川命の孫小千命の御子なり父の後をうけ
て國造たりしなるべけれど事蹟明ならず(豫章記)。

イヨノフタナノシマコチノミコト 伊豫二名島小
千命 御名皆地名より來る彦狹島命の子なり父命
の跡を繼ぎて大山祇神を祀り給ふ(豫章記、豫陽盛衰
記)一説大新川命の孫なりといふ(國造本紀、姓氏錄)。

イヨノワウシ 伊豫皇子 一に今岡皇子とも又
伊豫津彦命とも申す孝靈天皇第三の皇子にして天性

勇武且つ神道の纏輿を極め王家を主護せり此時西戎
南蠻王命に背き西海謐ならず天皇乃ち皇子を將軍に
任じ伊豫國二名島の蠻族を退治せしむ皇子伊豫國
に留りて國主となる是れ河野、土居、得能、稻葉、久留
島等總て越智氏の遠祖なり(本朝名傳略記)今伊豫國
伊豫郡北伊豫村縣社伊豫神社其他に祀らる。

イリエクイチ 入江九一 吉田松陰の門に學び
しに松陰深く其篤學を愛す勤王憂世の志深く高杉晋
作の奇兵隊を編成せんとするや君の助力を仰ぎ得る
所多し世の人高杉の才識と君の誠實を勤王家中の聯
壁と推稱せり元治元年七月の大變には鷹司邸にあり
しが敵兵四面より寄せ來るや久阪の言に従ひ後事に
盡力すべく重圍を切り開きて逃れ出でんとして討死
す時に齡二十一明治二十四年四月特旨を以て正四位
を贈らる山口縣下關市後地赤間關官祭招魂社に祀ら
る。

イリシサレシ 伊里斯沙禮斯 高麗人なり事蹟
明ならず其の末葉參朝歸化せしものに大狛連あり
(姓氏錄)。

イリスノオミ 伊利須使主 高麗人なり事蹟詳

ならず其の末の來朝歸化せしもの日置造、島井宿禰、

榮井宿禰、吉井宿禰、大和造、日置倉人等あり(姓氏錄)。

イリネノミコ 伊理泥王 伊理はイロに同じく
親愛する意の辭泥は尊稱彦坐王の御子なり御母は
遠都都比賣命御事蹟詳ならず(古事記)。

イリワスノオミ 伊利和須使主 高麗人なり事
蹟明ならず其の末の歸化せしもの島木氏あり(姓氏
錄)。

イワノオホカミ 伊和大神 大己貴神の御別名
なり(播磨風土記、大日本史)。

イワツヒメノカミ 伊和都比賣神 詳ならず一
説度會延經は其の神名帳考證に豐宇氣姬命なりとい
へり播磨國赤穂郡新濱町に中島神社ありて伊和都比
賣命を祀る。

インキヨウテンワウ 允恭天皇 「ヲアサヅマツ
クゴノスクネノミコト」を見よ。

インタイキシワウ 陰太貴首王 都慕王の子
なり事蹟明ならず其の末胤の參朝歸化せるものに河
内連あり(姓氏錄)。

ウ之部

ウガツクヌノミコト 宇賀都久野命 天穗日命
十二世の裔孫なり事蹟明ならず末に出雲臣あり(姓氏錄)。

ウカツクヌノミコト 遷一狛奴命 成務天皇の朝二方國造と定め給ふ二方は但馬國二方郡なり(國造本紀)。

ウカノミタマイナメノカミ 宇賀之御魂稻女神

崇神天皇の三十九年止由氣大神の天降り給ふや此神他の從神と共に從ひ降り給ひ専ら奉侍の事を執掌し給ふ(御鎮座本紀)。

ウカノミタマノカミ 宇迦之御魂神(記) 倉稻魂神(紀) 宇迦は食なり一切の食物を司り給ふ意御魂は恩賴神 靈等ありて此神は食物の事に功あり主として治らせし神なるにより負ひ給ひし御名也須佐之男命の御子御母は神大市比賣御事蹟明ならず(古事記)一説に大食津姫神 亦名保 又豐受姫大神とも同神なりといふ或は然らん。

ウカノメノカミ 宇迦之賣神 止由氣神の亦

の御名なり。

ウキタノモノノベ 浮田物部 天神なり饒速日命の天降の時矢を帯びて從ひ給ふ二十五部神の一人(舊事紀)。

ウキフヌトヨカヒノミコト 浮經野豐買尊

ウキは彼の一物の空中に浮漂へる意フは含むにて其中に地殻なるべきものを含み居るなり豊はトヨクモヌの條に説けりカヒはクモト同じ意義なり豐雲野尊の御一名とす(日本書紀)。

ウケモチノカミ 保食神

ウケは字の如く食物なり此神食物を保ち司り給ふ由の御名なり國津神にして天照大神天上に在りて遙かに其令名を聞き月夜見尊をして就いて之を接見し兼て御饌を徹さしめ給ふ月夜見命を受けて降りて保食神の許に抵り命を傳ふ時に保食神首を廻して國に向ひて在れば則ち口より飯出で又海に向へば魚類雜然として出づ次に山に向へば鳥獸の類群然として現はる保食神悉く取り之を百机に載せて奉り月夜見尊に饗應す、月夜見尊忿然色を作して曰く汝何すれぞ予に汚きもの奉るやと乃ち劍を抜いて斬り殺し天上に歸り上りて具

に其狀を大神に申啓し給ふ大神之を惜み給ひて天熊大人を遣はして保食神を弔訪せしめ給ふ時に保食神既に死したれど其の死屍の頂に牛馬生じ額上に粟生じ眉上に蠶生じ眼中に稗を生じ腹に稻を生じ陰に麥及び大豆小豆生じたり天熊大人皆悉之を取り收めて大神の御許に奉る大神喜び給ひて是等は葦原中國の蒼生の食ひて生くべきものなりとて粟、稗、麥、豆を陸田の種子とし稻を水田の種子として部署の人を定めて其種子を天狹田長田に植ゑしめ給ひ其秋垂穂八束穂顆々として實り甚だ美果となりぬ已後蒼生の食料となる(日本書紀)。

ウサキノミコ 菟皇子 御名義詳ならず繼體天皇の皇子にして御母は廣媛と申す此皇子は酒人公の祖なり(日本書紀)。

ウサジマニマスオホカミ 宇佐島坐大神 宇佐は豊前國宇佐郡なり宇佐宮の地たり河水之を循りて恰も島の觀をなす依りて宇佐島といふ宇佐宮の主神は八幡大神なれども宮の第二殿に宗源三女神の祠あり特に宇佐島坐大神といへるは此三女神を申すといふ(古史傳、八幡本紀)天照大神須佐之男命と誓約の

時生れましし三女神田心姫命湍津姫命市杵島姫命葦原中國之宇佐島に降り給ふ故に之を宇佐島坐大神といふとぞ(日本書紀)。

ウサツヒメ 菟狹津姫 菟狹津彦の姉妹なり神武天皇の命によりて天種子命に嫁す(日本書紀)。

ウサノオホカミ 宇佐大神 豊前國宇佐神宮の祭神なり宇佐神宮には八幡大神を祀れり「ヤハタノオホカミ」を見よ。

ウサヒノネ 宇佐比乃禰 建許呂命の子なり應神天皇の朝道口岐閉國造に定め給ふ道口は常陸多珂郡道口郷岐閉は所在詳ならず(國造本紀)。

ウシノアタヘ 菟子直 又宇志直に作る後漢の靈帝の子延王の後都賀直三世(一云四世)の孫なり其の末裔本朝に歸化せるもの佐太宿禰あり(姓氏錄)。

ウシノカミ 雨師神 大和國吉野郡に丹生川上神社あり罔象女神を祀る一に之を雨師社と稱す即ち雨を軼り給ふ意なり(延喜式、日本紀略)。
 ウスノメノカミ 宇須之女神 止由氣大神の天降り給ふ時從ひ降りし天神なり(御鎮座本紀)。
 ウタゴリヒメノミコト 歌凝比賣命 美知能宇斯王の御女なり垂仁天皇の朝皇后沙本毘賣命の上言によりて姉妹三人と共に天皇に召されぬ然るに容貌醜なりしかば姉二人を止めて此命と其の御妹とは送りかへされ給ふ(古事記)。

ウダテンワウ 宇多天皇 天皇諱は定省光孝天皇の第三皇子なり御母は皇后班子第五十九代の御位に座す藤原經基を關白となし給ふ關白此に始る在位十年位を太子に譲り朱雀院に居して亭子院と稱す承平元年崩す御歳七十六大内山陵に葬る(天日本史)。
 ウダノスミサカノカミ 宇陀墨坂神 宇陀は大和國の郡名なり墨坂は其地の邑名也蓋し此神は水分神なるべし(古事記、延喜式)。

ウチノミコ 宇遲王 宇遲は御乳母の姓にてもあるべし敏達天皇の御子なり御母は比呂比賣と申す

御事蹟詳ならず(古事記)。

ウチノワキイラツコ 宇遲能和紀郎子(記)菟道稚郎子(紀) 宇遲は地名にして山城國宇治郡宇治郷此御子生れて此處に住み居給ひし事記紀等に見えたり和紀は書紀の稚の意にて瑞瑞しき意にて稚き美稱の語郎子は郎女に對していひて男を美はしみ親しみていふ稱呼なり應神天皇の皇子御母は宮主矢河枝比賣なり御父天皇甚く此御子を愛し給ひ遂に立てて太子となし給ふ父天皇崩するや太子義を重んじて敢て位に即き給はず御兄大雀命に譲り給ふ大雀命も天皇の御志を思ひて之を受け給ふ事なしかくて相譲り給ふ事三年貢を奉るもの道に大に苦む是に於て此御子自ら縊れて薨じ給ひ遂に位を仁德天皇に譲り給へり(古事記、日本書紀)。

ウチヒメノミコト 宇治比賣命 國生神の御子なり事蹟詳ならず(儀式帳)。

ウツシクニタマノカミ 宇都志國玉神(記)顯國玉神(紀) 宇都志は書紀の顯の意なり根國に對し此國土をさして顯國といふなり國玉の玉は御魂にて其の國土を修理經營したまへる御功德著しきによりて

負はせ奉りし御名なり「オホクニヌシノカミ」の條を見よ。

ウツシコメノミコト 内色許賣命(記) 鬱色謎命(紀) 名義「ウツシコヲノミコト」に同じ内色許賣命の妹にして孝元天皇に召されて皇后となり開化天皇、大彥命、少名日子建猪心命、倭迹迹姫命の四子を擧げ給ふ(古事記)。

ウツシコヲノミコト 内色許男命 ウツは顯見の意か醜男は葦原醜男の例に同じ大矢口宿禰命の御子なり母は坂戸由良都姫事蹟を明かにせず(古事記、舊事紀)。

ウツシナガノミコト 宇都斯奈賀命 御系統御事蹟明ならず安曇連は其の末孫なりといふ(姓氏錄)。

ウツシヒカナサクノミコト 宇津志日金橋命 宇津志は顯なり書紀に顯此をば宇都志といふことあり日金は地名にて式に信濃國更級郡に氷飽斗賣神社あり此より出たる御名なるべし析は又信濃に佐久郡あり之によれるにや綿津見神の御子なり御事蹟明ならず(古事記) 佐久郡三本木村三本木稻荷神社あり。
 ウツヒコ 宇豆毘古(記) 珍彦(紀) 國神なり

神武天皇東征の途次御舟速吸門に迫ひ給ふや大龜の甲に乗じて釣しつづ近づき奉るものありやがて御舟の側に寄侍す天皇召して問うて宜く汝は何人ぞ其人答へて曰く臣は國神名を宇豆毘古と申すと天皇宜く汝海道案内を知れりやと曰く臣能く之れを知れりと又宜く汝朕が軍に従ひて功をなさんやと曰く大王に従ひ奉るべしと是に於て槁機を出して之を執らしめ延ひて御舟に入れ給ひ海道の嚮導として遂に大和に入り給ふ之によりて槁根津日子と名づけ給ふ後天下平定して宇豆毘古を以て大和國造に定め給ふ別名椎根津彦といふ(古事記、日本書紀)。

ウツマサノキミ 太秦公 「ハタノキミサク」を見よ。

ウナガミノスケネ 菟上足尼 葛城襲津彦四世の孫なり雄略天皇の朝穗國造となる穗は三河國寶飯郡なり(國造本紀)今參河國寶飯郡豊秋村郷社菟足神社、並尾張國海野郡開治村郷社宇多志神社に祀らる。

ウナガミノミコ 菟上王 名義明ならず大倭王の御子なり御事蹟詳にすべからず(古事記)。

ウナキヒコノミコト 宇奈岐比古命 御名義詳ならず豊後國大野郡西大野村に倭積神社ありて此の命を祀る(神社明細帳)

ウナキヒメノミコト 宇奈岐比賣命 御系統事蹟詳ならず豊後國速見郡に宇奈岐比賣神社あり(延喜式)

ウナコノイラ 菟名子夫人 名義明ならず伊勢大鹿小熊が女なり敏達天皇に召されて夫人となり太姫皇女と糠手姫皇女とを生み給ふ(日本書紀)

ウナノスクネ 宇那足尼 伊許保止命の後胤なり成務天皇の朝豊國造に定め給ふ(國造本紀)

ウナヒメノミコト 宇那比賣命 建筒草命の御女なり事蹟明ならず(舊事紀)

ウニコノオビト 宇爾古首 漢の高祖帝の後なり其の末孫本朝に歸化せるものに文忌寸あり(姓氏錄)

ウヌレヌノミコト 鶺鴒淳命 天穗日命十二世の裔孫にて神門臣は實に其の末胤なり(姓氏錄)

ウノチヒコノミコト 宇能治比古命 須我禰命の裔孫なり此命御祖を恨みて暴狀あり北出雲の海に

漂はしむと古老の傳にいへり(出雲風土記)

ウバイノミコト 優婆夷命 優婆夷は梵語也漢譯して之を清信女といひて尼をさしていふなり此命は大山津見神の裔孫なるべし伊豆國八丈島優婆夷命神社ありて此命を祀る(神社叢書)

ウハツツノヲノミコト 上筒之男命(記) 表筒男命(紀) 古事記傳にはツツはツツに同じくしてその上のツは之に通ふ助辭チは男の尊稱なりとあり神名考にはツチは土にして海中の土によりて負ひませる御名なりとあり伊邪那岐神御禊の時に生れませる神にして御事蹟明ならず(古事記)

ウハツワタツミノカミ 上津綿津見神(記) 表津少童命(紀) 綿は海津は之に通ふ助辭見は持の約りたるなり海を知り持ち給ふ神なり伊邪那岐神橋の小門の御禊の時水の上にて滌ぎ給ふ時になりませる神なれば上津とは申すなり御事蹟明ならず(古事記)

ウヒチニノカミ 宇比地邇神(記) 湍土煮尊(紀) 書紀に湍土此をば宇毘尼といふとあり浮湍の意なり平田翁曰くウヒチは初泥の義なり邇は根と通ひて稱辭なりと又神名考には邇は和なる物の漸に固る

をいふ義あり云々此稚土邇とあるは國島の成る始めに未熟せざる土の融け和ぎて稍、固るをいへるなりといへり妹須比智邇神と並びて生りませる男神なり御事蹟傳らず別名を湍土根尊と申す(古事記、日本書紀)

ウヒチネノミコト 湍土根尊 ネはニと同じく稱言なり「ウヒチネノカミ」を見よ。

ウヘダクスジ 上田楠次 土佐の人夙に尊王攘夷を唱へ江戸に出て長門、水戸等の志士と交り力を國事に致す偶、藩論一變して武市半平太の獄に下るや國に歸り藩廳に出で、その無法を痛論す維新の後

東山道總督の軍に従ひ戦功少なからず遂に敵彈に中りて忠死す明治三十一年特旨を以て正五位を賜はる高知縣土佐國長岡郡大島岬官祭招魂社に祀らる。

ウヘミヤノウマヤドトヨトミミノミコト 上宮之既戸豐聰耳命 上宮は書紀に父天皇之を愛して宮の南なる上宮に居らしめ給ふ由見ゆ之によれるなり既戸は此命生れます時母后馬官に至りて既戸の所に

て生み給へるに由る豐聰耳は字の如くにて十人の訴を一時に聞きて過ち給ふ事なきばかりに御顯悟に坐

せし由なり用明天皇の皇長子御母は間人穴太部女王とす尙詳細は「ウマヤドノワウジ」を見よ(古事記、日本書紀)

ウマキノミコ 馬木王 馬木は御乳母の姓なるべしといふ欽明天皇の皇子なり御母は小兒比賣と申す御事蹟詳ならず(古事記)

ウマクダノイラツメ 馬來田郎女 馬來田は上總國の地名なり繼體天皇の皇女にして御母は黒比賣御事蹟明ならず(古事記)

ウマサカヒメノミコト 味坂比賣命 御系統事蹟詳ならず大和國宇陀郡に味坂比賣命神社あり又越前國坂井郡に同神社あり(延喜式)

ウマシアシカビヒコチノカミ 宇麻志阿斯訶備比古邇神(記)可美葦芽彦身尊(紀) 宇麻志は可憐にて

歎美の詞なり阿斯訶備は書紀にいへる葦芽にて葦の芽のかつがつ生ひそめて生色の勢熾なるをいふをれによりて生りませる神なる故に此御名は負ひ給へるなり比古は男を稱美ていふ稱邇は男の尊稱なり天地既に分れ國土未だ稚く恰水上に脂の浮べるが如く又海月に似て漂漾せる時にククと葦芽の如くに生り

出でませる神なり(古事記、日本書紀)。ウマシウチノスクネ 味師内宿禰 ウマシは可憐にて美稱内は地名なり彦布都押之信命の御子にして此人山代内臣の祖なり(古事記)。

ウマシカライヒネノミコト 可美乾飯根命 天穗日命の十二世の裔孫なり事蹟明ならずその末孫に土師宿禰あり(姓氏錄)。

ウマシカラヒサノミコト 甘美韓日狹命 出雲振根命の弟也崇神天皇の朝天皇出雲大神宮なる神寶を見んと欲し武諸隅を遣はして就て獻せしめ給ふ時に出雲振根其神寶守護の任に當り會筑紫に行きて在らず其弟飯入根命を蒙りて其弟甘美韓日狹及子鷗瀟淳をして出でて朝に獻せしむ(日本書紀)。

ウマシニギタノミコト 味饒田命 「ニギタノミコト」を見よ。
ウマシハハノミコト 味波波命 神魂命十世の裔孫なり景行天皇の朝阿武國造に定め給ふ阿武は長門阿武郡阿武郷なり(國造本記)。
ウマシマチノミコト 宇摩志真知命(記) 可美真手命(紀) ウマシは書紀の字の意にて稱詞なり真

も知も共に讚美の辭天饒速日命の第二子に坐して御母は御炊屋姫なり神武帝の東征せらるや御父と共に歸順し給ふ天皇悦び給ふこと深く特に寵褒を加へ神劍を下し賜ひて功を賞し給ふ此後命物部を率ゐ四方の逆夷を平げて復奏す既にして大皇御位に即き給ふや命天璽の瑞寶を獻じ又神楯を堅て、祝齋す天皇益之を寵幸し給ひ特に詔して近く殿内に侍せしめ給ふ因りて足尼と號して親咫尺奉り乃ち内物部を引率して威儀儼に矛楯を構へ道臣命の來目部と並びて専ら禁衛守護の任を盡す二年春二月天皇功を定め賞を行ひ給ふや先づこの命に勅して宜く汝の功勳既に成り至れり今より股肱の職に任じ永く不貳の美を傳へよと特に劍を授けて之を賞し給ふ命乃ち大臣となりて奉仕し以後世々相踵いで其の職を辱し給ふ一名味間見命とも申す(古事記、日本書紀、舊事紀)。
ウマシミニノミコト 味耳命 高御魂命八世の裔孫なり事蹟明ならず其の末に久米直あり(姓氏錄)。
ウマヤドノワウジ 既戸皇子 用明天皇の第一皇子御母は穴穗部間人皇后と申す皇后頗る民情に心

を盡し給ひ屢出でて官省を巡視す適馬官の厩戸に至り皇子を生む依つて名とす皇子生れて頗る聖智長じて好んで書を読み性最も聰敏十人の訴事を兼ね聽きて違ひなしといふ因て豐聰耳皇子ともいふ蘇我馬子佛を信じ其疾あるや之に祈らんことを請ふ敏達帝皇子に謀り給ふ皇子答へて曰く諸佛の道は諸神亦敢て之に違はず馬子の佛を興さんとするは國家の福なりと帝乃ち之を允す時に天下疫疾流行庶民多く死するや大連物部守屋中臣勝海奏すらく是れ蓋し馬子の佛を奉ずるに因ると是に於て詔して祠宇佛像を燒く皇子馬子深く二人を惡む是歲帝崩じ用明帝位に即くや皇子帝の側に侍して佛に歸せんことを勸む依て群臣をして會議せしむ皇子馬子等極言して佛徳を讚す守屋大に之に反對す是によりて皇子等兵を遣はし之を討殺し大に佛寺を興し給ふ崇峻帝立て馬子の驕暴を惡み皇子に之を謀る皇子曰く馬子誠に驕臣なりといへ共陛下暫く之を忍べと既にして馬子皇子と通じて不軌を圖り間もなく臣駒をして帝を弑せしむ皇子聞きて哭して曰く帝の被弑は過去の報なりと後人頗る之を難す推古帝立つや元年四月皇子を皇太子とな

し之に萬機を委ぬ十一年太子始て冠位十二階を制し明年憲法十七條を制す我國成文憲法の始なり又二十八年馬子と天皇紀國紀及臣連伴造百八十部公民の本紀たる舊事紀を撰す後に入鹿の誅せられし時共に燒亡して滅せり三十年二月疾みてその邸斑鳩宮に薨す王とも曰ふかく太子は我國佛教の興隆に務め斯界の大恩人たりしなり(舊事紀、大日本史)。
ウムギヒメ 蛤貝比賣 ウムギは濱栗貝類の總稱なり大穴牟遲神其兄八十神に欺かれて燒死し給ふや御母天に上りて救を神産巢日神に請ひ給ふ神産巢日神蛤貝比賣と蚌貝比賣とを遣はして之を治せしめ給ふ二神下りて蚌貝比賣は蚌貝殻を碎きて燒き蛤貝比賣は蛤貝の水を取りて塗りしに大穴牟遲神の傷忽癒え復美丈夫となり給ひぬ其功業によりて蛤貝比賣とは名を負ひ給ひしものなり(古事記)因幡國八頭郡大江村式内郷社大江神社其他に祀らる。
ウメダウンビン 梅田雲濱 名は義質俗稱を源次郎といふ若狭小濱の藩士嘉永年間異國の船我沿海にて開港貿易を強請するに當りいたく之を憂ひ藤田

東湖等と共に盛に攘夷の説を唱へ水戸の高橋、長州の高杉、薩摩の西郷等當世の俊傑と交を結び思ふ所ありて自ら兩刀を捨て、浪人となり心のまゝに國事に奔走し閉門中なる水戸齊昭を起たしめ幕政を改革し以て大に朝意を伸べんことを計りしに安政五年十月事顯れて捕へられ獄に繋かれ翌六年九月獄死す時に年四十四明治二十二年四月特旨を以て正四位を贈らる京都府山城國京都市下京區清閑寺町靈山官祭招魂社に祀らる。

ウモリノミコ 宇毛理王(記) 鶴鷲守皇女(紀)

宇毛理は御乳母の姓か敏達天皇の皇女なり御母は豊御食炊屋比賣命御事蹟詳ならず御別名を輕守皇女とも申す(古事記、舊事紀)。

ウヤツベノミコト 宇夜都辨命 天神なり此神

出雲國宇夜輝の山峯に天降り給ふ(出雲國風土記)。

ウヲヌマヒメノミコト 魚沼姫命 御系統事蹟詳ならず越後國魚沼神社あり此神を祀る(神社要録)。

エ之部

エタモヒノミコト 兄多毛比命 二井之宇迦諸忍之神狹命の十世の孫なり成務天皇の朝无邪志國造に定め給ふ无邪志は武藏なり(國造本紀)。

エタラシヒノミコト 兄足日命 天 破 命の

六世の裔孫なり崇神天皇の朝天下災あり因て兄足日命を遣して大物主神を齋き祭らしむ災異即ち止む天皇勅して宣く天下の災を止め百姓福を得たり今より以後宮能賣神となすべしと仍て宮能賣公と姓を賜ふ(姓氏錄)。

エヒコ 吉比古 宇加乃彦の子なり倭姫命の

近江に出で給ひし時吉比賣と共に來參す(倭姫世紀)。

エヒコノスクネ 得彦宿禰 大彦命の御子なり

崇神天皇の朝大彦命詔を承けて蝦夷を治むるや菟田墨坂に至るに會嬰兒の啼泣するを聞く命憐れみて人をして之を求めしむるに棄てたる嬰兒を得ぬ命見て大に之を悦び即ち乳母を求めて菟田弟媛を得使ち嬰兒を託して養育せしむ曰く汝よく之を育せば厚く之に報いんと是に於て成人せしめて之を命に送る命

取りて子となして愛育し名を得彦と命すといふ(姓氏錄)。

エヒマロノミコト 英比丸命 尾張國知多郡の人なり性温恭神を敬する事深く延喜二十年同郡阿久比村なる阿久比神社の社殿を建立し社前方六十間之地を寄進す天徳三年十月晦遂に其社に合祀せらる(阿久比神社社記)尾張國知多郡阿久比村大字阿久比郷社阿久比神社に祀らる。

エヒメ 吉比女 宇加乃彦の子なり倭姫命の巡國して近江に至り給ふや此人參り逢ひて田地及麻園を獻る(倭姫世紀)。

エンコウワウ 延興王 高句麗王好臺七世の裔孫なり事蹟明ならず其の末葉本朝に歸化せしものに高麗朝臣あり(姓氏錄)。

エントウト 袁濤塗 陳人なり事蹟明ならず其の末裔來朝歸化せしもの淨村宿禰あり(姓氏錄)。

エンヌリノオミ 燕怒利使主 新羅國人也事蹟

明ならず其後の歸化せしもの伏丸氏あり(姓氏錄)。

エンヌワウ 延擘王 高麗元羅郡杵王九世の裔孫なり事蹟明ならず其の末葉の本朝に歸化せるもの

に高史あり(姓氏錄)。

エムユウテンワウ 圓融天皇 天皇御諱は守平

村上天皇の第五皇子にして御母は藤原安子冷泉天皇の同母弟なり冷泉帝の天徳四年立つて皇太弟となり安和二年八月帝位に陞る天元二年三月石清水寺に詣りてより後の歷代石清水行幸の儀の濫觴たり天皇佛教を信じ給ふ事深く御在位十五年位を太子師貞親王に譲り雉髪して佛に歸す金剛坊と稱し圓融寺に住し一條天皇の正暦二年崩す御年三十三後村上陵に葬り奉る其の在位中改元せらるるもの五なり曰く天祿曰く天延曰く貞元曰く天元曰く永觀(大日本史)。

エンワウ 延王 後漢靈帝の子なり其の末孫本朝に歸化せるものに坂上大宿禰あり(姓氏錄)。

オ之部

オウジンテンワウ 應神天皇 「ホムダワケノミコト」を見よ。

オカベヒコノミコト 意加部比古命 吉備武彦命の子なり成務天皇の朝盧原國造に定め給ふ盧原は駿河國盧原郡なり(國造本紀)。

オカミノカミ 淤迦美神 淤迦の義詳かならず美は龍蛇の類の名なりされば此神は龍蛇の族を總べ知りまするべし日河比賣の御父なり御事蹟傳はらず(古事記)。

オキサカルノカミ 奥疎神 オキは沖なりサカは放るなり伊邪那岐神御禊の時投げ給ふ左の手纏に生りませる神なり御事蹟傳はらず(古事記)。

オキツカヒベラノカミ 奥津甲斐辨羅神 甲斐は間なり山間を峽といふに同じくオキとナギサとの間の意なり辨は方なり羅は助辭にて萬葉に横山散呂とある呂と同じさて甲斐辨羅は沖と邊との間をいふ意の御名なり伊邪那岐神御禊の時投げ給ふ左の手纏に生りませる神なり御事蹟詳ならず(古事記)。

オキツクシキノミコト 意支都久辰爲命 高志國神なり奴奈宜波比賣命(沼河媛のことならん)は其の御子なり(出雲風土記)。

オキツシマヒメノミコト 奥津島比賣命(記)瀛津島姫命(紀) 古事記本文に此神曾形之奥津宮にますとあり御名は之により「タギリヒメノミコト」の條を見よ。

オキツナギサビコノカミ 奥津那藝佐毘古神 那藝佐は波限なり伊邪那岐神御禊の時投げ棄つる左の手纏に生りませる神にして御事蹟明かならず(古事記)。

オキツヒコノカミ 奥津日子神 古事記傳に奥津は地名かどあり神名考の説によれば奥は字の如くにて津は之に通ふ助辭なりとす此神竈神にて竈は家の表にあらずして奥の方にあるものなればなりといへり大年神の御子なり御母は天知迦流美豆比賣命御事蹟傳はらず(古事記)。

オキツヒメノカミ 奥津比賣神 御名は奥津日子神に同じ大年神の御子御母は天知迦流美豆比賣御事蹟傳はらず別名大戸比賣と申し奉る(古事記)。

オキツヨソノミコト 瀛津世襲命 饒速日命の孫にして天忍男命の御子御母は賀奈良知姫孝昭天皇

の後妃世襲足姫の御兄なり大連となりて奉仕し尾張連の祖たり別名を葛木彦命ともいふ(舊事紀)。

オキナガスクネノミコト 息長宿禰王 息長は地名なるべし迦邇米雷王の御子なり御母は高材比賣御事蹟の著きものなし御子に息長帯比賣命あり(古事記)近江國坂田郡日撫村式内郷社日撫神社其他に祀らる。

オキナガタラシヒヒロヌカノスミラミコト 息長足日廣額天皇 天皇御諱は田村敏達天皇の御子押

坂彦人大兄皇子の御子なり御母は糠手姫皇女高市岡本宮にて天下を治め給ふ推古天皇の二十九年皇太子厩戸皇子薨じ未だ太子を立てずして三十六年三月天皇崩す此時に當り蘇我蝦夷大臣たりしが乃ち阿部鷹と議して山背大兄王を立てんとす大兄王辭して曰く先帝田村皇子に遺命して位に即かしめんと欲し給ふ我那ぞ遺詔に背いて立つを欲せんと蝦夷之を群臣に議するに群臣皆之に従ふ是に於て大臣群卿天皇の璽を以て田村皇子に奉る皇子乃ち位に即き給ふ第三

十四代の帝なり在位十三年にして百濟宮に崩す諡して舒明天皇と申し奉る(日本書紀)。

オキナガタラシヒメノミコト 息長帯比賣命(記) 氣長足姫尊(紀) 息長は地名なり帯は足にて讚美の稱とす息長宿禰王の御女にて御母は葛城之高額姫仲哀天皇の二年立ちて皇后となり給ふ仲哀天皇筑紫檀日宮に崩じ給ふや親ら政を檢し軍を帥ひて三韓を征し給ふ三韓共に降り從ひて他意なし乃ち軍を旋して筑紫に至り應神天皇を生み給ふかくて政を執り給ふ事久し詳細正史を參看すべし(古事記、日本書紀)。

オキナガタワケノミコト 息長田別王 田の意明ならず倭建命の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)息長は地名なり。

オキナガヒコノミコト 息長日子王 息長宿禰王の御子御母は葛城高領比賣御事蹟詳ならず(古事記)。

オキナガヒコヒトオホエシキノミコト 息長彦人大兄磯城命 景行天皇の皇子なり御事蹟の著きものなし扶田勝氏は其の後胤なり(姓氏錄)。

オキナガマワカナカツヒメ 息長眞若中比賣

杖俣長日子王の御子なり御事蹟明ならず(古事記)。

オキナガノミツヨリヒメ 息長水依比賣 息長は地名近江國坂田郡に在り水はミズミズしき意依は宜なり天御影神の御子に座し日子坐王に嫁して五子を生み給ふ(古事記)。

オキベヨソノミコト 置部與會命 倭得玉彦

命の御子なり御母は大伊賀姫事蹟明ならず(舊事紀)。
オクヤマツミノカミ 奥山津見神 奥山は字の如く奥山なり伊邪那岐神御子迦具土神を斬り給ひし時其死屍の腹に生りませる神なり御事蹟傳はらず(古事記)。

オケツヒメノミコト 意都都比賣命 御名義詳

にし難し日子國意都命の御妹なり開化天皇に召されて日子坐王を生み給ふ(古事記)。

オケノスメラミコト 億計天皇 仁賢天皇の御事なり「オホケノスメラミコト」を見よ。

オサカノオホナカツヒメ 忍坂大中姫(紀) 忍坂之大中津比賣命 (記) 稚野毛二派皇子の御女允恭帝皇子たりし時召されて妃となり給ふ帝即位し給ふに及んで乃ち后位に就き給ひ木梨輕太子、名形大娘皇

女、境黑彦皇子、安康帝、輕大郎皇女雄略帝等を生みましき(大日本史) 因に云ふ應神天皇の皇女にも同名の方あり。

オサカノオホナカツヒメ 忍坂之大中比賣 應神天皇の御子とあれど前條の稚野毛二派皇子の御女なるが紛れて天皇の御子とされるなり(古事記傳)。

オサカノヒコヒトノミコト 忍坂日子人太子命 忍坂は地名大和國式上郡に在り敏達天皇の皇子御母は比呂比賣又麻呂大王と申す(古事記) 舒明天皇の御父なる故尊んで太子と申ししならん(記傳)。
オシカヒメノミコト 忍鹿比賣命(一に押媛と曰ふ) 御名義御系統明ならず孝安天皇に召さんて二皇子を生み給ふ(古事記)「オシヒメ」の條參看

オシクマノミコト 忍熊皇子 忍熊は地名大和國添下郡に押熊村あり之にや仲哀天皇の皇子にして御母は大津比賣命神功皇后既に三韓を征してかへり筑紫に譽田和氣命を生み給ふや忍熊皇子は其同母兄香坂皇子と謀りて曰く今皇后皇子を生み群臣既に従へり必ずや之を立て給ふべし吾等兄として弟に従はんこと遺憾ならずやと乃ち軍を集めて皇后の上

記。

オシタテケタヒノミコト 忍立化多比命 天穗日命の後裔なり成務天皇の朝上海上國造に定め給ふ上海上は上總國海上郡なり(國造本紀)。

オシヒメ 押媛 天足彦國押人命の御女なり孝安天皇二十六年二月立つて皇后となり給ひ大吉備諸進命及び孝靈天皇を生み給へり(日本書紀、大日本史) 御名を古事記には忍鹿比賣命に作る。

オシヒメミコト 忍日女命 天村雲命の御子なり御事蹟明ならず(舊事紀)。

オシフノオミ 億斯富使主 新羅人なり事蹟明ならず其の末孫本朝に歸化せしものに日根造あり(姓氏錄)。

オシホネノミコト 忍骨命 豊前國田川郡彦山村鎮座官幣中社英彦山神社の祭神なり「アメノオシホミ」ノミコトに同じ。

オシヤマノスクネ 忍山宿禰 忍山は地名か此人の事蹟明かならず日本武尊の妃弟橘媛の御父なり(日本書紀)。
オシワカノミコト 忍稚命 仲哀天皇の皇子な

り給ふを待つ皇后之を聞き給ひて一の喪船を作り陽りて皇子既に薨じ給ふと稱し衆を率ゐて上り給ふ二皇子斗賀野(攝津國八郡夢野村)に出で占して曰く我事若し成らば必ず良獸を得んと人を催して狩す香坂王假皮を作り之に居りて之を見る時に一狂猪あり其皮上に發奔し香坂皇子を食ふ忍熊皇子尙ほ悟らず天命を恐れずして軍を率ゐて待つ皇后舟より乃ち軍を下して戦はしめ給ふ忍熊皇子退きて山城に入り抵抗甚だ猛し官軍の將建振熊命陽り言て曰く皇后既に崩す更に戦ふの意なしと弓弦を絶ちて欺いて皇子に降る是に於て皇子の軍兵備を怠る將軍乃ち弓弦を髮中より出して之を張りて追撃す賊軍狼狽してなさん處を知らず散亂して潰え忍熊王は逃れて船に乗じ遂に海に沈みて薨じ亂平(古事記、日本書紀)。

オシクローエヒコノミコト 押黒之兄日子王 御名義明ならず大 確命の御子御母は兄比賣御事蹟傳はらず(古事記)。

オシクローオトヒコノミコト 押黒之弟日子王大 確命の御子御母は弟日賣御事蹟詳ならず(古事

り御事蹟明ならず其の末葉に布勢公あり(姓氏録)。

オシワケノミコト 押別命(記) 忍之別(紀) 押
はオホシの意なるべし景行天皇の御子なり御母は八
坂之入比賣命御事蹟傳はらず(古事記、日本書紀)。

オタノブナガ 織田信長 姓は平氏信秀の子幼
にして大志あり長するに及び尾州清洲より起りて中
部諸國の群雄を併せて之を一統す當時戰亂相つぎ朝
廷の衰頹甚だしく又一人の之に奉するなし信長深く
之を憂ひて乃ち宮闕を營み供御を辨し廢典を興す然
る後朝廷の威儀初めて見るべし功を以て權大納言よ
り正二位に進む天正十年其の臣明智光秀反して本能
寺の館を攻む信長遂に自殺す(大日本史、近古史談)
今京都の別格官幣社建勳神社に祀る。

オチワケノミコ 落別王 書紀に祖別王と書き
姓氏録に於知別命に作り一本舊事紀に意知別命に作
る御名義オは大なりチは例の稱へ名垂仁天皇の皇子
にして御母は苜羽田刀辨と申す御事蹟の記すべきな
し其の末葉に小月山君三川衣君あり(古事記、舊事紀
日本書紀、姓氏録、姓氏録考證) 滋賀縣近江國栗太郡
志津村式内郷社山槻神社其他に祀らる。

オトカリハタトベ 弟苜羽田刀辨 苜羽田は地
名なり山城國相樂郡に蟹幡あり是れカリハタの訛れ
るなり山代大國之淵の御女にして垂仁天皇に召され
て石撞別王、石撞毘賣命を生む(古事記)。

オトココロヲノムラジ 弟意孫連 移受牟受比
命五世の裔孫なり事蹟明ならず浮穴連は其の末葉な
り(姓氏録) オトオビコノ連とよむべし(姓氏録考證)。
オトタチバナヒメノミコト 弟橘比賣命 弟は
は美稱橘は此時代の近き頃常世國より持ち傳へ來て
世人のめづるものなれば因てたたへたるものなるべ
し忍山宿禰の御子に坐して倭建命の妃なり倭建命
東夷を征し給ふや常に具して侍御衣裝の御勤めあり
進んで相摸の海を渡り給ふ時颶風揚猛海浪怒颶して
御船廻轉上下進まず是に於て媛海神の祟となし心を
決し自ら海に沈んで没し給ふ依て船進む事を得たり
といふ(古事記、日本書紀)。

オトノコノミコト 乙乃古命 武烈天皇の朝皇
大神宮の大神主たりし人なり(御鎮座次第傍註)。
オトヒコノミコト 弟彦命 倭得玉彦命の御
子なり事蹟知るべからず(舊事紀)。

オトヒヒメゴ 弟日姫子 宣化天皇の朝肥前松

浦に在りし美人なり大伴狹手彦に嫁せり狹手彦既に
任那に渡るの日哀々として別離の情に堪へず山上に
上りて稻を振る然るに弟日姫子狹手彦と別れて日を
経る事五日人あり夜毎に來りて姫と寢を共にす曉に
至り歸を急ぐ容姿狹手彦に似たり婦之を怪とし竊に
麻を以て其人の裙に著け麻に従て之を求むるに山上
の沼に至る寢蛇あり人身にして蛇頭なり忽ち人に化
して歌うて曰く

篠糸の弟日女の子をさひと夜もいねてんした
やいへにくたさん

と時に弟日女の子の従者走りて親族に至り之を告ぐ
親族衆を率ゐて昇りて之を見る蛇竝に弟日子共に
亡失して沼底唯骨を残す時人之を憐んで墓を營む
といふ(肥前風土記)。

オトヒメ 弟比賣 弟は若く美しき意の稱へ名
なり開化天皇の皇女にして御母は丹波之河上之摩須
郎女御事蹟明ならず(古事記) 大分縣西國東郡染村眞
中郷社八幡宮其他に祀らる。
オトヒメ 弟比賣 杵俣長日子王の御女なり御

事蹟明ならず(古事記)。

オドヤマツミノカミ 於藤山津見神 古事記傳

にオドはオリ處の意か説かれたりオリ處は下處に
て高山に對したる名なるべし山津見は大山津見神の
條にいへり伊邪那岐神御子迦具土神を斬り給ひし時
其の死屍の胸に生りませる神なり御事蹟詳ならず
(古事記)。

オトワクコノミコト 乙若子命 景行天皇の十
五年九月伊勢皇大神宮正遷宮の時正體を頂き奉りて
供奉せる人なり(寶基本紀)。

オホアチノスケネ 大味宿禰 神魂命の後裔
なり事蹟明ならず後裔に倭文宿禰あり(姓氏録)。

オホアトノスクネ 大阿斗足尼 饒速日命五世
の裔孫なり成務天皇の朝熊野國造に定め給ふ熊野は
紀伊國の熊野なり(國造本紀)。

オホアマヒメノミコト 大海姫命 「カツラギノ
タカスカヒメ」の御別名なり(舊事紀)。

オホアヤツヒノミコト 大綾津日命 アヤはマ
ガに音相通ふ「オホマガツヒノカミ」の御一名なり(日
本書紀)。

オホアラキノアタへ 大荒木直 久志伊麻命の
四世の裔孫なり成務天皇の朝佐渡國造に定め給ふ
(國造本紀)

オホアラタ 大荒田 肥前の人なり郡の北方に
荒神あり往來の人々に苦しむ時に大荒田其地の
縣主たり領内に令して懷柔の策を召す時に土人大山
田女狹山田女の二人あり策を建てて曰く下田村の土
を取りて人形馬形を作りて此神を祀らば必ずや應和
あらんと大荒田之に従つて之を祭る荒神遂に應和す
(肥前風土記) 愛知縣丹羽郡樂田村大字學傳國史現在
縣社大縣神社其他に祀らる。

オホアラタノミコト 大荒田命 倭建尊三世の
孫なり御事蹟明ならず其の女に玉姫あり建稻穗命の
夫人となる尾張國丹羽郡樂田村大字學傳に縣社大縣
神社ありて此命を祀る(宗廟社稷問答 神社明細帳)
オホアラタヒコノミコト 大荒田彦命 オホア
ラタノミコトを見よ近江國高島郡饗庭村に埴生神
社ありて此命を祀る(神社明細帳)

オホアラタワケノミコト 大荒田別命 御名義
詳ならず豊城入彦命四世の裔孫神功皇后御宇の人な

り此人皇后の命によりて將として新羅を征す是より
先き新羅百濟の貢物を犯掠す依て之を責るなり乃ち
新羅に渡りて討ちて大に之を破る百濟王父子亦兵を
率ゐて來り會し荒田別命と相見て欣喜措く能はず即
ち厚く禮して之を送る後應神天皇十五年勅命により
て百濟に使し王仁を伴うてかへる(日本書紀) 近江國
高島郡飯熊村式内郷社大荒比古神社に祀らる。
オホアラヒコノミコト 大荒比古命 御系統事
蹟詳ならず近江國伊香郡に大荒比古神社あり(延喜
式)

オホイカツチ 大雷 イカは嚴なりツチのツは
之に通ふ助辭チは例の美稱なり黄泉國にて伊邪那美
神の御頭に居りし邪神なり伊邪那美神の命によりて
伊邪那岐神を追ひまつりき(古事記)

オホイガツノミコト 意富伊我部命 天津彦根
命の孫なり御事蹟を明かにせず(姓氏錄)
オホイノカミイマヲノスクネ 大炊神今雄宿禰
イマヲノスクネを見よ。

オホイノミコ 大炊王 天武天皇の皇孫舍人親
王の第七子なり御母は當麻山背第四十六代孝謙天皇

の讓を受けて位に即き都を紀州保良に遷す孝謙上皇
藤原押勝を寵し又道鏡を愛す押勝之に安んぜず兵を
起して反し遂に敗れ死す道鏡寵遇日に厚し天皇之を
諫め給ふ上皇悦ばずして詔て曰く天皇押勝と謀を通
せりと因て兵を遣して帝を廢し淡路公となす因て
世に淡路廢帝と稱す後淳仁天皇と諡す御在位八
年(大日本史)

オホイリキノミコト 大入杵命 杵は君の意な
るべし崇神天皇の皇子にして御母は意富阿麻比賣御
事蹟傳はらず能登臣は實に其の末葉なり(古事記)

オホウナダミシロオホトシノミコト 大海田水代
大刀自命 御系統詳ならず佐那縣造の祖御代宿禰
の妻なるにや(神名帳考證)

オホウカノカミ 大宇迦能神 迂迦之御魂神の
御別名なり(古史傳) トケケノカミを見よ。

オホウスノミコト 大碓命 景行天皇の皇子な
り此の命御弟小碓命と双生兒に坐しし故父天皇驚き
て碓に向つて詰ひし給ひし由日本書紀に見えたり以
て御名義を知るべし、景行天皇の朝三野の國造の祖
大根王の御女に兄比賣弟比賣あり國色比なし天皇之

を聞きて大碓命を遣して行いて之を召さしめ給ふ大
碓命三野に至り少女を見て恍惚として心動き遂に自
ら之と婚し他女を天皇に獻り詐りて兄比賣弟比賣と
稱す天皇之を知りて遂に之と婚せず一日大碓命天皇
と朝食を共にせず天皇小碓命に勅して宣く汝の兄吾
と朝食を共にせず汝往きて教へ諭せと其後五日命猶
せず未だ教誨せずやと小碓命答へて曰く既に教誨せ
天皇復問うて宣く其の狀如何と答へて曰く朝廁に入
る時待ち捕へて肢を鬪きて薦に包みて投げ棄てきと
天皇小碓命の勇猛を恐れ給ふ後大碓命は三河國狹投
山に上りて蛇毒に中つて薨す(古事記、日本書紀、猿
投神社古縁起、神社明細帳)

オホエノオトコ 大兄憶徳 高麗國人なり事蹟
詳ならず其の末葉の本朝に歸化せしものに後部藥使
主あり(姓氏錄)

オホエノイザホワケノミコト 大江之伊邪本別命
「イザホワケノミコト」を見よ。

オホエノミコ 大枝王 御名義詳ならず景行天
皇の皇子なり御母は訶具漏比賣御事蹟傳はらず(古

事記。

オホエノモトナリ 大江元就 「マウリモトナリ」を見よ。

オホエヒコノキミ 大兄彦君 石撞別命四世の裔孫なり雄略天皇の朝賀我國造に定め給ふ賀我は加賀なり(國造本紀)。

オホオミノミコト 大臣命 建沼河命の孫なり景行天皇の朝那須國造に定め給ふ那須は下野國那須郡なり(國造本紀)。

オホカガヤマトオミノカミ 大香山戸臣神 香は母の御名によれるものなるべし戸は處にて山戸は山國なる民の居所にして所謂山里なりされば此神は山里を開墾して民の住むべき所を成し給へる功德ありけるにや臣は稱へ詞なり大年神の御子にして御母は香用比賣御事蹟傳はらず(古事記)。

オホカスガノアソミナカオミ 大春日朝臣仲臣 孝昭天皇の皇子天帶彦國押人命の苗裔なり其家萬金を重ね糟を以て堵となす仁德天皇一日其家に幸し詔して糟垣臣と號せしめ給ふ後改めて春日臣となし桓武天皇延暦二十年大春日朝臣の姓を賜ふ(姓氏錄)。

オホカハトノスクネ 大河音足尼 建内宿禰の孫なり成務天皇の朝伊弉諾國造に定め給ふ伊弉諾は越中國射水郡なり(國造本紀)。

オホカムツミノミコト 意富加牟豆美命(記) 大神實命(紀) オホカムツミは大神之實黃泉津平坂の下に實りし桃子にして伊邪那岐神逃れて此坂に來ますや黃泉津軍の追及の急なるをわびて桃子を取りて待ち打ち給ふに黃泉軍奔散して蜘蛛の子の如し因りて喜びて桃子に宣り給はく汝吾を助けしが如く中國の蒼生を助けよと乃ち意富加牟豆美命の名を賜ふといふ(古事記)。

オホカムヌシヲコト 大神主小事 乙乃古命の御子なり其の女宮子伊勢大神宮に仕へ奉りて國土安穩に人民化樂す依て其の薨する時東國の民を賜うて其墓を造らしめ給ふといふ(神名略記、禰宜補任)。

オホカモツミノミコト 大賀茂都美命 大田田禰古命の孫なり神主として賀茂神社を齋き奉る(姓氏錄)。

オホカラキワウ 意富荷羅支王 百濟人なり其の後裔本朝に歸化せるもの村主葦屋村主等あり(姓氏錄)。

氏錄。

オホキクヒノミコト 大木食命 出雲醜大臣 命の御子なり事蹟明ならず(舊事紀)。

オホキタシヒメ 意富藝多志比賣 稻目宿禰大臣の女にして用明天皇の皇妃となり多米王一柱を生み給ふ(古事記)。

オホキビタケヒメ 大吉備建比賣 吉備建日子の妹なり倭建命に嫁して建貝兒命を生む(古事記)。

オホキビツヒコノミコト 大吉備津日子命 吉備國を平げ給ひし故に負ひ給ひし御名なるべし一名を比古伊佐勢理毘古命と申す孝靈天皇の皇子にして御母は意富夜麻登玖邇阿禮比賣命と申す此命若日子建吉備津彦命と二人相副ひて吉備國を平定し給ひき(古事記)。

オホキビノモロスミノミコト 大吉備諸進命 御名義明ならず孝安天皇の皇子なり御母は忍鹿比賣命御事蹟詳ならず(古事記)。

オホキヘノムラジキミ 意富支閉連公 神魂 命十三世の裔孫なり事蹟詳ならず波多門部造は其の末胤なり(姓氏錄)。

オホギマチテンワウ 正親町天皇 天皇御諱は方仁後奈奈天皇の皇子御母は吉徳門院贈皇太后藤原榮子賢房の女天皇永祿三年正月即位の禮を行ひ給ふ

毛利元就其費を獻す天皇深く之を賞し從四位下に敍し大膳大夫に任ず之より毛利氏累世之を襲ふ五年十月天皇使を尾張に遣り密かに信長に勅して宜く朕卿の名を聞く日既に久し卿幸に皇室の衰頹を興し廢絶を復し有司をして各其の所を得しめば何の擧か之に過ぎんと因て香の衣一領を賜ふ天皇御在位二十九年改元せらるるもの三、曰く永祿、曰く元龜、曰く天正、十四年十一月位を太孫周仁親王に讓りて後文祿二年崩じ給ふ壽七十五泉涌寺に葬る(野史)。

オホクサカノミコ 大日下王 日下は地名にて河内國河内郡に在り仁德天皇の皇子御母は髮長比賣安康天皇弟大長谷王子の爲に此王の妹若日下王を嫁せしめんと欲し根臣をして旨を通せしむ王之を諾して其の藏する處の珠玉襟飾を獻す根臣之を盜み却て王を天皇に讒す天皇怒りて遂にこの王を殺し給ふ(古事記)。

オホクタミノミコト 大口納命 彦國尊命の

御子なり事蹟明ならず眞野臣は其裔なり(姓氏録)。
オホクチノムラジウマカヒ 大朽連馬養 伊勢
大神宮の宮司なり天武天皇の朝宣旨を蒙りて神戸の
百姓等を差遣し神税を以て假殿を造らしむ(寶基本
紀)。

オホクニミタマノミコト 大國魂命 一に大國
御魂命に作る御名義國土經營に功德ありし由の御名
とす大歳神の御子御母は神活須昆神の女伊努比賣御
事蹟明ならず又大國主神の別名をも大國魂神と申す
下野國下都賀郡國府村大字惣社宇室八島に大神神社
あり此命を祀る(古事記、古語拾遺、神社明細帳)。

オホクニヌシノカミ 大國主神 大は例の稱讚
の詞國王は天下をウシハクといふ意にて此神此國を
主宰し給ひし故の御名なり天冬衣神の御子御母は
刺國若比賣素戔嗚尊の六世の孫に當り給ふ(古事記)。
一説素戔嗚尊の御子なりともいふ(日本書紀)此神賢
明仁慈を好み給ふ初め兄弟八十神あり共に大國主神
を率ゐて因幡に八上比賣を訪問し給ふ途に裸鬼あ
り八十神謀りて之を苦しむ大國主神見て之を憐み
爲に療方を教へ給ふに鬼喜びて謝して曰く八上比

賣は必ず八十神の言をば聞き給はずして君こそ姫
を得給ふべきなれと八上比賣の許に至るに果して其
言の如し是に於て八十神怒りて大國主神を殺さんと
す乃ち其に謀りて伯枝國手間山の麓に至り大國主神
に謂て曰く此山に赤猪あり我等之を追はん汝待ちて
捕ふべし若し捕ふる能はずんば汝を殺さんと因て
猪形の大石を焼きて轉落せしむ大國主神知らずし
て捕獲せんとし之を抱きて焼死す御母之を見て號
泣し天に上りて神産巢日神に訴へ給ふ神産巢日神
憐れみて蛤の水と蚌貝を以て之を療せしめ給ふに
大國主神蘇生して美壯士となりぬ八十神復之を欺
きて山中に入り大木を割りて挾むに楔矢を以てし
大國主神をして其中に入らしめ矢を去りて壓殺す御
母復求め出して之を蘇生せしめ戒めて曰く宜しく早
く本國の大屋毘古神(素戔嗚尊なり)の御許に到りて
難を免るべしと大國主神之に従ひ給ひしに八十神又
追ひ來りて之を射んとす大國主神樹林の間を潜りて
脱れ給ふ乃ち根國なる須佐之男神の御許に到り給ひ
須勢理比賣と相婚す比賣は須佐之男神の御女なり
須佐之男神乃ち其膽を練らんと欲し命じて蛇室に寢

しめ給へば須勢理比賣蛇の比禮を授けて其害を除か
しめ次日又吳公と蜂の室に入れ給へば須勢理比賣復
吳公と蜂の比禮を授け給ふに敢て害を加ふる事な
し依て須佐之男神矢を野中に射入れて大國主神をし
て入りて之を取らしめ火もて其周圍の草村を燒き
給ふ火氣猛烈にて大國主神策の出でん處を知り給は
ず時に鼠あり助けて其の巢中に伴ひ矢を取りて之を
奉る御妻須勢理比賣夫君既に死し給へりとなし號泣
して喪具を齎し來り須佐之男神も共に出で見給ふ大
國主神乃ち矢を持ちて奉る然に大神又家に伴ひて其
頭の虱を取らしめ給ふに見れば吳公多し大國主神掠
の實と土とを御妻より得て之を嚼みて吐き出し給へ
ば大神吳公を食ひ殺せりと思ひ給ひて安んじて寢に
就き給ふ是に於て大神の髪を椽に結びて須勢理比賣
を負ひ天詔琴を携へて逃れ給ふ詔琴木に觸れて響を
發す大神驚きて髪を解き給ふ間に大國主神逃れて黃
泉津平坂に奔り歸り給ふ大神望み呼んで宜くやよ汝
歸りて速に八十神を追ひて大國主神となり宇都志國
玉神となり其の女須勢理比賣を嫡妻として子孫永く
榮えよと大國主神既に歸りて八十神を追ひ國土を經

營し給ふ一日出雲の御保の岬に出で給ふ時に羅摩船
に乗りて海に浮みて來る神あり大國主神其名を問ひ
給へ答へず從神に向ひ問給ふに亦た之を知るもの
なし谷蟻曰く之れ久延毘古必すや知らんと乃ち久延
毘古に問ひ給へば神産巢日神の子少毘古那神なりと
申す因て神産巢日神に問ひ給へば果して久延毘古の
言の如し乃ち兄弟となりて國土を經營し藥禁厭醫の
法を定め給ふ然るに少毘古那神は幾もなく常世の國
に渡り給ひ大國主神之を惜み憂ひ給ふ事甚だ深し時
に海を光して來る神あり曰く我を祭らば共に國土
を經營せん大國主神問ひ給はく君を誰とかなすと
其神曰く吾は是れ君の幸 魂奇魂なりと因りて其言
に従ひて三室山に鎮め記り給ふ之れ大物主神なり既
にして天神の御使建御 雷神 天鳥船神と共に來り
て讓國の事を議す時に大國主神既に老し御子事代主
神代りて國事を裁す乃ち之に問ふに然諾して去る大
國主神も亦命を奉じて宜く吾も吾が子の言に違はじ
此葦原中國は命に従て獻せん唯吾が住所をば天神の
御子の宮殿の如く大きく作り得しめ給はと吾は幽冥
界に入りて永く大御代を守り奉るべしと誓詞を言ひ

終へて隠れ去り給ふ乃ち之に従ひて多藝志之小濱に宮殿を營みて祀らしめ給ふ之れ今の出雲杵築の大社なり御別名を大穴牟遲神、葦原色許男神、八千矛神宇都志國玉神とも稱し奉る(古事記、日本書紀)。

オホクニヌシノカミノアラミタマ 大國主神荒魂大國主神の幸魂奇魂和魂に對へたる名にて大國玉神と稱へ奉る荒魂とは逸速く猛き徳を有する神魂の義なり殊に大國主神の如きは神徳高大の神にませば其荒魂の活動する時は種々の靈異を示す事ありそは崇神天皇の御世天下疫病大に流行し人民將に盡きんとす天皇之を憂ひて神床に坐すや夜夢の告により神の崇なるを知り給ひ神教のまにまに市磯長尾市といふ者をして此神を祀らしめ給ふ之によりて疫病跡を絶ち天下始めて安し尾張國中島郡稻澤村字に尾張大國魂神社ありて此の神を祀る(古事記、日本書紀、古史傳、神社明細帳)。

オホクニミタマノカミ 大國御魂神 何れの神にまれ國を經營し玉へる神を其國々にて國魂とも大國魂とも申して齋き祀る故に國々に大國玉神社といふが多し何國ともなきは倭の大國御魂なるべしと

古事記傳に解かれたり大年神の御子御母は伊弉比賣御事蹟詳ならず(古事記)大和國山邊郡朝和村官幣大社大和神社其他に祭らる或は大國主神の荒魂なりと云ふ(玉手襷、神社明細帳)。

オホクボタダヨ 大久保忠世 姓は藤原氏關白道兼五代の後胤下野國の住人宇都宮朝綱より出づ家康に仕へて大功あり譜代十勇將に列し天正十八年豊臣秀吉小田原征服の時忠世家康に従ひて先鋒たり後家康の江戸に移るに及びて忠世に小田原城を賜ひて四萬石に封じ後五千石を加封す文祿二年九月卒し其子孫移封せらるるも後復た小田原城を賜ひ十二萬六千石を食み以て明治維新に至り華族に列し子爵を授けらる神奈川縣相模國足柄下郡小田原縣社大久保神社に祀らる(藩翰譜、野史)。

オホクマノミコト 大熊命 大櫛玉命八世の裔孫なり事蹟詳ならず(姓氏錄)。

オホクメノミコト 大久米命 天津久米命の裔なり神武天皇の東征に従ひて各地に轉戦し殊に兄宇狹斯を誅するに功あり天皇既に御位に即き大后を求め給ふの時大久米命奏して曰く茲に美人あり最も美

しく神の子と稱す安んぞ就て見給はざると依て天皇幸して之を見給ふ時に盛裝せる七少女高佐士野に遊ぶ大物主神の御女伊須氣余理比賣其中に在り大久米命歌をもて問ひ奉りて「大和の高佐士野に七行く少女ども誰をしまかん」と天皇答へて宣く「且且も彌さき立てる愛をしまかん」と大久米命依りて勅を伊須氣余理比賣に告ぐ伊須氣余理比賣乃ち諾して仕へ奉り給ひ三皇子を生み給ふ(古事記、日本書紀)。

オホクラヌシノミコト 大倉主命 御名義詳ならず筑紫崗浦に住みたる神なり景行天皇西海に巡狩して此地に至り給ふや御船止りて進むを得ず天皇先導者熊罥に其何の故なるかを問ひ給ふ熊罥答へて曰く御船の進まざるは是れ臣が罪に非ず此浦の邊に男女二神あり男神を大倉主といひ女神を菟夫羅媛といふ必ず此神の心ならんと天皇乃ち之を祈り給ひ從者倭國菟田の人伊賀彥を祝の司となして祭祀をなさしめ給ふに御船やがて進むを得たり(日本書紀)福岡縣

筑前國遠賀郡矢矧村郷社高倉神社其他に祀らる。

オホクラヒメノミコト 大倉比賣命 大倉比賣命は下光比賣命の御別名なるべし(神社叢書)。

オホゲツヒメノカミ 大宜都比賣神 ケはウケにて食物の義なること著し、此神食物に功德ましましたれば負ひ給へる御名なり伊邪那岐、伊邪那美二神の御子に坐し須佐之男命天照大神の命を受け曾て食物を此神に請ひ給ひし時此神鼻口及尻より數々の食物を出して奉り給ふ命之を見ておれ我に汚き物を奉ると恚怒し給ひて遂に此神を殺し給ふ其節死屍の頭に蠶生じ目に稻種生じ耳に粟生じ鼻に小豆生じ陰に麥生じ尻に大豆生じぬ神産巢日神之を取りて種子となし播植し給ふ(古事記)。

オホケノミコト 意富那命(記) 億計天皇紀) 仁賢天皇の御諱なり天皇は市邊押磐皇子の御子御母は菟媛と申す天皇仁惠謙恕の御性なり雄略天皇の御宇父皇子事に坐して殺され玉ふや御弟袁那命と共に播磨國司が家に隠れ給ふ清寧帝の御世に至り皇嗣なきを嘆き玉ふ折柄國司山部小楯事によりて皇子なるを知り使を馳せて奏上せしかば帝大に喜び玉ひ迎へ

て皇儲となし玉ふ帝崩するに及び袁祁命先づ立ち玉
ひ天皇其後を承けて第二十四代の御位に即き給ひ石
上廣高宮にして天下を治め給ふ廣高宮は大和國山邊
郡嘉幡村の地なり(古事記)。

オホコトオシヲノカミ 大事忍男神 大事は字
の如く大事業の意なり忍男の忍はオホシにて例の稱
言なり伊邪那岐、伊邪那美二天神の詔命のままに
大八洲國及六島を生成しまして最後に生れませる御
子なれば豫て修理固成の大事業を終へ給へる意にて
大事忍男とたたへいひ給へるなるべし御事蹟詳なら
ず古事記傳には此の段伊邪那岐神御禊の條の亂れて
此處に入りしものにて此神は事解之男神に當るとい
はれたり(古事記)。

オホサカノカミ 大坂神 大和國葛下郡大坂山
口神社とあるこれにて此社には素戔鳴尊を祀る(古
事記、神社叢書)。

オホサカドキノカミ 大酒解神 御系統事蹟詳
ならず神名帳に相模國大住郡に比呂多神社ありて此
神を祀る(惣國風土記殘缺)。
オホサカノオホカミ 大避大神 或大酒大神と

も書く播磨國赤穂郡坂越浦郷社大避神社に祀らる蓋
し祭神の名を取りて社號とせるなり抑此大神の由来
は欽明天皇の御宇大和國泊瀬川洪水の折柄河上より
一つの壺流れ來り三輪の杉の鳥居の邊りに留れり其
頃物詣の雲客此壺を取り上げ見るに中に一人の童子
あり其形みやびやかなること玉の如し時の帝より故
ありて秦姓を給はり秦河勝と號く河勝は欽明、敏達、
用明、崇峻、推古五代の帝に仕へ奉り神樂の藝能に長
せり後如何なる故にや勅勸を蒙り攝津國難の浦よ
り宇津保船に乗せて西海に流され播磨坂越の浦に著
きぬ浦人いたく尊重しければ終に此浦に久しく住み
果たりされば小廟を建て其靈を慰めたりしに尙其
靈の祟あり浦人惱みければ此由を禁裏に臥へ出け
るに大慈大明神と尊號を賜はる其後祟も止み又其奏
聞の使に赤城といふ名字を下されて代々社家となれ
り後大慈を改め大避大明神と奉崇せり御神體は河勝
の所持せし神樂面なりと云ふまた一説に皇極天皇
二年蘇我入鹿聖德太子の子山背王と隙有て之を攻殺
す河勝山背王と相親しきを以て難儀の身に及ばんこ
とを懼れて竊に其采地なる當地に逃げ來りしなりと

もいふ尙「ハタノカハカツ」の條を参照すべし(播磨
鑑)。

オホササキノミコト 大雀命(記)大鷦鷯天皇(紀)
御名義鷦鷯は字の如く鳥の名なり此命の生れ給ふ時
木菟其の産殿に入る同じ時又武内宿禰の妻産したる
に鷦鷯其の産屋に入る其の瑞を相易へて御名には負
ひ給へるなり即ち仁德天皇の御諱とす天皇は應神天
皇の皇子御母は仲姫命天皇幼にして聰明睿智、裝
容美麗壯に及んで仁寛慈惠なり應神天皇崩じ給ひて
皇太子菟道稚郎子此命に譲りて位に即き給はす時に
大山守命父天皇の命に背きて猶天下を獲んと欲し竊
に兵を設けて皇太子を攻伐たんとす大雀命之を聞き
給ひて使を遣して皇太子菟道稚郎子に告げ給ふ稚郎
子之を聞きて大に驚き共に兵を起して兄命を誅殺し
給ひ尙位を譲り給ふ既にして稚郎子躬ら裁し給ひ此
命遂に帝位に即き給ひて第十六代の天皇として難波
高津宮に天下を治め給ふ彼の高臺に坐して民の貧窮
を察し租税を除き仁政を布き賦役を免じ給へる等は
遍く人の知る所なり(古事記、日本書紀)。
オホササノミコト 大佐佐命 阿波羅波命の御

子なり雄略天皇二十二年七月倭姫命の御夢の告に
よりに此人をして丹波餘佐郡真井原に止由氣大神を
迎へ奉らしめ給ふ此命の後世々神主なりと給ふ蓋し
大幡主命と同じ人か(御鎮座本紀)。

オホサヤマノミコト 巨狭山命 狭山は地名な
るべし河内丹比郡に狭山池あり天兒屋根命十世の裔
孫なり御事蹟明ならず中臣酒人宿は其の末葉なり姓
氏録一本に臣狭山命ともあり(姓氏錄)。

オホシノスメラミコト 大脚天皇(日本書紀)
仁賢天皇の御諱鳥郎とも申す「オホケノミコト」を
見よ。

オホシルヒトノミコト 巨知人命 天兒屋根命
七世の裔孫なり御事蹟明ならず伊香連は實に其の後
裔なり一本臣知人命ともあり(姓氏錄)。

オホスクネノミコト 大足尼命 神魂神十二
世の裔孫なり御事蹟明ならず其の末葉に目色部真時
あり(姓氏錄)。

オホスズ 大鈴 高麗人なり事蹟明ならず其の
末孫本邦に歸化せしもの高安下村主あり(姓氏錄)。
オホセヒノミクマノウシ 大背飯三熊大人 オ

ホセヒは稻背脛イナセヒと同意なり波岐の切キレとなる三熊は熊野諸手船クマノモリテネフネによれる御名なり此神稻背脛神イナセヒノカミと同神にして天鳥船命アマトリフネノカミ、建比良鳥命タケヒラトリノカミ等御別名頗る多く又武三熊大人タケクニノカミともいふ天穂日命アメノホヒノカミの御子なり穂日命ホヒノカミ天神の御使として中國に降りし時三年まで復命せず故を以て又此神を遣はし給ひしが此神亦久しくかへらず遂に武甕槌神タケウサヅメノカミの降下に及ぶと雖も實はこの命大なる經倫ありて武甕槌命を助け給へる大功あり出雲國造の祖なり(日本書紀、古事記)近江國蒲生郡日野町縣社馬見岡綿向神社其他に祀らる。

オホツバノムラジ 意富曾婆連 天穂日命十六世の裔孫なり事蹟明ならず其の末葉に賢士師連あり(姓氏錄)

オホタタネコノミコト 意富多泥古命(記) 大田田根子(紀) 建甕槌命の御子なり崇神天皇の朝疫病大に流行す蒼生斃死して盡きんとす天皇大に之を憂ひ給ふ一夕大物主神御夢に現はれ告げて曰く疫病の流行するは是れ我が爲す所なり意富多泥古をして我前ミマヘを治め祭らしめ給はば天下自ら安からんと是を以て驛使を四方に馳せて其人を求め給ふに河内國美

努村に得て率來る天皇之を見て問ひ給はく汝は誰が子ぞと答へて曰く大物主神の曾孫意富多泥古なりと天皇大に悦びて宣く是より天下平安に蒼生繁昌せんと乃ち此人をして御諸山に大美和神を祀らしめ給ふ天下始めて安し(古事記、日本書紀)

オホタダロウノミコト 大直侶宇命 彦邦服命(記)の孫なり成務天皇の朝額田國造に定め給ふ額田は美濃國池田郡額田郷なるべきか(國造本紀)

オホタムサカノミコ 大多牟坂王 御名義詳ならず息長宿禰王の御子御母は河俣稻依比賣御事蹟明ならず但馬國造の祖にして下國して領國に住み給へりしなるべし(古事記)

オホタラシヒコオシロウケノミコト 大帶日子淤斯呂和氣命(記) 大足彥忍代別天皇(紀) 帶は足淤斯呂は押知なるべし共に豊福聰明の稱へ名景行天皇の御諱なり垂仁天皇の皇子にして御母は氷羽州比賣と申す此天皇纏向之日代宮にして第十二代の帝として天下を治め給ふ日代宮の地は大和式上郡卷向山の邊なり天皇の朝筑紫熊襲反して貢を獻らず天皇乃ち親征して筑紫に至り巡狩久うして歸り給ふに及び熊襲又々反きしかば遂に皇子日本武尊をして再び之を征して殲滅せしめ給ひぬ尙此御宇東夷の變ありしも亦平ぐ(古事記、日本書紀)大分縣豊後國直入郡城原村神原縣社城原八幡神社主神として祀らる。

オホタラシヒメノミコト 大帶姫命 三代實錄は大帶日姫命とあり「オキナガラタラシヒメノミコト」の條を見よ。

オホツチウナバラノモロモノカミ 大地海原諸神 伊弉諾尊御禊の時生れませる神達也(日本書紀)

オホツチノカミ 大土神 民の取作る田地に功德ありし神なり大は例の稱詞なり大年神の御子御母

オホツツキタリネノミコ 大筒木垂根王 筒木は地名山城國綴喜郡綴喜郷あり垂は足根は尊稱比古由牟須美王の御子なり御事蹟明ならず(古事記)

オホツノカミ 大津神 詳ならず津は水門なれば水門神なるか我は書紀天武天皇卷に大津皇子あり之か兵庫縣播磨國多可郡津萬村大字島村郷社大津神社に祀らる。

オホツユキノミコト 大津往命 大山津見命の裔神なるべし御事蹟詳ならず伊豆國賀茂郡に大津往命神社あり(延喜式、神社叢書、伊豆志)

オホトクニノミコト 大戸國命 天香山命の子なり御母は熱穗屋姫命事蹟明ならず(神名帳考證)

オホトコヌシノカミ 大地主神(古語拾遺) 其地の神の義なるべし然らば即ち田畑を知り給ふにて穀物に係はり給ふ神なることしるべし事蹟等「ミトシノカミ」の條に詳なり。

オホトシノカミ 大歲神 伊射波止美命の御子御事蹟詳ならず(神名帳考證)

オホトシノカミ 大年神 大は例の稱へ言年は田寄にて穀物の事なりその神の御靈もて田に作成して天皇に寄せ奉る故にしかいふといへり一年とは穀を一度取り收むる間なり故にトシといへば既に穀物をいへるなり須佐之男神の御子なり御母は神大市比賣御事蹟明ならず(古事記)。

オホトノチノカミ 意富斗能地神(記) 大戸之道尊(紀) 意富は大の意にて稱詞なり斗は處の意能は之にて助辭地は男子の尊稱なり此神名は地となるべきものの凝りて國處の成れる時に現れませる意にて妹大斗乃辨神と共に生れませる男神なり御事蹟傳はらず(古事記)。

オホトノベノカミ 意富斗乃邊神 「イモオホトノベノカミ」を見よ。

オホドノミコト 意保止命 神魂二十二世の裔孫なり御事蹟明ならず其胤に多米宿禰あり(姓氏錄)。

オホトヒワケノカミ 大戸日別神 古事記傳には大直日神の紛れ重出したるなるべしナホを約むればノとなりノトとは横に通ふ同詞なりといはれたり一説神名考には戸は門日は例の靈にて此神門の御

靈の神なるべしといへり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり御事蹟明ならず(古事記)。

オホトマドヒコノカミ 大戸惑子神 古事記傳にトマドはトママリ處にて山のたわみて低くなれる所をいふタワとトマと通ふ例は萬葉等に枝のタワムをトマヨルともいひタワワともトマヨともいへる例など多しヒコは彦にて例の尊稱なりと説かれたり一説神名考には戸惑の戸は止富富の意ある字にてマトヒは纏なりさて此神は谷に下りたる水を纏めて用水となし又海にも運ぶ事を司り知り給ふ由の御名なりといへり大山津見神、野槌神二神の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)。

オホトマドヒメノカミ 大戸惑女神 オホトマドは大戸惑子神の條にいへると同じ女は女の稱號なり大山津見神野槌神の二神の御子なり御事蹟傳はらず(古事記)。

オホトマヒコノミコト 大戸摩彦尊 御名義「オホトノヂノミコト」に同じ大戸之道尊の御一名なり又大富道尊とも申す(日本書紀)。
オホトマヒメノミコト 大戸摩姫尊 「オホトマ

ベノミコト」を見よ。

オホトマベノミコト 大苦邊尊 トマはトノと 同じ御名義「オホトノベノミコト」に同じ同神の御一名なり一に大戸摩姫尊ともいひ又大富邊尊とも申す(日本書紀)。

オホトチノミコト 大富道尊 「オホトノヂノカミ」を見よ。

オホトベノミコト 大富邊尊 「イモオホトノベノカミ」を見よ。

オホトミベノミコト 大富邊尊 「イモオホトノベノカミ」を見よ。

オホトモノアタヘオホタキ 大伴直大瀧 彌都 侶伎命の孫なり成務天皇の朝阿波國造に定め給ふ(國造本紀)。

オホトモノサデヒコ 大伴狭手彦 大伴金村の子なり宣化天皇の朝二年新羅任那國に寇し擾亂す乃ち狭手彦兄磐彦と共に父金村の命に依りて鎮撫に赴き兄は筑紫に止り狭手彦乃ち任那に至りて鎮す初め命を奉じて筑紫松浦に至る村に弟日姫子なるものあり容姿艶麗比なし乃ち之を娶り遂に發して任那に渡

るといふ(肥前風土記)。

オホトモノタケモチノムラジコ 大伴健持連子 高皇彥靈神の後胤なり系統事蹟の詳しきものなし(三代實錄、神名帳考證)。

オホトモノミコ 大友皇子 御名義地名によれるなり倭名抄近江國滋賀郡に大友の里あり伊賀皇子とも申し奉る弘文天皇の御諱なり天智天皇の皇長子にして御母は伊賀采女宅子娘と申す天皇人となり魁岸御性明悟に坐し父帝の四年十月立つて皇太子となり大海人皇子の女十市郎女を納れて妃とし給ひ父天皇の後をうけて二十四歳にして第三十九代の御位に即き近江大津の宮に天下治しめす既にして皇叔大海人皇子兵を起し且つ狩すと許りて急に大津宮を攻め給ふに及び帝亦兵を備へられしも戦利あらず遂に物部麁鹿等と共に纒に粟津に逃れ遂に山中に縊れて崩じ給ひの御在位纒に年に充たす(日本書紀、水鏡)。

オホトモワケノミコト 大和氣命 御名義輔は字の如く此命の生れ給ひし時御腕に輶の如きものありしより出でたる御名なり品陀別命の御別名なり此御名後に氣比大神に獻り給ふ「ホンダワケノミコ

ト)を見よ(古事記)埼玉縣武藏國比企郡宮前村大字伊古式内郷社伊古乃速御玉姫神社其の他に記らる。オホトリノムラジノトホツミオヤノカミ 大鳥連遠祖神 和泉國泉北郡鳳村鎮座官幣大社大鳥神社の祭神なり諸國神名帳には當社祭神を天種子命とす新撰姓氏錄に大鳥連は天兒屋根命の後裔なる由見えたり。

オホナガタノミコ 大名方王 名方は長田にて地名なるべし攝津國八田郡にあり此地などにや居給ひけむ景行天皇の皇子大江王の御子御母は銀王御事蹟明ならず(古事記)。

オホナカツヒメノミコト 大中津比賣命 大江王の御女御母は銀王納りて仲哀天皇に仕奉りて香坂、忍熊の二王を生み給ふ(古事記)。

オホナグサヒコノミコト 大名草彦命 久志多麻命の御子にして垂仁天皇の朝の人なり紀國造の祖なり(國造本紀、紀國造系圖)。

オホナニハノミコト 大難波命 天足彦國押人命 五世の裔孫なり御事蹟を詳にせず久米臣は實に其の後裔なり(姓氏錄)。

オホナホビノカミ 大直毘神 大は讚稱の辭直とは汚く曲れるを直す意の御名毘はクシビのビにて奇靈の謂にして身の汚を清め直す由の御名なり伊邪那岐神日向の橘の小門に入りて黄泉國の汚穢を禊ぎ給ふ時曲を直さんとし給ひし時に生れ給へる神なればかく申す御事蹟の特に記すべきものなし(古事記)。

オホナムチノカミ 大己貴神(紀)大奈牟遲神(姓氏錄) 一に大名持神とも申す(三代實錄、延喜式)御名義大名持なり凡て古へは名の長く聞ゆるを榮譽とすれば名持といふは其人を尊みいふ稱なり即ち人に向ひて汝といふも名持といふ義にて敬美の稱なり此命は天下を作り治め知り給へる御名の世に勝れたれば大名持とは稱へ奉るなり(記傳) 一説には此神御功德の勝れたるによりて數多の御名を持ち給へれば大名持とたたりたりといふ御別名頗る多し大國主神、大物主神、大國魂神、大穴牟遲神、葦原醜男神、八千矛神、宇都志國玉神など申す御系統御事蹟共に、オホクニヌシノカミの條に詳し(古事記、古語拾遺)。

オホニヒカハノミコト 大新河命 伊加賀色雄命の御子なり垂仁天皇の朝に仕へて初め大臣となり

次に物部連公の姓を賜ふ乃ち改めて大連となりて神宮を奉齋す此命中日女を娶りて四男を擧ぐ(舊事紀)。

オホニワウ 意保尼王 百濟人なり事蹟明ならず其の末葉來朝歸化せしものに沙田史あり(姓氏錄)。

オホヌヒノミコト 大縫命 饒速日命十世の裔孫なり御事蹟明ならず(舊事紀)。

オホネノオミ 太根使主 百濟人なり其の末孫本朝に歸化せしものに村主あり(姓氏錄)。

オホノコ 意富乃古 雷大臣命の子弟子六世の裔孫なり雄略天皇の朝東夷未だ服せず不臣のこと多く人毎に強力皇軍に抗して擾亂甚だし是に於て官軍を派して賊を伐たしめ給ふ軍中に意富乃古連あり甲冑を被る事五重獨り敵前に進みて力戦し夷乃ち滅するを得て一の官軍を勞する事なし天皇其の功を賞し名を加へ賜ひて暴伐連と稱す中臣志斐連は此の後胤なり(姓氏錄)。

オホノヤスマロ 太安萬呂 神八井耳命の後胤なり元明天皇の和銅五年勅を奉じて古事記を撰上す初め天武帝諸家藏する所の載籍頗る虚偽を傳ふること多く遂に其の眞を失はむことを恐る時に稗田阿禮

といふ者あり年二十四博聞強記多く上世の舊事を暗んず因つて命じてその暗誦する所を録せしめむとし給ひしも果さずして崩御あり持統文武兩帝の御宇事繁くして果さず元明帝遂に勅して阿禮が口傳する處を採録せしめ給へるに依りて安麿録して三卷となして上る後元正帝の御時又勅を奉じて舍人親王御總裁の下に日本書紀三十卷を撰して上り功により靈龜中從四位下に進み尋いで民部卿となる養老七年卒す(續日本紀、弘仁私記)今奈良縣磯城郡多村村社小杜神社に祀らる。

オホハエノミコ 大葉枝皇子(紀)大羽江王(記)御名義詳ならず應神天皇の皇子にして御母は日向之泉長比賣と申す御事蹟の著きものなし(古事記、日本書紀)。

オホハタヌシノミコト 大幡主命 御別名を大若子命と申す雄略天皇二十二年天照大神倭姫命の御夢に告げて詔はく吾れ天之小宮に居るが如く天下にては御饌も安からず丹波の國與佐之小見比沼之魚井原にます止由氣皇大神を我國に遷さんと欲すと教へ論し給ひき是に於て倭姫命は大幡主命を遣はして其

の旨を朝廷に奏せしめ給ふ乃ち神教に隨ひて伊勢山田原に宮殿を營みて止由氣神を遷し齋き奉り給ふ(御鎮座本紀)。

オホハツセノワカタケノミコト 大長谷若建命(記)大泊瀬稚武天皇(紀) 長谷は地名なり若建の若は美稱にして建は字の如く武勇勝れ給ひし由の御名なり雄略天皇の御諱とす天皇は允恭天皇の皇子に坐し御母は衣通郎女と申す天皇生れ給ふや神光殿に充つ稍長じて人と爲り伉健絶倫に坐しき御兄安康天皇目弱王に弑せられ給ふ時天皇年猶ほ少なり之を聞きて慷慨忿怒し身に甲を蒙り兵を率ゐて御兄黒日子王の許に詣りて宣く人天皇を弑しぬ之を如何せんといふ黒日子王意緩自若たり天皇怒りて宣く人天皇を弑せざるを聞きて意なるは何ぞやと即ち刀を抜きて討て之を殺し給ふ次に白日子王の許に詣り給ふに亦斯の如し則之を殺して都夫羅意美の家を圍み給ふ是れ先に目弱王の隠れしを以てなり都夫羅意美之を逆へて戦ふ箭の飛ぶ事雨の如し是に於て大長谷天皇矛を杖きて家中を臨みて宣く我が婚せんとする少女は此内に在りやと都夫羅意美之を聞きて伏兵を解きて出て頓首

して曰く前に約し給へる少女訶良姫は在り是れ實に吾君に侍すべきなり我れ五處の屯宅を副へて獻らん然れども目弱王我に倚り給ふ王として臣の家に倚る臣の榮何か之に過ぎん臣死すとも王を出さじ願くば臣の死するを待ちて之を召し執り給へど既にして馳せ還りて王を刺し自ら刎ねて死すかくて大長谷天皇位に即き長谷の朝倉宮にまして天下を治め給ふ第二十一代の帝なり朝倉宮の地は大和國式上郡初瀬なり(古事記、日本書紀)。

オホバノミヤツコ 大庭造 神魂尊八世の孫天津麻良の後胤にして後代其の族多く繁榮す事蹟傳はらず(姓氏錄)。

オホヒコツミノミコト 大彦祇命 詳ならず伊豆國大島泉津村大字大澤に波智加麻神社ありて此命を祀る一説三宅記に大山祇神の后神を大島に置き給ひしに二人の御子あり一人を次郎王子(すなひ)所と申すは此神社の神ならんといへり之を以て見れば大彦祇命は此神の事なるべし(神社明細帳、豆州志稿)。

オホヒコノミコト 大毘古命(記)大彦命(紀) 御名義明なり孝元天皇の皇子にして御母は内色許賣

命なり崇神天皇の朝國內騷擾す命乃ち勅を受けて北陸道平定に向ひ給ひ山代の幣羅坂に至り給ふや一少女歌を謠ひ來れるが忽然として影を失す命怪しみて歸りて天皇に申す天皇宣く是れ思ふに庶兄建波邇安王の邪心を起すなるべしと乃ち命じて軍を率ゐて山代に進み向はしめ給ふ山城和詞羅河に至れば皇庶兄果して軍を興して遮る命即ち討ちて之を破り事平きて朝に復命し再び勅命に従ひて北陸の諸地を平定しつゝ遠く奥羽の地に及び會津に到りて後復奏す是に於て天下悉く平なり(古事記、日本書紀)。

オホヒルヒメノミコト 大日靈尊 「オホヒルヒメ」を見よ。

オホヒルヒメムチ 大日靈貴 御名義大は例の讚稱の言ヒルは日なり夜をヨルといふが如し靈は女にて説文に靈は貴女の字とあり大神の女神なるをいへるなり或はメはモチの約にて日を司り給ふ意なればメムチと重ねたるは日本書紀の誤りなりと云ふ貴は大己貴のムチに同じく持の意にて美稱の言なり天照大神の御一名にして一に又天照大日靈尊又大日靈尊とも申し奉る(日本書紀)。

オホフネノスクネ 大船足尼 若角城命の三世の裔孫なり成務天皇の朝吉備品治國造に定め給ふ品治は備後國品治郡なり(國造本紀)。

オホフヒオミノミコト 大布日意彌命 建許侶命の御子なり成務天皇の朝須惠國造に定め給ふ須惠は上總國周准郡なり(國造本紀)。

オホヘソキノミコト 大閉蘇杵命 御事蹟明ならず大宅首はこの末葉なり(姓氏錄)。

オホベヒメノカミ 大戸比賣神 戸は黄泉津戸喫のへにて竈の事なり「オキツヒメノカミ」を見よ。

オホホドノムラジ 大保度連 乾飯根命七世の裔孫なり事蹟明ならず末孫に菅原朝臣ありて其族多く世に出たり(姓氏錄)。

オホマウラ 意富麻羅 天三保命八世の裔孫なり事蹟明ならずその末葉に踰部大炊あり(姓氏錄)。

オホマガツヒノカミ 大禍津日神 禍は凶惡の意なり津は例の助辭日はクシビのヒにて大は禍の甚しきをいふ此神凶惡を司り給ふ意の御名なり伊邪那岐神御禊の時黄泉國の汚垢によりて生りませる神なり御事蹟明ならず(古事記)。

オホマタノミコ 大倭王 倭は全きの意か日子坐王の王子御母は苜幡戸辨御事蹟知りがたし(古事記)

オホマタノミコ 大股王 大股は地名大和國吉野郡に在り敏達天皇の皇子御母は老女子郎女御事蹟傳はらず(古事記)

オホマヘヲマヘノスクネ 大前小前宿禰 物部麥入宿禰の子允恭天皇の朝仕へて大臣となる天皇既に崩じ給ひ太子輕皇子其妹を奸して此大臣の家に入り兵を集む穴穗命も亦兵を催して之を攻めんとし給ふ大臣乃ち太子を捕へて之を命に奉る仍て騒亂なきを得たり(古事記)

オホミカミミタマヲウミヤヒメノミコト 大神御靈麻績屋姫命 天照大神の御靈なり倭姫命大神を奉じて飯野高宮に至り機殿を長田郷に立て社を創めて麻績社といふ即ち大御神の御靈神なり(機殿儀式帳)

オホミカミアラカハノカミ 大御神滄川神 御系統事蹟詳ならず延喜式神名帳伊勢國度會郡に田乃家神社ありて此神を祀る(儀式帳)

オホミカミカゲカハノカミ 大御神蔭川神 伊勢に住みたる土人なるが如し御事蹟明ならず(儀式帳)

オホミケツオミノミコト 大御食津臣命 天神なり崇神天皇の朝豐宇氣大神に従つて降り給ふ(御鎮座本紀)

オホミケツノミコト 大御食津命 雄略天皇の二十二年止由氣大神丹波より伊勢に移り給ふ時從ひ奉りて大神に奉侍す(御鎮座本紀)

オホミケツヒコノミコト 大御氣津彦神 名義は食物に功德ある男神の謂なり大御食津命と同神か。

オホミツノカミ 大水神 大水神の御別名なり(古史傳)

オホミツノミコト 大水命 漢の高祖五世の裔孫なり其の末葉本朝に歸化せしものに尾津直あり(姓氏錄)

オホミナカミ 大水上 伊勢に住みし土人なるべし事蹟詳ならず(倭姫世紀)

オホミナカミノカミ 大水上神 大山津見命の

御別名なり(古史傳)オホヤマツミノカミを見よ。

オホミナカミノミオヤノカミ 大水上御祖神

御祖といへるは御子に高水上神あるを以てなり大山津見神の御別名とす(古史傳)

オホミナカミオヤノミコト 大水上御祖命 「オホミナカミノカミ」と同神なるべし。

オホミナクチノスクネノミコト 大水口宿禰命 伊加賀色評雄命の御子なり御事蹟詳ならず(姓氏錄) 一説出石心命の御子なりともいふ(舊事紀)

オホミネノオホネノミコト 大峰大尼命 饒速日命五世の裔孫なり開化天皇の朝大尼となりて仕へ奉る御事蹟詳にすべからず(舊事紀)

オホミヒノスクネ 大御日足尼 火明命八世の裔孫なり事蹟明ならず津守宿禰は其の末葉なり(姓氏錄)

オホミヤゴンデン 大宮權現 大己貴神を大宮權現と申す(元徳二年三月日吉社並叡山行幸記)

オホミヤナエオホクニミチノミコト 大宮那江大國道命 天神なり昔者國土猶若かりし時天照大神此神と計りて宣く我等瑞穗國に天降りて人民に主

たるべし云々と(風土記)

オホミヤヒメノミコト 大宮比賣命 「オホミヤノメノミコト」を見よ。

オホミワツネノミコト 大美和都禰命 火明命十世の裔孫なり御事蹟知るべからず其の末葉に工造あり(姓氏錄)

オホムラナホズミ 大村直澄 姓は藤原にして純友の子なり天慶の亂後遺族皆誅せらるゝの時直澄獨り逃れて匿る既にして赦に會ひ官位を拜し正暦年中大村久原城に居る仍て子孫大村氏を稱す其家系は純友—直澄—忠澄—親澄—澄宗—澄遠—

澄興—純弘—十六代 純顯—純熙—純雄

忠澄鎌倉幕府に仕へて九州北邊の豪族となり兄經澄別に有馬氏を立て互に援助して連綿三十世の間時に忠勤を抽で純熙の時代南蠻と交を結び通商の端を開けり今長崎縣東彼杵郡大村縣社大村神社に祀られしもの前記〇印の人々なり。

オホムラノトシ 大邑刀自 造酒司に祀る六神の一なり(造酒司式)

オホメフノミコト 大伴布命 建新川神の御弟
なり事蹟明ならず(舊事紀)

オホモノイミオホアレノミコト 大物忌大阿禮命
景行天皇の十五年九月伊勢皇大神宮正遷宮の時正體
を頂き奉りし人なり(寶基本紀)

オホモノヌシノカミ 大物主神 物は廣く萬物
を指して云ふ事にて此處にては萬の神を指していへ
りさて物主とは八十萬神の首として皇孫尊を護り奉
るを以て神之大人といふの謂なり大國主神の奇魂幸
魂に坐す(古事記)一に同神の和魂なりと云ふ

オホヤキノスクネ 大八木足尼 兄多毛比命の
御子なり成務天皇の朝伯岐國造に定め給ふ(國造本
紀)

オホヤキノミコト 大八崎命 瀛津世襲命の御
子なり成務天皇の朝斐陀國造に定め給ふ斐陀は飛彈
なり(國造本紀)

オホヤケノミコ 大宅王 大宅は地名大和國添
上郡に在り欽明天皇の皇子御母は岐多斯比賣御事蹟
詳ならず(古事記)

オホヤコノミコト 大屋古命 蔭佐奈朝命の御

子なり崇神天皇の朝石見國造に定め給ふ(國造本紀)
オホヤダノスクネ 大矢田宿禰 孝昭天皇の皇
子天足彦國押人命の五世の孫難波宿禰の御子神功皇
后の征韓の役に從ひ功あり既に三韓平定し皇后
御凱旋の時命を奉じ留まりて鎮守府將軍となり鎮撫
をなす遂に彼の國王猶榻が女を娶りて二男を生み歸
來應神帝に仕へて重く用ゐらる(姓氏錄、水鏡)

オホヤツヒメノミコト 大屋津姫命 大屋は字
の如くにて此神大屋比古神と同じく家屋の神なるべ
し素戔鳴神の御女にます御兄五十猛神御妹津津姫
命と共に逼く國中を廻りて木種を分布し給ふ(日本
書紀)

オホヤヒコノカミ 大屋毘古神 古事記傳に此
神大綾津日神又大禰津日神に當る其故は大綾のアを
省きて大屋と云なり津は助辭なれば省きても同意な
るべし又マガとアヤとは通ふ音なりと解かれたり一
説神名考には大屋は字の如くにて家屋の神なるべし
とあり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり御事蹟明な
らず又一説に五十猛神と同神なりといふ就いて見る
べし(古事記)京都市郷社粟田神社其他に祀らる

オホヤヒメノカミ 大屋毘賣神 オホヤツヒメ
ノミコトの別名なり(古史傳)

オホヤマクヒノカミ 大山咋神 御名義詳なら
ず昨は主と同じ事にて山に主たる神の意にやともい

ひ一説神名考の説にはクヒはイクヒの省かれたるに
てイクヒは活日ならんといへり大年神の御子御母は
天知迦流美豆比賣といふ事蹟傳はらず別名を山末之
大主神とも申す(古事記)

オホヤマツヒメノカミ 大山津姫神 大山咋命
の又の御名なり(神名帳考證)

オホヤマツヒメノミコト 大山津姫命 御系統
事蹟詳ならず延喜式神名帳伊勢國度會郡に山末神社
ありて此神を記る(神名秘書)

オホヤマツミノカミ 大山津見神 山津見は山

津持なり此神は山を持ち司り給ふ故に負ひ給ひし御
名なり大といへるは總べてを持ち給ふを讀へての御
名なり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり天孫邇邇藝
尊降臨し給ひて後此神の季女木花開耶姫を召さんと
し給ふに長女なる石長姫をも副へて奉り給ふ邇邇藝
命石長姫の醜きを厭ひて返し送り給ふに及び大山津

見神耻ぢ給ふ事甚しく尊に申して送り給はく我女二
人を奉れるは石長比賣を使ひ給はば天神の御子の繼
繼御命は常磐にして動かざれ又木花開耶姫を使ひ給
はば木花の榮ゆる如く榮え給へと誓ひての事なり然
るに今石長比賣をかへし給へば天神の御子の御命は
木花の散るが如く脆くましますと(古事記)

オホヤマツミノミオヤノミコト 大山祇御祖命
御祖とは種々の山祇の御祖の意なるべし(オホヤマ
ツミノカミ)の御別名なり(古事傳)

オホヤマトクニアレヒメ 意富夜麻登久邇阿禮比
賣 オホヤマトクニは大倭國なり阿禮の義詳なら
ず知都知美命の御子なり此人孝靈天皇に娶されて四
子を生み給ふ別名を蠅伊呂泥といふ(古事記)

オホヤマトタラシヒコクニオシヒトノミコト 大
倭帶日子國押人命(記)日本足彥國押人天皇(紀) 押

はオホシにて稱へ言なり孝安天皇の御諱とす天皇は
孝昭天皇の皇子御母は餘曾多本毘賣命也此天皇葛城
之秋津島宮にましまして天下を治め給ひき御在位百
二年なり葛城之秋津島宮の跡は大和國葛上郡室村に
在り御陵は同郡玉手岡(古事記、日本書紀)

オホヤマトネコヒコクニクルノミコト 大倭根子日子國玖琉命(記)大日本根子彦國牽天皇(紀) 玖琉は括るにて統ぶる義なり孝元天皇の御諱にして孝靈天皇の皇子に坐す御母は細比賣命也孝元帝の三十六年立つて皇太子となり亞いで輕之境原宮にましまして天下を治め給ふ第八代の天皇に坐す御在位五十七年五皇子坐しき輕之境原宮の地は大和國高市郡輕村なり(古事記、日本書紀)。

オホヤマトネコヒコフトニノミコト 大倭根子日子賦斗邇命(記)大日本根子彦太瓊天皇(紀) 御名義根子は尊稱にて大倭國を統治し給ふの意を以て爾後には世々の天皇みな此御名を負ひ給ふ賦斗邇は書紀の太瓊の義にて稱へ名なるべし孝靈天皇の御諱なり孝安天皇の皇子にして御母は忍鹿比賣命父帝の七十六年皇太子となり崩御の後をうけて第七代の御位に上り給ひ黒田廬戸宮にまして天下を治め給ひき黒田廬戸宮は今の和式上郡黒田村なり御在位七十六年御陵は片丘馬坂にあり(古事記、日本書紀)。

オホヤマトヒコスキトモノミコト 大倭日子鉦友命(記)大日本彦和友天皇(紀) 懿德天皇の御諱に

して安寧天皇第二の皇子にまし御母は阿久斗毘賣なり輕之境岡宮に座して天下を治め給ふ書紀には二年春都を輕地に遷して曲峽宮といふとあり天津豐媛命を立てて皇后とし給ふ(記には賦登麻和訶比賣亦名飯日比賣命とあり)御在位三十八年畝傍山南御陰井上の陵に葬られ給ふ第四代のみかごに座す。

オホヤマモリノミコト 大山守命 應神天皇の第一の皇子なり御母は高木之入日賣命と申す御弟に大雀命 及菟道稚郎子と申す一日天皇大雀命と大山守命とに問ひ給はく汝等は兄なる子と弟なる子と何れを愛すると其御意蓋し御幼兒宇遲能若郎子をして御位に即かしめんと欲し給ひしなり時に大山守命其御意を知り給はず兄なる子は是れ愛すべしと奏し給ふ大雀命は天皇の御意を察知し曰く兄なる子は既に長じて世經たれば弟なる子の幼なくして撫で愛すべきに如かずと天皇喜び給ふ事甚し乃ち大雀命をして國政を司らしめ大山守命をして山海の事を知らしめ宇遲若郎子をして御位を繼がしめ給ふ即ち大山守命の御名義は海人部山守部を領し給へる中の一によりて負ひ給へるなりかくて天皇崩じ給ふや稚郎子は太皇太后命

に譲りて御位に即き給はず時に大山守命猶天位を得んと欲し兵を集めて皇太子を弑せんとす大雀命之を皇太子に告げ給ふ皇太子驚いて之に備へ兵を河上に伏せ山上に陣を構へ詐りて近臣をして王の裝をなさしめ百官恭敬して眞の王の如く擬ふ又更に河に舟を浮べて親ら賤夫の裝をなして之に乗り楫を執りて待ち給ふ大山守命之を知らずして之に乗りて川を渡り給ふ中流に及んで皇太子舟を傾けて命を水中に投じ給ひ水上の伏兵一時に起りて矢を注ぐ事雨の如し命遂にその矢に中りて薨じ給ふ(古事記)。

オホワカコノカミ 大若子神 御系統事蹟詳ならず延喜式神名帳山城國葛野郡に梅宮あり此神外三座を祀る(神社叢錄)。
オホワシオミノミコト 意富鷲意彌命 建許呂命の御子なり成務天皇の朝師長國造に定め給ふ師長は相模國餘綾郡磯長郷なり磯長郷は大磯小磯の邊なるべし(國造本紀)。
オホワタツミノカミ 大綿津見神 綿は海津は例の之に通ふ助辭見は持の約りたるにて海津持といふ意にて海を掌り給ふ神なり伊邪那岐、伊邪那美二

オホワオミツ

神の御子なり御事蹟明ならず(古事記)。

オホキヒコノミコト 大居彦命 五十猛神の別の御名なり(神名帳考證)。
オホラバシノミコト 大小橋命 中臣氏の祖なり御事蹟明ならず(神名帳考證)。
オキツヨソノミコト 瀛津世襲命 饒速日命四世の孫に當りて御父は天忍男命御母を賀奈良知姫となす孝昭天皇の朝大連となりて奉仕す(舊事紀)。
オミカブラノミコト 臣加夫良命 出雲臣命の孫なり成務天皇の朝三野後國造に定め給ふ三野後は今詳ならず(國造本紀)。
オミサヤマノミコト 臣狹山命 「オホサヤマノミコト」を見よ。
オミシリツヒコキミ 臣知津彦命 狹穗彦王の三世の裔孫なり景行天皇の朝甲斐の國造に定め給ふ(國造本紀)。
オミシルヒトノミコト 臣知人命 「オホシルヒトノミコト」を見よ。
オミツヌノカミ 淤美豆奴神 淤美豆奴は大水主にやと古事記傳にいへり深淵之水夜禮花神の御子

御母は天之都度閉知泥神御事蹟詳ならず(古事記)。
オミナゴノイラツメ 老女子郎女 御名義知り
 がたし春日中若子の御女なり敏達天皇に召されて四
 子を生み給ふ(古事記)。
オムソチカウナンエンシ 恩率高難延子 百濟
 國速古王十二世の裔孫なり事蹟明ならず其の末胤來
 朝歸化せしものに大丘連あり(姓氏錄)。
オムソチナフヒタムシ 恩率納比且止 百濟人
 なり事蹟明ならず清道連はその後胤なり(姓氏錄)。
オモダルノカミ 湊母陀琉神(記) 面足尊(紀) 書
 紀の面足は其意を表せる文字なり面の足るといふは
 足らざる所なく備り整へるをいふと古事記傳に説か
 れたり一説神名考には面足とは鳥國の表面の足り整
 へるをいふなりとあり妹阿夜訶志古尼佛と共に生り
 ませる男神なり御事蹟明ならず(古事記)兵庫縣播磨
 國明石郡明石町郷社稻爪神社其他に祀らる。
オモヒカネノカミ 思金神 思ひは思慮なり金
 は兼にて數人の思慮を一人にて兼ね持ち給ふ意の御
 名にて深思宏慮の御徳ませる神なりしなり高御産巢
 日神の御子なり高天原の大事ある毎に必ず畫策し給

ふ事皆成らざるなし天照大御神の岩屋に隠り給ひし
 時の如き總て事體を企畫して事無く復び天照大神の
 出御を仰ぐを得るに至れり又忍穗耳命の天降らんと
 し給ひし時の如きは其功顯著なるありとす事は各神
 の條々に詳なり(古事記、日本書紀、古語拾遺)一説天
 兒屋根神の別名なりと云ふ。
オユ 老 石村の子なり事蹟明ならず(姓氏錄)。
オユヲ 老男 豐國別皇子三世の裔孫なり應神
 天皇の朝日向國造に定め給ふ(國造本紀)。
オクライフクル 憶頼福留 近速古王の孫なり
 事蹟明ならず其末の本朝に歸化せしもの石野連あり
 (姓氏錄)。
オリトケ 意里都解 百濟國主なりその事蹟詳
 ならず(姓氏錄)。
オヲコノムラジ 意乎己連 饒速日命十四世の
 裔孫なり仁德天皇の朝大臣となりて奉仕す(舊事記)。

カ之部

カアシツヒメノミコト 鹿葦津姬命 御名義詳
 ならず鹿葦は地名にもや「カムアダツヒメ」の條を見
 よ(日本書紀)。
カイクワテンワウ 開化天皇 「ワカヤマトネコ
 ヒコオホヒビノミコト」を見よ。
ガイクワンゼウ 蓋寬饒 前漢魏郡の人なり本
 朝に歸化せし後裔に吉水連あり(姓氏錄)。
カウアンテンワウ 孝安天皇 「オホヤマトタラ
 シヒコクニオシヒトノミコト」を見よ。
カウケンテイ 孝獻帝 後漢の帝なり其の子孫
 本朝に歸化せるものに當宗忌寸あり(姓氏錄)。
カウゲンテンワウ 孝元天皇 「オホヤマトネコ
 ヒコクニクルノミコト」を見よ。
カウケンテンワウ 孝謙天皇 一に高野天皇と
 も申す「ホウジシャウトクカウケンクワウテイ」の條
 を見よ。
カウセウテンワウ 孝昭天皇 「ミマツヒコカエ
 シネノミコト」を見よ。

カウジヨキン 高助斤 高麗人なり其の末葉本
 朝に來朝せるものに高氏あり(姓氏錄)。
カウダイ 好台 高勾麗王なり其の末孫の本朝
 に來朝歸化せしものに高麗朝臣あり(姓氏錄)。
カウタイワウ 好太王 高麗王なり其の末孫本
 朝に歸化せるものに難波連あり(姓氏錄)。
カウダウシ 高道士 高麗人なり其の裔孫の本
 朝に來り歸化せしものに男牀連あり(姓氏錄)。
カウツケノミコ 上野親王 「ムネナガシンワウ」
 の條を見よ。
カウトクテンワウ 孝徳天皇 「アメヨロヅトヨ
 ヒノスメラミコト」を見よ。
カウニチワウ 孝日王 後漢の靈帝八世の孫な
 り其の末孫の歸化せるものに丹波史あり(姓氏錄)。
カウフクユウ 高福裕 高麗人なり其の苗裔本
 朝に歸化せしものに新城連あり(姓氏錄)。
カウブワウ 孝武王 秦始皇十一世の孫なり事
 蹟明ならず(三代實錄、姓氏錄)。
カウヘノマワカノミコト 加表真若命 豐城入
 彦命四世の裔孫なり御事蹟明ならず(姓氏錄)。

カウボク 高僕 百濟國の公族大夫なり其の末葉の來朝歸化せしものに高丘宿禰あり(姓氏錄)。

カウメイテンワウ 孝明天皇 天皇御諱は統仁

仁孝天皇の第四皇子なり御母は新待賢門院に坐す天保十一年立ちて皇太子となり弘化三年四月踐祚同四年九月第百廿一代の御位に即き給ふ天皇資性英邁に坐し頗る幕府の横暴を惡み給ひ夙夜このことに御軫念坐ししも事遂に擧ぐるに及び給はざりきされざるの維新の大業の成るに到らしめ給へる如き多くは聖慮に成れるものとす慶應二年十二月二十九日崩じ泉涌寺の御陵に葬くし奉る改元六度にして嘉永といひ安政といひ萬延といひ文久といひ元治といひ慶應といふ御壽三十六實に今上陛下の皇考に坐す。

カウレイテンワウ 孝靈天皇 「オホヤマトネコヒコフトニノミコト」を見よ。

カガセヲノカミ 加賀背男神 天香香背男に同じ「アマツミカボシ」を見よ。

カガミツクリノミコト 鏡造命 石凝姥命の事なるべし「イシコリドメノミコト」を見よ。

カガヤマトオミノカミ 香山戸臣神 大香山戸

臣神と同じ功德ありし神なるべし御名義其の條に述べたり大年神の御子にて御母は天知迦流美豆比賣御事蹟傳らず(古事記)。

カガヨヒメノミコト 香用比賣命 御名義容貌

の美はしきを美めて耀くといふ意なり御系統詳ならず大年神に嫁して御子大香山戸臣神及御年神を生み給ふ(古事記)。

カガワケノミコ 賀我別王 崇神天皇の五世の裔孫なり成務天皇の朝浮田國造に定め給ふ浮田は陸奥の國宇多郡の事なり(國造本紀)。

カギジ 賈義持 百濟人なり其の末裔本朝に來朝歸化せるものに賈氏あり(姓氏錄)。

カクセキワウ 角析王 新羅國主なり事蹟明ならず近義首はその後の歸化せるものなり(姓氏錄)。

カグツチノカミ 軻偶土神 軻遇突智 「ヒノヤギハヤヲノカミ」を見るべし。

カグヤヒメノミコト 迦具夜比賣命 カグは輝

くにて容貌の美麗なるをたたへていへるなるべし此姫垂仁天皇に召されて遠邪辨王を生み給ふ(古事記)。

カグロヒメノミコト 迦具漏比賣命 御名義詳

ならず須賣伊呂大日子王の御女御母は柴野比賣也此命應神天皇に召されて五子を生み給ふ(古事記)。

カゲサナアサノミコト 蔭佐奈朝命 神魂命

の後胤にして大屋古命の御父に當る蓋し孝靈孝元帝の御宇の人か(國造本紀)。

カゴサカノミコ 香坂王(記) 磨坂皇子(紀) 香

坂は地名なるべし仲哀天皇の皇子なり御母は大津比賣天皇既に崩じたまひて神功皇后品陀和氣命を

舉げ給ふや此皇子御弟忍熊皇子と計りて叛をなし給ふ依りて獵にて事の吉凶をトせんとし此皇子櫃に上りて之を見る時に狂猪あり其根を堀りて之を倒し即ち皇子を食ふ(古事記、日本書紀)。

カゴヨリヒメノミコト 香余理比賣命 御名義

明め難し景行天皇の皇女御母は八坂入日比賣命と申す御事蹟明にすべからず(古事記、日本書紀)。

千木は風に屋の葺草を吹き放されぬ防備になしたるものなれば千木は風木なり別は特に別けて知ります義忍男は例のオホシヲにて美稱なりといへり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)。

カサヌヒノミコ 笠縫王 笠縫は地名なり大和

國十市郡に此地あり欽明天皇の皇子にして御母は石比賣御事蹟詳ならず(古事記)。

カサノミヒラノオミ 笠三枚臣 鴨別命八世の裔孫なり應神天皇の朝笠の國造に定め給ふ笠國詳かならざれど應神帝備中登加佐米山に行幸の時風笠を吹けることありこの地方ならんか(國造本紀)。

カシコネノミコト 惶根尊 カシコネは「イモ

アヤカシコネノカミ」の條に説けり就て見るべし(日本書紀)。

カシツワウ 賀室王 任那國王なり其の末葉の本朝に來りて歸化せしものに道田連あり(姓氏錄)。

カシハラヒコノミコト 加志波良比古命 御系統事蹟明ならず能登國能登郡に加志原比古命神社あり(延喜式)。

カシマノアマダリワケノカミ 鹿島天足別神
建雷命の御子なり御事蹟明ならず(神名帳考證)。

カスガノイラツコ 春日娘子 春日は地名なるべし此姫御系統を詳にせざれば立つて武烈天皇の后となり給ふ皇子なし(日本書紀)。

カスガノオホイラツメ 春日大娘 一名は高橋皇女雄略天皇の皇女なり仁賢天皇の皇后となり高橋大娘皇女、朝嬪皇女、手白香皇后武烈天皇等を生み給ふ(日本書紀、古事記、大日本史)。

カスガノカミ 春日神 健御雷命、伊波比主命、天兒屋根命、比賣神の四柱を春日神と申す(春日祭祝詞)。

カスガノタケケニカツトメ 春日建國勝戸賣 名義詳ならず御系統事蹟亦明ならず御女に沙本之太閤戸賣あり(古事記)。

カスガノチチハヤマワカヒメ 春日之千千速真若比賣 春日は大和添上郡の地名千千速真若すべて美稱とす御系統詳ならず孝靈天皇に召されて千千速比賣命を生み給ふ(古事記)。

カスガノヒツマノオミ 春日之日爪臣 春日は

地名なり日爪の義詳ならず春日の地に住みし豪族なるべし其女に糠子郎女あり(古事記)。

カスガノヲドヒメ 春日遠行比賣 春日は地名なり遠行の名義詳ならず丸福之佐都紀臣の御女なり雄略天皇に召されて妃となり給ふ(古事記)。

カズノキミ 買受君 百濟人なり其の末葉本朝に歸化せしものに神前連あり(姓氏錄)。

カスルキ 加須流氣 百濟人なり其の末葉本朝に來朝せしものに小高使主あり(姓氏錄)。

カゼノカミ 風神 志那都比古神(古事記)又は級長戸辨命級長津彦命二柱(日本紀)は風を司り給ふにより風の神とも申し奉る猶「シナツヒコノカミ」の條參照。

カタカタシノミコト 片堅石命 大新川命の御子にして御母は中日女なり成務天皇の御宇珠琉河國造に定め給ふ珠琉河は駿河國駿河郡なり(國造本紀)。

カダスゲノミコト 片菅命 大山津見命の御裔神なるべし御事蹟詳ならず伊豆國賀茂郡に片菅命神社あり(神社叢錄)。

カタヌモノノベ 肩野物部 天神なり饒速日

命の天降り給ふや二十五部神の一として兵仗を負うて河内嗟蜂に從ひ降りて成る(舊事紀)。

カダノアツママロ 荷田春滿 姓は羽倉通稱は齋宮初の名は信盛後春滿と改め又東鷹といふ京師伏見稻荷社の祠官信詮の長子たり幼より學を好み弘く國史律令歌文等に通じ中にも神代卷萬葉集に於て大に發明する所あり篤く皇道復古の學に志し享保年中江戸に遊びて聲名あり將軍吉宗の内命を受けて侍臣某を率ゐて古書を校す居ること數年病を獲て京に歸る嘗て國學校を興さむとするに意あり官許を得て東山に地を卜するに及びたりしも遂に病を以て果さず文化元年七月二日歿す東山稻荷神社の南方阿里山に葬る歳六十八生前感ずる所あり著書及原稿の大部を燒きぬ蓋し後世の學生を迷はさんことを恐れたるなりと云ふ門弟子賀茂真淵其の學統を繼ぎ相傳して本居平田諸氏の學勃興せるは人の知る所なり今京都府紀伊郡深草村府社東丸神社に祭らる。

カタヤマノカミ 片山神 詳かならざれどもカタは堅にて讚美か或はいふカキヤマにて山壁を司り玉へるかど備前國赤磐郡鳥取上村大字由津里に片山

神社ありて此神を祀る蓋し祭神明ならざるを以て社名を以て祭神名とせしものとも思はる猶ほ當國邑久郡に式内片山日子神社ありて祭神數説あり大日本史には賀茂片山御子神なりといひ數録には大山咋命を祀るとし延經の神名帳考證には天日方奇日方命を祀るとす其他延喜式神名帳片山神社と稱するもの其の一は伊勢國鈴鹿郡にも在り亦祭神明ならず神社叢錄によれば祭神四座とす即ち瀬織津姫命、氣吹戸主神速須良比賣神、倭姫命なり又一説社傳には大比古命を祀るとす延經の神名帳考證には神阿多都比賣命を祀るとし大日本史には祭神名を記さず其他尾張にも片山神社二社あり何れも祭神を詳かにせず(大日本史、神社叢錄、度會延經の神名帳考證、神社明細帳)。

カタヤマヒコノカミ 片山日子神 備前國邑久郡國府村大字上師に片山日子神社あり此社祭神數説あり備前國志、神社叢錄には大山咋神を祀るといひ吉備溫故録には天日方奇日方命といひ社傳には吉備津彦命を祀るといへりその由は片山日子は片山に座す吉備津日子の略稱なるべしといへり(備前國志、

神社叢録、吉備温故録、片山日子拜社社傳、神社明細帳。

カタリノオミキマロ 語臣猪麻呂 出雲國人なり

り天武天皇甲戌七月十三日猪麻呂の女鰐魚に害せらる猪麻呂發憤して天に叫び地に哭し行吟悲歎す後數日ありて弓箭を取りて天を拜し訴へて曰く當國天神地祇の鎮りますもの甚多し神明靈あらば我が傷思を助けよと須臾にして鰐魚其前に集る事百餘中に一鰐を圍みて來り進退せず時に猪麻呂銜を執りて之を殺し割き見れば女子の脛あり即ち鰐の屍を途傍に梟すといふ(出雲風土記)

カタリノムラジ 談連 天押日命十一世の裔孫なり事蹟の記すべきなし佐伯日本造は其の末葉なりとす(姓氏錄)

カツラギノイツシヒメ 葛木出石姫 天村雲命の御子なり天忍人命に嫁して天戸目命、天忍男命の二男を生む一名を角屋姫といふ(舊事紀)

カツラギイハノヒメ 葛城磐之媛(紀) 石之日賣命(記) 葛城襲津彦命の御女なり仁德天皇の二年三月立つて皇后となり給ふ其後八田皇女の天皇に嬖

せらるるに及びて復見えず三十五年筒城宮に崩す履中帝住吉仲皇子、反正帝、允恭帝の御生母なり(大日本史)

カツラギノサクヒメ 葛木避姫 御系統明ならず天戸目命に嫁して建斗米命、妙斗米命の二男を生む(舊事紀)

カツラギソツヒコノミコト 葛城襲津彦命 建内宿禰の御子なり事蹟詳ならず其の後胤に玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣あり此命古事記には葛城長江襲津比古とあり尙次條を見よ。

カツラギノソツヒコノミコト 葛城襲津彦命(紀) 葛城長江曾都毘古(記) 葛城は此人の住居せる所名なり記の長江も地名なるべけれど何處なるか詳ならず曾は於曾なり於曾は勇敢なる義なり此人頗る勇健なりしより此名を負へるなるべし神功皇后の御攝政中新羅王使者を遣して朝貢す此時先の質人微叱許智伐早を返し給はらんと請ふ是を以て許智伐早詐り奏して曰く本國の使者臣に告げて曰く我國王臣が久しく還らざるを以て悉く妻子を捕へ改めて孥となせりと聞く願くば本土にかへりて虚實を知りて之が解

放のことを請はんと皇太子憐みて之を聽し給ふ因て以て襲津彦をそへて之を還し給ふ共に對馬に到りて鉏海の水門に泊す使者竊に詐りて許智伐早をして國に還去らしめんとし乃ち襲津彦に告げて曰く許智伐早病みて將に死せんとすと襲津彦をして之を見しめ即ち欺かれたるを知り新羅使者三人を捉へて檻中に收め焚て之を殺し草羅城を抜いて還る皇太子之を賞し給ふ襲津彦は玉手臣、的臣、生江臣、阿蘇那臣等の祖なり(古事記、日本書紀)

カツラギノタカチナヒメ 葛城之高千那比賣 千は美稱那は名か又は稻の義にもあるべし意富那比賣が妹なり比古布都押之、信命に嫁して味師内宿禰を生む(古事記)

カツラギノタカナヒメノミコト 葛木高名姫命(舊事紀) 「カツラギノタカナカヒメ」を見よ。

カツラギノタカヌカヒメ 葛城高額比賣命(記) 葛城高額媛(紀) 高額は大和國葛下郡の郷名なり多遲摩比多訶の御女にして御母は由良度美といふ息長宿禰王に嫁して息長帶日賣命を生む(古事記、日本書紀) 奈良縣大和國生駒郡南生駒村大字壹分式内郷

社往馬坐伊古麻都比古神社其他に祀らる。カツラギノタルミノスクネ 葛城垂水宿禰 葛城も垂水も共に地名にして葛城はその住居のありし處にして大和國なり垂水は播磨にありて恐らくその母の生地なるべくこの人この地に出生せしなるべし系統事蹟詳ならず其の女に鶴比賣あり(古事記)。

カツラギノミコ 葛城王 葛城は地名なり欽明天皇の皇子御母は小兄比賣御事蹟明ならず(古事記)。

カツラギノヲハリノオキヒメ 葛城尾治置姫 御系統明ならず建額 赤命に嫁して一子建筒草命を生む(舊事紀)。

カツラギヒコノミコト 葛木彦命 「オキツヨツノミコト」の別名なり(舊事紀)。

カツラバラスンワウ 葛原親王 桓武天皇の第三皇子に坐し御母は夫人多治比真宗なり幼にして穎悟長するに及び恭儉物に傲り給はず史傳を歴覽して常に古今の成敗を見て自ら戒め給ふ延暦二十二年四品に叙し治部卿に任じ後大藏卿、彈正尹、式部卿を經累進して二品に到り給ふ淳和天皇の天長二年上表して子女皆王號を罷め姓平朝臣を賜はらんことを乞ひ朝

廷之を許しづれも臣籍に列す實に桓武平氏の祖たり八年一品に進み五年上野太守を兼ね十一年又常陸太守を兼ね玉ふ仁明天皇の嘉祥三年太宰帥に轉じ仁壽三年六月薨す遺命して薄葬せしめ給ふ親王久しく式部に職とし舊典に於いては練達熟せざるなし舉朝之を重す勅して輦車宮中に入るを許し給ひ儀諸親王に異ること一段なりしといふ(大日本史) 神奈川縣鎌倉郡岡村神社御靈神社其他に祀らる。

カトウキヨマサ 加藤清正 は幼名を虎之助と云ふ尾州中村の人秀吉と姻戚にして従兄弟たり之を以て秀吉に仕ふ天正十六年肥後の守護佐々成政に代りて二十五萬石を食む文祿征韓の役大に武威を振ひ鬼上官の名を得慶長元年讒によりて召還せられ秀吉に見えんとするも秀吉聽かず既にして此歳七月地大に震ひ死者多し清正馳せて秀吉の居城伏見城を護る秀吉その誠忠を賞す再び征韓の役に従ひ各所に轉戦して功あり殊に蔚山籠城の堅忍は持久永く世人の稱讃する處たり後三成等の黨を牽制し家康と結ぶされど嘗て豊臣氏輔弼の意を放さず慶長十六年秀頼京師に行き家康を見るや清正、淺野等と共に之を護衛し事

なきを得たり已にして病んで卒す年五十清正至誠能く主家を助けしのみならず國にありては心を民治に用ひ水利殖産の功擧ぐるに逸なし今熊本市縣社加藤神社に祀らる。

カドモリノカミ 門守神 櫛石窓命の事なるべし(古事記、古語拾遺)。

カナダヤヌヒメノミコト 金田屋野姫命 饒速日命十三世の裔孫なり甥本陀眞若王に嫁して高城姫、仲姫、弟姫の三女を生み給ふ(舊事紀)。

カナハサヒコ 金波佐彦 大荒城命の後裔なり事蹟明にし難し(國造本紀)。

カナムライホキミワケノミコト 金村五百君和氣命 大山津見神の裔神なるべし事蹟明ならず伊豆國田方郡に此命の神社あり(延喜式)。

カナムライホムラヒメノミコト 金村五百村女命 大山津見神の裔神なるべし事蹟明ならず伊豆國田方郡に金村五百村女命神社あり(延喜式)。

カナムラノオホムラジキミ 金村大連公 道臣命 八世の裔孫なり事蹟の記すべきなし神松造は實に其の末胤なり(姓氏錄)。

カナヤマビコノカミ 金山毘古神 御名義枯惱

しなりナヤムは痿病なり枯といふは古事記中巻に其兄八年の間に干萎ひ病枯れきとあるによりて知るべしと古事記傳に説かれたり神名考には字のままにて金氣又直に金山をも知しめす由の御名なるべしとあり伊邪那美神火神を生みて病み給へる時嘔吐に生りませる神なり御事蹟詳かならず(古事記) 岡山縣美作國苦田郡一宮村國幣中社中山神社に祀らる。

カナヤマヒメノカミ 金山毘賣神 御名義金山

毘古神に同じ御出現も之に同じ御事蹟傳はらず(古事記)。

カナラチヒメ 加奈良知姫 劍根命の御女なり

天忍男命に嫁して瀧津世襲命、建額赤命、世襲足姫命の二男一女を生み給ふ(舊事記)。

カニメイカツチノミコト 迦邇米雷命 御名義

迦邇米は蟹目かイカは嚴にて蟹目の如くイカツキ意にヤツチは例の美稱の詞なり此命目のイカかりけるにやと古事記傳には説かれたり眼光炯々人を射る如き御威ありしをいへるなるべし開化天皇の皇子にして御母は母泥能阿治佐波比賣なり御事蹟明ならず山

カネナガシンワウ 懷良親王 親王は後醍醐天皇の皇子御母は藤原氏なり式部卿に任せらる延元元年足利尊氏宮闕を犯すや親王車駕に従うて叡山に至り給ひ天皇尊氏と和して京師にかへり給ふ時親王は奔りて吉野に匿る後三年任せられて征西大將軍となり筑紫を鎮し給ふ四年後村上天皇立ち給ひ遺詔を諸國に頒ちて恢復を圖らしめ給ふ肥後の土豪菊池武光親王を迎へて八代城に入れ奉り心を盡して輔佐衛護し少貳大友氏等と戦うて之を降し興國三年親王兵を率ゐて島津貞久を薩摩に討ち給ひ谷山に戦ひて之を破る賊兵降るもの多し貞久退く親王進みて谷山に據り兵を分ちて諸城を攻めて之を抜き貞久と對峙し給ふ正平二年肥後にかへり將を留めて薩摩の官軍を統督せしむ尋で武光と共に一色範氏を討ちて之を走らし進みて筑前に陣し給ひて千代の松原を距てて相對し巧に兵を牽制し給ふ遂に大友氏時少貳頼尙降附す鎮西略定まるに追ひ一品に叙せらる七年天皇男山に幸し親王に詔し兵を發して入京して援けしむ親王行

くを果し給はず十三年足利尊氏其將一色直氏を遣して探題となす武光討て之を走らす頼尙尋で叛して義詮に應ずるや武光親王を奉じて之を伐ち大原に戦ふ親王衆を督し陣を衝き縦横馳突奮撃目ざむるものありて身に數創を蒙り給ふ左右多く死す武光殊死して戦ひ遂に之に勝ち斬獲する事三千二百餘級然りと雖も南風遂に競はずして少貳大友皆賊軍に應ずるに到り親王遂に逃れて其の終る所を知らしめ給はず世に鎮西宮、九州宮、阿蘇宮、肥後宮又は將軍宮とも稱す相傳ふ親王八代郡小野に屏居し薨する時山上に葬ると後八代宮に祀られ給ふ八代宮は官幣中社にして肥後國八代町に在り(大日本史)

カハカミノオホカミ 河上大神 「カハカミノミコト」を見よ山城國紀伊郡伏見町に御香宮神社ありて此の神を祀る(神社明細帳)

カハカミノミコト 河上命 雄略天皇二十二年止由氣大神丹波より伊勢に移り給ふや此人従うて前後を守る(御鎮座本紀)

カハガレヒメノミコト 川枯姫命 淡海國に住居せし國神なり此神彦湯支命に嫁して一子大福命を

生み給ふ 舊事紀 近江國甲賀郡に式内川枯神社あり川枯姫命を祀りしも今は其神社廢滅せり。

カハナ 川榮(鎮火祭祝詞) 和名抄に水苔一名河苔和名加波奈とあり此物は凡て水に生る草の祖なり鎮火祭詞に「更生子水神苑川榮埴山姫四種物乎生給」とありて火神の荒び給ふ時鎮めん料にとて伊弉冉尊の生みおかせ給へるなり(日本書紀)

カハハダノキミ 川秦公 秦始皇帝十五世の裔孫なり事蹟明ならず其の末胤の來朝せしもの秦忌寸あり(姓氏錄)

カハホリノオミ 蝙蝠臣 武内宿禰の後裔なり推古天皇に仕へて大和國高市郡田口村に家す仍て田口臣と號す後胤多く榮え歷代田口臣と稱して奉仕す(姓氏錄)

カハマタイナヨリヒメ 河俣稻依毘賣 河俣は地名にして河内國に在り依は宜しなり此姫息長宿禰王に嫁して大多牟坂王を生み給ふ(古事記)

カハマタヒメ 河俣毘賣 古事記に神沼河耳命師木縣主の祖なる河俣毘賣を娶りて御子師木津日子玉手見命(安寧)を生み給へる由見えて即ち綏靖天皇

の皇后に坐せり書紀に事代主命の御女五十鈴媛に作る「イヌズヨリヒメ」の條參看

カハラタマダレノミコト 高良玉垂命 武内宿禰を崇めていふ(秘釋)筑後國三井郡御井町國幣中社高良神社其他に祀らる

カハラノオホカミ 高良大神 高良神社には武内宿禰を祀る故に宿禰を高良大神ともいふ(神社叢錄)

カハラノミコト 高良命 「カハラタマダレノミコト」を見よ。

カヒタコノミコ 貝蛸王 此王貝蛸に由ありて負ひ給へる御名なるべし敏達天皇の皇子にして御母は豊御食炊屋比賣命なり御事蹟明ならず別名を諱貝王といふ(古事記)

カヒノイラツメ 甲斐郎女 反正天皇の皇女なり御母は都怒郎女御事蹟の詳なるものなし(古事記)

カフチノワクゴヒメ 河内之若子比賣 河内の國名なるべし宣化天皇に召されて火穗王、惠波王の二王子を生み給ふ(古事記)

カハラーカマノ

蹟詳ならず能登國能登郡に加夫刀比古神社ありて祀る(延喜式)

カホノマワカノミコト 賀表乃真稚命 豊城入彦命四世の裔孫なり御事蹟明ならず其の末葉に垂水公あり「カウヘノマワカ」といふ(姓氏錄)

カマクラカゲマサ 鎌倉景政 姓は桓武平氏にして景通の長子なり祖父忠通相州鎌倉に住して氏とす景政権五郎と稱し幼より膂力あり永保三年秋陸奥守義家の清原家衡等を金澤の柵に攻るや權五郎年十六従うて軍にあり賊守を堅くして防矢流雨の如し官軍進み沮む景政獨り身を挺して進撃敵の征矢にて右の眼を射突かる景政事ともせず矢を折りて進み遂にその敵を斃し歸りて陣屋に入る三浦爲次ありその面を踏んで矢を抜かんとす景政曰く矢に當りて死する武士の譽なり足にて面を踏まる耻之より甚しきはなし不若足下を敵とし刺違へんと爲次乃ち跪て矢を抜く衆その驍勇を稱し武名これより擧がるといふ今鹿兒島縣日置郡吉利村郷社吉利神社に祀られ尙所々在々多く之を祭れり。

カマノカミ 竈神 奥津日子命與津比賣命は竈

を司り給ふ故に竈神と稱す(古事記)。

カミツケノヌノアタヘ 上毛布直 天津水鏡の後胤なり繼體天皇の朝新羅人の海邊を犯すを防衛のために伊吉島造に定め給ふ伊吉は壹岐なり(國造本記)。

カミナガヒメ 髮長比賣 髮長は字の如くなるべし日向諸縣君之御女にして容貌甚美なり應神天皇聞きて遙に日向より召し給ふに其船難波に泊す皇子大雀命見て心に之を欲し建内宿禰をして天皇に乞はしめ給ふ依りて天皇之を皇子に賜ふ(古事記)。

カミノミコト 加彌命 大山津見命の裔神なるべし御事蹟明ならず伊豆國加茂郡に加彌命神社あり(延喜式)。

カミムスビノカミ 神産巢日神(記)神皇産靈尊(紀) カミはカミカムと活く詞にて隠るゝ意ありともいふされど高御産巢日神の高に對して稱へ奉る所より思へば神御の約りにて尊稱なるを明けし高と云ひ神と云ふ類極めて多し産巢日は借字にて産巢は生すなりそは男子女子又は昔の生等いへるムスにて日は書紀の靈の字に當り凡て物の靈異なるをビといふ

天地初發の時高天原になりませる神にて、天御中主神高御産巢日神と同じく獨化にして隱身にますさて世の中にありとある事物は皆二柱の産巢日神の産靈によりて成り出るものなれば此二柱の神を併せて造花の三神と申し奉る(古事記、日本書記)。

カミムスビオホトジノカミ 神魂大刀自神 「カミムスビノカミ」の御一名なり(古史傳)。

カミムスビミオヤノミコト 神産靈御祖命 「カミムスビノカミ」を見よ。

カムアタカアシツヒメノミコト 神吉田鹿茸津姫命 「カムアタツヒメ」を見よ。

カムアタツヒメ 神阿多都比賣 神は稱美の詞にして阿多は地名なり和名抄に薩摩國阿多郡阿多之れなり大山祇神の御子に坐す天孫邇邇藝命の巡狩して笠狭御前に出で給へる時此神に逢ひて其名を問ひ給へばしかかと答へ給ふ天孫其の姉妹あるかを問ひ給ふに姉石長比賣ある由を申す仍て婚儀を大山祇神に請ひ給ふに大山祇神歡喜して石長比賣をも添へて參らせ給ふ天孫吾田都比賣を止めて婚し給ふ後吾田都比賣天孫の宮に參りて申して曰く妾身みて今臨

月に及びぬ是れ天神の御子なれば、私に生むべきにあらずと天孫之を疑ひ吾が御子にあらずとし給ふ吾田都比賣誓て新に産宅を作り四方戸なく塗るに土を以てしたる産室に火を付けて焼きその中に生み給ふに御誓の如く恙なく御産のことあり天孫仍りて疑を解き給ふやがて三人の御子達生れ給ひぬ此神一名を木之花之佐久夜毘賣と申す(古事記)。

カムアタツヒメノカミ 神吾田津比賣神 「カムアタツヒメ」を見よ。

カムイクスビノカミ 神活須毘神 活は生日足日活玉足玉のイクにて都て稱へ言を連ぬる御名なり須毘はシビに通じ奇靈の意なるべし此神の女伊怒比賣大年神に嫁して大國御魂神、韓神、曾富理神、向日神、聖神の五神を生み給へり(古事記)。

カムイセツヒコノミコト 神伊勢都彦命 出雲神の御子なり一に出雲建子命又は櫛玉命といふ神武天皇の頃伊勢を領したる人なり後國を避けて信濃國に遷る(倭姫世紀、國造本紀)。

カムオホイチヒメ 神大市比賣 神は稱へ名なり大市は地名なるべしといふ大山津見神の御女なり素戔鳴神に嫁して御子大年神宇迦之御魂神を生み給ふ(古事記)。

カムオホネノミコ 神大根王 御名義詳ならず開化天皇の皇子なり御母は息長之水依比賣と申す御事蹟明ならず(古事記)。

カムグシノミコ 神櫛皇子 櫛は奇の意景行天皇の皇子なり御母は伊那毘能大女郎此皇子讚岐國に下りて山田郡(今木田郡に王の墓あり)に殿舎を設けて住み其の末葉國中に蕃息せり讚岐國造は即ち其の末胤なり(古事記、日本書紀、讚岐國兩王墳墓考)。

カムグシワケノミコ 神櫛別王 「カムグシノミコ」の御別名なり(玉藻集)。

カムサキノイラツメ 神前郎女 神前は地名なり近江國に此の郡名ありこの地にて御出生のことなるべし繼體天皇の皇女にして御母は黒比賣御事蹟明ならず(古事記)。

カムサビノミコト 神狭日命 「アメノオシヒノミコト」の亦の名なり(舊事紀)。

カムシハイノミコト 神志波移命 御系統事蹟
 詳ならず其の後胤に鞆編首あり(姓氏錄)
 カムシリツヒコノミコト 神知津彦命 「ウヅヒ
 コ」の別名なり其の後胤に倭太氏あり(姓氏錄)
 カムスキノイツムヒメノミコト 神杉伊豆牟比咩
 命御系統事蹟詳ならず能登國鳳至郡に神杉伊豆牟比
 咩神社ありて祀る(延喜式)
 カムササノヲノミコト 神素戔鳴尊 神は稱言
 なり「タケハヤスサノヲノミコト」を見よ(日本書紀)
 カムタマノミコト 神靈命 百濟人なり其の後裔
 本朝に歸化せるもの衣縫氏あり(姓氏錄)
 カムドノツルキ 神度劍 天稚日子の死せし時
 阿遲志貴高日子根神稚日子と誤られて怒り其の喪屋
 を斬り倒すその劍を神度劍といふ(古事記)
 カムナホビノカミ 神直日神 此神伊勢神宮の
 古傳によれば天照大神の幸魂なりと、神は神集神議
 神逐などの類なり直とは未だ直からざるを直す意の
 御名なり毘とは禍を直し給ふ御靈の謂なり伊邪那岐
 神御禊の時禍を直さんとし給へる時生りませる神な
 り御事蹟傳はらず(古事記)因幡國八頭郡安倍村式内

郷社伊蘇乃佐只神社其他に祀らる。
 カムヌナカハミミノミコト 神沼河耳命(記)神淳
 名川耳天皇紀) 御名義稱へ言か地名か明かに知り
 難し神武天皇の皇子にして御母は五十鈴依姬なり父
 天皇の跡を承けて第二代の御位に即き葛城高岡宮
 にましまして天下を治め給ふ御宇靜寧にして天下無
 事なり御在位二十三年御年八十四にして崩じ給ひ
 桃花鳥田丘上陵に葬る綏靖天皇と謚し奉る高岡宮の
 地は今の和國北葛城郡森脇村なりといふ(古事記、
 日本書紀)
 カムノメノイツキヒコノミコト 神目伊豆伎比古
 命 御系統事蹟詳ならず能登國鳳至郡に神目伊豆
 伎比古神社あり(延喜式)
 カムハタヒヤスノミコト 神綺日安命 「アメノ
 ハツチヲノミコト」の御別名なり(古事傳)
 カムハヤタマノミコト 神速玉命 「ツハヤムス
 ビノカミ」の御別名なり(古史傳)
 カムヤタテヒメノミコト 神屋楯比賣命 此神
 は何れの神の御女とも明ならず御名義も詳かならず
 但し屋楯は彌高照の省りたるにやと古事記傳にあれ

ご其住み給へる家居により稱へし御名にもあらむか
 大國主神の此命に娶ひて生みませるが八重事代主神
 なり(古事記)

カムヤマトイハレヒコノミコト 神倭伊波禮毘古
 命(記)神日本磐余彥尊(紀) 神と申し倭と申すは云
 ふまでもなく歎美の稱へ名なり伊波禮と稱へ申しし
 は何の故とも知りがたし大和國十市郡に此地名はあ
 れども特に此地名を御名に負ひ給ふべき謂ありども
 覺えず但し書紀に其他もと片居又は片立といひき皇
 軍の虜を破るに及びて大軍集りて其地に滿り因て號
 を改めて磐余と云ふとあるに依れば皇軍倭國に入り
 て太だ強盛となりて滿みたるを賀して磐余彥とは稱
 へ奉れるなるべしと古事記傳に説かれたり一説神名
 考には伊波禮は磐生にて常磐堅磐と賀ぎて稱へ奉り
 しなるべしといへり神武天皇の御諱なり天皇は天津
 日高日子波限建鸕草葺不合命の皇子にして御母は
 玉依比賣命天皇人と爲り明達意氣確如たり御兄五瀬
 命と相議して東征に従ひ給ふ所在風を望んで歸順
 す年を経て上國に幸せんとし舟師を帥ひて山陽の
 諸國を討伐して服せしめ進んで青雲之白肩津(河内

國河内郡日下)に至りますや長須泥毘古待つて之を
 防ぐ皇兄五瀬命傷を蒙りて薨じ給ふ天皇途を轉じて
 南の方紀國より高倉下を案内とした大和に入り諸處
 の魁帥等を斃して長髓彥に當り給ふさきに之に擁せ
 られたる天鏡速日命は既に長髓彥を殺して皇軍に
 歸す是に於て海内復た叛くものなし依て勅して宜く
 朕東征を始めてより茲に六年なり皇天の威に頼り凶
 徒悉く平ぎ中州又風塵なし宜しく皇都を恢廓し大壯
 を規圖すべし今運此沌蒙に屬し民心素朴巢穴住習
 俗惟恒とす大人制を立つるは義必ず時に隨ふ苟も民
 を利する事あらば何を聖業に違はん且つ當に山林を
 披拂し宮室を經營し恭んで賓位に臨み以て元々を鎮
 め上は則ち乾靈國を授けし德に報い下は則ち皇孫正
 を養ふの心を弘め然る後六合を兼ね以て都を開き八
 紘を掩ひて宇と爲す亦可からずや夫の畝火山の東南
 樞原の地を見るに蓋し國の奥區か是に都すべしと此
 月即ち有司に命じて帝室を經營せしめ即位の禮を行
 ひ給ふ瑞雲地に湧きて轉た壯嚴を加ふかくて此地に
 して天下を治め給ふ吾國天皇の御一代に算壽し奉る
 御宇天下事多し詳説の邊なし正史に就て見るべし御

在位七十六年實算百二十七にして崩じ給ひ畝傍山東北陵に葬り奉る(古事記、日本書紀)。

カムヤマトヒメノミコト 神倭比賣命 垂仁天皇の皇女なり御母は氷波州比賣此皇女神器を奉じて諸國を巡り大神の欲し給ふ處を求め給ふに伊勢國五十鈴川上に至りて留り給ふ乃ち瑞殿を營み潔齋して奉仕し給ふ後日本武命の東征の時神劍を之に授け給ふ實に齋宮の始なり(古事記、日本書紀、倭姬世記、古語拾遺)。

カムヤキミミノミコト 神八井耳命 御名義詳ならず神武天皇の皇子なり御母は伊須氣餘理比賣神武天皇崩じ給ひて後命の庶兄當藝志美命御母伊須氣余理比賣に通せんご欲し其弟皇子を殺さんと計る御母歌を作りて之を告ぐ命乃ち御弟神沼河耳命當藝志美命を殺し給ふかくて御位を御弟神沼河耳命に譲り給ふ意富臣小子部連坂合部連火君、大分君、阿蘇君、筑紫三宅連、雀部造、小長谷造、都祁直、伊余國造、科野國造、道具石城國造、常陸中國造、長狹國造、伊勢丹木直、尾張丹波臣、島田臣は實に其の末葉なり(古事記、日本書紀)。

カムロギノミコト 神魯岐命 魯は親愛の義岐は男神の義總じて親愛なる皇祖神と申す義なり皇室の御祖神を 般にさしたるなるべし出雲國造神賀詞、古語拾遺又は平田翁の説によれば高皇產靈神をさし奉るが如く又眞淵翁の説に依れば高皇產靈神より天照大神迄の中の男神をさして云ふと説かれたり(祝詞考、古史傳)。

カムロミノミコト 神漏魯美命 美は伊邪那美の美と同じく女子の稱なり「カムロギノミコト」を見よ平田翁の説によれば神皇產靈神をさして申すといへり(古史傳)。

カムエハノミコト 上殖葉皇子(紀、惠波王) 御名義詳ならず宣化天皇の皇子なり御母は皇后橘仲皇女と申す御事蹟の明なるものなし(古事記、日本書紀)。

カメツヒメノミコト 龜津姫命 櫛持神の御女なり天香山に住す別名を天津詔戸太詔戸命とも申す(釋日本紀)。

カメノオミ 加米乃音美 天津彦根命の後裔なり應神天皇の朝周防國造に定め給ふ(國造本紀)。

カメヤマテンワウ 龜山天皇

天皇御諱は恒仁後嵯峨天皇の第三皇子にして後深草天皇の同母弟なり後深草天皇の禪を受けて御位に即き給ふや後嵯峨上皇院中に政を聽き給ふ御在位十五年改元するもの三曰く文應曰く弘長、曰く文永位を太子世仁親王に譲り院中に在りて政を聽き給ふ後薙髮して金剛源と號し嘉元三年崩じ給ふ(大日本史)。

カメキコレノリ 龜井茲矩

佐々木源氏の一族なる湯淺永綱の子なり同族龜井能登守秀綱尼子經久に仕へて子なかりしかば經久茲矩を養うて嗣となさしむ茲矩乃ち龜井を冒し山中幸盛の女を娶り軍學を幸盛に受くといふ茲矩幼にして孤幸盛に屬して武勳あり後秀吉に仕へて屢、武勇を表はす天正十年秀吉に従ひて光秀を尼ヶ崎に破り遂に之を誅す秀吉功を賞して曰く汝に雲州を與へんと茲矩答へて曰く願くば我に琉球國を賜へと蓋し琉球未だ我版圖たらず秀吉その壯勇を喜び團扇に琉球守殿と書いて與ふといふ其の志小に非らざるを知るべし文祿の役黒田長政と共に渡航して大に勇武を顯し秀吉の死後家康に屬し慶長五年關ヶ原の功により武藏守に任じ二萬五千

石を加増して四萬三千石を領して鹿野城に居る慶長十七年歳五十六を以て卒し元和五年に子政矩石見津和野に移封し子孫相踵ぎて明治に迫る島根縣石見國鹿足郡津和野町縣社津和野神社に祀る。

カモタマヨリヒコノミコト 鴨玉依彥命 建角身命の御子なり御母は丹波國神伊可古夜日女御事蹟詳ならず(山城風土記)。

カモノオホミカミ 迦毛大御神 阿遲鉦高日子根神の通稱とす(古事記)。

カモノオホミカミミコカムヌシタマノカミ 鴨大御神御子神主玉神 御事蹟明かならず(延喜式)。

カモノタケツヌミノミコト 鴨建角身命 天神なり神武天皇の紀伊熊野より大和に入らんとし給ふや高木大神御夢に天皇に告げ給はく此より奥に入る事勿れ惡神甚多し今天より八咫鳥を遣はすべし宜しく之に従つて進むべしと八咫鳥とは即ち建角身命の化身なり天皇依りて之に従ひて進み給へば吉野河の河尻に著き給ふ既にして天皇宇陀に幸する時豪族兄宇迦斯弟宇迦斯二人あり依りて先づ八咫鳥をして就て兄弟に向はしめ告げて宣はく今天皇此處に幸し給

ふ汝等仕へ奉るや否やと兄宇迦斯之を聞きて即ち鴨
鎧を以て之を射る矢外れて八咫鳥翼を振うて去る
(姓氏録、古事記)

カモヒコノミコト 鴨比古命 大水上命の御子
なり事蹟傳らず(儀式帳)

カモヒメノミコト 鴨比賣命 大水上命の御子
なり事蹟明かならず鴨比古の妹なり(儀式帳)

カモワキイカツチノカミ 鴨若雷神 「ワキイカ
ヅチノカミ」を見よ。

カモワケイカツチノカミ 賀茂別雷神 建角身命
の御子に玉依比賣あり一日石川の瀬見小川の川上に
遊ぶ時に丹塗矢川上より流れ来る乃ち取りて床邊に
置く幾もなく比賣孕みて男子を生む成人の時に及ん
で外祖父建角身命廣殿を造り戸を閉ぢ酒を醸して諸
神を集めて遊宴す乃ち其孫に語りて父はと問う盃を
ささしむ即ち盃を擧げて天に向つて祭り屋を穿ちて
天に昇る仍て之を賀茂別雷神といふ(山城風土記)

カモワケノミコト 鴨別命 稚武彦命の孫な
り應神天皇吉備に巡幸ありし時笠目山に上り給ふに
飄風御笠を吹放つ天皇之を怪み給ふ鴨別奏すらく神

祇天皇に奉仕するなりと山を狩らしむるに果して多
く得たまふ依りて名を笠と賜ふ實に笠臣等の祖なり
(姓氏録)

カヤ 賀夜 阿久多が子なり事蹟明ならず(姓
氏録)

カヤナルミノミコト 加夜奈留美命 大穴持
命の御子なり即ち天孫に奏して「大和國はこれ皇孫
の鎮り座さん所なり」とて己が和魂は八咫鏡に託す
御子味相高彦根命、事代主命等あり此の御事蹟詳な
らず(出雲神壽詞)

カヤヌヒメノカミ 鹿屋野比賣神(記草野姬紀)
又名野稚神又野神とも申すカヤは萱草なり何にまれ
屋萱かん料の草をいふ萬葉一に假庵作らすかやなく
ばと詠めりさて野神の御名に負ひ給へる故は野の主
とあるものは草にて草の用は屋萱くぞ主なりける故
に草の字をやがてカヤと訓めり伊邪那岐伊邪那美二
神の御子なり御事蹟傳はらず(古事記)

カヤノミオヤノカミ 草祖神 「カヤヌヒメノ
カミ」の御別名なり(古史傳)

カヤノミコ 蚊屋皇子(紀) 賀陽王(姓氏録) 御

へ得ず韓は借字か正字か地名なごか將韓國に由る
か凡て知りがたしとあり大年神の御子なり御母は神
活須毘神の女伊努比賣御事蹟詳ならず鹿兒島縣大隅
國始良郡東國分村大字上井縣社韓國宇豆峯神社に祀
らる(古事記)

カリハヤスタケヒハヨノミコト 加理波夜須多祁
比波預命 大山津見神の御裔なるべし御事蹟明な
らず伊豆國田方郡に加理波夜須多祁比波預命神社あ
り(延喜式、神名帳)

カンキヨウ 漢宵 狛人なり事蹟明ならず其の末
胤の來朝歸化せしものに桑原史あり(姓氏録)

カンハフシ 韓法史 高麗國帶方國主なり其の末
葉の來朝歸化せしものに朝明史あり(姓氏録)

名義詳ならず恐らくは地名によれるなるべし備中國
加陽郡ありて又蚊屋とも書けり御母君の生地なごな
るべし舒明天皇の皇子なり御母は蚊屋采女御事蹟し
るきものなし(日本書紀、姓氏録)

カヤマトノカミ 香山戸神 名義香は加賀戸は
斗と訓む加賀は光耀く意なるべし山は山里の意戸は
處の意即此神は山里を開きて人の住むべき様となす
功ありしならん大年神の御子なり(古史傳)

カラオミノキミ 辛臣君 百濟人なり事蹟明な
らず其の末來朝歸化せしものに廣田連あり(姓氏録)

カラセノスクネ 韓背足尼 觀松彦色止命九世の
裔孫なり成務天皇の朝長國造に定め給ふ長は阿波國
長邑なり(國造本紀)

カラカミノソホリノカミ 韓神曾保利神 「イタケ
ルノカミ」を見よ。

カラクニオキナガオホヒメオホメノミコト 辛國
息長大姫大目命 詳ならず息長足姫命の御事なる
べし豊前國田川郡香春町大字香春に香春神社ありて
此の命を祀る(神社明細帳)

カラノカミ 韓神 御名義は古事記傳に未だ考

キ之部

キウシウノミヤ 九州宮 「カネナガシンワウ」の條を見よ。

キクチタケシゲ 菊池武重 武重は武時の子なり肥後守となり後左京大夫となる元弘三年父に従うて北條英時を博多に攻め後父の命を受けて歸りて再舉を圖る建武二年足利直義と箱根に戦ひて之をやぶる尊氏關を犯すや武重義貞と大渡に防ぐ利あらず遂に車駕を守りて延暦寺に出で脇屋義助と共に舟坂山を攻めて功あり後天皇京に還り給ひし時從ひて尊氏に囚せらる後間を得て國にかへり兵を集めて敵を伐つ延元二年一色範氏來りて肥後を侵すや武重討ちて屢之を破る然れども遂に克たず恨を吞んで空しく死す(大日本史)明治三十五年十一月從三位を贈らる。

キクチタケトキ 菊池武時 藤原隆家の孫則隆十世の後なり則隆肥後國菊池郡に居り因て氏とす世々勤王の志あり父を時隆といふ元弘三年兵を起して後醍醐天皇の詔を奉じ少貳大友二氏約に背きしかども武時獨り節を持って屈せず屢賊軍を破る探題北條

英時爲に窘迫して將に自及せんとす少貳大友の二氏來り援ふにより漸く勢あり武時乃ち勝つ能はざるを知り嫡子武重を召し誠めて郷にかへらしむ武重固く死を同じうせんことを請ふ許さず武重涙を揮つて郷にかへる其妻に送れる歌に「故郷に今宵ばかりの命とも知らでや人の吾を待つらん」と遂に餘兵を引きて賊と難戦し自及して死す年四十四なり(大日本史)明治十六年八月從三位を同三十五年十一月從一位を追贈せらる今別格官幣社菊池神社に祀る。

キクチタケミツ 菊池武光 武光は武時の第八子にして武重の弟なり家を繼ぎて肥後守となる興國中懷良親王の下り給ふや武光之を奉じて賊を討つ正平十三年一色直氏及び弟範光を筑前に討ちて大に之を破る聲勢大に振ふ少貳大友二氏風を望んで之に屬す既にして二氏復叛きて大軍を率ゐて來る十四年武光兵八千を以て筑後川に陣す兩軍相會ひ大に少貳氏の軍を破る十六年又新田氏の族と共に親王を奉じ兵五千餘を率ゐて博多に軍し香椎に進んで之を抜く明年足利義詮斯波氏經を以て九州探題となし豊後に入らしむ時に武光は自ら兵を出さんとせしも親王を

奉するの任にあり故に子弟を遣はして之を攻めしめ相接する事三年遂に大に之を破る斯くて支持永く勤王の事を子武政に委ねて遂に文中二年病んで死す(大日本史)明治三十五年十一月從四位下を贈り尋いで從三位を追贈せらる。

キサガヒヒメノミコト 蛸貝比賣命 蛸貝を燒き打ち碎きて大國主神の負傷を療し給ひし御功德をたたへての御名なり詳しくは「ウムギヒメ」の條にいへり

キシマツミノミコト 伎自麻都美命 出雲國神なり事蹟明ならず(出雲風土記)。

キシママタヒヤウエ 來嶋又兵衛 名は政久長藩の士攘夷のことに盡力し文久三年國司信濃の參謀として赤間關海防の任に擔り功尠からず高杉晋作の奇兵隊と相應して遊撃隊を組織し其の總督となり元治元年六月京都九門の戦に闘死す此の來島勢の強かりしには薩人も會津人も皆感嘆し合へりご明治廿四年正四位を贈らる山口縣周防國熊毛郡室積村官祭招魂社に祀らる

キシユワウ 貴首王 百濟國都慕王十世の裔孫

なり其の末葉の本朝に歸化せるもの菅野朝臣あり(姓氏錄)。

ギジワウ 義慈王 百濟王なり其の末葉の本朝に歸化せるものに百濟王氏あり(姓氏錄)。

キソチククニ 杵率玖君 百濟人なり其の末胤の來朝歸化せしものに古氏あり(姓氏錄)。

キソチノタフタシチ 杵率答他斯智 百濟國人なり其の末の來朝歸化せるものに中野造あり(姓氏錄)。

キタシヒメ 岐多斯比賣 岐多斯は燒鹽なり之に由ありて負ひ給へる御名か曾賀稻目宿禰の御女なり欽明天皇に召されて十三子を生み給ふ(古事記)。

キタシラカハノミヤヨシヒサシンワウ 北白川宮能久親王 初め滿宮と申し俗に上野宮又輪王寺宮と申せり伏見宮邦家親王の第九子にして小松宮彰仁親王の御弟なり明治五年智成親王の後を承けて北白川宮と稱す同廿八年陸軍中將近衛師團長として臺灣に出征し給ふ同島は我領土となりしも土民猶は王化に服せず親王臺北の附近に上陸し給ひ漸く南進して賊を討じ給ふ親王兵士と寢食を共にし給ひ楠風沐雨備さに困難を嘗め給ふ之を以て兵氣大に振ひ向ふ所

敵なし時恰も暑熱に際し殊に蕃地氣候不良にして瘴霧多く親王遂に瘴毒に觸れ給ふも未だ事を廢するを屑よしとし給はず日に御病を力めて作戦を指畫し給ひ其篤なるに至るまで左右の者親王の疾あるを知らず已にして將に臺南を攻め賊將を虜にせんとし十月二十二日兵を進め給ひしに途にして遂に薨じ給ふ時に御年四十有九同月廿八日御遺骸を軍艦に搭じて東京に送るに尙ほ御存在の禮を用ふ十一月一日勅して菊花章首飾及び功三級金鷄勳章を賜ひ陸軍大將に陞す五日喪を發し國葬を以て東京豊島岡に葬る依て明治三十三年臺灣の鎮護神として臺北縣芝蘭一堡劍潭山に其御靈を祀る。

キタバタケアキイへ 北畠顯家 親房の子なり元應嘉暦の間從五位上に叙せられ侍從を兼ね元弘元年參議に任じ左近衛中將となる時に年甫めて十四天皇顯家をして陸奥守となして行いて奥羽を鎮せしむ元弘三年なり建武元年功を以て從二位に叙し鎮守府將軍を兼ね延元元年義良親王を奉じて足利尊氏を討つ既にして尊氏西走して逃ぐ因りて晝夜兼行して結城宗廣等と共に之を逐討ち大に粟田口に戦ひて之を

敗る尊氏西奔す然に幾何もなくして陸奥の士多く尊氏に應ず是に於て又陸奥に下り地方を洵へ勅により三年兵を率ゐて京に趣き援く賊軍之を阻む戦利あらず顯家河内に逃れ散卒を收めて男山に據る尊氏高師直を遣して之を攻む顯家城を出でて共に戦ひて敗れ二十騎を從へて圍を突き吉野に走らんとし大に阿倍野原に接戦して没す追惜して從一位右大臣を贈られ今別格官幣社阿倍野神社に祀る(大日本史)

キタバタケアキノブ 北畠顯信 顯信は親房の子なり左近少將に任ず後醍醐天皇花山院に在すの時顯信奏請して吉野に幸す顯信兄顯家と男山に據る城支ふる能はず顯信城を出で河内に走る次で近衛中將となり從三位に進み陸奥を鎮す後村上天皇勅して恢復を圖らしむ與國元年白河城に居る四年靈山宇津峯二城を守りしが既にして利を失ひ退きて宇津峯城を保つ又支ふる能はず顯信逃れて吉野にかへり鎮西に趣きて征西將軍宮に屬せしが遂に筑前大原の役に少貳を討つて此に戰没す(大日本史)

キタバタケチカフサ 北畠親房 姓は源氏師重の子なり其先村上帝皇子具平親王に出で雅家に到り

北畠と稱す實に三世の孫に當る永仁延慶の間累進して從四位下に叙せられ右近衛中將左中辨を経て參議に任じ又中納言に遷り正二位たり元享三年中納言に上り世良親王の傳となる然るに元徳年中親王薨せらるるや痛惜の餘剃髮して世を通れんとす親房五朝に歴任して重望あり其の退居するの時天下大に惜しむ元弘二年後醍醐帝隱岐より還幸し建武中興成るの時再び出でて奉仕す天皇大に悦び給ひ因て從一位に叙し三后に准せしめらる世因つて准后と稱す同年冬子顯家陸奥守となり義良親王を奉じて奥羽を鎮するや親房亦隨うて輔佐たり後京に還りしが延元元年尊氏闕を犯すや天皇に隨うて叡山にあり後天皇尊氏の言を納れて還幸ある時親房出でて伊勢にかへり王事を謀る天皇吉野に逃れ給ひ同三年勅して顯能を陸奥守とし義良親王を奉じて東國を謀らしめ給ふ親房即ち輔佐して伊勢より海路東に向ふ會天龍灘に大風に遭ひて漂泊し親王及び顯能等と失し獨り常陸に漂著す即ち小田治久の小田城に入り東國の賊を討勦せんとす既にして後村上帝立ち給ふに及び陸良親王を迎へて賊と戦ひ高師直の大軍到るに及び關城を保ちし

も外援なく遂に奔りて吉野に返り正平九年遂に賀名生に薨す親房和漢の學を備へ博洽にして吏務に通ず其著す所神皇正統記、職原抄、元々集、二十一社記等は其主なるものなり(大日本史)今別格官幣社靈山神社に祀る。

キタバタケモリチカ 北畠守親 守親は顯信の子なり陸奥國司として其の地方を鎮撫す(大日本史)今別格官幣社靈山神社に祀る。

キツカハモトハル 吉川元春 毛利元就の第二子にして幼名を少輔二郎と云ふ天文十年正月元就に從うて尼子氏を討つ時に年僅に十二なり十七年三月興隆に養はれて吉川氏を冒す弘治元年龜の隣弟小早川隆景と共に毛利氏を援けて常に其先鋒たり驍勇一世に聞え並び稱して兩川といふ元就の卒後輝元を輔けて家聲を落さざるもの蓋し其力與りて多きに居る天正十五年征薩の役に當り小倉陣中に於て卒す年五十七(野史)

吉川氏の系譜を按ずるに姓は藤原木工助爲憲の四世右馬大夫維清の男入江權守清定に出づ其曾孫吉香三郎經義駿河國吉川邑に住す依て氏となす其子小次郎

友兼、梶原景茂を討捕り孫左衛門尉經光承久三年宇治川に軍功あり依て安藝國大朝本庄を賜ひて移住す其十一世は元春なり豊臣秀吉九州征討の時先鋒となりて大功あり秀吉賞して筑前國を賜ふ其子駿河守元長秀吉島津征伐の時日向薩摩境高城を攻め半にして卒す弟又次郎經言繼ぐ後名を廣家と改む文祿慶長兩度征韓役に従ひ殊功あり慶長十六年輝元に従うて京師に赴き從五位下に叙し侍從に任じ尋で從四位に移り藏人頭となり隱岐一國及び出雲、伯耆、安藝の内にて十一萬石を領す關ヶ原の戰に際して密に款を徳川氏に通ず毛利氏が防長二州を保つを得たりしもの實に其力與りて多きに居る因りて周防岩國に移りて六萬石を領し周防岩國に治す爾來子孫相繼ぎ明治維新に至り華族に列し子爵を授けらる其家系は
 清定—景兼—景義—經義—友兼—朝經—經光—經方—經盛—經秋—經見—經信—之經—經基—國經—元經—興經—元春—元長—廣家—廣正—廣嘉—廣純—廣達—經永—經倫—經忠—經賢—經禮—經章—經幹—經建
 にして就中元春、興經、友兼、廣家、經義、經盛、元長、

經幹は山口縣周防國玖珂郡岩國町大字横山縣社吉香神社に祀らる(野史、吉川家譜、華族譜、神社明細帳)。
 キナシノカルノミコ 木梨之輕王 木梨も輕も地名なるべし允恭天皇の皇子なり御母は忍坂之大中津比賣初め此王立て皇太子たり天皇既に崩じ給ひて此王未だ位に即き給はざりし時御妹輕大郎女を好す是に於て百官皆太子に背きて穴穗命に歸す太子畏れて大前小前宿禰の家へ逃れて兵を催す穴穗命も爲に兵を召し將に太子を攻めんとす小前宿禰太子を捕へて命に奉る乃ち伊余に追放せられ給ふ(古事記)。
 キネノミコト 根禰命 大名草彥命の御子なり事蹟を詳にせず(姓氏錄)。
 キノアラタノイラツメ 木之荒田郎女 木は紀國荒田は其地名なるべし應神天皇の皇女にして御母は高木之入日賣命御事蹟明ならず(古事記)。
 キノウヌノイラツメ 木之菟野郎女(記)紀之菟野皇女(紀) 木は紀なり菟野は其の地名なり應神天皇の皇女御母は弟姫と申す御事蹟を明にせず(古事記、日本書紀)。
 キノオヤノカミ 木祖命 句句廻地神は木を司

給ふにより木神と申す(古事記)。

キノシクウワウチヤウ 魏司空土祖 事蹟明ならず其の末歸化せしものに山田宿禰あり(姓氏錄)。

キノツヌノスクネ 木角宿禰(記)紀角宿禰(紀)

紀は外祖母の姓を取れるなり角は地名周防國都野郡都野郷之れなり武内宿禰の子にして應神天皇三年百濟辰斯王禮を天朝に失す是を以て紀角宿禰等兄弟三人を遣はして之を詰責せしめ給ふ百濟人辰斯を殺して之を謝す宿禰即ち阿花を立ててかへる木臣都奴臣、坂本臣の祖なり(古事記、日本書紀)近江國高嶋郡川上村式内郷社野津神社其他に祀らる。

キノマタノカミ 木俣神 大國主神の御子なり御母は因幡の八上比賣初め大國主神は八上比賣と婚し伴ひ歸り給ひしが嫡妻須世理毘賣の嫉視を恐れて其所生の兒を木の俣にさし括みて逃れ歸り給ふ故に御子を木俣神と稱し別名を御井神とも稱す(古事記)岐阜縣美濃國稻葉郡木村に祀られ神井神社と稱す。

キビアナトタケヒメ 吉備穴戸武媛 吉備武彦の女にして日本武尊の妃なり此の姫武媛、王及び十城別命を生み給ふ備中國吉備郡吳妹村大字妹に穴戸

山神社ありて此媛を祀る一説度會延經の神名帳考證には穴戸山神社は彦國葺命を祀るともいへり(神社叢書、神名帳考證、神祇志料、神社明細帳)。

キビアナトヒメ 吉備穴戸媛(日本書紀) 「キビアナトタケヒメ」を見よ。

キヒサツミ 岐比佐都美 岐比佐は地名か都美は山津見海津見の類なり垂仁天皇皇子本牟智和氣御子をして出雲大神と拜ましめ給ひ御子既に拜み了へて歸りますや此神肥河上に青葉山を飾りて大に饗應し奉る是れ出雲國造の祖なり(古事記)。

キビツヒコノミコト 吉備津彦神 「オホキビツヒコノミコト」を見よ。

キビノアナノワタリノカミ 吉備穴濟神 景行天皇の朝其國に在りし惡神なり日本武尊行て平定し給ふ(日本書紀、古事記)。

キビノエヒコノミコ 吉備之兄日子王 景行天皇の皇子なり御母は八坂之入日賣命と申す御事蹟明ならず(古事記)。

キビノタケヒコノミコト 吉備武彦命 稚武彦命の子なり景行天皇の朝勅命を蒙りて大伴武日命

と共に日本武尊の西征より東征に従ひ奉り専ら其輔佐の任を盡し奉り殊に内事を專掌せり進んで毛人凶鬼等を伐ち阿倍原國に到る復命の日盧原國を之に賜へり盧原國とは駿河國安倍郡盧原郷の事なり(日本書紀、姓氏錄)岡山縣備中國吉備郡岩田村上高田式内郷社鼓神社、及靜岡縣駿河國志太郡燒津町縣社燒津神社相殿其他に祀らる。

キミツキノミコト 枳彌都彌命 天道根命の五世の孫大名草彥命の御子なり事蹟明ならず大村直は其の後裔なり又君積命ともいふ(姓氏錄)。

キヨタキノカミ 清瀧神 婆の朔羅王第三女なり弘法大師八庚歸朝の時東寺真言擁護の爲同船して渡來あり醍醐山上醍醐巽方窟上に鎮座す(諸社根元記)。

キヨハラノヨリナリ 清原頼業は初め顯長と名く大外記祐隆の子なり明經博士に補せられ特に明法を兼ね高倉帝の侍讀となる承安二年宋國より書の後白河法皇に贈つて日本國王に賜ふとあり朝議駕々頼業其不敬を論じ國辱の甚きを述べ聞く者以て奮起最得たりとなす安元中越中權守を兼ね治承養和の間諸州

兵起るや平宗盛に告ぐるに先づ亟に弊政を革むべきを以てせしが文治五年卒す年六十八關白兼實稱して曰く頼業學博く和漢に通ず國の大器道の棟梁と朝儀典例咨議あるもの多く頼業の説に徇ふと子孫祠を建てて之を祀る後嵯峨天皇號を賜うて東橋大明神といふ今京都府葛野郡嵯峨村下嵯峨字朝日村社東橋神社に祀る。

キヨヒコ 清日子 清は字の如くなるべし天日矛の曾孫但馬比多訶の子にして但馬出石郷に住し子孫繁簇す事蹟詳ならず但馬清彦ともいふ(古事記)。

キランノカミ 祇園神 祇園とは元釋迦が法を説きし祇園精舎の祇園をとりしものにて本地垂迹の説以來素戔嗚尊牛頭天王八王子宮(五男二女神)稻田姫(少將井ノ宮)を合祀せる稱なり。

キンシソ 金氏尊 新羅人なり其の末裔の本朝に歸化せしもの眞城史あり(姓氏錄)。

キンノカシモレ 金加志毛禮 新羅人なり其の裔本朝に歸化せるもの海原連あり(姓氏錄)。

キンメイテンワウ 欽明天皇 「アメクニオシハルキヒロニハノミコト」の條を見よ。

ク之部

クエビコ 久延毘古 大國主神の出雲國御大崎に座す時に海中より天之羅摩舟に乘りて來る神あり其名を問へど答へず多邇具久曰く此者久延毘古必ず知らんとありければ之を問へば彼は少名毘古那神なりと答曰したり久延毘古とは山田之曾富騰といひ案山子の事なりと蓋しクエビコとは雨に打れ風に吹かれ等して身體の壞れ崩るる意なるべしとされど此神は「足雖不行」世の中の事をよく知り給へりと古事記にあり一説に山田之曾富騰とあるは山田之首富騰とあり曾と首と字相似たるにより誤りたるものにて久延毘古の子孫のことを分註したるものと(古事記)。

ククキワカムロツナネノカミ 久久紀若室葛根神 久久は莖なり紀は木なり若室若は美稱の言少宮の少に同じ葛は綱なり冠辭考に古はツタとツナとツスとは通はしていへり故にツナハフイハといふは葛這石なりとぞさて物を結び綱縛ぐにも古は多く葛藤を用ひし位にツナといふなりされば綱も本は蘿といふ

に同じければ葛とは書けるなり上代の家造りはいづこもいづこも繩葛を以て結び固めしものなりされば此神は屋舎造りの事に功ありし神なるべし羽山戸神の御子なり御母は大氣都比賣事蹟傳はらず(古事記)。

ククツヒコノミコト 久久都比古命 大水上命の子なり倭姫命大神を奉じて伊勢に至り給ひし時此命出て之を迎ふといふ(儀式帳、倭姫命世紀)。

ククツヒメノミコト 久久都比女命 大水上命の子なり事蹟詳ならざれど兄久久都比古と共に倭姫命に奉侍せるなるべし(儀式帳)。

ククトシノカミ 久久年神 久久は久久能智神の久久と同じく莖にて草木の立長へる貌をいふトシは大年神の條にいへる如く五穀の事なり此は稻のよ

く長る由の御名なり羽山戸神の御子なり御母は大氣都比賣御事蹟傳はらず(古事記)。

ククノチノカミ 久久能智神(記) 句句通馳(紀) 久久は莖なり和名抄に莖和名久木とあり又字書に莖は草木の幹なりとありさて久久の音は進まんとする勢を含みて未だ短き義にて未だ潜める力の將に發せんとする状をいへり智は男の尊稱とす此神木を司り

給ふにより負ひましし御名なり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり御事蹟傳らず(古事記)。

ククミヲヒコノミコト 久久美雄彦命 御系統事蹟明ならず美濃國不破郡に久久美彦神社あり(延喜式)。

ククリヒメノカミ 菊理媛神 平田翁の説に此神は夜見國に本來よりましし神かはた顯國の神か知るべからねと思ふに夜見國にましして伊邪那美命に副ひ給ふ神と聞えたり又名義も思ひえねど試に云はば二柱神の御争の中執持ちて女神の詔は之を男神に聞しめさしめ男神の詔は之を女神に聞入れしめ奉りし功によりて負ひたる御名にて結局結束などの義なるべし(日本書紀)。

クサカハタヒヒメ 草香幡媛 古事記には若日下部王に作る一に橘姫又長日賣命或は若日下部命と曰ふ初め履仲天皇の后となり中蒂姫を生み天皇崩御の後雄略天皇に召されて皇后となり給ひき(大日本史)。

クサカベノミコ 草壁皇子 一に日並皇子といふ天武天皇の皇子なり御母は持統天皇とす御事蹟

の著明なるものなし(日本書紀)。
クサカベヨシミノミコト 草部吉見命 肥後の豪族なり事蹟明ならず其女に阿蘇比咩命あり(阿蘇系圖)。

クサカヨシスケ 久阪義助 山口藩の士名は通武玄瑞と號す吉田松陰の門に入り後江戸に出て洋學を修め海外事情を審にし水陸の諸藩士と交はる久二年京都に出てて回瀾條議を著し尊王攘夷の大義を天下に唱道す攘夷の令下るや赤間關に出て幾度となく戦ひ屢々奇功を奏し元治元年脱藩松野三平と變名し京阪の間に在りて攘夷の大義を唱へ藩主父子の冤枉を解かんことを請ひしも言容れられず爲めに鷹司邸に忍び入り長州に同情ある公卿と共に參内直奏に及ばんとし遂に九門の戦となり眞木、入江等以後事を託して戦死す時に齡二十六明治二十四年四月特旨を以て正四位を贈らる山口縣長門國赤間關市後地官祭招魂社に祀らる。

クサナギノミツルギ 草薙神劍 愛知縣尾張國熱田市鎮座官幣大社熱田神宮の御神體なり此劍は三種神器の一にして天叢雲劍といふ日本武尊の東征の

際伊勢神宮に詣で齋王倭姫命より授かり給ひしが尊薨じ給ひて後妃宮實媛此劍を奉じて一社を設く之れ此社の起源なり又八劍の宮とも申す。

クサナキヒメノカミ 草奈井比賣神 健御名方命の御孫なり御事蹟を詳にせず信濃國諏訪郡北真志野村に草奈井比賣神社あり清和天皇貞觀八年六月從四位下を授け給ふ(三代實錄、社家説、神社明細帳)。
クサノオヤノカミ 草祖神 「カヤヌヒメノカミ」を見よ。

クシアカルタマノカミ 楯明玉神 楯は奇なり玉の美麗はしく奇びなる山の御名なり「アメノアカルタマノミコト」を見よ(日本書紀、古語拾遺)。
クシイウノミコト 久志伊宇命 天湯津彦命の後胤なり事蹟のしるきものなし(國造本紀)。
クシイナダヒメ 奇楯稻田姫 「クシナダヒメ」を見よ。

クシイナダミトヨマヌラヒメノミコト 久志伊奈太美土與麻奴良比賣命 「クシナダヒメ」をいふ其の條を見よ(出雲風土記)。
クシイハマドノカミ 楯石窓神 又の名は天石

戸別神又の名は神石窓神又豊石窓神とも云ふ御門の神なり天孫降臨の時大神の勅を蒙り思金神手力男神と共に豊原に降り給ひき(古事記)。

クシタマニギハヤヒノミコト 楯玉饒速日命 「アメノニギハヤヒノミコト」を見よ。
クシタマノミコト 楯玉命 高魂命の御子なり事蹟明ならず其の後胤に小山連あり(姓氏錄)。
クシタマヒメノミコト 楯玉比賣命 御事蹟未詳ならず三島溝杵姫一に玉楯姫ともいふ之れならん伊豫國風早郡に楯玉比賣命神社あり(神名帳考證)。

クシツヌワケノミコ 楯角別王 御名義詳ならず景行天皇の皇子なり御母は稚武彦命の女伊那那能大郎女と申す御事蹟傳らず(古事記)。

クシイナダミトアタハシマヌラヒメノミコト 奇稻田美等與麻奴良比賣命 「クシナダヒメ」を見よ。
クシナダヒメ 楯名田比賣(記)楯稻田姫(紀) クシは奇にて讚美の稱なり名田は紀の稻田にて地名なりと古事記傳には説かれ神名考には楯は字の如くに即ち髮梳き飾る小楯をいふ名田はイナダキなりイナダキは頂なり其故は古事記に速須佐之男命此稻

田比賣を五百津瓜櫛に取りなして髪にさし給へる事見ゆればなりと國津神足名椎手名椎の御女なり須佐之男神に嫁して八島土奴美神を生み給ふ猶ほ「スサノヲノミコト」の條參看せよ(古事記)。

クシナワウ 久斯那王 高麗王なり事蹟明ならず其の末葉の來朝歸化せしもの黃文連あり(姓氏錄)。

クシノカミ 久斯神 少彥名神のことなりクシとは酒の義にて今酒をミキといふはクシの約りキにミといふ美稱を添へたるなり。

クシヒカタノミコト 奇日方命 「アメヒカタクシヒカタノミコト」を見よ。

クシマチタマノミコト 櫛眞乳魂命 神産靈神の御子なり御事蹟の詳なるものなし(神名帳考證)。

クシマチノミコト 櫛眞智命 「アメノコヤネノミコト」の御別名なり(古史傳)。

クシミカタノミコト 櫛御方命 大物主神の御子なり御母は生玉依比賣御事蹟傳らず御子に飯屑巢見命あり(古事記)。

クシマノミコト 櫛眞命 「アメノコヤネノミコト」の御別名なり(古史傳)。

クシミカタマノカミ 櫛甄玉神 大穴持命の和魂を大物主櫛甄玉命と申す大和國三輪神社に齋き奉り(出雲國造神賀詞)。

クシミカマヘノカミ 櫛懸前神 津狡命の御子なり事蹟明ならず(神名帳考證)。

クシヤタマノカミ 櫛八玉神 櫛は奇にて例の稱へ名八は彌玉は布刀玉の玉と同じく手向の約りたるなるべし水戸神の御孫なり大國主神既に國を避け給ひし時此神其宮の大膳夫となり鶉に化して梅底に入り底の土を取りて八十平鬘を作り又海布の柄を刈りて燧白に作り海草の柄を燧杵に作り火を鑽り出でて膳部を整へて仕へ給ふ(古事記)。

クシワツノミコト 久志和都命 天穗日命五世の裔孫なり事蹟明ならず末裔に出雲臣あり(姓氏錄)。

クスノキマサシゲ 楠正成 橘諸兄の後裔にして父を正康といふ世々河内に住す元弘元年後醍醐天皇高時の兵を避けて笠置に幸し勤王の兵を召さんとすもその志あるもの甚だ稀なり天皇頗る之を憂ひ給ふ時に正成あり先づ召に應じて參内す天皇大に悦び給ひ天下の事を托せらる正成乃ち赤坂に築き兵五

百を以て守り王事に盡くす高時大佛貞直を將とし兵三十萬を以て來攻めしむるや正成奇計を以て之を敗る敵その不可拔を知り圍みて糧道を絶つ正成乃ち城を焼き金剛山に籠る元弘二年再び赤坂を復し又千早に城きて居る敵攻むるも克たす既にして高時鎌倉に滅び建武中興の業成るに及び檢非違使兼河内守となり攝津河内和泉の守護となる後尊氏叛するや義貞は東に之を討ち正成止まつて京を守る尊氏關を犯すに追びて大に之を敗り尊氏西奔す延元元年再び東上京を犯さんとするや義貞兵庫にありて援を乞ふ天皇即ち正成をして之を救はしめ給ふ計を上げども聽されず遂にその克つべからざるを知りて子正行に遺訓し手兵を隨へて兵庫に下り陸上直義の大軍に當る湊川の戦之なり正成克く戦ひて直義の軍を敗り直義を危くせしも尊氏の軍その後を絶つに到り弟正季と共に縦横馳突身十餘創を蒙り遂に退いて民屋に入り正季と共に怡然として耦刺して死す天皇追悼已み給はず正三位に敍し左近衛中將を贈らる(大日本史 明治四年從一位を贈られ十三年又正一位を贈らる今別格官幣社湊川神社に祀らる)。

クスノークスノ

クスノキマサツラ

楠正行 正成の長子にて正時正儀の兄たり父死後なほ幼なりしも遺訓を守り南朝の爲めに奉公の誠を致し幼時の遊戲にも苟も王事を忘れず長じて吉野宮に出仕して帶刀檢非違使となり河内守を兼ね後醍醐天皇華山院を出でて吉野に向はせらるるや弟正時和田次郎等と共に之に赴く後村上帝踐祚の初め屢兵を住吉に出して敵軍を挑む正平二年兵を發して紀伊河内の諸城を拔き軍威振ふ尊氏遂に大に之を討たんとし正平四年高師直師泰を將とし兵六萬を以て來り攻めしむ茲に於て正行弟正時和田賢秀等一族百四十餘人を從へ吉野の行宮に詣り龍顏を拜して御暇を請ひ後醍醐帝の廟に謁して名字を壁に止め決死をなして戦に赴く翌五年師直大舉して河内に入り四條堰に在り正行乃ち兵三千を率ゐて之を邀へ敵の四陣に當る奮戦克く敵を敗り遂に賊將師直の首を斬り大に悦ぶ既にして其の欺かれたるを知り更に奮戦し將卒多く戦死し餘兵少し須臾にして賊大に集り圍む正行以下皆十餘創を蒙り援なし即ち呼んで曰く吾事畢れりと弟正時と相刺して斃る時に年二十三(大日本史 明治十年從三位を三十年又從二位

を贈られ今別格官幣社四條暇神社に祀らる。
クヌノキマサトキ 楠正時 「クヌノキマサツラ」の條に在り。

クスビノイラツメ 久須毘郎女 仁賢天皇の皇女にして御母は春日大郎女御事蹟傳はらず(古事記)。
クスヒノミコト 椽杵日命 「クマヌクスヒノミコト」を見よ。

クダラノミコ 百濟王 敏達天皇の御孫なり御事蹟明ならず其の後胤に大原真人、島振真人、豊國真人、山於真人、桑田真人、池上真人、海上真人、清原真人等あり(姓氏錄)。

クチコノオミ 日子臣(記)口持臣(紀) 的臣の祖にして仁徳天皇に仕へし人なり皇后石之比賣命逃れ去り給ひて筒城宮に在す勅を受けて使し御歌を皇后に奉り皇宮に歸り給はんことを奏上すと雖も皇后聞給はず臣庭上に坐して動かざるもの日久し時に大雨ありて行潦腰に至る時に臣赤紐の青摺衣を著たり水赤紐に觸れて青變じて赤となりぬ時に臣の妹口比賣皇后に侍す爲に皇后に申して兄を論して京にかへらしむ皇后終にかへり給はず(古事記、日本書紀)。

クツキノアタヘ 久都伎直 天穗日命の後裔なり應神天皇の朝下海上國造と定め給ふ下海上は下總國海上郡なり(國造本紀)。

クテウハイテイ 九條廢帝 「テウキョウテン」を見よ。

クテヒコ 久氏比古 久氏は久延の誤なるべしといふ久延比古は神代の智者なり大國主神一日御大之御前に出で給ふや波上より小舟に乗りて來るものあり其名を問ひ給へども其神答へず因て衆に問ひ給へども知るものなかりしに多邇久久曰く是れ久延毘古必ずや知らんと因て久延毘古に問ひ給ふに果して之を知れり久延毘古は案山子なりといふ「クテヒコ」參照(古事記、神社叢錄)。

クドノカミ 久度神 山城國葛野郡に平野神社あり其の祭神四座の中に久度神あり此の久度神は大和國平群郡久度神社と同神なるべし久度神社には荒木田斐津彦命を記る(神社叢錄)。

クナドノカミ 岐神 久那斗神 「クナドノサヘ」を見よ。
クナドノサヘノカミ 來名戸之祖神 御名義來

勿門之塞神の義なり一に岐神と申す伊弉諾尊黃泉津平坂にて杖を投げ給ひて此より此方へは來る事勿れと止め給ひし時其御杖に生りませる神なり「ツキタツフナドノカミ」を參考せよ(日本書紀)。

クニオシトミノカミ 國忍富神 忍はオホシにて美稱なり富も稱へ名なり鳥鳴海神の御子にして御母は日名照額田毘道男伊許知邇神と申す御事蹟傳はらず(古事記)。

クニオシワケノミコト 國押別命 須佐之命の御子なり御事蹟明ならず(出雲風土記)。

クニカサノカミ 國懸神 天照大神の幸靈なり邇邇藝命天降り給はんとする時天照大神手づから護齋の料として授け給ひし神鏡にして石凝姥命の作る所なり是れ今紀伊國名草宮に在りと古史傳に見ゆ即ち現今海草郡宮村鎮座官幣大社國懸神宮是なり又御神體は天照大神天岩屋に隠れ給ひし時石凝姥命の作りたる日矛なりともいふ但し普通には日前國懸大神と併せ稱ふるを例とす。

クニカタノオホカミ 國堅大神 御系統事蹟明ならず御子に爾保都比賣命あり(播磨風土記)。

クニカタヒメノミコト 國片比賣命 片は堅國比賣の意か崇神天皇の皇女なり御母は御眞津比賣御事蹟傳らず(古事記)。

クニカツナガカツオモカツノカミ 國勝長勝面勝神 「アメノウズメノミコト」及び「クニカツノミコト」を見よ。

クニカツノミコト 國勝命 天鈿女命の御別名を國勝長勝面勝神といふ最も優勝の神といふ程の名なり天孫の將に國土に下らんとし給ふや天八衢に猛剛の神あり天孫就て其の名を問はしめ給ふに衆神皆恐怖して敢て仰ぎ見るものなし天孫乃ち天鈿女命に勅して宣く汝は是れ國勝長勝面勝神なりと以て勸まし給ふなり國勝命とは蓋し是れなり信濃國更級郡大岡村大字宮禰に健大岡神社ありて此の命を記る(日本書紀、神社明細帳)。

クニシシナノ 國司信濃 名は親相長藩の重臣文久三年赤間關にて米艦と奮戦し元治元年浪士鎮撫の爲め上京鳥羽街道にて會津薩摩の兵と闘ひ歸國後幽囚せられ割腹す時に齡二十四明治二十四年特旨を以て正四位を贈らる山口縣長門國厚狹郡萬倉村官祭

招魂社に祀らる蓋しその領地なり。

クニタカヨリヒコノミコト 國高依彦命 御系

統事蹟明ならず備後國鞆田郡に國高依彦神社あり
(延喜式)

クニダマノミコト 國玉命 大山津見神の御裔

神なるべし御事蹟明ならず伊豆國那賀郡に國玉命神
社あり(神社叢書)

クニチワケノミコ 國乳別皇子 國は字義の如

し乳は例の稱へ名なるべし景行天皇の皇子なり筑後
國三潁郡三潁村に弓頭神社ありて此皇子を祀る(日
本書紀、神社明細帳)

クニツカミ 國津神 二義あり 一太古此國に

て生れたる神 二天孫降臨以前より此國に土著せし
ものの酋長豪族等の稱 一は令義解の所説即ち天津
神に對しての名とす 二は書紀に僕は是れ國津神脚
摩乳と號すと見え又古事記に僕は國津神猿田毘古神
と號すと見え又吾は國神名は井氷鹿と謂ふ等其例
多し本居翁は記傳に「國神とは此土地の神といふ事
なり當國人を國人當里人を里人と云が如し」と説か
れたれと思ふに是未だ悉ざる所あるが如し記紀に

見えたるもの自ら國神と稱するもの必ず其地の土豪
酋長たりしものなるが如し。

クニツクリオホナムチノカミ 國作大己貴神

國作は國土を經營し給ひし由の御名なり「オホクニ
スシノカミ」を見よ(日本書紀)

クニツヒメノミコト 久邇都比賣命 大山津見

神の裔神なるべし御事蹟詳ならず伊豆國賀茂郡に久
邇都比賣命神社あり(神社叢書、延喜式)

クニノキミ 久爾君 百濟人なり其の末胤、本

朝に歸化せしものに船子首あり(姓氏錄)

クニノクヒザモチノカミ 國之久比耆母智神

御名義天之久比耆母智神に准へて知るべし速秋津日
子、速秋津比賣二神の御子なり御事蹟傳らず(古事
記)

クニノクラドノカミ 國之關戸神 御名義天之

關戸神に准へて知るべし大山津見神、野推神二柱の
御子なり御事蹟傳らず(古事記)

クニノコトシロノミコト 國之辭代命 「アメノ

コヤネノミコト」の御別名なり(古史傳)

クニノコノオミ 久爾能古便主 百濟人なり事

蹟明ならず其の末裔の來朝歸化せしものに上曰佐氏
あり(姓氏錄)

クニノサギリノカミ 國之狹霧神 御名義天之

狹霧神に准へて知るべし大山津見神、野推神二柱の
御子なり御事蹟傳らず(古事記)

クニノサダチノミコト 國狹立尊 「クニノサツ

チノミコト」を見よ、

クニノサツチノカミ 國之狹槌神 御名義天之狹

槌神に准へて知るべし大山津見神、槌野推神二神の
御子なり御事蹟傳らず(古事記)

クニノサツチノミコト 國狹槌尊 サは真に通ふ

稱へ言ツチのツは助辭チは尊稱一に國狹立尊とも申
す天地剖判の時虚空に生りませる神なり御事蹟詳な
らず(日本書紀)

クニノソコタチノカミ 國之底立神 「クニノト

コタチノカミ」を見よ、

クニノトコタチノカミ 國之常立神(記)國常立尊

(紀) 國は天に對していへるなり常立は天常立神の
條にいへり天地の別れし時生りませる神なり此神獨
化にして身を隠し給ふ(古事記)

クニノミクマリノカミ 國之水分神國は天に對

したる稱號なり御名義天之水分神の條に説けり准へ
て知るべし速秋津日子、速秋津比賣二神の御子なり
御事蹟詳ならず(古事記)

クニノミハシラノカミ 國御柱神 「アメノミハ

シラクニノミハラノミコト」を見よ、

クニヨリヒメ 國依姬 仁德天皇の皇后磐之姬

命の侍女なり天皇の三十年九月皇后紀國に遊び給ふ
天皇皇后の坐さざるを伺ひ八田皇女を娶して宮に納
れ給ふ皇后之を聞きて恐患措く能はず山背に至りて
宮室を筒城岡南に起して之に住み給ふ天皇的 臣の
祖口持臣を遣して皇后を召さしめ給ふ是に於て口持
臣筒城宮に至つて勅を皇后に申すと雖皇后默して答
へ給はず時に口持臣雨雪に沾れて以て日夜を經るも
厭はず殿前に伏す國依姬は口持臣の妹なり之を見て
歌ひて曰く「山背の筒城の宮に物申す、吾が背を見れ
ば涙ぐましも」とて涕泣す皇后問ふて宣く汝何爲れ
ぞ泣くと對て曰く今庭に伏して請ひ奏するものは妾
の兄なり雨に沾るるも避けず是を以て悲泣するのみ
と皇后宣く速に汝の兄に告げて皇宮にかへらしめよ

吾れ遂に還るべからずと口持臣乃ちかへりてかくと天皇に奏す(日本書紀)

クニヲタツルカミ 建國神 素戔鳴尊を申すなり神代に此神其の御子五十猛神を率ゐて新羅國に天降りて國土を經營し木種を播布し給ひ更に萬國を經歷して經營の功を遂げ給ふ之を以て五十猛神を有功神とも申すなり(日本書紀、東國通鑑)

クヌノミコ 久奴王 御名義明ならず地名にや堅石王の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)

クハシヒメノミコト 細比賣命(記)細媛命(紀)

クハシは容貌の美はしきを稱へていへる御名なり十市縣主の祖大目の御女なり召されて孝靈天皇の皇后となり孝元天皇を生み給ふ(古事記、日本書紀)

クハタノクガヒメ 桑田玖賀媛 桑田は丹波の

郡名なり此人仁徳天皇の宮に仕ふ十六年秋一日天皇之を近習の舍人等に示して宣く朕此婦女を愛せんと欲すと雖皇后の妬によりて能はず以て年を経る事多し何ぞ徒に其盛時を過さしめんやと御歌を賜ひ且つ之を速待に賜ふ明夕速待玖賀媛の家に至るに玖賀媛之を肯せず乃ち強て帷内に近づく時に玖賀媛曰く寡

婦を以て年を終へん事はれ妾の望なり何ぞよく君の妻とならんやと天皇速待を憐み玖賀媛を以て桑田に副へ以て速待に送り給ふ玖賀媛途にして遂に病を發して没す(日本書紀)

クヒ 久比 多奇波世君の三世の孫なり崇峻天皇の朝勅を奉じて吳國に至り寶物數種を天皇に獻す中に吳權あり天皇之を問ひ給へば久比奏して曰く吳人は之を以て萬物の量を定め以て交易をなす其名を波加利といふと天皇之を賞し給ふといふ(姓氏錄)

クヒマタナガヒコノミコ 杵俣長日子王 杵俣

は地名にて攝津國住吉郡にあり御生母の産地にもや息長田別王の御子御事蹟詳ならず(古事記)

クマ 熊 持君三世の裔孫なり事蹟明ならず(姓氏錄)

クマカフツアラカシヒコノミコト 久麻加夫都

阿良加志彦命 御系統事蹟明ならず能登國羽咋郡に久麻加夫都阿良加志彦神社あり(延喜式)

クマヌカムロノミコト 熊野加武呂命 伊弉奈

積命の御子なり御事蹟明ならず(出雲風土記) 熊

熊

野櫛樟日命(紀) 古事記傳に熊野は地名にして出雲

國意宇郡熊野なるべし久須毘は久志須毘を約めたるなりシスを約むればスなり其クシとは奇靈なりスピは産巢日の巢日なりと説かれ神名考には熊野は隈之なるべしといへり天照大御神須佐之男命と誓約の時須佐之男神大御神の右の傍環の玉を請ひ取りて噛み碎きて吹き出し給ふ時生りませる神なり御事蹟明ならず(古事記、日本書紀)

クマヌハヤタマノオホミカミ 熊野速玉大神

「ハヤタマノヲ」の條を見よ。

クマヌフスミノオホミカミ 熊野夫須美大神

「クマヌクスビノミコト」の條を見よ。

クマノアタヘ 久麻直 久志伊宇命の孫なり成務天皇の朝信夫國造に定め給ふ信夫は陸奥國信夫郡

をいふ(國造本紀)

クメツヒコ 久米都彦 百濟人にして其の末葉

本朝に歸化せるものに佐良良連あり(姓氏錄)

クメノミコ 來目王 用明天皇の皇子にして御母は穴穗部女王なり即ち聖德太子の同母弟に當る推古天皇の十年新羅征討の大將軍を拜して西海筑紫に

船艦を整へ將に發せんとするに追ひ疾發し翌年二月薨す其の末孫に登美真人あり(姓氏錄)

クメノモノノベ 久米物部 天神なり饒速日命

の天降の時其屬神の一として兵仗を負うて従ひ給ふ(舊事紀)

クメノワクゴノスメラミコト 來名稚子天皇

顯宗天皇の亦の御名なり「ラケノイハスワケノスメラミコト」の條を見よ。

クラオカミノカミ 間淤加美神(記)間罔象神(紀)

間は暗き處即ち谷をさせり淤加美は淤迦美神の條にいへり伊邪那岐神火神を斬り給ひし時御劍の血手候より漏出でて生りませる神なり御事蹟詳ならず(古事記、日本書紀)

クラミツハノカミ 間御津羽神(記)間罔象神(紀)

御津は水なり羽は速の意かとは古事記傳の説なり一説神名考には波は波里の里を宵きたるものならん波里は尿の麻里に同じく尿は湯張にて張り出るをいふされば彌都波も水滔て水の出るは則濁り出る形状あれば云々と此神谷に居て水を司り給ふ意の御名なり伊邪那岐神の火神を斬り給ひし時御劍の柄に集る血

手保より漏出でて生りませる神なり御事蹟詳ならず
(古事記、日本書紀)

クラヤマツミノカミ 關山津見神(記)關山祇(紀)

御名義聞えたり伊邪那岐神迦具土神を斬り給ひし時に其の神の陰に生りませる神なり御事蹟明ならず(古事記)

クラエノミコト 久良惠命 大山津見神の裔神

なるべし伊豆國賀茂郡に久良惠命神社ありて此神を祀る(神社叢録)

クレノスタネ 吳足尼 火明命十七世の裔孫なり事蹟明ならず其の後胤に榎室連あり(姓氏錄)

クロイカツチ 黒雷 名義詳ならず黄泉國にて伊邪那美神の腹に居たる邪神なり八雷の一にして伊邪那藝命を逐ひて黄泉平坂に來る(古事記)

クロダナガオキ 黒田長興 長興は長政の第三子なり幼より秀忠に奉仕し父祖の業を受けて元和九年十月筑前の内五萬石を領し秋月城に本居す家光の時寛永三年八月從五位下に叙し甲斐守に任ず父祖と其心を同うし治民の績あり今福岡縣朝倉郡秋月町郷社垂裕神社に祀らる

手保より漏出でて生りませる神なり御事蹟詳ならず(古事記、日本書紀)

クロダナガマサ 黒田長政 孝高の子なり吉兵衛と稱す十歳の時信長に質たり天正五年十三歳初陣して敵首を獲て賞せらる後常に父に從ひて軍功あり

賤ヶ嶽其他に戦ひて秀吉に賞せらるること多し天正十七年父の封を繼ぎ豊前六郡に主となり從五位下に叙し甲斐守と稱す文祿の役歩騎五千を率ゐて渡韓し驍勇を顯し慶長二年再び韓に入り東萊、梁山、晋州、昆陽等に轉戦して明兵を驚かし後慶長四年大阪騷擾するや父と共に欸を家康に送り關ヶ原役東軍の先鋒となりて呂久川に戦ひ嘉明、忠興と共に三成の前隊を敗り效を攸む功により五年十一月筑前五十二萬石に封じ福岡城に治す八年從四位下叙にせられ改めて筑前守と稱す大阪夏の陣には秀忠の軍に陪して又功あり元和九年八月卒す年五十六長政父と共に心を治民の事に注ぎ士を撫し民を愛し治蹟頗る多かりき父子今福岡市縣社光雲神社に祀らる

クロダヨシタカ 黒田孝高 姓は源氏佐々木秀義の後裔にして職隆の子なり初め官兵衛と稱し致仕入道して如水と號す七歳僧に從ひ書を學ばしめられしも屑しとせず去つて射御の道を學び又十七歳にし

クロヒメ 黒比賣 吉備海部直の御女なり容姿端正仁徳天皇に召されて妃となる皇后石之日賣命嫉妬甚しく爲に逃れて本國に歸る天皇高臺に上りて其船を望み歌ひ給はく「沖へには小舟つらく黒埼の紅顔兒吾妹國へ下らす」と皇后之を聞きて益々嫉妬し人を遣して船より追ひ下し陸より追ひ給ふ天皇思慕措く能はず皇后を欺きて淡路島より巡り見ると稱して出でて密に吉備に幸す黒比賣山方に御座を設けて饗し奉る天皇の其少女の榮摘む所に至りて歌ひ給はく「山方に蒔ける青菜も吉備人と共にし摘めばたぬしくあるか」と天皇の還幸し給ふや黒比賣歌を獻す「大和へに西風吹きあげて雲離れ退き居りとも吾れ忘れめや」と(古事記)

クワウカウテンワウ 光孝天皇 天皇御諱は時康仁明天皇の第三皇子なり御母は藤原澤子天皇未だ位に即き給はざりし時文徳清和陽成の三帝に歴事し式部卿に任せられ一品に叙せられ給ふ陽成天皇位を去り給ひ基經天皇を迎へて之を立つ時に御年五十五第五十八代の帝なり天皇和歌を好み之を善くし給ふ位に在す事僅かに三年崩じて山城國小松山の陵に葬

て和歌を學び歴代の撰集に通曉す舊く播州姫路に居りしが父の時より信長に通じ後天正五年秀吉の軍に中國攻めに從ひて播州佐用、上月、別府の諸城を拔き又高松城水攻に帷幕に參して殊功あり亞いで信長の弑に遭ふや山崎に弔戦し益々秀吉の信任を得小牧賤ヶ嶽等の役に至るまで常に帷幕に參し畫策する所多し天正十三年又四國征伐に秀次の軍に軍監となりて功多し天正十五年豊前六郡を賜ひ中津十二萬石を治し翌年從五位下に叙す十七年家を子長政に譲りて隱居すと雖も秀吉の謀臣たること故の如く竹中重治と共に籌策頗る多し重治死後は専ら軍議に參し文祿慶長征韓の役命を奉じて渡航し二次の征韓にも小早川秀秋を援けて山海を越え功頗る多し慶長五年三成家康と豊を開くや家康に通じ關ヶ原役平ぎ封を受くるに及び東上捷を賀し後自ら恬退して老を告げ津屋崎又は博多に居す慶長九年五月卒す年五十九なり今福岡縣社光雲神社に祀らる

クロヒメ 黒媛 葦田宿禰の御女なり履仲天皇の元年七月皇妃となり市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女を生み給ひき(大日本史)

る寶算五十八因て小松の帝とも稱す改元するもの一にして仁和といふ時恰も藤氏の專權甚だしき時代に於て天皇御意に滿たぬ事多かりけん(三代寶錄)

クワウカクテンワウ 光格天皇 天皇御諱は兼

仁東山天皇の曾孫にして後桃園天皇の再從兄弟閑院宮典仁親王の第六子にして御母は成子内親王なり或は連上院橘岩代子とも申す明和八年閑院宮殿に生る安永八年十一月讓を受けて御位に即き給ふ時に御年甫めて九歳初め後桃園天皇疾病ありし時上皇其の嗣なきを以て准后内前と謀り崇光天皇の胤貞敬親王を迎へんとす故ありて果さずして崩す關白尙實遺詔を奉じて天皇を迎へ之を立つ十二月後桃園天皇を泉涌寺に葬り同月御即位の禮を行ひ給ふ第百十九代の帝なり天明元年正月天皇加冠の儀あり御在位三十七年號を用ゐること五安永、天明、寛政、享和、文化、十四年位を皇太子惠仁親王に譲り櫻町殿に還御し天保十一年十一月崩す御年七十歳泉涌寺に葬り後月輪陵といふ御宇漸く勤王の論萌發の期に際せり。

クワウキヨクテンワウ 皇極天皇 「アマトヨタカライカシヒタラシヒメノスメラミコト」を見よ。

クワウゴンテンワウ 光嚴天皇 天皇御諱は量仁後伏見天皇の皇長子にして御母は廣義門院なり後醍醐天皇南巡し給ふや高時天皇を立つ北朝の第一代なり位に在す事二年後醍醐天皇高時を亡して京にかへり給ふや皇位を退きて太上天皇と稱し後二十三年薙髮して光智といひ又無範と號す日に禪に歸し丹波の山中に入りて常勝寺を創め僧侶と座禪して道を行ひ給ふ貞治三年(南朝正平十九年)崩御あり御壽五十一(大日本史)。

クワウニンテンワウ 光仁天皇 「アマツムネタカツクノスメラミコト」の漢風の御諱號なり天皇御

諱は白壁王天智帝の御孫にして田原王の御子なり御母は豫姫と申す贈太政大臣紀諸人の御女なり天皇幼にして寛仁意諭如たり勝寶より以來皇位儲なく人心頗る惑ふ天皇之を憂ひて時に或は酒を縱にして迹を晦す故を以て害を免かるる事屢なり嘗て童謠有り曰く「葛城の寺の前なるや、豊浦寺の西なるや、於志止度刀志止度、櫻井に白壁しろくや、好壁しづくや、於志止度刀志止度、然せば國をさかゆるや、吾家らぞ榮ゆるや、於志止度刀志止度」と時に井上内親王天皇

の妃たり識者謂へらく井は即内親王の名白壁は天皇の御諱たり蓋天皇登極の徵なりとす淳仁稱徳二帝に仕へ大納言に到り給ふ寶龜元年八月稱徳天皇崩するに及び即日立ちて皇太子となり冬十一月位に大極殿に即き給ひ第四十九代の帝として平城宮に天下を治め給ふ寶龜三年巫蠱の故を以て皇后井上内親王及皇太子他戸親王を廢す依つて酒人内親王を太子とする御意ありしも權臣藤原百川の奏に依り山部親王(桓武天皇)を立つ蓋し藤氏權勢を握らんが爲の謀なりしが如し御在位十一年寶龜十二年四月三日位を太子山部王に譲り給ひ崩じて廣岡陵に葬る御壽七十三帝の御宇既に夙く遷都の議ありしも實行に及ばず遂に桓武天皇に到て奠都の事あり(續日本紀)。

クワウミヤウクワウゴウ 光明皇后 藤原不比等の第二女なり名は安宿媛聖武天皇儲貳たりし時妃となり天平元年立ちて皇后となる容貌端麗光焰あるが如し故に光明皇后と名づく云ふ天資慈仁雅閑禮訓あり敦く佛道を崇信し天皇に勸めて東大寺を建て且つ諸國に國分寺を創め悲田施藥兩院を置きて天下の飢病を療養す又先妣橘夫人の爲に興福寺に薦し西

金堂を建て或は金字一切經律論を寫して之を納む皇后の生む所孝謙天皇及び皇太子ありしが皇太子夭折し給しかば孝謙帝女子にして禪を受け給ひ皇后乃ち皇太后たり皇后書を善くし又文を屬す僧玄昉唐より還り寵を蒙るや頗る醜聲ありとの批評を得られたれども近時諸博士之を考證して其誤謬なるを論じ定説となれり天平寶字四年六月崩す年六十六大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山東陵に葬る(大日本史、史海)。

クワウミヤウテンワウ 光明天皇 北朝第二の天皇なり御諱は豐仁と申す後伏見天皇の第二皇子にして光嚴院の同母弟なり後醍醐天皇南狩し給ひ足利尊氏天皇を擁立す位に在す事十二年改元するもの三曰く曆應曰く康永曰く貞和御位を太子に譲り薙髮して僧となり眞常惠といふ康暦二年崩す御壽六十山城國紀伊郡堀内村大光明寺陵に葬る(大日本史)。

クワザンテンワウ 華山天皇 天皇御諱は師貞冷泉天皇の皇子にして圓融帝の皇太子御母は藤原懷子永觀二年八月第六十五代の帝位を踐み給ふ翌年七月天皇寵姫藤原氏子病歿するや天皇朝夕思慕して止

み給はず遂に宮廷を出で身を捨てて花山寺に入り入
 覺と號し給ふ寛弘五年崩す天皇の御宇に當りては藤
 原最繁の時にして所謂望月のかけたることもなき際
 として道兼道長等專權横恣帝の意に充ち給はざる處多
 かりき天皇御遜位の後は和歌によりて志を述べ給ひ
 諸國の名山古刹を訪ひて御心を慰め給ひ後都に止り
 て文墨を娛み給ひ親ら拾遺集を撰ばせらる又頗る畫
 に巧にして其の畫彩頗る風韻あり(大日本史、大鏡)
 クワウリヤウカウボク 廣陵高穆 百濟の公族
 大夫高僕の末なり事蹟明ならず其の末葉に高丘宿禰
 及大石氏あり(姓氏錄)
 クワンムテンワウ 桓武天皇 「ヤマトネコスメ
 ライヤタルノミコト」を見よ。

ケ之部

ケイカウテンワウ 景行天皇 「オホタラシヒコ
 オシロワケノミコト」を見よ。
 ケイソン 惠尊 龍五世の孫なり繪をよくす天
 智天皇の朝姓を賜ふて倭畫師と稱す後稱徳天皇神護
 景雲三年居住の地名によりて大崗忌寸と改む(姓氏
 錄)
 ケイタイテンワウ 繼體天皇 「ヲホドノミヅト」
 を見よ。
 ケイリヒコノミコト 氣入彥命 景行天皇の皇
 子なり應仁天皇の朝御室雜使大王生等連逃して仕へ
 奉らず天皇使を遣して求めしめ給ふに使者復命せず
 是に於て氣入彥命詔を受けて三河國に至り捕縛して
 參朝す天皇賞して御使連の姓を賜ふ(姓氏錄)
 ケツミコノカミ 家都御子神 紀伊國東牟婁郡
 本宮村鎮座國幣中社熊野座神社の祭神なり蓋出雲の
 熊野大神(素戔鳴尊)を遷し祭りしなり。
 ケツワケノミコト 氣都和既命 伊賀迦色許乎
 コトの御子にして饒速日命七世の裔孫なり御事蹟明な

コ之部

ゴイチデウテンワウ 後一條天皇 天皇御諱は
 敦成一條天皇の第二皇子なり御母は上東門院彰子
 (攝政道長女寛弘五年生れ給ひ長和五年九歳にして
 第六十八代の帝位に即き給ふ時に藤原道長權を握り
 攝政をば嫡子頼通に譲り己は太政大臣に進み其族朝
 廷に繁榮す藤原氏の傲華最盛の時代たり天皇位に座
 す事二十年長元九年崩御なり御壽二十九菩提樹院陵
 に葬り奉る改元せらるるもの四、曰く寛仁、曰く治安
 曰く萬壽、曰く長元、天皇常に下民を恤むの御心渥く
 頗る文藻に長じ給へり(大日本史)
 コウソンエン 公孫淵 戰國時代の燕國王なり
 其の末葉本朝に歸化せるものに常世連あり(姓氏錄)
 ゴウダテンワウ 後宇多天皇 天皇御諱は世仁
 龜山天皇の第二皇子なり御母は後京極女院藤原信子
 文永十一年父天皇の禪を受けて御位に即き給ふ第九
 十一代の帝なり時に御年甫めて八歳龜山上皇院にあ
 りて政を覽させ給ふ弘安四年蒙古の大軍來りて我西
 邊を侵し頗る殺掠を極む上皇身を以て國難に代らん

らず其の末に眞神田曾禰連あり大和國高市郡に氣都
 和既神社ありて此命を祀れり(姓氏錄)
 ケヒノオホカミ 氣比大神 「ミツケノオホカミ」
 を見よ。

ケムソスジ 堅祖州耳 百濟國人なり事蹟明な
 らず其の末歸化せしもの杉谷造あり(姓氏錄)
 ケムソキチ 堅祖爲智 百濟國人なり其の裔孫
 本朝に歸化せしものに堅祖氏あり(姓氏錄)
 ケヤノオミ 現養臣 吳國人なり小豆首はその
 末葉の歸化せしものなりといふ(姓氏錄)
 ゲンシヤウテンワウ 元正天皇 「ヤマトネコタ
 カミツキヨタラシメノスメラミコト」を見よ。
 ケンソウテンワウ 顯宗天皇 「ヲケノイハスツ
 ケノミコト」を見よ。
 ゲンミヤウテンワウ 元明天皇 「ヤマトネコア
 マツミシロトヨクニナリヒメノスメラミコト」を見
 よ。

と神祇に御祈あり一夕颶風俄に起りて虜船悉く没し
生還するもの僅に三人なりき天皇御成長の後は學問
を好み給ひ夙に皇權御回復の御志あり位に在す事十
三年にして(改元せらるるもの二)建治、弘安、弘安十
年位を東宮に譲り朝に關し給はず然れども後二條天
皇の位に即き給ふに追ひ院に在りて政を聽き給ふこ
と後醍醐帝の初に互りて五ヶ年なり後薙髮して金剛
性と號し元享四年御壽五十八に嵯峨蓮華峰寺陵に葬
る(大日本史)。

コウマンワウ 功滿王 秦始皇帝十世の裔孫孝
武王の子にして弓月王の父なり仲哀天皇八年來朝す
事蹟明ならず(姓氏錄)。

ゴエムユウテンワウ 後圓融天皇 北朝第五代
の天皇なり御諱は緒仁後光嚴天皇の皇太子にして御
母は崇賢門院仲子應安七年後光嚴天皇の禪を受けて
位に即き給ふ後光嚴上皇院中に在りて政事を覽給ふ
時に南朝の力漸く弱く足利義滿の兵力大に振ふ在位
十一年改元せらるること四應安、永和、康曆、永徳と
いふ位を太子幹仁親王に譲り院に在りて政を覽給ふ
こと先帝の如し法諱を光澤と號す明德四年崩す御壽

三十六御陵は深草法華堂にあり(皇朝史略)。
コガイ 胡亥 秦始皇帝の太子なり其の末孫本
朝に歸化せるものに己智氏あり(姓氏錄)。

ゴカシハバラテンワウ 後柏原天皇 天皇御諱
は勝仁後土御門天皇の第一皇子にして御母は蒼玉門
院贈皇太后源朝子文明十二年宣下せられて親王とな
り給ひ足利義政の邸に元服し給ふ義政加冠たり時に
御年十七天皇第百四代位に即き給ふ御年三十七明
應九年九月なり管領大内義興京に在ること十餘年威
權比類なく専ら天朝の事を左右し又費耗夥しく藏蓄
漸く減す此の時諸侯各其の國に據り自ら専恣横行し
勅令公命普からず京師衰頽在朝の高貴百官皆諸門主
に依る應仁の亂後朝武共に衰へ踐祚の大禮未だ行ふ
ことを得ず大永元年三月大阪本願寺の僧光兼其の費
を奉り始めて大典を行ふことを得たりといふ天皇詔
して准門跡となす天皇御在位三十六年大永六年四月
崩す寶算六十三深草法華堂御陵に葬り奉る改元せら
るるもの三曰く文龜、永正、大永(大日本史、野史)。

ゴカメヤマテンワウ 後龜山天皇 天皇御諱は
熙成後醍醐天皇の御孫に坐し後村上天皇の第二皇子

にして長慶天皇の御弟なり御兄長慶天皇の皇太子と
なり讓を受けて正平二十四年位に即き給ふ第九十九
代の帝なり御在位二十四年改元せらるるもの建徳、
文中、天授、弘和、元中、賀那生の宮に坐して君臨し給
ふと雖も此時に際しては補和田新田の徒皆死して南
朝の餘黨微々として振はず足利義滿亦多年の兵亂に
漸く倦み平和を欲するに追ひ大内義興を使として和
を天皇に上請す補正儀等奔走し元中九年父子の儀を
以て神器を後小松天皇に譲り給ひ南北朝兩立五十年
にしてここに合一せり閏十月二日京の嵯峨大覺寺に
入り五年二月二十三日太上天皇となり落飾して金剛
心と稱し應永三十一年四月十二日崩し給ふ山城國葛
野郡嵯峨小倉陵に葬り奉る(大日本史、嵯峨野の露)。
ゴクワウゴンテンワウ 後光嚴天皇 北朝第四
代の天皇なり御諱は彌仁光嚴天皇の第二皇子にして
崇光天皇の同母弟なり崇光天皇位を遜れ神器南に遷
る依て觀應三年尊氏天皇を迎へ立つ御年甫めて十七
時に南朝の諸將數、兵を率ゐて來り攻め車駕數度播
遷す位に在すこと二十年改元せらるること五曰く文
和曰く延文、曰く康安、曰く貞治、曰く應安、應安四年

位を皇太子緒仁親王に禪り給ふ天皇畫を好み給ひ師
に就て學び花鳥草獸を畫き并に和歌を善くし給ふ應
安七年正月崩御御壽三十七御陵は山城國紀伊郡深草
法華堂なり(大日本史、續本朝畫史)。

ゴクワウミヤウテンワウ 後光明天皇 天皇御
諱は紹仁後水尾天皇の第三の皇子なり御母は讓生院
光子贈左大臣藤原基任の御女なり天皇明正天皇の壬
を受けて位に即き給ふ第百十代の天皇に坐します時
に寛永二十年十月三日御年甫めて十一御在位十一年
なり天皇幼より學を好み資性英敏にして大義に通曉
し給ふ慶安四年藤原惺窩の文集に御製の序を給ひ又
和歌に堪能に坐して上皇に上られたるもの多しとい
ふ常に酒を嗜み給ひしが大納言徳大寺公信諫言を奉
れるに天皇震怒劍を按じて起ら給へるが後に到り其
の非を悟りたりと仰せありて劍を徳大寺公に賜へり
といふ近代の英君に坐ししも不幸御壽高からざりき
承應三年九月崩し給ひ月輪陵に葬り奉る聖壽纔に二
十二に坐しき改元せらるるもの三正保、曰く應安、承
應(槐記、野史)。
コケムシノカミ 苔虫神 大山祇神の御子木花

ノサクヤヒシノ 之佐久夜毘賣命の御子にて親神と力を合せて山野の經營に力められし神なり。

コトノミコト 木事命 米餅搗大使主命の御子なり事蹟明ならず子に市川臣あり(姓氏錄)

コトムスビノカミ 興台産靈神 コトムスビは辭産靈にて所謂言靈神に坐して言辭を掌り給ふよしの御名と覺ゆ中臣連の遠祖にて天兒屋根命の御父なり亦己止牟須比命とも書す御事蹟傳はらず(日本書紀)

ゴマツテンワウ 後小松天皇 天皇御諱は幹

仁北朝後圓融天皇の皇長子御母は通陽門院嚴子南朝の弘和二年後圓融天皇の讓をうけて六歳にして踐祚す此年楠正儀南朝に歸順したりと雖南朝の力漸く振はす保つ所唯金剛山のみ足利義滿兵を遣りて金剛山を攻め之を陥る正成此に城きしより凡そ六十年にして賊に陥れらる十月義滿人を吉野に遣して和を請ひて曰く車駕京に還り神器を授け給はば即ち兩立の事故法の如くせんと後龜山天皇之を許し給ひ車駕乃ち吉野を發して威風堂々京師に入る義滿來降の儀を用ゐんと欲す後龜山天皇宣く朕父子の禮を以て神器を

授けん否らざれば寧ろ神器と共に斃れんと閏十月天皇太子の儀を以て神器を後龜山天皇に受け位を承繼し給ふ實に第一百代の天皇なり後醍醐天皇の南に遷り給ひしより此に至るまで五十有七年義滿奏請して職を子義持に傳へて自ら太政大臣たらんと欲す朝議之を許さず義滿憤りて曰く天子は我家の立つる所なり我に聽さずんば天子を廢して自立せんも誰か之を禁するものあらんと廷議遂に之を許す位に在す事三十年にして位を皇太子躬仁親王に讓り給ふ元を改めらるること五、曰く、至徳、嘉慶、康應、明德、應永、永享五年十月御年五十七を以て崩じ深草法華堂陵葬り奉る天皇和歌を好くし給ひ屢、群卿を召して咏吟し給ふといふ(大日本史、野史)

ゴサイケンテンワウ 後西院天皇 天皇御諱は

良仁始め秀宮と稱し奉る後水尾天皇の第六皇子にて御母は蓬春門院隆子藤原隆致の女なり慶安三年親王宣下の後、桃園宮又は花町殿と稱す後光明天皇崩御せらるるに及び承應三年御年十六にして祚を踐み明曆三年即位の式を行ひ給ふ實に第一百十一代の天皇なり時に御年二十位に在すこと八年寛文三年正月位を

皇太弟靈元天皇に讓り給ひ院に在すこと二十四年御壽四十九にして貞享二年崩じ今熊野月輪陵に葬り奉る改元せらるるもの三、曰く明曆、曰く萬治、曰く寛文、天皇頗る俳諧に通じ給ひ御慰として常に運座を催し給へり其一に曰く「清十郎聞け夏が来て啼く時鳥」或は曰く之れ後水尾天皇の句にして天皇之に和して「笠がよう似た短夜の月」とせられしと云ふ(野史)

ゴサガテンワウ 後嵯峨天皇 天皇御諱は邦仁

と申す土御門天皇の第四皇子なり御母を源通子といふ仁治三年正月四條天皇崩じ給ひて嗣なし北條泰時奉迎して天皇を立つ第八十八代の天皇なり位に在すこと四年改元せらるるもの一、寶元といふ位を太子に讓り政を院中に聽き給ふこと二十餘年なり法諱素覺といふ文永九年藥草院に崩じ給ひ嵯峨法華堂に葬り奉る御壽五十三(大日本史)

ゴサクラマチテンワウ 後櫻町天皇 天皇御諱

は智子辨宮と稱し奉る櫻町天皇の第一皇女なり御母は青綺門院皇太后舍子寛延三年立ちて内親王となり寶曆十二年七月踐祚し給ふ第十七代の帝なり御年

二十三明和七年十一月位を東宮英仁親王に讓り給ふ在位凡て八年に坐して年號を改めらるる事一明和といふ文化十年御年七十四にして崩じ給ひ今熊野月輪陵に葬り奉る(野史)

ゴサマツチノミコト 古佐麻豆知命 天富貴命

五世の裔孫なり事蹟明ならず未裔に穴師神主あり(姓氏錄)

ゴサンデウテンワウ 後三條天皇 天皇御諱は

尊仁後朱雀天皇の第二皇子御母は陽明門院禎子内親王なり長元九年親王宣下寛徳二年皇太弟となり治暦四年後冷泉帝崩じてその後をうけ踐祚して第七十一代の天皇となり給ふ御年三十五なり天皇儲位に在すこと二十年藤氏の専恣を見給ひ御心甚平かならず屢、太政大臣頼道と争ひ其權力を壓し給へり又記録所を置て莊園の虚實を檢し量制を審にせんとして新に器を作らしめ給ふ世に之を延久宣旨樹と云ふ天皇幼より學を好み才能絶倫佛乘に通じ勸精治を圖り制令嚴明にして規模大に定まり四民皆其徳を仰ぎ奉りき在位四年にして延久四年位を皇太子貞仁親王に讓り翌五年御曆四十にして崩じ給ひ圓宗寺陵に葬り

奉る(紹運年録、大日本史)。
コシキノミコト 許志伎命 大山津見神の御裔
神なるべし御事蹟明ならず伊豆國賀茂郡に許志伎命
神社あり(神社叢録)。

コジマタカノリ 兒島高德 兒島範長の子にし
て本姓三宅氏なり後醍醐天皇の笠置に幸して北條氏
を謀り給ふや兵を擧げて勤王の忠を致さんとす天皇
仍て錦旗を下し給ふ兵を聚め赴き援け奉らんとせし
も笠置陥り楠氏も亦敗ると聞き乃ち止む既にして天
皇隠岐に遷され給ふと聞き途に擁して駕を奪ひ義旗
を擧んとし播磨船坂山に待つ然るに天皇道を轉じて
山陰道に出で給ひぬと聞き間道より美作杉坂に至れ
ば駕既に過ぐ是に於て衆皆散ず而して高德獨り恨恨
去る能はず服を變へ尾行すること數日一度天皇に見
えて奏する所あらむと欲すれども間を得ず竊に行在
所に入り櫻樹を削り二句を書して去る其句に曰く、
「天莫空勾踐時非無范蠡」と元弘三年閏二月天皇隱
岐を逃れて伯耆船上山に據らせらるるや父範長と共
に其族を率ゐて馳せ參じ千種忠顯に従うて六波羅を
攻め六波羅陥るに及び國に還り兵を衆めて王事に盡

す後尊氏の叛するや其黨他浦氏を備後福山に攻めて
克たす延元年脇屋義助の船阪を攻むるの時高德又
之に應じ力戰奮闘十餘騎を従へて突出し遂に重傷を
負うて馬より墜つるに到る然れども官軍遂に船阪を
拔くを得たりと云ふ尋で備前守となり同三年義貞越
前に在るや高德馳せて之に赴き其戰死するに會ひ義
助を助けたりしが南軍漸く奮はざるを見て遂に剃髮
して其終る處を知らしめざりき範長は是より先き建
武三年賊將赤松則村と備前熊山に戦ひ卒す(大日本
史 明治二十三年六月高德に正四位、範長に従四位を
贈られ續て奈良縣官幣大社吉野宮攝社船岡神社并岡
山縣苦田郡院庄村縣社作樂神社其他に祀らる。

コジマノリナガ 兒島範長 官幣大社吉野宮攝
社船岡神社に祀らる「コジマタカノリ」の條參照。

ゴシラカハテンワウ 後白河天皇 天皇御諱は
雅仁鳥羽天皇の第四皇子にして御母は待賢門院藤原
璋子崇徳天皇の同母弟なり保延五年御元服三品に叙
せられ給ひ久壽二年近衛帝崩するや鳥羽上皇攝政の
下に第七十七代の帝位に即き給ひ改元して保元とい
ふ御兄崇徳上皇久しく不平なり鳥羽法皇崩御の翌日

を以て兵を擧げ給ふ天皇源義朝平清盛等を召して遂
に之を敗り亂平ぐ所謂保元の亂なり天皇位に在すこ
と三年保元三年八月位を太子守仁親王に譲り院中に
政を決し薙髮して行眞と號す平治の亂には藤原信賴
法皇を幽し奉り後平清盛も亦法皇を遷して鳥羽殿に
置き木曾義仲平氏を破るや心大に移りて法皇を五條
館に幽し奉りし等御一代中屢々厄難に遭遇し給ひ國
内亦頗る多事なりき二條、六條、高倉、安徳、後鳥羽の
五朝を経て建久三年二月十三日御壽六十六にして崩
す法住寺殿に葬り奉る(大日本史)。

ゴサクテンワウ 後朱雀天皇 天皇御諱は敦
良一條帝の第三皇子にして後一條天皇の同母弟なり
長元九年御年三十八にして大統をつぎ給ひ第六十九
代の帝となり給ふ資性英明に坐ししと雖當時關白藤
原頼通の專權なるを以て遂に手を拱きて其成すが儘
に任じ給ふの外なかりき天皇在位九年位を皇太子親
仁親王に譲り給ひ寶算三十七にして寶徳二年崩じ給
ふ花園村圓乘寺に葬り奉る改元せらるること三曰く
長曆、長久、寛徳(大日本史)。
コセノカナヲカ 巨勢金岡 中納言野足の後裔

にして清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の諸帝に歷仕して
從五位下采女正に至る最も丹青の妙を極め畫を以て
一家をなす屢、宮中に召されて障子屏風等に畫き名
手の譽あり遂に官大納言に至る逝去の年代詳ならず
一條天皇の御時勅令に依り大阪府河内國南河内郡金
岡村大字金田金岡神社に合祀せしめらる現今郷社た
り(巨勢氏系圖、古今著聞集)。
コセノヲガラノスクネ 許勢小柄宿禰 建内宿
禰の子なり此人の後胤に許勢臣、雀部臣、輕部臣あり
(古事記)。

コソノオミ 小祚臣 稻目宿禰の子なり事蹟明
ならず(姓氏錄)。
ゴダイゴテンワウ 後醍醐天皇 天皇御諱は尊
治後宇多天皇の第二皇子にして御母は談天門院藤原
忠子なり正應元年十一月御降誕幼より頗る穎悟聰明
に坐し、かば龜山上皇深く之を愛せさせ給ひ天皇を
して位を繼がしめんことを欲し給ひしも長兄後二條
帝ありて父帝御宇多天皇の寵を受給ひければ未だ立
たせ給ふを得ず乾元元年親王となり尋いで三品に叙
し嘉元二年太宰權帥となり中務卿を兼ね給ふ後二條

帝崩じて花園天皇位に即き給ふや後宇多上皇邦良親王を皇太子となし尊治親王には御領を給ひ永く皇統に即かしめざる御下心なりしも邦良親王尙幼冲なるにより延慶元年九月遂に此親王を以て皇太子となし文保二年禪を受けしめ給ふ實に第九十六代の天皇なり御父後宇多法皇萬機を攝し邦良親王皇太子たり後五年法皇崩じて始めて政を親らし給ふ當時吉田定房藤原藤房北畠親房等名士朝にありて天皇を輔佐す時に鎌倉の執權北條高時昏愚にして内管領長崎高資權を專にし幕府は訴訟紛雜を極め頻に鬭争し人心全く離反す天皇近臣と謀り翼に乗じて之を斃さんとし給ふ既にして謀洩れ高時兵を催して闕を犯す天皇逃れて笠置に幸し給ひしが官軍未だ到らず遂に賊の爲に獲られ給ひて隱岐に謫幸せられ給ふ是時に當り先づ楠正成の孤軍赤阪城に據るあり諸方官軍踵いで起り勤王の師威益々飄がる元弘三年天皇逃れて伯耆國船上山に據り給ふや名和長年以下守護し奉り山陽山陰の士民隨從するもの甚だ多し諸國勤王の軍遂に天皇を推して京師に向ひ六波羅を破りて再び帝位に復し給ふ既にして新田義貞の義兵を上野に擧げて北條氏

全く敗滅するに及びて萬機悉く天皇に復り朝綱初めて正し即ち記録所決斷所を設けて公武より選任して其員を命じ處分せしめ侍所武者所をおきて武衛の任を設け諸親王を各地に封じて治民の策を擧げしめ元を建武と改め年中行事を制定し調途を措置し給ふ是に於て天下の政權全く京に聚れり之を建武の中興と云ふ然れども康武久しからず女謁内寵盛に行はれて賞罰時に正を失すること多く士心潜かに武門政治を思ふに到る此時に當り足利尊氏意平かならざることあり兵を興して叛し自ら征夷大將軍と稱し鎌倉を發して京に向ふ諸國の武士靡然として之に歸す天皇義貞を遣して之を討せしめ給ひしも克たず兵威漸く旺なり延元元年尊氏長驅して京師を犯すに迨び天皇再び蒙塵して叡山に避け給ふ既にして陸奥の官軍西上し尊氏敗れて西國に奔り天皇宮に還り給ひしが二年五月尊氏西國の大軍を以て東上し正成湊川に戦死してより王師振はず再び叡山に幸し給ひ後權りに尊氏の降を納れ給ふ然れ共事御志に叶はず乃ち述れて吉野に遷幸し草莽を披きて帝室を建て給ふ南北朝五十餘年間の分立ここに始まる其後天皇専ら京師の恢復

を謀り給ひ義良親王を奥州に宗良親王を遠江に恒良尊良二親王を北陸に懷良親王を九州に下し給ひて諸國勤王の兵を募らしめ給ふと雖も僅かに延元三年北畠顯家の陸奥より西上して大に尊氏の軍を敗り京師を震撼せしめしあるのみ南風遂に競はず楠新田相繼いで斃れ行宮に在すこと三歳位を皇太子義良親王に傳へ延元四年八月遂に吉野宮に崩じ給ふ寶壽五十二吉野塔尾陵に葬瘞し奉る天皇御在位二十年改元せらるるもの八曰く元應、元亨、正中、嘉暦、元徳、元弘、建武、延元(大日本史)。
コタシリ 子田知 神牟須比命十八世の裔孫なり事蹟明ならず其の末に若倭部氏あり(姓氏錄)。
コダマゲンタラウ 兒玉源太郎 周防徳山藩士なり明治元年朝命により徳山藩東征の軍に加はるや第二番小隊の半隊司令士に補す時に年十七爾來軍務に従事し山口脱隊騒動熊本神風連の暴擧熊本籠城等各地に轉戦功尠からず明治十六年二月歳二十九陸軍大佐に進む明治二十七年征清の師起るや陸軍次官として軍事の樞機に預り明治三十一年臺灣總督となり銳意殖民地の開發土匪の討伐に従事し賢材を擧げ島

政を改善し明治三十三年山縣内閣の陸軍大臣を兼務し續て桂内閣の内務文部兩大臣を兼ね明治三十七年二月日露大戦開始せらるゝや大本營參謀次官に補せられ同年六月陸軍大將に任じ滿洲軍を編成するや其總參謀長となり大に勳績を擧げ明治三十九年二月凱旋するや參謀總長に進み南滿洲鐵道會社の創立委員長として頻りに計畫する所ありしが同年七月牛込の自邸に急死す時に齡五十五、正二位功一級金鷄勳章旭日桐花大綬章を賜はり且優渥なる御沙汰書を賜ふ多年其徳に慕ひし者の發奮に依り神社を創設し神奈川縣相模國鎌倉郡江島に祀らる。
ゴツチミカドテンワウ 後土御門天皇 天皇御諱は成仁後花園天皇の皇太子たり御母は藤原信子嘉樂院といふ寛正六年十二月後花園天皇の讓を受けて位に即き給ひ天下を治し給ふ第百三代の帝なり應仁年中山名持豊細川勝元と確執あり大にその黨をあつめ京師に戦ひ宮殿廬舎灰燼に歸して一字を餘さざるに到る時に四海沸鬧し上に主なきが如く綱紀の弛むこと此より甚しきはなし天皇位に在すこと三十六年明應九年九月崩じ給ふ御壽五十九なり深草法華堂陵

に奉る改元せらるるもの六、文正、應仁、文明、長享、延徳、明應といふ(野史)。

ゴツテンワウ 牛頭天王 須佐之男命を牛頭天王と申す故は此神新羅にて牛頭方といふ處にましまししによるといふ(祇園會細記)。

コトアマツカミ 別天神 天地の始創の時に際し高天原に成り坐せる神に天御中主神、高皇産靈神、神皇産靈神あり次に國土未稚く虚空に漂ひ渾がれる時葦の若芽の如くに萌え騰れる物に因りて成り坐せる神可美葦牙彦皇神次に成りませる神天常立神ありこの五神を繼稱して別天神と云ふ(古事記)。

コトカツクニカツナガサノミコト 事勝國勝長狭命 平田篤胤翁の説に事勝國勝は字の如く國に勝れ事に勝れて最も勢力ある由の美稱なるべしといへり長狭はその字地名などを取れるにや詳かならず吾田長屋笠狭之碕に住みし土人なり皇孫既に天降りて此地に至り給ふや此人自ら名乗りて奉侍せんとす皇孫問うて宜く國ありやと答へて曰く此に國あり御心のままに出でませと皇孫就て留り給ひ此處に宮造りせしめらる(日本書紀)近江國犬上郡縣社胡宮神社其

他に祭らる。

コトサカノカミ 言離神 御名義凶事にて古事にて此神の一言にて解けさかりて終局調ふ意なるべし一言主神の御別名とす(古事記)。

コトサカノヲノミコト 事解男命 「ヨモツコトサカノヲノミコト」を見よ。

コトシロヌシノカミ 事代主神 一に八重事代主神又葛城一言主神又積羽八重事代主神又は玉篋入彦殿之事代主神とも申す御名義は古事記傳に「出雲國造神賀詞に神乃禮自利とあるは他に禮代とあること同じ義にて利は留志の約れるにて禮のシルシといふ事なり此處の代之に同じく總ての事物のシルシなり其の故は此神の隠れませ時手を拍ちて此天下を皇孫命に奉り給ふシルシとし給ひし故なりと又一説平田翁は曰く事は言なり代はシルシなり此神厚く皇孫治國の御爲めに誓詞のシルシを立てて隠れ給ひし故なりと此神大國主神の御子にして御母は神屋楯姫命なり御父の業を嗣ぎて中國の事を治め給しが天神の御使建御雷神、天鳥船神と共に來りて讓國の議を大國主神に謀る時に此神御大之崎に出でて遊獵し給ふ大

國主神乃ち天鳥船神をして此神を召返さしめて天神の御旨を告げ給ひしかば答へて曰く然らば宜しく此國は天神の御子に獻り給へと申して自ら即ち八重葦柴籬を作り船楫を蹈みて神遊り給ふ(古事記、日本書紀、古語拾遺)今出雲國八東郡美保關國幣中社美保神社伊豆國田方郡三島町官幣大社三島神社他に祀らる。
コトシロノミコト 事代命 雄略天皇二十二年止山氣大神丹波より伊勢に移り給ひし時從屬せし人なり(御鎮座本紀)。

ゴトバテンワウ 後鳥羽天皇 御諱は尊成法諱は良然高倉天皇の第四皇子なり御母は七條院藤原殖子壽永二年安徳天皇西海に巡狩し給ふや後白河法皇は天皇の御兄守貞親王を立てんと給ひ木曾義仲は北陸宮を進めしも寵妃丹後局の勸により天皇を立て給ふ御年甫めて四歳第八十二代の帝なり時に木曾義仲平氏追討の功に誇り甚專横なり天皇之を惡み源賴朝に命じて之を討たしめ給ふ賴朝勅旨を奉じて之を亡し亞いで文治元年平氏を西海に滅し功によりて補せられて諸國總追捕使となりぬ朝威之より漸く衰へ政令武門より出で天下の權全く武士の手に歸す天皇御

在位十五年にして建久九年位を皇太子爲仁親王に讓り給ひ院にありて裁政の御志なり然れども一旦武門に歸せる政權又如何ともし給ふ能はず斯くて源家三代の内事を舉げ給はず天皇性英邁にして武術を好み給ひ西面の士を置きて射騎の士を伺候せしめ刀劍を造り武を練り以て時機を待ち給へり承久年中に至り北條義時執權となるや專横にして上皇の御志に悖ふ事多し上皇遂に意を決し順徳帝をして位を仲恭帝に讓らしめ三上皇主ら討幕を議し給ふ事洩れ義時大に怒り時房泰時等をして兵を以て京を犯さしむ河野菊池仁科等の官軍戦ひしも利あらず北條氏の兵遂に關を犯し上皇を隱岐に後土御門院を土佐に順徳院を佐渡に遷し奉る之を承久の亂と云ふ故に上皇を稱して隱岐院ともいふ上皇隱岐に在すこと十九年延應元年二月二十二日聖壽六十を以て遂に此に崩じ給ふ後御骨を大原法華堂の陵に瘞め奉る天皇御在位中改元せらるるもの三曰く元暦、文治、建久(大日本史)。
コトノマチヒメノミコト 許登能麻遲媛命 玉命の御女なり興登魂命に嫁して天兒屋根命を生み給ふ(大系圖本系帳)。

ゴナラテンワウ 後奈良天皇 天皇御諱は知仁
 後柏原天皇の第二皇子にして皇太子たり御母は豊樂門院藤原藤子後柏原天皇崩じ給ひ大永六年位を承けて天文五年即位の式あり時に帝室衰頽朝臣多く諸侯に寄遇す御在位三十一年御壽六十二にして崩じ給ふ御陵は紀伊郡深草にあり第百五代の天皇なり改元せらるるもの三、曰く享祿、天文、弘治(大日本史)。

ゴナンサンニヨジン 五男三女神 素戔鳴神と

天照大神と誓約の時生れませる神々なり御名は正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、天菩日命、天津日子根命、天津日子根命、熊野久須毘命(五男神)多紀理比賣命、市木島比賣命、多岐都比賣命(三女神)とす(古事記、日本書紀)各神の條を見よ。

コニシヲガラノスクネ 己西男柄宿禰 武内

宿禰の子なり事蹟明ならず鶺鴒部首は其の末葉なり(姓氏錄)。

ゴニテウテンワウ 後二條天皇

天皇御諱は邦治後宇多天皇の第一皇子にして御母は西華門院源基子後伏見天皇の後を受けて正安三年位に即き給ふ第九十四代の天皇なり時に後深草、龜山、後宇多、伏見

後伏見の五上皇あり皆院中に在らせられ龜山後宇多の二上皇院政を専ら裁決し玉ふ帝位に在す事六年改元せらるるもの三にして乾元と曰ひ嘉元と曰ひ徳治といふ徳治三年聖壽二十四にして崩じ給ひ山城北白河陵に葬る(大日本史)。

コネノミコト 木根命 御系統事蹟明ならず其の末裔に佐伯連あり(姓氏錄)。

コノエテンワウ 近衛天皇

天皇御諱は體仁鳥羽天皇の第八皇子なり御母は美福門院得子、得子鳥羽天皇に寵あり故を以て天皇御年三歳にして第七十六代の帝位に即き給ふ御在位十四年改元する事五なり曰く康治、曰く天養、曰く久安、曰く仁平、曰く久壽久壽二年御壽十七を以て崩じ山城國紀伊郡竹田村南安樂壽院南陵に葬り奉る(大日本史)。

コノハナチルヒメ 木花知流比賣

古事記傳に花知流とは佐久夜毘賣の段に天津神の御子の御壽は木花の散り行く如く短かからん由いひてあだなるたとへに取れるに之をかく名に負ひ給ふはいかなる由にか若くは此神壯くして身亡せ給へる故に惜しみて名づけしにやと説かれ神名考には知の古言トにて萬

葉集二十に都久志能佐伎に知麻利爲豆など詠めり其の登は多の通音なれば木花足比賣にて木花の榮ゆる意にたたへたるにはあらざるかといへり大山津見神の御女なり此神八島士奴美神に嫁して御子布波能母遅久奴須奴神を生み給ふ(古事記)。

コノハナノサクヤヒメ 木之花之佐久夜毘賣(記)

木花之開耶姬(紀) 木之花は枕詞なり佐久夜は櫻の花をいへり此姫國色婉絶比なし因りて花の艶美なるに比して稱へまつりし御名なり「カミアダツヒメ」を見よ。

ゴハナゾノテンワウ 後花園天皇

天皇御諱は彦仁崇光天皇の曾孫貞成親王の御子にして御母は敷政門院源幸子源經有の女に坐す天皇後小松帝の猶子となり正長元年七月大統をついで御百二代の帝位に即き給ふ此年小倉殿叛す殿は南朝の裔にして嵯峨に在りて大統を承けんと欲し伊勢に赴き國司と謀る伊勢國司は北畠氏親房の裔なり殿の言に應じて兵を擧げしが敗れて遂に戦歿す嘉吉元年九月南朝の遺臣藤原有光楠次郎等後龜山天皇の皇子を奉じて兵を擧げ夜に乗じて闕に詣りて神器を奪ふ廷兵追討して劔鏡

を得たり賊黨悉く誅に伏し寛正五年七月御位を皇太子成仁親王に譲り薙髮して僧となり、圓滿智と稱し給ふ皇太子は即ち後土御門天皇なり文明二年十二月御壽五十二にして崩じ給ひ丹波國北桑田郡山國村井戸後山國陵に葬る御在位三十六年改元せらるること八曰く永享、嘉吉、文安、寶徳、享徳、康正、く長祿、寛正(大日本史、野史)。

ゴフカクサテンワウ 後深草天皇

天皇御諱は久仁後嵯峨天皇の第三皇子なり御母は大宮院藤原姞子寛元四年後嵯峨天皇の讓を受けて立ち給ふ皇位第八十九代なり時に御年甫めて四歳位に在す事十三年改元せらるるもの五、曰く寛治、建長、康元、正嘉、正元、後嵯峨上皇の旨により位を皇太弟恒仁親王に傳へ給ひ伏見天皇踐祚するに及び院中に在りて政を裁し給ふ薙髮して泰實と號し嘉元二年崩じ給ふ壽六十二山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬る(大日本史)。

ゴフシミテンワウ 後伏見天皇

天皇御諱は胤仁伏見天皇の皇太子にして御母は藤原經子伏見天皇の讓を受けて第九十三代の位に即き給ふ御在位僅かに三年位を東宮邦治親王に譲り給ふ元弘三年の亂に

光嚴天皇、花園上皇と共に東宮に遷幸し給ひ尋で都に還り又尊氏の六波羅を攻むるや近江に奔り給ふ後薙髮して理覺と號し延元元年崩じ給ふ聖壽四十九山城國紀伊郡深草法華堂に葬る(大日本史)。

ゴホリカハテンワウ 後堀河天皇 天皇御諱は茂仁高倉院の御孫にして守貞親王の第三の御子なり御母は藤原陳子御年甫めて十歳の時北條義時迎へて之を立つ承久三年七月なり之を第八十六代の天皇とす御在位十一年貞永元年位を皇太子に譲り文暦元年御壽二十三にて崩じ給ひ京都市下京區今熊野町觀音寺陵に葬る改元せらるるもの六曰く貞應、元仁、嘉祿安貞、寛喜、貞永(大日本史)。

コマ 猪 百濟人なり其の末葉本朝に歸化せるものに緩連あり(姓氏錄)。

コマガタノカミ 駒形神 陸中國膽澤郡水澤町鎮座國幣小社駒形神社の祭神なり神名帳考證には木股神とあれど神社要録には當社の祭神不詳となせり。

コマシヒコノミコト 古麻志比古命 御系統事蹟明ならず能登國珠洲郡に古麻志比古神社ありて此

命を祀る(延喜式)。
コマキマサゴラウ 駒井政五郎 長藩の世臣にして文久三年海防大砲掛となる四境の役起るや整武隊の軍監となり力戦す明治元年四條總督に屬して伊豫松山に罪を問ひ同年冬北海の役に従ひ賊壘を突き討死せり時に齡二十九明治三十五年特旨を以て正五位を贈らる北海道渡島國函館區汝貝町官祭招魂社に祀らる。

ゴミツノヲテンワウ 後水尾天皇 御諱は政仁後陽成天皇の第三皇子にして皇太子たり御母は中和門院藤原前子後陽成天皇の禪を受けて第百八代の皇位に即き給ふ時に慶長十六年三月二十七日御年十六なり元和二年徳川家康大阪城を圍む既にして豊臣秀頼薨し四海是より寧一にして家家給し人人足り民皆昇平を樂む天皇位に在すこと十八年位を皇女興子内親王に譲り給ふ時に寛永六年十一月政を見給ふこと五十一年延寶八年崩す御年八十五なり御陵は京都泉涌寺にあり改元するもの二にして元和と曰ひ寛永と曰ふ天皇和歌俳諧に通じ又畫を善くしました挿花を嗜み貴賤を論せず招集して其技を競はしめ給ふ又志を

典に留めさせ給ひ年中行事を撰び親書し給ふ(野史國史略、本朝畫史)。

コムクノイラツメ 高目郎女 高目は地名河内國石川郡に在り應神天皇の御子にして御母は高木入日賣命なり御事蹟の著きものなし(古事記)。

コムラカミテンワウ 後村上天皇 御諱は義良後醍醐天皇の第七皇子御母は新待賢門院藤原康子と申す元弘三年十月命せられて陸奥大守となり奥羽の地を鎮し給ふ參議北畠顯家之が輔たり建武元年夏親王宣下延元元年尊氏鎌倉に叛するや之が討伐に任じ給ひ顯家以下の軍兵を率て鎌倉に向ひ給ひしが尊氏既に西上の後なりしかば蹤を逐ひ京に出でて尊氏を奔らし三品に敍せられ給ふ同年陸奥に還り鎮し靈山に據り給ふ三年正月顯家と共に西上して京に赴き尊氏を討じ青野原に大にその軍を敗り給ふと雖も顯家戰死して利あらず吉野宮に還り給ふ既にして又命を奉じ親房以下と共に伊勢より海路陸奥に向ひ給ふ途に颶風に會ひ御舟再び伊勢篠島に漂著し遂に吉野宮に還り給ふ四年三月なり即ち立つて儲位に座し給ひ十月父帝崩御の後をうけて大統を繼ぎ給ふ御年甫め

て十二第九十七代の天皇なり正平三年高師直大軍を以て來り寇するに及び避けて行宮を賀名生に構へ給ふ補正行一族戰歿以後南朝の軍甚だ振はず或は奈良に或は金剛山に幸し又住吉の行宮に御す斯くて御在位三十年正平二十三年三月同所にて崩じ給ふ寶算四十河内國南河内郡川上村大字寺元檜尾陵に葬り奉る改元せらるるもの二曰く興國、正平(大日本史)。

コムラトシ 小邑刀自 造酒司に祀られたる神なり(造酒司式)。

コマクラシツヌチノミコト 薦枕志都沼值命(古史傳) 薦枕は靜に寝ぬと懸けたる發語沼は寢或は主の意なり値は例の男の稱號なり此神の坐す所を漆沼といふ御一名天津根值可美高日子命といふ(出雲風土記、古史傳)。

コマクラタカミムスビノカミ 薦枕高皇產靈神 薦枕は高とは云はん爲の發語なり「タカミムスビノカミ」の條を見よ。

ゴモゾノテンワウ 後桃園天皇 御諱は英仁桃園天皇の第一皇子なり御母は恭禮門院藤原富子明和五年立ちて後櫻町天皇の皇太子となり同七年禪を

受けて第百十八代の天皇となり先帝を尊みて太上天皇となす御在位九年元を改め給ふこと一安永と云ふ安永八年十一月御壽二十二にして崩し今熊野月輪陵に葬り奉る(野史)。

ゴヤウゼイテンワウ 後陽成天皇 天皇御諱は周仁陽光院誠仁親王の第一王子にして正親町天皇の御孫なり御母は新上東門院藤原晴子天正十四年十一月二十五日大統を踐んで第百七代の帝位に即き給ふ同十六年四月十四日天皇關白豐臣秀吉の請により聚樂の第に幸し給ふ上皇諸皇子御同列なり關白扈從し文武百官皆從ひ民をして拜觀せしむ父老皆涙を流して曰く圖らざりき今日太平の兆を見んとはと天皇留り給ふ事日を経たり凡そ幣獻の腆腆千古に冠たりしかば天皇大に悦び給ふ同十五日秀吉諸侯をして御前に誓約せしむ式に曰く凡そ同盟の人一心協力して王室を尊び王事に勤勞すべしと天皇上皇御製の詠を賜ひ秀吉以下諸員皆歌を獻す十八日皇居にかへり給ふ天皇尙未だ王たりし頃海北友松を召して晝を學び遂に奇趣を得六馬を板園に晝きて清水觀音堂に納めしめ給ふといふ天皇又佛を喜び南化禪師を納れて要法

を問ひ其要大に通じ給ふ御在位二十五年にして慶長十六年三月二十七日位を後水尾天皇に譲り元和三年八月崩す聖算四十七山城國紀伊郡深草法華堂陵に葬り奉る改元せらるもの二曰く文祿、曰く慶長(日本史記、國史略、龍門夜話)。

コリツ 許利都 高麗人なり事蹟明ならず神人氏は其の末裔の歸化せるものなりといふ(姓氏錄)。

コリノキミ 許里公 百濟國王の孫なり其の末孫本朝に歸化せるものに道相連あり(姓氏錄)。

コレイコウ 古禮公 秦の太子胡亥の末裔なり其後裔歸化して山村忌寸となる(姓氏錄)。

ゴレイゼイテンワウ 後冷泉天皇 天皇御諱は親仁後朱雀天皇の第一皇子にして皇太子たり御母は贈皇太后嬪子御年二十一にして禪を受けて第七十代の帝位に即き給ふ時に安部頼時反し奥州大に亂る天皇源頼義をして大守として之を討たしめ給ふ頼時敗北し其子貞任復起る頼義家と共に討て遂に之を破り東邊悉く平ぐ天皇御在位二十三年改元し給ふこと四曰く永承、天喜、康平、治暦、治暦四年四月崩御壽四十四山城國葛野郡圓教寺陵に葬り奉る(大日本史)。

サ之部

サイガウキチジラウ 西郷吉次郎 名は隆廣西郷南洲の弟西郷從道侯の兄なり維新の際征討の軍起るや番兵第二隊監軍となり奥羽各地に轉戦し功少なからず越後曲淵の戦に死す時に齡三十六鹿兒島縣薩摩國鹿兒島市山下町鹿兒島官祭招魂社に祀らる。

サイメイテンワウ 齊明天皇 皇極天皇の重祚なり第三十七代の帝とす蓋し本朝にて重祚の事は實に天皇に始まる元年宮殿を小墾田に造り二年遂に宮室を飛鳥に築き板蓋宮と號し給ふ天皇の朝三韓の地變多く新羅唐兵を導きて百濟を攻む六年天皇百濟を援け新羅の不逞を討たんとて駿河國に命じて船舶を造らしめ七年親ら出でて筑紫の朝倉に行宮を營みて皇軍を督し給ひしが御病ありて七年七月遂に行宮に崩し給ふ御壽六十八飛鳥川原に殞し後大和國越智岡上陵に葬る八月朔皇太子天皇の喪に從つて遷て岩瀬宮に至る此夕朝倉山上鬼有り大笠を著て御葬の儀を臨視す衆皆嗟き怪む十月皇太子喪を奉じて海に就き東に還らんとし給ふ乃ち舟を留めて歌ひ給はく君

コレタカシンワウ 惟喬親王 小野宮又水無瀬宮とも申す文徳天皇の皇子にして御母は紀名虎の女静子なり天皇深く親王を寵愛し給ひ時に清和天皇皇太子たりしも尙幼冲なりければ之に代はらしめんとし給ひしも外祖父藤原良房を憚りて遂に果し給はず天安元年四品に敘し太宰帥となれり貞觀五年彈正尹にうつり六年又常陸太守に轉じ十四年上野太子となり給ふ後病んで寛平九年二月二十日薨す御年五十四なり(大日本史、三代實錄)京都府愛宕郡鞍馬村村社守谷神社及び京都市内に數ヶ所滋賀縣愛知郡東小椋村村社筒井神社其他に祀らる。

コロモノコ 宮呂母能古 彦八井耳命の後胤なり仁徳天皇の朝水利を治するの命をうけ茨田の堤を築く(日本書紀、姓氏錄)。

コワウ 虎王 百濟國王なり其の末孫本朝に歸化せしものに古市村主あり(姓氏錄)。

コンキワウ 混伎王 百濟國王比有王の子なり事蹟傳はらず(姓氏錄)。

が目の戀しきからに泊て居てかくや戀ひんも君が目
を欲りと遂に難波に歸泊し給ふ(日本書紀)
サヲネツヒコ 槇根津日子 劍根又は八尋餘根
等同様の名當代に多し神武天皇東征の時功に依り命
じて宇豆毘古に下し賜ひたる名なり「ツツヒコ」を見
よ(古事記)

サカタノオホマタノミコ 坂田大侯王 坂田も
大侯も共に地名なるべし御事蹟確ならず御女に黒比
賣あり(古事記)

サガテンワウ 嵯峨天皇 天皇御諱は神野桓武
天皇の第二皇子にして御母は藤原乙牟滿平城天皇の
同母弟なり大同四年即位して第五十二代の天皇とな
り給ふ天皇學を好み詩を善くし尤も書法に長じ給ふ
又性田獵を好み給ひて屢、出でて巡狩し給ふ御在位
十四年にして位を皇太弟大伴王に譲り嵯峨に坐す承
和九年御壽五十七にして崩じ嵯峨山上陵に葬る改元
し給ふこと一日く弘仁(大日本史)

サカトケノカミ 酒解神 酒解神社は大山祇
神を祀る酒解はもと地名なるべしといへどいかにや
山城國乙訓郡に自玉手祭來酒解神社あり(延喜式、酒

解神社社記、神社叢録)

サカトケノミコノカミ 酒解子神 酒解子神と
は木花開耶姫命の御事なり酒解神の御子神なる由な
り(豊秋津島卜定記)

サカドノカミ 酒殿神 和久産巢日神の御子
豊宇賀能賣命を酒殿神と申す酒殿を司り釀酒の事に
執掌します故の御名なり(御鎮座本紀)

サカトノミヤツコ 坂戸造 天神なり饒速日命
天降の時伴領として河内の嵯峯に従ひ下り給ふ(舊
事紀)

サカノウヘノタムラマロ 坂上田村麿 左京大
夫刈田麿の子身長五尺五寸胸の厚さ一尺二寸容貌魁
偉鬚髯針の如し延暦年中從五位近衛將監に任せられ
累進して征夷副使となり大將軍大伴弟麿と蝦夷を討
つ後ち奥羽按察使兼陸奥守鎮守府將軍に任せられ尋
いで征夷大將軍を拜す膽澤并に志度城を城き蝦夷を
鎮す弘仁二年粟田別業に薨す年五十四嵯峨天皇爲に
朝を見ざる一日、人を遣して從二位を授け平安
城に向けて葬る後世厄除の神と云ふ滋賀縣近江國甲
賀郡土山村北土山郷社田村神社に祀る。

サカノボリノミコ 坂騰王 坂騰は地名なるべ
きか大和國添上郡に酒登莊あり敏達天皇の皇子にし
て御母は比呂比賣御事蹟を詳にせず(古事記)

サカヒトノモノノベ 酒人物部 天神なり饒速
日命の天降の時其の從神の一として兵仗を帯びて隨
ひ給ふ(舊事紀)

サカヒノクロヒコノミコ 境之黒日子王 境は
地名なり御生母の産地をさるるなるべし允恭天皇の
皇子にして御母は忍坂之大中津比賣命御事蹟詳なら
ず(古事記)

サカベノアメノモノノベ 坂戸天物部 天神な
り饒速日命の天降の時從ひし神なり(姓氏錄)

サカベノクロマロ 酒部黒磨 神櫛王の後胤な
り讃岐に住す性恭敬甚だ神祇を尊ぶ天平二年九月十
七日神託をうけて同國の天川神社を造營す其後後同
社に合祀せらるる今天川神社は綾歌郡造田村に在り
(神社叢録、神社明細帳)

サカミノイラツメ 酒見郎女 酒見は地名か允
恭天皇の御女なり御母は忍坂之大中津比賣命御事蹟
詳ならず(古事記)

サカモトリウマ 坂本龍馬 名は直柔土佐山内

家の世臣慨世憂國の志篤く薩長連合に努力し同藩後
藤象次郎薩の小松帶刀等と共に慶喜に勸めて太政を
奉還せしめ慶應三年十一月京都河原町に於て刺客の
爲に傷を蒙り死す時に齡三十明治二十四年特旨を以
て正四位を贈らるる京都市靈山官祭招魂社に祀らる。

サカキタダカツ 酒井忠勝は忠利の子にして母は
家康の妹なり初めて年十四にして關ヶ原の役に軍に
從ひ武勇を顯し爾來屢、戦功あり又内にありては徳
川氏の帷幕の政に與り畫策する所多し寛永十一年若
狹に移封せられ越前の數郡を合せて十二萬三千石を
食み左近衛權少將に叙し從四位を賜ひ寛永十五年大
老に進み明暦二年致仕して萬治三年髮を削つて空印
と號し寛文二年七月二日卒す年七十六なり蓋し徳川
譜代十勇將の一に居り名臣中の名臣にして第一位と
稱せらるる今福井郡遠敷郡雲濱村小濱神社に祀らる
(野史)

サキタマヒメ 前玉比賣 大國主神の曾孫にし
て天之瓊主命の御女なり速瀧之多氣佐波夜遲奴美神
に娶ひて瓊主日子神を生みましまし前玉とは書紀に幸

魂とある意にて幸をなす徳ある寶玉の意ならんこと記傳にいへり玉は又美稱ともいひつべし(古事記)

サキタマヒメノミコト 佐伎多麻比咩命 大山

津見神の御裔神なるべし御事蹟明ならず伊豆國賀茂

郡に佐伎多麻比咩命神社あり(神社叢書)

サキノスクネ 佐紀足尼 神魂命の後胤なり應

神天皇の朝大伯國造に定め給ふ大伯は備前國邑久郡

なり(國造本紀)

サクイカツチ 折雷(記) 裂雷(紀) 名義詳なら

ず黄泉國にて伊邪那美神の御陰になりたる邪神なり

(古事記)

サクノミコト 佐久命 大矢田宿禰の御子なり

御母は新羅國王の女事蹟明ならず(姓氏錄)

サクヲオホトジ 櫻大刀自 大歳神の御子なり

事蹟知るべからず(神名帳考證)また一説に木花開耶

姫のことなりともいへり

サクラマチテンワウ 櫻町天皇 天皇御諱は昭

仁中御門天皇の第一皇子にして御母は藤原宗照の女

新中和門院皇太后尙子なり天皇享保五年正月朔生る

若宮と稱す幼にして岐嶽英明讀書を好み給ふ曾て宮

人あり間を得て謂て曰く他日後宮の議あらば願くば

伏見殿の女を納れ給へと天皇宣く朕幼にして未だ姫

人の美醜を知らず今豫め定め難しと宮人恥色あり十

三年立ちて中御門天皇の皇太子となり二十年三月二

十一日禪を受けて大統に上り第百十五代の帝となり

二十三日中御門天皇を尊で太上天皇となし藤原舍子

を立てて皇后とす延享四年五月二日位を桃園天皇に

譲り給ふ御在位十一年改元せらるる事三なり曰く元

文、寛保、延享、寛延三年四月御年三十一にして崩じ

月輪陵に葬り奉る(野史)

サクラヤマコレトシ 櫻山茲俊 備後の住人に

て四郎入道と稱し元弘の役勅を奉じ義兵を起し一の

宮城に據り賊兵と戦ひ力盡きて戦歿す明治二十三年

六月從五位を贈られ官幣大社吉野宮の攝社船岡神社

備後國蘆品郡綱引村櫻山神社に祀らる(大日本史)

サクラキノユミハリノミコ 櫻井弦王 櫻井は

地名なり敏達天皇の皇子にして御母は豊御食炊屋比

賣命なり御事蹟を詳にせず(古事記)

サクキノカミ 福井神 (祝詞式、榮井神に作る)

神名式に座摩 巫祭 神五座并大月次新嘗とある

中の一柱にて即ち御井の神を指していへるなり又御

溝水祭にも齋がれ給ふ

サケノキミ 酒王 百濟國王なり其の末孫本朝

に歸化せるものに刑部氏あり(姓氏錄)

サケミヅメノミコト 酒彌豆女命 大土御祖命

の孫根倉神の御子なり此神白酒を醸すに徳あるを以

て造酒司に祀りて守護神とす尾張國中島郡今伊勢村

大字本神戸に郷社酒見神社ありて此命を祀る(神皇

實錄、延喜式、神社明細帳)

サケミヅヲノカミ 酒彌豆男神 造酒司にます

神なり(造酒司式)

ササゲノイラツメ 佐々宜郎女(記) 荳角皇女

(紀)御名義は書紀の字の如くなるべし之に由縁やあ

りけん繼體天皇の皇女にして御母は麻組郎女此姫は

勅を以て伊勢神宮に祭仕し給へり(古事記、日本書紀)

ササツヒコノミコト 佐々津比古命 大歳神の

御子なり御事蹟明ならず(儀式帳)

ササハラヒメノミコト 佐々原比咩命 大山津

見神の御裔神なるべし御事蹟明ならず伊豆國賀茂

郡に佐々原比咩命神社あり(神社叢書)

ササムタノカミ 西塞多神 大分縣豊後國大分

郡東植田村に西塞多神社あり祭神詳ならず一説神名

帳頭註によれば譽田別命を祀るといへり貞觀十一年

三月二十二日無位より從五位下を授けらる延喜の制

大社に列す今國幣中社たり(延喜式、三代實錄)

ササモリヒコノミコト 樂々森彦命 備中の豪

族なり其の女に高田姫あり入りて吉備津彦命の妃と

なる備中國吉備郡岩田村大字上高田村に縣社鼓神社

ありて此の命を祀る(土人傳説、神社明細帳)

ササラヒメノミコト 佐々良比女命 御系統事

蹟詳ならず伊勢國度會郡に大國玉比賣神社あり大國

玉神及此の命を祀る(神社叢書)

サシクニオホノカミ 刺國大神 刺は地名なり和

名抄に但馬國美含郡に佐須郷あり御系統詳ならず刺

國若比賣の御父なり御事蹟傳らす恐らく佐須郷を治

し給ひしか出雲國大原郡に佐世郷あり之か(古事記)

サシクニワカヒメ 刺國若比賣 刺國は前條に

いへり佐須郷なり出生の地名なり若は大に對してい

へるなり刺國大神の女にして天冬衣神に嫁し大國

主神を生み給ふ(古事記)

サシフツノカミ 佐士布都神 佐士の義詳ならず布都は刀劍の銳利窟屏なる様の形容なり神武天皇東征の際武御雷神に命じて降り給ひし太刀の靈なり一名を瓊布都神又布都御魂ともいふ今大和國官幣大社石上神宮に齋き祀れり(古事記)

サシロヨネノミコト 佐白米命 大毘古命の後裔なり御事蹟詳ならず(國造本紀)

サスラヒメノミコト 佐須良媛命 一に速須良比咩神とも申す御名義佐須良は流離の意なり人々の犯せる罪科を流離ひ失ふ由の御名なり御鎮座本紀によれば伊弉諾尊御祓の時鼻を注ぎ給ふ時に速須良之男神と二座現れましきといふ一説袖中抄には須良之男神の御子なりといへど穩ならず須良之男神の別魂なるべきか(祝詞略解)山城國京都市上京區粟田町に粟田神社ありて此神を祀る。

サタケノモノノベ 狭竹物部 天神なり饒速日命天降の時兵仗を帯びて従ひ給ふ(舊事紀)

サダヒコノオホカミ 猿田彦大神 「サルダヒコノカミ」を見よ。

サツマノワカサガラ 薩摩若相樂

火闌命六世

の裔孫にして薩摩國阿多郡に住居せる者の如し事蹟明ならず其の末に阿多御手犬養氏あり(姓氏錄)

サデヒコ 佐氏彦 大伴氏なり大伴金村の子にして道臣命十世の孫なり一に狭手彦とも書す宣化天皇の朝命をうけて任那國を援け新羅を討す後再び欽明天皇の御宇勅に依り數萬の兵を以て高麗を討伐し連に克ち重寶を携へ歸り奉獻す帝大に賞し賜ふといふこの妻に松浦弟日姫子あり(その條參看) 坂本連はこの末葉なり(日本書紀) 姓氏錄、風土記、紀伊國和歌山内縣社刺田比古神社其他に祀らる。

サトウイヘタダ 佐藤家忠 昔治承壽永の頃信夫に庄司たりし佐藤基次の後にして伊達郡西根郷三十三ヶ村を管治す元和四年延長三里餘の溝渠を開き灌漑に資せり福島縣岩代國伊達郡湯野村郷社西根神社に祀らる。

サトウシンエン 佐藤信淵 字は元海と云ひ椿園松庵の號あり其先は佐藤嗣信に出づ明和六年六月出羽國雄勝郡山村に生れ十三歳にして父と蝦夷に遊びしが父の歿後江戸に出て蘭學を宇田川玄隨に經濟を井上潜に修め其他天文地理曆算測量の術を究め

て通曉せざるなし後醫を學び尤も外科を長とせり母の死後諸國を巡遊し足跡諸國に遍く到處老農に詢ひ種藝養牧等の法を講じ或は藩主の爲に興利除弊の策を獻す文化の年外交の事多端紛糾なるに際し日夜兵學軍事を講じ西洋砲術を究め海外貿易或は海防外交の事を論じ大に幕府の疑を蒙る因つて上總に退居し文化十三年再び江戸に出でしも其後屢々追放せられ弘化三年赦されて江戸に出づるや當時國事多端外交困難の際とて信淵憂心措く能はず大に自論を主張す嘉永三年六月病で歿す年八十二淺草森下町松應寺に葬る明治十五年正五位を追贈せらる其爲人英邁剛毅幾多の艱難に屈せず能く經綸の策を成し且著述する所三百餘種皆時世救濟の事に係る今秋田縣秋田市縣社彌高神社に祀らる。

サヌキタリネノミコ 讀岐垂根王 讀岐は地名なるべし讀岐國などに住居せられけるか或は御母の生地なるに依れるか或は大和國廣瀨に郷社讀岐神社といふありこれか比古由牟須美王の御子なり御事蹟詳ならず(古事記)

サヌキノミノモノノベ 讀岐三野物部 天神

なり饒速日命天降り給ふや二十五部人の一として兵を帯びて従ひ下り専ら兵事に掌執す(舊事紀)

サヌノミコト 狹野命 狹野は早稻主の意なるべし日向國縣郡にある郷名なり今も此を神武天皇降誕の地といひ傳ふさて此命は神武天皇の御一名なり「カムヤマトイハレビコノスメラミコト」の條參看せよ(日本書紀) 福岡縣嘉穂郡縣社嚴島神社相殿牧野神社に祀らる。

サネノミコ 沙彌王 御名義詳ならず若野毛二侯王の御子にして御母は百師木伊呂辨と申す御事蹟の著きものなし(古事記)

サハチノミコト 澤道命 彦坐命の御子にして御母は沙本之大間見戸賣といふ正しくは澤道彦命にして「サホビコノミコト」の御別名なりその條を見よ此の末裔に豊階公、川侯公あり(姓氏錄)

サハムワウ 沙半王 百濟國王なり其の末孫本邦に來朝歸化せるものに半毘氏あり(姓氏錄)

サハメノカミ 澤女神 伊弉那美神の御子なり御事蹟詳ならず此神水を司り給ふ(神名秘書) ナキサハメノカミ」の條に委し就いて看るべし。

サハラノカミ 佐波良神 鐸石別命の裔古麻佐の御子にして和氣氏の祖なり御事蹟詳ならず美作國真庭郡神湯村大字社に形部神社ありて此の神を祀る(日本後紀)和氣氏系圖、神社明細帳。

サハラタイシ 早良太子 早仁天皇の皇子御母

は高野新笠と申す天應元年四月桓武天皇の皇太子となり給ふ天皇政を太子に委ね置き常に遊幸巡狩し給ふ太子乃ち専ら政務を見給ひ佐伯今毛人を參議となす時に中納言種繼奏してその參議の官を奪はしむ太子之を怨み種繼を殺さんとし天皇却て太子を疎んじ以後政を委ね給はず太子之に因て愈、恨を含み給ふ延暦四年八月天皇平城宮に幸する時太子廬に乗じて人をして種繼を射殺さしむ天皇之を聞き給ひ車駕急還し凶漢を搜索し捕へて之を誅し太子を廢して乙訓寺に幽す太子食を絶つ事日あり薨せず尋で淡路に流され途にして薨じ給ふ十一年皇太子御惱みの事あり世以て廢太子の祟となす乃ち諸陵頭諸使主等を淡路に遣して之を謝せしむといふ廢太子歿後人多く疫死す天皇恐れて僧々淡路に遣はし追福を祈らしめ人をして其の遺骸を迎へしめ給ふ使者海に溺るゝ事再度

十七年之を大和添上郡八島に藏め奉る十九年七月崇道天皇と追謚し其墓を山陵と稱す兵庫縣播磨國揖保郡揖保村に崇道天皇神社あり太子を祀る(皇胤紹運錄、大日本史)。

サヒネノスクネ 佐比彌足尼 伊邪波止美命の

御子なり事蹟詳ならず(神名帳考證)。

サヒモチノカミ 佐比持神(記)鋤持神(紀) 佐

比は刀なり海神の命を奉じて火遠理命を海神國より皇居迄送り奉りし一尋鯨其任を果して歸る時に火遠理命佩び給へる紐小刀を解きて其頭にかけて使導の功を賞し給ふによりて負へる名なり(古事記)。

サフリチノオミ 佐布利智使主 百濟國人なり

其後胤の本邦に歸化せるものに波多造あり(姓氏錄)。

サヘイヨジシン 佐平餘自信 百濟人なり齊明

天皇六年九月唐の國人新羅人と俱に兵を聚めて百濟を侵す餘自信之を防ぎて功あり然れども天智天皇二年九月侵入遂に百濟を亡すに及び餘自信皇師のかへるに從ひて本朝に來り近江蒲生郡に居る(姓氏錄、日本書紀)。

サヘキノミコト 佐部支命 雄略天皇二十二年

豐受大神丹波より伊勢に遷り給ひし時從屬せし一人なり専ら大神に奉侍す(御鎮座本紀)。

サヘノカミ 道祖神 道祖神は猿田彦神なり「サ

ルダヒコノカミ」を見よ(神社叢錄)。

サホノオホクラミトメ 沙本之大間見戸賣 沙

本は大和國添上郡の地名間見も地名なるべし春日建國勝戸賣が女なり日子坐王に嫁して沙本毘古王、袁那本王沙本毘賣命室毘古王の四子を生む(古事記)。

サホビコノミコ 沙本毘古王(記)狹穗彦王(紀)

日子坐王の御子にて御母は沙本之大間見戸賣垂仁天皇の朝篡奪を企て妹沙本毘賣命天皇の皇后たるを畜貨とし四年九月間に乘じて密かに之に旨を授けて天皇を弑し奉らんとす沙本毘賣命恐惶措く能はず之を天皇に奏す天皇大に怒り給ひ乃ち兵を發して沙本毘古を誅せんとし給ふ沙本毘古堅城に據り遂へ待ちて戰ふ然れども遂に軍潰え誅に伏す詳しくは「サホビメノミコト」の條を參看せよ(古事記)。

サホビメノミコト 沙本毘賣命(記)狹穗姬(紀)

日子坐王の御子御母は沙本之大間見戸賣なり別名を佐波遲比賣と申して垂仁天皇の二年二月立ちて皇

后となり給ふ時に御兄沙本毘古王之に問うて曰く夫と兄と何れを愛すると皇后其意を測り給はず答へて曰く兄を愛すと沙本毘古曰く色を以て事ふる者は一朝色衰ふれば又寵なからん若かじ汝真に吾を愛せば吾と汝と天下を治めんにはと依て小刀を授けて天皇を圖らしめんとす皇后諫止すれ共許さず天皇之を知り給はず五年十月來目高宮に幸し皇后の膝に枕して眠り給ふ皇后小刀を抽きて天皇を刺さんとし給ふこ

と三度に及びぬれど哀愁至り悲泣禁せず涙流れて龍顔を沾す天皇驚いて宣く朕今怪夢を見たり沙本の方より暴雨降り來て吾面を沾し又錦色の小蛇我が頸に繞はりぬ之れ何の兆ぞやと皇后恐悚涕泣して情を奏し且つ宣く告ぐれば兄を亡ひ告げざれば社稷危し爲めに涙龍顔を犯すと天皇依て八綱田をして沙本毘古を攻めしめ給ふ沙本比古稻城を堅うして之に據る皇后後門より兄の營に投ず其兄の爲に赦を乞はんとするなり天皇許さず時に皇后妊むありて皇子を營中に生む乃ち皇子を柵外に出して曰く天皇の御子と思ひ給はば收めて慈育し給へと天皇力士をして皇后を奪はしめ給ふ皇后圖りて衣を腐し髪を斷つ力士之を捕

へんとすれば髪落ち衣裂け遂に伴ひ奉る事能はず天皇人をして皇后に言はしめて宣く皇子の名は何とか名づくべきと皇后曰く本牟智和氣命と給へどなほ丹波道主王の女五人を天皇に進め己に代へて召さんことを乞ふ時に城中火起る皇后兄と共に營中に崩じ給ふ(古事記、日本書紀)。

サムカハヒコノミコト 寒川比古命 大水上命の子なり事蹟詳ならず相模國高座郡國幣中社寒川神社の主神たり(儀式帳)。

サムカハヒメノミコト 寒川比女命 大水上命の子なり相模國高座郡寒川神社の主神なり(儀式帳)。

サヤリマスヨミドノオホカミ 寒坐黄泉戸大神 伊邪那岐神黄泉國より歸り給ふ時に追ひ來ませる女神と夫婦の契約を絶たんとして黄泉津平坂の道を塞ぎ給ひし大磐石をいふ名義は黄泉の門に立ち塞る大神の意なり伊邪那美神をかへし奉りしによりて道返大神とも申す(古事記)。

サヨツヒメノミコト 佐用都比賣命 佐用は地名なり播磨國に左用郡あり此に住み給ひし神なり一に玉津比女命ともいふ此神姉神と國を争ふ時に生鹿

を捕へて其腹を割き其血を稻種に注ぎかけしかば一夜にして苗生ず依て其地を五月夜郡といひ神名を贊用都比賣命といふ(播磨風土記)。

サヨリビメノミコト 狹依毘賣命 サは眞に通ふ讚美の稱ヨリは宜しなり「イチキシマヒメノミコト」を見よ今福岡縣宗像郡縣社宮地嶽神社鹿兒島縣薩摩國出水郡郷社枚聞神社其他に祀らる。

サリコム 左季金 任那人なり其の後裔の來朝歸化せしものに豊津造及韓人氏あり(姓氏錄)。

サリワウ 佐利王 任那國龍主王の孫なり其子孫の來朝歸化せしものに大伴 造あり(姓氏錄)。

サルダヒコノカミ 猿田毘古神(記)猿田彦神(紀)一に猿田彦大神又猿田毘古之男神とも又大土御祖神ともいふ御名義は書紀に口尻明輝とあるによればサルダヒコは尻明光彦なりシリのリを省きシアカルを約むればサルとなりテラの切はタとなる扱かの獸類なる猿猴は此の神の御貌に極似せるより名づけたる名稱なるべしと記傳には説かれたり伴信友の説には猿田はサダと讀みて佐陀は伊勢の地名なりといへり又一説猿田比古はサキダチヒコにて案内の意なり

ともいへり天孫降臨の時此神天八衢に立つ容貌魁偉身長七尺鼻の高さ七咫口尻赤くして光り眼は輝く鏡の如し天孫その從神をして往いて其名を問はしめ給ふに諸神恐れて敢て端睨する者なし乃ち天孫受賣神をして往いて問はしめ給ふ天孫受賣命乃ち往き向ひ立ちて大に笑ふ此神問うて曰く何爲れぞ汝は笑ふやと受賣命却て反問して曰く天孫の降りまさんとするを途上に要するは誰ぞと此神乃ち天孫を導き奉らんとして出迎ふる由を答申すやがて先導して天降り遂に宇受賣命に送られて伊勢に到りて止り給ふ其後阿邪訶(伊勢國)に在りて漁し給ふ時比良夫具に手を食はれて海潮に沈みましし時の名を底度久御魂といひ又陥りて海水の泡だつ時の名を阿和佐久御魂といふ(古事記、日本書紀、古語拾遺)。

サルメノキミ 猿女君 天孫降臨の際天鈿女命は猿田彦神と問答して之をして嚮導の任に當らしめ其後猿田彦神を送りて伊勢に至りしなご縁故も淺からざるにより詔して鈿女命は猿田彦の御名を負ひて皇孫の朝廷に仕奉らしめ給ふ依りて其子孫たる女子をばサルメノキミと呼ぶといふ(古事記)今考ふるに

猿女君として祭れるは鈿女命のことならん「アメノウズメノミコト」を見よ。

サキノスクネ 佐爲宿禰 美努王の子なり母は縣犬養橘宿禰 三千代大夫人といふ宿禰朝廷に仕へて中宮大夫たり(姓氏錄)。

サダノキミ 佐太公 豊城入彦命十世の孫なり事蹟明ならず其の後に池田朝臣あり(姓氏錄)。

サンデウサネツム 三條實萬 「フヂハラノサネツム」を見よ。

サンデウサネトミ 三條實美 「フヂハラノサネトミ」を見よ。

サンデウテンワウ 三條天皇 天皇御諱は居貞冷泉天皇の第三皇子御母は贈皇后藤原超子なり寛和二年皇太子となり寛弘八年六月第六十七代の帝位に即き給ふ在位五年眼疾を患ひ給ひて長和五年位を皇太子敦成親王に譲り亞で寛仁元年三條院に崩じ給ふ御壽四十二御陵は衣笠村北山にあり改元すること一長和といふ(大日本史、大鏡)。

サンヤウコウ 山陽公 後漢の孝獻帝四世の孫なり其子孫歸化したる者當宗忌寸あり(姓氏錄)。

サルメーサンヤ

シ之部

シカノキミ 斯我君 百濟の聖明王の後裔なり
 武烈天皇の七年百濟王斯我君を遣して方物を獻せし
 む乃ち來朝して本邦に歸化せり(日本書紀)
 シキタナヒコノミコト 敷桁彦命 神八井耳命
 の後裔なり御事蹟詳ならず(國造本紀)
 シキツヒコタマデミノスメラミコト 師木津日子
 玉手見命(記)磯城津彦玉出見天皇(紀) 師木は御
 母の御生家なる師木にして玉手は河内國安宿郡に玉
 手村玉手山あり之によれる御名なるべく乳母などの
 生地に見は耳と同じく尊稱なり綏靖天皇の第一皇
 子御母は師木縣主の祖河俣毘賣と申す第三代の帝と
 なり給ひ片鹽 浮穴宮にまして天下を治め給ふ片鹽
 浮穴宮の地は大和國南葛城郡浮穴村なり御在位三十
 八年にして崩す畝火山南御蔭井上陵に葬り奉る聖壽
 五十七諡して安寧天皇と云ふ(古事記、日本書紀)
 シキツヒコノミコト 磯城津彦命 安寧天皇の
 第三皇子にして御母は川津姫と申す御事蹟明ならず
 其の末裔に新田部宿禰あり(姓氏錄)

シキノクハシヒメノミコト 磯城細媛命 「クハシ
 ヒメノミコト」を見よ。
 シキノミコト 磯城王 天武天皇の皇子なり御事
 蹟明ならず其の末胤に三國真人あり(姓氏錄)
 シキノミコト 斯鬼命 天佐鬼利命三世の孫な
 り御事蹟明ならず羽東氏は其の末裔なり(姓氏錄)
 シギヤマツミノカミ 志藝山津見神(記) 雉山祇
 (紀) 志藝は繁木なり伊邪那岐神火神を斬り給ひ
 し時其死屍の左手に生りませる神なり御事蹟詳なら
 ざれど山の事を治り給ふことは御名によりて知らる
 (古事記)
 シクマヒコ 志久麻彦 天湯津彦命十世の裔孫
 なり成務天皇の朝忍國造と定め給ふ忍は詳ならず或
 は陸奥國信夫郡なりといひ又陸奥國志太郡なりとも
 いふ(國造本紀)
 シケンワウ 師建王 漢の王子なり事蹟明なら
 ず其の末裔の歸化せしもの谷直あり(姓氏錄)
 シコフノアタヘ 色夫直 都賀直五世の裔孫な
 り事蹟明ならず其の末裔の來朝歸化せしものに平田
 宿禰あり(姓氏錄)

シユメノスケネ 色鳴宿禰 御殿宿禰の子なり
 仁德天皇の皇子瑞齒別命の生れ給ふや瑞井の水を御
 産湯として注ぎ奉るに虎杖の花飛んで瓮中に入る色
 鳴宿禰天神壽詞を奏して御諱號を多治比瑞齒別命と
 奉る乃ち多治比部を諸國に定めて皇子湯浴の邑とな
 し色鳴を之が宰となす故に之を丹比連といふ其後新
 家を作れるに依て丹比新家連と稱す(姓氏錄)
 シシヨウ 志勝 融通王四世の裔孫なり事蹟明
 ならず秦忌寸は其の末胤なり(姓氏錄)
 シタエルヒメノミコト 下光比賣命 記 下照姫
 紀 古事記傳に「書紀に下照姫亦名高姫亦名稚國
 玉とあり御父の大國玉に對へ稱へて稚國玉と稱へ申
 せるを思へば此神女神ながらも國事に功蹟ありし神
 なるべし下照は夫の鄙照の類の稱名かどあり神名考
 には下光とは御容貌の美麗なるを稱美していへるな
 るべしといへり一名を高比賣と申す大國主神の御女
 なり御母は多紀理賣命高天原より使者として來れる
 天若日子が妻となり給ひ若日子の死するや號哭措か
 ず其聲天上に聞ゆ天なる若日子が父及び妻之を聞き
 て來り降りて泣く下光比賣の兄阿遲鉏高日子根神亦

來りて之を弔らひしに其妻若日子に酷似せるを以て
 父妻共に若日子未だ死せずとなし喜びて抱擁す高日
 子根神怒りて何ぞ吾を穢き死人には比するやとて飛
 び去り給ふ下光比賣乃ち歌を詠じて其名を告ぐ(古
 事記、日本書紀)兵庫縣攝津國有馬郡郷社高賣神社其
 他に祀らる。
 シチフクジン 七福神 七福神はもと天竺の神
 なり大國天、惠比壽、毘沙門、壽老人、布袋、福祿壽、
 辨天をいふ皆幸福を授くる神として人々の家に祭る
 神道問答七福神考。
 シツカヒノミコ 靜貝王 御名義詳ならず「カ
 ヒダゴノミコ」を見よ。
 シテウテンワウ 四條天皇 天皇御諱は秀仁後
 堀河天皇の第一皇子にして皇太子たり御母は光明峯
 寺關白藤原道家の女養壁門院藤原子寛喜三年二月
 御降誕同年十月立太子貞永元年十二月二歳にして受
 禰し第八十七代の帝位に即き給ふ上皇崩じて後は外
 祖藤原道家政を執り御在位十年改元すること六日
 く天福、文曆、嘉禎、曆仁、延應、仁治、仁治三年正月御
 壽十二にして崩じ給ふ御陵は京都市下京區今熊野月

輪にあり(大日本史)

シテンワウノカミ 四天王神 天竺の神なり帝釋の外臣にして佛法を守護すと云ふ東方天王を多羅陀といひ南方天王を毗瑠璃といひ西方天王を毘留博又北方天王を毘沙門といふ(法華文句、長阿含經)

シドリベノカウセンキン 後部高千金 高麗人なり參朝して奉仕し正六位上に敍せらる其の後に後部高あり此姓字音にてよむべきが如し(姓氏錄)

シナツヒコノカミ 志那都比古神(記)級長津彦神(紀) シナは息長なり書紀の一書に伊弉諾尊宜く我生めりし國は唯朝霧のみかをりみてる哉と吹き拂ひます息吹に神生れり級長戸邊命と申すとあるによりて知るべしとは舊説なり神名考には那は成なるの省なるべし則成りませる意なり良行音を省く例多しといへり伊邪那岐伊邪那美二神の御子なり此神風を司り給ふにより又風神とも申す(古事記、日本書紀)伊勢神宮域内風日祈宮其他に祀らる

シナツヒメノカミ 志那都比賣神(記)級長津姫神(紀) 志那都比古神と共に風の神なり加茂翁の説に志那都比古は龍田彦志那都比賣は龍田姫なり然る

シハヒコノカミ 志波彦神 陸前國宮城郡鹽釜町鎮座國幣中社志波彦神社の祭神なり本社は元鹽釜の末社にして其社記に當社祭神を藻鹽場彦藻鹽場姫となし鹽竈大神附屬の神となす神社志料に鹽彦の義にて或は鹽を造る處を掌る神ならんとあり

シヒネツヒコノミコト 椎根津彦命 「ウヅヒコ」を見よ

シヒノハノマロヒメノミコト 椎葉圓比咩命

御系統事蹟詳ならず能登國羽咋郡に椎葉圓比咩神社あり此命を祀る(延喜式)

シフゼンシゴングン 十禪師權現 火瓊々杵命を祀りてかく申す(嚴神抄)

シフミノスクネノミコ 志夫美宿禰王 御名義地名にあやらん日子坐王の御子なり御母は菟幡戸辨と申す御事蹟詳ならず(古事記)

シホイノコシノアタヘ 鹽伊乃己自直 天由都彦命十一世の孫なり成務天皇の朝白河國造たり白河は磐城國白河郡白河郷なり(國造本紀)

シホキミ 鹽君 百濟の都慕王の後胤なり事蹟明ならず其の末胤本邦に來朝歸化せるものに宮原宿

に記紀共に比古神のみ見えて比賣神の名見えざるは一神脱ちたるなるべしとあり(祝詞考抄約)伊勢神宮域内風日祈宮其他に祀らる

シナトベノミコト 級長戸邊命 御名義級長津姫神に同じ邊は女の稱號なり伊弉諾伊弉册二神の御子なり御事蹟詳ならず(日本書紀)

シナノノミヤ 信濃宮 「ムネナガシンツウ」の條を見よ

シヌノオホカミ 小竹大神 詳ならず和歌山縣紀伊國日高郡御坊町に小竹八幡神社ありて此神を祀る蓋し祭神明ならざるを以て社名を以て祭神名とせしなるべし此社今郷社に列す(神社明細帳)

シバカツノスクネ 志波勝足尼 建内宿禰四世の裔孫なり反正天皇の朝命せられて江沼國造となる

シバヌイリキ 柴野入杵 柴野は近江の地名なるべし入は伊呂に同じく親愛の意杵は君なり近江の人にしてその子に柴野比賣あり(古事記)

シバヌヒメ 柴野比賣 柴野入杵の女なり須賣伊呂大中日子王に嫁して一子を生む(古事記)

禰あり(姓氏錄)

シホタリツヒコノミコト 鹽垂津彦命 彦國貴命の孫なり崇神天皇の朝任那國奏して曰く臣が國の東三巴紋の地あり地方三百里人民甚だ富む常に新羅國と相争ひ治むること能はず兵戈相尋ぎ民生を思はず臣請ふ將軍をして此の地を治めしめ給はば即ち貴國に屬せんと天皇大に悦んで群卿をして遣すべき人を選ばしめ給ふ衆奏して曰く彦國貴命の孫鹽垂津彦命頭上に贅あり三岐にして松樹の如し身の長五尺脅力人に追ぐ性亦勇悍なり宜しく之を遣して治めしめ給へと天皇乃ち命じて行かしむ果して大功あり其後裔に吉田連眞野臣あり(姓氏錄)

シボチ 志發 高麗人なり事蹟明ならず其の末胤の來朝歸化せしものに禰當造あり(姓氏錄)

シホツチノカミ 鹽槌神(記)鹽土老翁 古事記傳鹽槌は知識大都知にて凡の情勢をよく知れるをいふ名なりと説かれたり火遠理命を勸めて海神の宮に行かしめ奉りし神なり「アマツヒダカヒコホホデミノミノコト」の條を参考せよ(古事記、日本書紀)

陸前國國幣中社鹽竈神社に祀らる

シホツツノオチ 鹽筒老翁 「シホツチノカミ」
を見よ。

シホミノスクネ 鹽見足尼 臣知津彦君の子なり
景行天皇の朝甲斐國造に定め給ふ國造本紀。

シマダタオミ 島田忠臣 儒者なり字は達音
貞觀中越前權少掾となり轉じて加賀の權大掾となり
渤海副使周元伯を見て其の文に唱和す從五位下少内
記に任せられ後因幡權介に移る元慶中從五位太宰少
貳となり美濃介となりかの菅原道真と共に渤海使を
接待す後伊勢介より宇多天皇の侍講に轉じ寛平中卒
す讃岐國綾歌郡瀧宮村大字瀧宮に天滿神社あり此神
を祀る(大日本史)。

シマタリネ 島垂根 島は地名か系統事蹟詳な
らすその御子に安寧帝の妃糸井比賣あり古事記。

シマツタカヒサ 島津貴久 貴久は忠良の嗣子
なり建久四年薩摩の守護となり天文の頃異國の船種
ヶ島に來りて島銃を傳ふるや島主時亮その時直ちに
之を貴久に獻すと元龜二年歳五十九を以て卒す今鹿
兒島市松原町郷社松原神社に祀らる。

シマツタダヨシ 島津忠良 忠良は運久の嗣貴

久の父に當る島津家中興の祖として英名あり民その
徳を服す今鹿兒島縣川邊郡加世田村郷社武田神社に
祀らる。

シマツトシヒサ 島津歳久 義久の弟なり性剛
直勇悍天正十五年義久豊臣秀吉の攻伐に會ひ遂に之
と和するや歳久之に服せず秀吉之を攻むれども抜く
能はず文祿の役出師の虚に乗じて秀吉を討たんこと
を圖りしも能はず後遂に志の果すべからざることを
知りて自裁せりといふ今鹿兒島縣鹿兒島郡吉野村郷
社平松神社に祀らる。

シマツナリアキラ 島津齊彬 薩摩守と稱す從
三位濟興の子文政七年從四位下に叙せられ天保五年
少將となり同二月初て國に就く天保十五年二月修理
大夫と改む弘化三年六月佛國軍艦琉球に到來の報あ
り警備の爲國に歸る嘉永四年五月封を襲ぎ安政五年
七月十五日薨す文久三年十二月權中納言從三位を贈
らる後祠を建てて其靈を祭る別格官幣社照國神社之
なり明治二年從一位を贈られ三十四年五月正一位を
追贈せらる。

シマツナリノブ 島津齊宣 重豪の子なりその

女に隣子あり松壽院夫人と云ふ今共に鹿兒島縣熊毛
郡中種子村照徳神社に祀らる夫人は種子島の領主伊
勢久道と婚す久道早く病歿したるを以てよく家政を
整理し又鹽田を開きて民業を利すと云ふ。

シマツヨシヒロ 島津義弘 義久の嗣なり父の
後をうけて薩摩を領す天正十四年義久と共に秀吉の
軍を防ぎしも遂に和して大隅を賜はる征韓の役出征
して各地に武功を顯し後石田三成に應じて兵を擧げ
關ヶ原に大敗し歸國して罪を待ちしが家康之を討つ
の不利なるを察して其本領を安堵す爾來國務を家久
に譲りて餘生を送り元和五年七月卒す年八十五なり
今鹿兒島縣日置郡中伊集院村郷社徳重神社に祀ら
る。

シマトノモノノベ 島戸物部 天神なり饒速日
命天降の時二十五部人の一として兵仗を帯びて從ひ
し神なり 舊事紀。

シヨトクテンワウ 稱徳天皇 孝謙天皇の重祚
なり天皇淳仁天皇を廢し重祚して第四十八代の帝位
を治しめし遷りて平城に都す位に在すこと五年改元
する事二曰く天平神護神護景雲神護景雲四年八月崩

す御壽五十三大和國生駒郡平城村高野陵に葬り奉る
故に高野天皇と稱す天皇の御代僧道鏡寵に誇り位を
視ふと雖も清麿ありて事なかりき(續日本紀)。

シモコリヒコノカミ 霜凝日子神 「カケヲシモ
コリヒコノカミ」を見よ。

シモハヤヒコノミコト 霜速日子命 御系統詳
ならず多々人美比古命は其の御子なり(帝王編年記)。

シヤウジュケンニンカウヲシヤウ 成就院忍向和
尙 京都清水寺の住職にして中將坊月照とも稱す
勤王の志篤く竊に天下の志士と交を結び且つ和歌の
會にことよせて公卿堂上方とも深く交り大に國事に
奔走する處ありしに安政五年幕政改革の密勅水戸に
下るに及び和尙の身に難の及はんことを氣遣ひたる
近衛公の勸めにより西郷隆盛に伴はれて薩摩に下り
ぬ遂に日向に赴く途中海に投じて死す明治二十四年
特旨を以て正四位を贈らる京都靈山官祭招魂社に祀
らる。

シヤウテイ 章帝 後漢光武帝の孫なり事蹟明
ならず其の末本朝に歸化せるもの八戸史あり(姓氏
錄)。

シャウトクタイシ 聖徳太子 「ウマヤドノワウ
ジ」を見よ。

シャウムテンワウ 聖武天皇 天皇御諱は首文武
天皇の第一皇子にして御母は藤原宮子元明帝の和銅
七年六月立て皇太子となり元正帝の時尙東宮に在り
養老八年二月讓を受けて平城宮に即位す時に御年二
十四藤原不比等の第三女宅宿娘を立て皇后とす天皇
佛を好み國分寺を諸國に創立し僧を禮し屠殺を禁じ
給ふ後都を難波に遷す天皇位に在す事二十五年改元
せらるゝもの二曰く神龜、天平、位を太子に譲り太上
皇と稱し薙髮して勝滿と號し給ひ後八年にして崩す
御壽五十六年大和國添上郡佐保山の南陵に葬る御名
を天璽國押開櫻彦天皇と申す同條を参照すべし
(續日本紀)

ジュントクテンワウ 順徳天皇 天皇御諱は守
成後鳥羽天皇の第三皇子にして御母は修明門院藤原
重子土御門天皇の禪を受けて正治四年第八十四代の
帝位に即き給ふ承久三年後鳥羽上皇義時を討せんと
す天皇亦之に與り給ふ義時乃ち兵を擧げて闕を犯し
天皇を佐渡に流す天皇御在位十一年改元せらるる事

三建曆、建保、承久といふ仁治三年佐渡の行宮に崩
す御壽六十四同國眞野陵に葬り明治七年攝津國三島
郡官幣中社水無瀬宮に祀らる(大日本史)

ジュンナテンワウ 淳和天皇 天皇御諱は大伴
桓武天皇の第三皇子にて平城天皇の同母弟なり嵯峨
天皇の禪を受けて第五十三代の位に即き給ふ天皇詩
を嗜み書を善くし給ふ故に群臣亦頗る多才なり御在
位十年位を皇太子に禪り西院に居給ふ因りて西院帝
とも稱し奉る承和七年崩す山城國大原野西峰陵に葬
る御壽五十五改元する事曰く天長(大日本史)

ジュンニンテンワウ 淳仁天皇 天皇御諱は大
炊舍人親王の王子にして天平寶字元年孝謙天皇の皇
太子となり給ひ同二年八月禪をうけ給ふ第四十七代
の帝なり都を近江の保良に遷し給ふ時に上皇惠美押
勝を寵し又道鏡を幸し給ふ天皇深く之を憂ひて諫を
上り給ふ上皇因りて悦び給ふ押勝反するに及び天皇
押勝と謀を通すとなし遂に天皇を廢して淡路に流し
給ふ尋いでここに崩す御壽三十三御在位六年世に淡
路廢帝と申す明治三年淳仁天皇と諡せらる御陵は淡
路國三原郡加集村にあり淡路陵といふ(大日本史)京

都市今出川官幣中社白峯宮に崇徳天皇と共に祀ら
る。

ジヨコウケイ 徐公卿 唐人なり沈惟岳と同時
に來朝し仕へて正六位上に叙せらる其の末葉に榮山
忌寸あり(姓氏錄)

シヨウクワウテンワウ 稱光天皇 天皇御諱は
實仁後小松天皇の皇長子にして御母は日野資國の女
光範門院資子御年甫めて十三禪を受けて第一百一代の
帝位に即き給ふ上皇政を院中に聽く天皇即位の初め
南朝の遺臣迭立の約を踏まん事を乞ふ上皇許し給は
ずして天皇を立て給ふ天皇佛を好み淨を尊びて嗣な
し因て位を皇弟彦仁親王に讓る是を後花園天皇とな
す天皇御在位十六年改元せらるる事二曰く應永、正
長、正長元年御壽二十八を以て崩す深草法華堂に葬
る(大日本史、野史)

シヨメイテンワウ 舒明天皇 「オキナガタラシ
ヒヒロヌカノスメラミコト」を見よ。

ジュンダタイシ 純陀太子 武寧王の太子なり
繼體天皇十八年正月位に即き聖明王と稱す欽明天皇
十五年新羅の軍に討たれて薨す(日本書紀)

シラガノオホヤマトネコノミコト 白髮大倭根子
命(記)白髮武廣國押稚日本根子天皇(紀) 白髮は

書紀に天皇生れ給ひし日より御頭に白髮を有し給ひ
し由いへれば之によれる御名なるべし書紀の武廣國
押とは男々しきを歎美せる唱へ名なり雄略天皇の第
三皇子にして御母は韓比賣と申す父帝の二十二年皇
太子となり父帝崩じて即位し給ひ伊波禮之鸕粟宮に
ましまして天下を治め給ふ第二十二代の帝清寧天皇
これなり天皇皇后を納れ給はず従つて御子なし在位
五年御壽四十一にして崩す河内國南河内郡坂田門原
陵に葬り奉る(古事記、日本書紀)

シラ 斯羅 漢王の後裔百尊の孫なり皇極天皇
の朝河内山下の邑田を賜ひて之に居らしむ其のよく
文書を解するを以て田邊史となる(姓氏錄)

シラギクノオホカミ 白菊大神 御系統事蹟詳
ならず山城國紀伊郡伏見町に府社御香宮神社ありて
此の大神を祀る(神社明細帳)

シラクモワケノミコト 白雲別命 天神なり夙
く天降りて吉野に住む女に豊御富あり(姓氏錄)
シラカハテンワウ 白河天皇 天皇御諱は貞仁

後三條天皇の第一皇子にして御母は藤原茂子延久四年十二月禪をうけて第七十二代の帝位に陞り給ひ政を親らし給ふ卿相位に備るのみ天皇佛を信する事甚しく統を寫し寺を營み給ふ位に坐す事十四年にして位を皇太子善仁親王に譲る因て太上天皇と稱せられ給ふ後薙髮して融覺と號す然れども政なほ院中に出づ所謂院政の始なり世に白河法皇と申す寛治元年鳥羽殿に坐し給ふ城南の離宮と號す法皇院中に政を視給ふ事三代五十年間なり大治四年御壽七十七にて崩じ給ひ紀伊郡成菩提院の陵に葬り奉る改元せらるるもの四曰く承和、承暦、永保、應徳、天皇歌を好み給ひ後拾遺集金、葉集の勅撰あり(大日本史)。

シラガタケヒロクニオシワカヤマトネコノスメラミコト 白髮武廣國押稚日本根子天皇 「シラガノオホヤマトネコノミコト」を見よ。

シラサカイクヒノイラツメ 白坂活日郎女 白坂は地名なるべし繼體天皇の皇女にして御母は關比賣なり御事蹟明ならず(古事記)。

シラナミノミナアワノミコト 白波之彌奈阿和命 大山津見神の御裔神と覺し御事神詳ならず伊

豆國田方郡に白波之彌阿和命神社あり(神社叢録)。
シラヒノカミ 白日神 白の字は向の字の誤にて牟加比なるべし式に山城國乙訓郡向日神社ありとて古事記傳には向日神となせり大年神の伊怒比賣に娶ひて生みませる神なり古祇拾遺の文にても誤なること明かなり(古事記傳)。

シラヒコノミコト 白比古命 御系統事蹟明かならず能登國能登郡に白比古神社あり(延喜式)。

シラヒワケノミコト 白日別命 白日別は古事記傳には向日別ならん向日別の向は天離向津媛等の例を思ふに厚く親愛して稱する意ある辭と覺ゆもし然らばツクシもウツクシといふにて意よく聞えたりとあり伊邪那岐伊邪那美二神の御子筑紫の國名なり肥前國南高來郡小濱村に筑紫魂神社ありて此命を祀る 古事記(神社明細帳)。

シラヤマヒメノカミ 白山比咩神 加賀國石川郡國幣小社白山比咩神社の祭神菊理媛神を稱して白山比咩神と申すなり其神社の社傳に中菊理媛命東伊弉諾尊西伊弉冉尊とあり一説大鏡には伊弉冉尊と見え和漢三才圖會には白山大權現祭神三所伊弉冉尊

左菊理媛右泉守道者元正天皇靈龜二年出現と見ゆ和爾雅神祇にも之と同じ説見えたりかく諸説一致せざるに就て考ふるに其白山比咩と稱して太古よりの鎮座に菊理媛神にして諸冉二尊の如きは思ふに元正天皇御宇なごより之に合せ祀り初めたるなるべし(日本書紀通釋)。

シリツギネノミコト 尻調根命 火明命十六世の裔孫なり御事蹟の著きものあらず若犬養宿禰は其の後胤なり(姓氏錄)。

シルツマノオリサ 之留川麻乃意利佐 狛國人なり其の末葉の歸化せる者に八坂造あり(姓氏錄)。

シロウサキノカミ 白菟神 神代に因幡國に住みし白菟なり八十神等御弟大國主神を率ゐて稻羽に八上比賣を訪はんとて氣多之埜に至れば裸菟伏したり八十神等もと性善からず之を許して曰く汝其傷を治せんとならば潮水に浸浴して風に吹かるべしと菟之を信ひ潮を浴び山峯に伏すれば濕の乾くに隨ひ皮膚悉く裂け苦痛堪ふべからず乃ち展轉慟哭して止まず大國主神蹤より來りてこの狀を見て懇に其故を問ひ給へば菟答へて曰く吾曾て隱岐島に在住せり本國

シリツノシロキ

に渡らんと欲すれども其術を知らず乃ち鰐魚を欺いて曰く汝と吾と族の多少を比せん汝悉く其族を募り來て此島より氣多崎迄に列伏せよ吾其背を踏みて總數を數へ度らんと鰐魚直に聽し從へり吾乃ち其背を渡りて此方の岸に上らんとせし時嘲笑ひて愚なるかな鰐魚の族や吾汝を欺けるなりといへりしに眞近に伏せる鰐吾を捕へて悉く我が衣服を剥ぎぬ之に依りて泣き居りし所に八十神來まして誨へたまへる儘に潮を浴みしかば我身甚く傷はれつと具にありし狀を告ぐ大國主神最く憐みて教へて宣はく速に清水にて汝が身體を洗ひ滌ぎ蒲黃を布きて其上に轉べと菟之に従ひしに傷忽に癒えたり菟再拜して大國主命に白さく八十神は必ず八上比賣を得給はず袋を象ひ給へども君こそは八上比賣を得給はんぞ申し(古事記)鳥取縣伯耆國東伯郡中山村大字東積村郷社中山神社氣高郡末恒村大字内海村社白菟神社に祀らる。

シロガネノミコ 銀王 御系統明ならず景行天皇の皇子大江王に嫁して大名方王を生み給ふ(古事記)。

シロキノスクネ 白城宿禰 紀角宿禰の子なり

事蹟明ならず其の末胤に坂本朝臣あり(姓氏錄)
 シロキヒコノミコト 信露貴彥命 御系統事蹟
 明ならず(越前國敦賀郡に延喜式内信露貴彥神社あ
 れども此信露貴彥神社に擬せらるる敦賀郡松原村社
 社信露貴彥神社は瓊瓊杵尊日本武尊を祀り同村神社
 白城神社は鷓鴣草葺不合尊を祀り南條郡今庄村郷社
 新羅神社は素戔嗚尊を祀る)
 シロキナセ 白猪奈世 百濟人なり事蹟明なら
 ず其裔に大友史あり(姓氏錄)
 シヤツキツワウ 釋吉王 漢王なり其末に臺
 直、臺忌寸等あり孝徳天皇の頃本朝に歸化せり
 シンキンワウ 慎近王 後漢光武帝七世の裔孫
 なり其の末の歸化せし者に下村主あり(姓氏錄)
 ジンゴウクワウグウ 神功皇后 (オキナガタラ
 シヒメノミコト)を見よ。
 ジンタツワウ 蓋達王 後漢の光武帝の後胤な
 り其の後胤歸化せるものに高安造あり(姓氏錄)
 シンノシクワウ 秦始皇 始皇姓は嬴名は政莊
 襄王の子と稱するも實に呂布草の子なり十三歳襄王
 に次で立ち十七年内史勝韓を滅せるを始めとして趙

魏楚燕齊等四邊の州國を悉く討滅し天下を統一して
 自ら皇帝と稱し躬ら朕と號す又先代の諡號を廢して
 始皇帝と稱し二世三世と數序を逐うて之を稱せしむ
 三十二年蒙恬を將として北方匈奴を征伐せしめ萬里
 長城を築く臨江より遼東に至り延長萬里あり萬里長
 城と稱す三十四年其の臣李斯の奏を納れ天下の詩書
 百家の書を燒き翌年儒生四百六十餘人を坑にす三十
 七年沙丘に殞す(史記)其の後裔の歸化せるもの秦人
 秦公等あり(姓氏錄)山城國葛野郡大秦村式内村社大
 酒神社に祀らる蓋秦氏の祀る所なり。
 シンノシヨフク 秦徐福 一に徐市ともいふ齊
 國の人にして方士なり始皇之に命じて童男童女五千
 餘人と共に海を渡りて三神山に不死の藥を求めしむ
 徐福遂にかへらず傳へいふ日本に來り留れりと(史
 記)鹿兒島縣其他に祀らる。
 ジンムテンワウ 神武天皇 一カムヤマトイハレ
 ビコノミコト)を見よ。
 シンラノキミ 秦羅君 意里都解の後なり事蹟
 明ならず其の末歸化せしもの且良公あり(姓氏錄)

ス之部

スガオシヒメノミコト 菅忍比咩命 御系統事
 蹟明ならず能登國能登郡に菅忍比咩神社あり(延喜
 式)
 スガカマユラドミ 菅竈由良度美 菅も竈も由
 良も地名なり斯く重疊して謂ひなしたるは父母の生
 地或は乳母などの氏の名地の名を加へていへるにて
 例多し但馬清日子の女なり母は當摩之咩妻といふ事
 蹟傳らず(古事記)
 スガシロコノイラツメ 須賀志呂古郎女 名義
 清白子にして清楚白哲の美をたたへたるの意か或は
 白は代ならんか用明天皇の皇女にして御母は飯女之
 子と申す御事蹟傳はらず(古事記)
 スガネノミコト 須我禰命 須我は須賀の宮の
 ある地名なりこの命の御子に宇能治比古命あり父神
 を恨む事ありて出雲海潮を提して逆流せしめ以て御

祖神を漂深せしむといふ(出雲風土記)
 スガノカケナサカカルヒコヤシマデノミコト 清
 之繁名坂轉彦八島手命 繁名坂は湯山に在りし坂
 なるべし輕は地名か將た稱贊の名か八島手の手は根
 に通ふ稱へ言なり「ヤシマジヌミノカミ」の條を見よ
 (日本書紀)
 スガノモロヲ 酢鹿之諸男 酢鹿は地名なるべ
 し多遲麻清日子の子にして母は當麻之咩妻なり事蹟
 詳ならず(古事記)
 スガノユヤマヌシミナサロヒコヤシマジヌ 清湯
 山主三名狹漏彦八島餘 御名義清は出雲の郷名即
 ち須賀稻田宮の在りし所湯山は其邑内に在りて温泉
 の湧出せる山此神この山中に生れて人となりこの地
 を主宰し給ひし由の御名なり三名狹も地名か漏は助
 辭條は知主の約にて其處の主たる意なり「ヤシマジ
 スミノカミ」を見よ(日本書紀)
 スガノユヤマヌシミナサロヒコヤシマヌ 清之湯
 山主三名狹漏彦八島野 野は主の義にて主宰を意
 味す前條を見よ(日本書紀)
 スガハラミチサネ 菅原道眞 その先は野見宿

禰に出づ參議從三位是善の第三子にして幼字を阿呼と
呼ぶ聰明穎悟貞觀年中文章得業生となり擧げられ
て玄蕃助となり少内記に任じ累進して文章博士を兼
ぬ仁和中中讃岐守に遷る此時始めて阿衡の事に依り
書を時の關白藤原基經に呈して陳説す宇多天皇の寛
平三年藏人頭に任ず天皇藤原氏の專恣を憤りその權
勢を殺がんの御志あり深く道眞を寵用し給ふ四年從
從四位下に陞り左京大夫を兼ねぬ敦仁親王皇太子とな
り給ふや道眞傳佐の任重し五年參議に任じ民部大輔
左大辨勘解由長官を兼ねぬ亞いで春宮亮をも兼ねぬ幾も
なくその女衍子の入りて女御となるや益々重用を蒙
り翌年遣唐使を命せらるるや當時唐國擾亂常なく且
つ文物觀るに足らざるを上奏して遣唐使の事罷む爾
來累進民部卿大納言を経て右大將を兼ねぬ氏の長者と
なる九年醍醐天皇立ち給ふや特に道眞を重せられ正
三位に叙し中宮大夫を兼ねぬ内覽の宣旨を蒙り昌泰
二年遂に右大臣に任じ時の左大臣藤原時平と相並ん
で政務に與るに至れり蓋し道眞藤氏に非らず世々儒
家に生れて斯くまで重用せらるること當代に於て頗
る異數のことたり爾來眷寵日に隆く宇多法皇密に天

皇と謀りて道眞を關白に擧げんとし給ふや道眞固辭
し奉る是に於て時平以下藤氏の族並に源光藤原菅根
等深くその重寵を嫉み相結びて讒言すらく道眞異圖
を抱き齊世親王を擁立せんと謀ると是に於て大宰權
帥に左遷せらる道眞乃ち和歌を以て冤を法皇に訴ふ
るや法皇朝廷に抵りて天皇の疑を解かんとし給ひし
も菅根等宮門を護りて法皇を入れ奉らず遂に貶黜せ
られて宰府に赴き一族皆遷竄せらる時に延喜元年な
り道眞誠忠の意を體し謫に在る三年門を閉ぢて出で
ず文墨に自適す三年二月遂に配所に薨す壽五十九な
り宰府に近き四堂の傍に其遺骸を葬らんとしけるに
途に柩車返りて動かさず遂に地を此に卜して墓塋とす
安樂寺の墓所これなり道眞文章詩歌に巧にして博學
多識知らざるなし類從國史二百卷は其編する處の尤
なるもの其他に新撰萬葉集菅家詩集同文章三代實錄
等あり延喜九年墓所に神靈を齋き祀りて神殿を造營
す今の筑前國官幣中社大宰府神社の創始なり延長元
年正二位を贈り正曆年中正一位を陞贈し天慶五年京
都七條に社を營みて祀る官幣中社北野神社の創始な
り民間此神を天滿天神と稱し全國遍く奉祀して文神

となす(大日本史)

スガフイソベノカミ 菅生石部神 今石川縣加

賀國江沼郡福田村國幣小社菅生石部神社の祭神にし
て神名未詳なるが故に社名を以て祭神名とせり用明
天皇の御宇越江沼五穀豐饒萬民安堵の鎮護神として
遷座せられ醍醐天皇延喜の制式内社に列し陽成天皇
元慶七年十二月正五位下朱雀天皇天慶三年正月正四
位の下を授けらる(神社叢錄には社傳を引きて彦火
火出見尊豐玉姬命不合尊となせり)

スガル 螺贏 神八井 耳命の末裔なり雄略天

皇の朝皇后幡梭姬養蠶の御志あり諸妃と共に親ら桑
蠶の業をなさんとし螺贏を諸國に遣して逼く蠶兒を
收集せしめ給ふ螺贏乃ち勅命と稱し諸國に下りて夥
多の小童を募り集めて率ゐ歸る蓋し蠶を兒に誤れる
なり天皇大に笑ひて兒を悉く之に賜ひ又第を賜うて
之を養育せしめ給ふ依りて姓を賜うて小子部連とし
給ふ螺贏頗る膂力あり七年七月勅して三諸岳神を捕
へしむ乃ち三諸岳に上りて大蛇を捕へ歸る天皇之を
視る時大に雷電す依りて又の名を雷とも賜ふ(姓氏
錄)

スギホコワケノミコト 杉梓別命 大山津見神

の御裔神なるべし御事蹟詳ならず伊豆國賀茂郡に杉
梓別神社あり(延喜式)

スクナノマミ 足奈真巳 百濟人なり來朝して

仕へ從七位下に叙せらる其末葉に足奈氏あり(姓氏
錄)

スクナミカミ 少御神 「スクナヒコナノカミ」

の御別名なり(古史傳)

スクナヒコナノカミ 少名毘古那神(記) 少彥名

神(紀) 御名義は書紀の纂疏に御形體短小なるを
以て名となすとありスクナシとは後世にありては總
て物量多きに對して量數の少きのみいへども古は然
らず大に對して小さきをもいへり萬葉に小彥名とも
書けるは其の故なり神彥巢日神の御子にして父神の
御手の俣より漏れ落ちて此の中つ國に天降り給ひ夙
に朝鮮の國土を治め給ひ歸りて大國主神と兄弟の誓
をなして我が國土を修理經營し給ひて禁厭醫藥の道
を講じて蒼生を利し給ふ事大なり後再び去りて當世
國に渡り給ふといふオホクニヌシノカミを參照せ
よ(古事記、日本書紀)

スクナムチノカミ 小名牟遲神 「スクナヒコナノカミ」の御別名とす(古史傳)。

スクワウテンワウ 崇光天皇 北朝第三代の天皇なり御諱は興仁初名は益仁と申す光嚴天皇第一の皇子にて光明天皇の皇太子たり御母は陽祿門院藤原秀子貞和四年十月光明帝の讓を受けて位に即き給ふ御在位三年改元せらるる事二曰く貞和、觀應、觀應二年南朝正平七年南朝の兵天皇及光嚴光明二上皇を擁して去り天皇を阿州東條に幽す後佛に歸し法諱を勝圓心と呼ぶ應永五年崩す壽六十五山城國紀伊郡大光明寺陵に葬り奉る(大日本史)。

スサノヲノミコト 須佐之男命(記)素戔嗚尊(紀)「タケハヤスサノヲノミコト」を見よ。

スザクテンワウ 朱雀天皇 天皇御諱は寛明醍醐天皇の第十一皇子御母は藤原胤子(二に穩子)醍醐天皇の讓を受けて延長八年十一月第六十一代の帝位に即き給ふ承平の末より天慶に互りて平將門下總に起りて叛し藤原純友は伊豫によりて東西呼應して天下大に亂る天皇藤原忠文を將として討たしめ給ふ之より先藤原秀郷平貞盛等征討して亂平く天皇賀茂社

に幸し石清水八幡宮に臨時祭を行ひ多くの神寶を納めて逆徒の平定を饗し給ふ賀茂の行幸石清水の臨時祭これに始まり御在位十六年改元し給ふこと二曰く承平、天慶、位を皇太弟成明親王に譲り薙髮して佛陀壽と號し尋で崩じ給ふ御壽三十御陵は山城國宇治郡醍醐村にあり(大日本史)。

スシユンテンワウ 崇峻天皇 「ハツセベノワカササギノスメラミコト」を見よ。

スジンテンワウ 崇神天皇 「ミマキイリヒコイニエノミコト」を見よ。

ススコリ 須々許理 名義詳ならず應神天皇の朝漢土より來朝して遂に歸化せし人なり此人釀酒の識才あり天皇命じて酒を醸ましめ給へり(古事記)。

スセリビメノカミ 須勢理毘賣神 須勢理は急進の意なりそは此神先づ申で出て進みて大國神と婚し給へる故の御名なるべし素戔嗚尊(根國)に坐す時の御子なり大國主神御母の言に従ひて根國に行き給ひし時相携婚して此國土にかへり給ふ此神頗る歌を善くし給ひ當時に於て歌神にまじき大國主神倭に旅せんとし給ひし時詠みかはし給へる御歌は女子の貞操

を歌ひ其愛情を懇へ給へる所後世の法訓とすべし「オホクニヌシノカミ」參看(古事記)。

スタウジンケイクワウテイ 崇道盡敬皇帝 淳仁天皇の御實父舍人親王の追號なり親王は天武天皇の第三皇子にして御母は新田部皇女幼にして聰穎頗る學を好み諸學に亘る持統天皇の御宇太安磨紀清人等と共に勅を受けて國史を修め給ひ其の總裁を以て任じ給ひ養老四年五月始めて成る日本書紀是なり同八月大政官の事を知せしめらる天平七年薨す大政大臣を贈らる淳仁天皇の御字尊みて此の追號あり(本朝儒林傳、大日本史)。

スタウジンケイテンワウ 崇道盡敬天皇 「スタウジンケイクワウテイ」を見よ。

スタウテンワウ 崇道天皇 早良親王の追號なり「サハラノミコノミコト」を見よ。

スツノナミルノミコト 素都乃奈美留命 御系統明ならず仁德天皇の朝加宜朝國造に定め給ふ加宜の地は今知るべからず(國造本紀)。

ストクテンワウ 崇徳天皇 天皇御諱は顯仁鳥羽天皇の第一皇子にて御母は待賢門院藤原璋子鳥羽

天皇の讓を受けて第七十五代の帝位に即き給ふ時に御年五歳鳥羽上皇の寵姫美福門院得子體仁親王を生むに及び上皇深く之を愛し在位十七年にして天皇をして強て位を皇太弟に譲らしめ給ふ(近衛天皇)依て太上天皇と尊ばる然るに近衛天皇御在位十四年にして崩じ給ひしかは上皇の御子重仁親王當に御位に即かせ給ふ事と思ひ給ひしに美福門院之を忌み法皇に勸めて上皇の御同母弟雅仁親王を立つ即ち後白河天皇なり上皇いたく之を怨み給ふ時に關白藤原賴長權勢を失ひ怨望あり密に上皇に勸めて復位を圖り兼て己の本意を遂げんとす上皇乃ち之に従ひ保元元年鳥羽法皇崩するや郡國の兵を徵集し給ふ源為義爲朝以下兵多く集ると雖も事遂に成らず上皇逃れて南巡し給ひ後讀州白峯山黒木御所に遷され給ひ長寛二年八月此處に崩じ給ふ聖壽四十六白峯の陵に葬り奉る改元せらるる事六曰く天治、大治、天承、長承、保延、永治(大日本史)明治元年神靈を京都飛鳥井町白峰宮に遷祀す官幣中社たり。

スナガヒメノミコト 栖長比女命 大水上命の女なり御事蹟詳ならず(儀式帳)。